

平 成 29 年

3月熊取町議会定例会会議録

平成29年3月7日開会

平成29年3月30日閉会

熊 取 町 議 会

平成29年3月定例会会議録目次

(3月7日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
委員会報告	4
請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願	4
事業厚生常任委員会委員長報告	4
質 疑	4
請願第1号撤回動議提出	4
採 決	5
施政方針表明	5
一般質問	14
1. 服部脩二議員	14
1) 第4期障がい福祉計画について	
①平成27年度と28年度に実施された事業の成果と問題点について	
②平成29年度に取り組む事業と継続して推進する事業等について	
③「自立支援協議会」の構成人員と活動内容及び地域の課題における具体的な内容について	
④災害の避難時における障がい者の避難生活の検討内容について	
⑤町内の障がい福祉サービス事業所数と事業内容について	
⑥関係機関等の具体的な団体・事業所名と支援の充実の内容について	
⑦生活保護費を受給せず障がい者が自活できる差別のない街づくりの対策について	
2. 浦川佳浩議員	20
1) グローバル人材の育成を行うための「国際交流事業」の更なる取り組みについて	
①ミルデューラ市との交流の経緯、交流の目的及び費用、交流内容等の詳細について	
②国際交流事業の成果及び今後の課題について	
③Webテレビ会議システム等を活用した「国際交流事業」の導入の検討について	
④アジア地域との国際交流について	
3. 鱧谷陽子議員	30
1) 4月から始まる介護保険の総合事業について	
①進捗状況、介護研修の参加者数、及び介護サービスAとデイサービスAを行う施設数について	
②現行サービスとサービスAの違いについて	
③訪問サービスとデイサービスの価格について	
2) 第7期介護保険について	

①第7期の3年間における65歳以上の増加数について	
②地域包括支援センターにおける職員体制の拡充と町との連携について	
3) 学童の施設について	
①クラス数及び施設の改善について	
4. 二見裕子議員	41
1) ヘルプマーク・ヘルプカードについて	
①ヘルプマークの導入について	
②ヘルプカードの導入について	
③ヘルプカードとヘルプマークの同時配布について	
2) ストーマ装具について	
①ストーマ装具を使われているオストメイトと呼ばれる町民数について	
②災害時の福祉避難所における各自のストーマ装具の保管について	
③家族介護用品について、介護をする家族が希望する物品への介護給付券の使用について	
3) 防災・減災について	
①各自主防災組織における避難マニュアルについて	
②自主防災組織での訓練メニュー及び訓練された自治会数について	
③避難行動要援護者の災害時における避難方法の個別計画について	
5. 文野慎治議員	52
1) 「広報くまとり」について	
①現状認識について	
②リニューアルについて	
2) 道路整備について	
①小谷・穴釜線について	
(1)着工から完成までの年度ごとの発生費用と財源について	
(2)主要工事の内訳と費用について	
(3)着手前の計画と比較した費用の増加について	
②町民グラウンド下の歩道拡幅について	
(1)拡幅の計画内容と想定費用について	
(2)財源について	
(3月8日)	
出席議員	63
議事日程	63
一般質問(続き)	64
1. 阪口 均議員	64
1) 健康寿命を引き上げる施策について	
①「健くま隊・タピオひろめ隊・食改」それぞれの分析について	
(1)直近5年のボランティア数の推移について	
(2)直近5年の参加人数の推移について	
(3)主だった成果について	
(4)課題と今後の目標について	
②熊取ぴんぴん元気ポイントアップ事業について	
(1)集計結果について	
(2)アンケート結果について	

(3)経費について	
(4)評価と課題及び今後の目標について	
③今後住民の健康増進に向けて考えている事業について	
2. 坂上昌史議員	75
1) 「アトムサイエンスパーク構想」の推進について	
①京都大学原子炉実験所の活用について	
②京都大学原子炉実験所を活かしたブランド戦略について	
③今後の具体的な目標について	
2) 熊取ブランドについて	
①熊取コロッケの販売実績と今後の展開について	
②熊取コロッケのブランド化の目標について	
③熊取ブランドの今後の展望について	
3. 坂上巳生男議員	87
1) 小型不燃ごみ収集の改善について	
①電話申し込みにより「小型不燃ごみ」が減少した根拠について	
②小型不燃ごみの定期収集を電話申し込みと並行して実施してはどうか	
2) 埋め立て土砂の規制について	
①大阪府の条例による規制対象地の有無及び府の条例について	
②3,000㎡未満の対象地における規制について	
提案理由説明	
議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例の一部を改正する条例	95
質 疑	96
提案理由説明	
議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例	96
質 疑	97
提案理由説明	
議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例	97
質 疑	99
提案理由説明	
議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援 等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準を定める条例	99
質 疑	100
提案理由説明	
議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例、議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準を定める条例、以上2件一括付議	100
質 疑	102
提案理由説明	
議案第7号 保育所条例の一部を改正する条例	102
質 疑	102
提案理由説明	

議案第8号	ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例	102
質 疑		103
提案理由説明		
議案第9号	国民健康保険条例の一部を改正する条例	103
質 疑		105
提案理由説明		
議案第10号	水道事業設置条例の一部を改正する条例	105
質 疑		105
提案理由説明		
議案第11号	町道路線認定について、議案第12号 町道路線認定及び廃止について、	
以上2件一括付議		105
質 疑		107
提案理由説明		
議案第13号	貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議について	107
質 疑		108
提案理由説明		
議案第14号	平成28年度熊取町一般会計補正予算（第5号）	108
質 疑		112
提案理由説明		
議案第15号	平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	112
質 疑		113
提案理由説明		
議案第16号	平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	113
質 疑		114
提案理由説明		
議案第17号	平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	114
質 疑		115
提案理由説明		
議案第18号	平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）	115
質 疑		115
提案理由説明		
議案第19号	平成29年度熊取町一般会計予算、議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算、議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算、以上7件一括付議	115
(3月9日)		
出席議員		129
議事日程		129
提案理由説明		
議案第19号	平成29年度熊取町一般会計予算、議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算、議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特	

別会計予算、議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算、以上7件一括付議	129
会派代表質問	
1. 新政クラブ 矢野正憲議員	138
2. 新守クラブ 佐古員規議員	149
3. 熊取公明党 渡辺豊子議員	163
4. 未来 坂上昌史議員	176
5. 熊愛の会 文野慎治議員	186
(3月13日)	
出席議員	197
議事日程	197
会派代表質問(続き)	197
1. 日本共産党熊取町会議員団 江川慶子議員	197
予算審査特別委員会の設置・委員の選任	208
予算審査特別委員会正副委員長の選任	208
(3月30日)	
出席議員	211
議事日程	211
委員会報告	212
議会運営委員会報告	212
議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例の一部を改正する条例、議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例、 議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例、議案 第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議について、議案第14 号 平成28年度熊取町一般会計補正予算(第5号)、以上5件一括付議	213
総務文教常任委員会委員長報告	213
質 疑	213
採 決	213
議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援 等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準を定める条例、議案第5号 指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第6号 指定地域密着 型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、議 案第7号 保育所条例の一部を改正する条例、議案第8号 ひとり親家庭医療費助 成条例の一部を改正する条例、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条 例、議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例、議案第11号 町道路線 認定について、議案第12号 町道路線認定及び廃止について、議案第15号 平成28 年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第16号 平成28年度熊取 町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、議案第17号 平成28年度熊取町 後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第18号 平成28年度熊取町水道 事業会計補正予算(第4号)、以上13件一括付議	214
事業厚生常任委員会委員長報告	215

質 疑	216
討 論	216
採 決	216
議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算、議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算、議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算、議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算、以上7件一括付議	219
予算審査特別委員会委員長報告	220
質 疑	225
討 論	225
採 決	228
提案理由説明	
委員会提出議案第1号 議会委員会条例の一部を改正する条例	229
質 疑	229
採 決	229
提案理由説明	
議員提出議案第1号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書	230
質 疑	231
採 決	231
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	231

3月熊取町議会定例会（第1号）

平成29年3月定例会会議録（第1号）

月 日 平成29年3月7日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	住 民 部 長	下中 博之
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕二	事 業 部 長	泉谷 徹
事 業 部 理 事	大西 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄彦
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	中谷ゆかり	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	吉田 茂昭

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書	記	阪上 章
-------------	-------	---	---	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願

施 政 方 針 表 明

一 般 質 問

議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例

議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例

議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議案第7号 保育所条例の一部を改正する条例

- 議案第8号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例
議案第11号 町道路線認定について
議案第12号 町道路線認定及び廃止について
議案第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議について
議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第5号）
議案第15号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第16号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第17号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第18号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）
議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算
議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算
議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。平成29年3月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、平成29年度の行財政運営の根幹をなす予算についてご審議をいただく重要な会議であります。

後ほど町長より町政運営方針が表明されますが、議会といたしましては、議案の審議に当たり、住民本位を基本といたしまして、住民福祉の向上に意を注ぎたいと思います。あわせて、円滑な議事運営に皆様方のご協力をお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年3月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）日程に入る前に、諸般の報告を行います。阪上議会事務局長。

議会事務局長（阪上清隆君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、平成28年12月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、12月19日、1月18日、2月20日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、平成29年1月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	5億8,011万5,077円
下 水 道 事 業 特 別 会 計	4,329万7,105円
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	3,346万9,106円
介 護 保 険 特 別 会 計	7,362万6,533円
墓 地 事 業 特 別 会 計	2,386万5,593円

後期高齢者医療特別会計 1,875万6,799円
水道事業会計 5億2,686万9,650円
歳入歳出外現金 3,184万6,574円

となっております。

次に、定期監査でございますが、平成29年1月27日に教育委員会事務局（学校教育課、生涯学習推進課、図書館）について監査されたということでございます。その定期監査の結果につきましては、皆様方のお手元に「平成28年度定期監査結果報告」の写しを配付しておりますので、内容の報告は省略いたします。

以上で報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆様、おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、平成29年3月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

さて、永楽ダム周辺に春を呼ぶ、恒例の第27回くまとりロードレースを去る5日に開催し、多くの参加者の皆さんが早春の一日を楽しまれました。また、梅の花が日に日に咲き誇っていく様子を見ますと、どんどん春が近づいているなど実感されるところでございます。

では、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、条例制定につきましては、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例ほか2件、一部改正条例につきましては、個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例のほか6件、その他、町道路線認定について、町道路線認定及び廃止について、貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議についてでございます。

また、補正予算につきましては、平成28年度熊取町一般会計補正予算（第5号）ほか4件、新年度予算につきましては、平成29年度熊取町一般会計予算ほか6件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（重光俊則君）それでは、本日の日程に入ります。

まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席5番 坂上昌史議員、議席6番 鱧谷議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願ひします。

議長（重光俊則君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。坂上巳生男議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る3月1日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成29年3月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日3月7日から3月30日までの24日間といたします。

次に、本会議の日程であります、本日3月7日、8日、9日、13日及び30日の5日間といたします。

各常任委員会の開催についてであります、総務文教常任委員会を3月17日に、事業厚生常任委員会を3月15日に開催していただきます。

また、平成29年度の各会計予算の審査につきましては、予算審査特別委員会を設置し、3月22日、23日、24日及び28日に本特別委員会を開催していただきます。

次に、第2回目の議会運営委員会は3月15日に開催し、議員全員協議会を3月17日に開催していただきます。

次に、議事日程についてであります、議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日3月7日から3月30日までの24日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日3月7日から3月30日までの24日間と決定いたしました。

議長（重光俊則君）次に、日程第3 請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願の件を議題といたします。

本件は、平成28年12月20日の本会議で、平成28年12月定例会閉会から平成29年3月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることに決定され、継続審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。江川事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（江川慶子君）それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る平成28年12月20日の本会議において、平成28年12月定例会閉会から平成29年3月定例会開会までの間、閉会中の継続審査と決定されました請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願の審査を行うため、3月1日午後1時30分から、委員7名全員出席のもとに事業厚生常任委員会を開催しましたので、その結果について報告します。

本請願につきましては、担当職員の出席をいただき、活発な質疑・応答の後、採決の結果、賛成多数で3月定例会開会中まで継続審査期限の延期と決定し、議会会議規則第45条第2項の規定により、議長宛て継続審査期限の延期の申出書を提出いたしました。

なお、理由及び審査期間は申出書記載のとおりであります。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

（「議長」の声あり）

坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいま委員長報告のありました請願につきまして、請願代表者より議会請願取り下げの申請が出ております。その件につきまして、議会請願の取り下げを認めるかどうかについて、動議としてお諮り願いたいと思います。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員から請願取り下げの動議が提出されましたが、賛成の議員はおられますか。

（賛成者挙手）

賛成議員があります。したがって、坂上巳生男議員から請願第1号 国民健康保険・都道府

県化の大阪方式を中止すること等を求める請願取り下げの動議が提出され、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願撤回の件を議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願撤回の件を議題とすることに決定しました。

ここで、議事の途中ですが、ただいまより請願撤回請求の配付の間、休憩といたします。

(「10時15分」から「10時16分」まで休憩)

議長(重光俊則君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

今お手元に配付しましたが、議会請願の取り下げ申請が出されております。この内容は、継続審査中の平成28年9月議会に提出した国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願を、次の事情の変化により取り下げます。

取り下げ事情としまして、「私たちが請願書において大阪方式として明示した1項目めと2項目め、3項目めについて、国の方針とは異なるため、府下の市町村から多くの異議申し立てがありました。そのような状況を背景として、3月1日の大阪府の担当職員による大阪社会保障推進協議会への説明と質疑を通じて、府の方針に変化が生じていることが明らかになりましたので、請願を取り下げます。残る幾つかの問題については、今後の検討課題といたします。以上、よろしく取り計らいくださるようお願いいたします」ということで、もとの請願者から提出されております。

お諮りいたします。請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願撤回の件を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願撤回の件を許可することに決定しました。

議長(重光俊則君) 次に、日程第4 施政方針表明を行います。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、3月定例会の開催に当たりまして、平成29年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策を申し上げます。

さて、昨今の我が国の経済情勢につきましては、一部に改善のおくれが見られるものの、緩やかな回復基調が続いております。また先行きについては、英国のEU離脱や新たな米国大統領の就任など海外経済の不確実性等の影響に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されています。

しかしながら、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来等により、地方経済については、いまだ道半ばと言わざるを得ません。今後も、政府として、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」や、「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づき、効果的な政策を着実に実行し、地方や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環の拡大につながっていくことを期待するものであります。

また、大阪府においては、昨年12月、2050年を目標に、府域全体の都市空間創造に向けた大きな方向性を示す「グランドデザイン・大阪都市圏」が策定され、広域的な視点から、府域にあるストック・ポテンシャルを最大限に生かし、大阪が東西二極の一極として発展することを目指し、より一層、魅力あふれる都市空間創造に取り組んでいくこととされております。

町政に目を転じますと、昨年、1月27日の熊取町長就任から、はや1年が経過し、この間、行財政改革を基本とし、人口減少社会を乗り越え、まちの活力やにぎわいの維持・創造に向けた取り組みを通じて、住民の皆様が安心して暮らしていただけるまちづくりを進めることが私の使命である

との思いで、住民の皆様を初め、議員の皆様とも一丸となって協働の理念のもと、一つ一つ着実に事業を実施してまいりました。

一例を申し上げますと、昨年、2年連続で過去最多の年間利用者数を記録した関西国際空港の近接性を生かしたインバウンドの取り込みや雇用促進を目的とした宿泊施設誘致については、その端緒として、宿泊施設誘致条例を全会一致でご可決いただき制定し、現在、さまざまな機会を捉え、私自身を初め、精力的に誘致活動を進めております。議員の皆様方におかれましても、一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

加えて、都市計画道路であります大阪岸和田南海線について、これまでの要望活動が実り、29年度において用地取得を進めていく予定となっております。

さて、町政をあずかる身となって、自治会でのさまざまな活動や、地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>推進協議会による「緑化プロジェクト」を通じた駅周辺の魅力づくりなど、住民活動団体による地域の課題解決への熱心な取り組みなどを目の当たりにしまして、熊取町の魅力を改めて肌で感じる一方、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来に伴う社会保障費の増大などの全国的な動向は、本町も例外ではありません。このような認識のもと、さまざまな媒体を活用し、若年世代を中心に、本町の魅力をプロモーションすることで生産年齢人口の確保に努め、身の丈に合った行政運営を行うべく、30年度から始まる新たなまちづくりの総合指標となる「熊取町第4次総合計画」を策定するとともに、本町の行財政改革の方向性を示すことで、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

29年度におきましては、これまでの各施策の方向性等も踏まえ、次の4つのテーマに重点的に取り組んでまいります。

まず第1点目は、「日常生活を安全に、そして安心して過ごせるまちづくり」です。

昨年は、4月に熊本地震により大きな被害が発生し、10月には鳥取県でも地震が起きるなど、地震災害が多発しました。加えて、台風も多数上陸し、各地で被害が報告されるなど、自然災害の頻発・激甚化が懸念されるところです。また、凶悪犯罪や、子どもが巻き込まれる事件も後を絶ちません。このような中、自主防災組織の訓練活動や、多くの方にご参加いただいた総合防災訓練の様子などからも、住民の皆様の安全・安心に対する関心の高まりを感じるところでございます。29年度におきましては、これまでの自助・共助の意識の醸成に加え、安全・安心な暮らしを守る新たな取り組みとしまして、自治会を中心に、住民の皆様のご意見・ご要望をお伺いしながら、効果的な防犯カメラの設置を進めるとともに、災害発生時において、より迅速な消防団活動を確保するため、全消防団の分団器具庫の耐震改修等を実施します。

次に、2点目として、「将来のまちづくりの担い手である子どもたちの学びと成長の場づくり」です。

これまで、本町では、学習において、基礎・基本の習得を徹底し、一人一人に応じた能力の伸長を図り、学習意欲の向上や生涯にわたる学習の基盤づくりとしての学習習慣を育成してまいりました。また、子育て支援において、地域の多様な関係者との協働による取り組みが継続的に行われ、地域全体で子育てを支援するという機運が醸成されております。これらの取り組みが本町の強みであり、教育・子育てのまちくまのりのブランド確立に寄与してきたことは言うまでもありません。しかしながら、一方で、老朽化や自然環境の変化等により、施設整備の必要性が高まっております。町議会の皆さんからも力強い後押しをいただいております学校施設のエアコン整備について、既に中学3年生の普通教室への設置に着手したところですが、29年度におきましては、中学1・2年生の普通教室及び特別教室についても速やかに整備を進めてまいります。加えて、保育所や学童保育所において、安全で安心できる、質の高い保育を引き続き提供してまいります。

次に、3点目として、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」です。

誰もが住みなれたまちで、健康で安心して、いきいきと暮らせることは、世代を問わず、子どもから高齢者まで、住民の皆様に共通する思いであり、最も身近な基礎自治体である熊取町の重要な

役割であると考えております。昨今、2020年の東京五輪等の開催決定をきっかけに、生涯スポーツへの関心が高まっており、本町においても、太極拳を初め、さまざまな機会を通じて健康づくりの取り組みが行われております。このような中、今後も高まっていく健康長寿へのニーズに応えるべく、29年度におきましては、新たに前立腺がん検診を実施するとともに、他のがん検診でも効果的な受診勧奨を行うことで、引き続き受診率の向上に努め、早期発見・早期治療につながるよう取り組みます。加えて、大阪体育大学との協働で作成したタピオ体操+（プラス）の周知を図り、地域において「タピオステーション（住民運営の通いの場）」の立ち上げ支援を積極的に行うことにより住民主体で介護予防に取り組む拠点をふやすなど、健康まちづくりを推進してまいります。

最後に、4点目としまして、「まちの活性化」です。

本町の人口は、昨年公表されました平成27年国勢調査の結果において、初めて減少が確認されました。こうした状況を踏まえ、人口減少社会にあっても、熊取町が将来にわたって活力ある地域社会を維持するため、29年度におきましては、本町の強みを生かした、商工業を初めとした地場産業の活性化を図ってまいります。とりわけ、「産業活性化基金」を活用した創業支援制度をリニューアルし、女性や若者が本町において創業しやすい環境を整えるとともに、宿泊施設の誘致にも努めてまいります。また、「熊取アトムサイエンスパーク構想」の推進について、引き続きBNC T相談室の運用や京都大学原子炉実験所及び大阪府と連携したホウ素中性子捕捉療法（BNC T）の周知に努め、一日も早いBNC Tの早期実用化に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、29年度当初予算の概要ですが、歳入は、町税で固定資産税や軽自動車税などが増加しているものの、国の地方財政計画の見通し等により地方消費税交付金に加え、配当割交付金が減少していることなどにより、前年度と比べ減少しています。

一方の歳出は、扶助費や各特別会計への繰出金などが増加したものの、公債費や職員に係る人件費が減少した上、投資的経費を抑制した結果、総額としては前年度と比べ減少したところでございます。

続いて、29年度予算についてですが、一般会計につきましては、前年度に比べ1.3%減の126億2,988万2,000円、下水道事業特別会計は、前年度に比べ1.4%増の13億8,795万4,000円、国民健康保険事業特別会計は、前年度に比べ0.8%減の62億9,441万8,000円、後期高齢者医療特別会計は、前年度に比べ8.7%増の5億3,408万2,000円、介護保険特別会計は、前年度に比べ2.2%増の34億1,962万3,000円、墓地事業特別会計は、前年度に比べ46.0%減の2,250万6,000円、水道事業会計は、前年度に比べ2.8%減の14億4,076万円であり、これらの総額は、前年度に比べ0.5%減の257億2,922万5,000円の規模となっております。

それでは、第3次総合計画に定める6つのまちづくりの方向性に従い、29年度において取り組んでまいります主要な施策を中心に、その概要を申し述べます。

1つ目は、「みんなが主役の未来かがやくまちづくり」です。

初めに、「住民が主役となったまちづくり」です。

「地域対話」や「わが町提案箱」に加えて、私が住民の皆様に対し、施策の現状や新規事業を報告することにより、町政への理解をより深め、今後のまちづくりについて一緒に考えていただくための機会づくりとして、新たに「タウンミーティング」を実施してまいります。また、28年8月から本格実施しております「パブリックモニター制度」を、パブリックコメント制度と並行して運用するなど、引き続き、住民参加のまちづくりを推進します。

住民の皆様とともに進めている「協働のまちづくり」については、全39の区長、自治会長の皆様に「町政連絡事務嘱託員」の委嘱を行い、年5回の「町政連絡事務嘱託員連絡会」などを通じて、地域と行政の緊密な連携を図ります。また、住民提案協働事業制度による「住民提案型」の協働事業として、住民団体が実施する犬の散歩を活用したパトロール及び子どもたちの居場所・交流の場を提供する「こどもレストラン」の取り組みを支援するとともに、町がテーマを提案し、住民の皆様から事業募集を行い実施する「行政提案型」の協働事業として、2つの事業を実施してまいりま

す。

大学との連携につきましては、現在多種多様な事業を展開しているところであり、引き続き、連携・協力して進めてまいります。

次に、「非核平和のまちづくり」「基本的人権を尊重する社会づくり」「男女が共同し参画できる社会の実現」です。

広報紙やホームページを活用した周知活動を実施するとともに、平和パネル・ポスター展の開催や平和関連施設を訪問するフィールドワークなどを通じ、平和意識を醸成します。加えて、人権相談事業を初め、講演会、地域映画会、ポスター展、街頭啓発などを通じ、幅広い年代の方の人権意識の高揚に努めてまいります。

また、「男女共同参画推進条例」及び「第2次男女共同参画プラン」に基づき、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を発揮し、ともに協力しながら責任を分かち合う社会の実現を目指し、情報誌の発行や男女共同参画社会講演会などにより、住民意識の高揚に努めてまいります。

なお、「第2次男女共同参画プラン」については、女性の職業生活における活躍の推進に関する計画を新たに加えるなど、中間見直しを行います。

次に、「情報化の推進による行政サービスの向上」です。

現在稼働中の住基情報等に係る基幹系システムは、24年度に導入後5年が経過し、老朽化が進んでいることから、30年4月の稼働に向け更新を行います。また、その際、当該システムの一部をクラウド化するなど、災害時におけるシステムの業務継続の対策やコスト削減に向けた取り組みを進めます。

次に、「行財政改革による健全な行財政運営」です。

「熊取町行政運営アクションプログラム」について、29年度に計画期間が満了することから、持続可能なまちづくりを進めるために、今後の行財政改革の新たな方向性を示します。

統一的な基準による地方公会計制度の推進については、28年度中に統一的な基準による財務書類を作成し、財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として活用してまいります。

また、自主財源の確保に向け、町税の徴収をさらに強化するため、地方税の滞納整理の推進及び税務職員の徴収技術の向上を目的に設置された、大阪府域地方税徴収機構へ参加するほか、30年度の固定資産評価がえに向けた路線価の更新作業を実施します。

これらのほか、職員の資質、能力、勤務意欲の向上を図るため、部下から上司への人事評価を行う多面評価制度を試行導入し、さらなる公務の円滑な運営の確保を目指してまいります。

2つ目は、「生涯の学びを通じてひとを育むまちづくり」です。

初めに、「生涯学習社会の実現」「文化・芸術の振興」「スポーツ・レクリエーションの推進」です。

学習活動・社会教育、文化・芸術及びスポーツ・レクリエーションの各分野の取り組み指針であります「くまとりみんなの学びづくりプラン」に基づき、多種多様な取り組みを実施してまいります。

なお、29年度に、「くまとりみんなの学びづくりプラン」の計画期間が満了するため、新たに図書館計画をその内容に含めた次期計画を策定します。

教育コミュニティづくりについては、地域による学校教育活動への支援などを通じて、学校と地域が協力して子どもの学びや育ちを支え、地域の教育力を高めていくよう努めます。また、「くまとり元気広場事業」、「放課後学習」に加え、町内3中学校の余裕教室等において放課後自習室を引き続き開設し、放課後の子どもたちの安全な居場所づくりを進めます。

文化・芸術では、冬の風物詩イベントとして定着した「くまとりイルミネーションナイト」を実施するとともに、煉瓦館、町民会館ホールなどでの企画展や文化公演の開催を通じ、文化・芸術に触れる機会を提供してまいります。

国史跡に指定されている土丸・雨山城跡については、28年度から泉佐野市と共同で事業を進めて

おり、29年度は今後の史跡整備の基本方針となる保存活用計画を策定し、報告書を発刊します。

スポーツ・レクリエーションでは、ひまわりドームにおいて、指定管理者、関係団体との連携を十分に図りながら、ニーズに応じた各種教室などを開催するほか、障がい者用トイレや空調設備の修繕を初め、施設・設備の長寿命化を図るとともに、プールゲートを更新するなど、スポーツ環境の整備に努めます。

図書館については、講演会や子育て支援事業を実施するとともに、子どもの調べる力をつけるための「調べる学習コンクール」、借りた本を記録できる「読書通帳」の配布、地域の活性化と住民の交流を図るための「図書館で“そとみせ”」を引き続き開催します。また、空調設備の保全修繕等を行い安全・快適に施設が利用できるよう、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

次に、「学校教育の充実」です。

教育環境の整備については、各小・中学校において施設・設備の適正な維持管理に努めるとともに、良好な教育環境を長期間にわたって維持するため、学校施設長寿命化計画の策定に着手します。

また、学校の空調設備について、28年度に中学校3年生の普通教室への整備を行ったところですが、29年度は、中学校1・2年生の普通教室及び特別教室に設置し、まずは、中学校における整備を完了させます。

学校給食については、小・中学校における食器等の入れかえや小学校のドライ3槽シンク導入などを計画的に行い、引き続き安全でおいしい給食の充実に努めます。

学校教育においては、研修等を通じて、教職員の指導力の向上を図るとともに、中・長期的な展望のもと計画的に施策を推進し、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性を育む教育の充実を目指して取り組みを進めます。

学力向上を図るためには、児童生徒に基礎・基本を定着させるとともに、学習意欲の向上や、学習習慣の定着など、生涯にわたる学習の基盤をつくる必要があります。このようなことから、具体的な教育活動としては、町内大学のインターンシップ生の受け入れや、学生や地域人材による学習支援ボランティアの学校への派遣を引き続き実施し、児童生徒の個に応じたきめ細やかな指導・支援を行うとともに、「開かれた学校づくり」と「地域のよさを生かした特色ある学校づくり」を積極的に推進します。

このほか、グローバル化に対応した教育の充実・質の向上として、全小・中学校に外国語指導助手を配置するとともに、子どもたち一人一人の英語への興味・意欲・関心を高めながら、言語運用能力の向上を目指します。

子どもたちの安全を守る取り組みとしては、入退校管理システムや校門のモニターカメラを活用し、学校内の安全確保に努めます。さらに、メール配信システムの利便性を向上させ、児童の安全対策や家庭連絡等の充実に図ります。また全小学校区にスクールガード・リーダーを配置し、連携を密にしながら子どもの安全確保に努めます。

学校におけるいじめ、不登校、児童虐待など、子どもを取り巻くさまざまな問題に対し、多面的な支援を実施するため、各中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置及び教育・子どもセンターに臨床心理士を配置し、学校と教育委員会、健康福祉部、子ども家庭センター等、関係機関との連携を生かしたきめ細かな相談体制の充実に努めます。

次に、「国際化の推進」です。

昨年、姉妹都市ミルデューラ市との交流が30周年を迎え、29年度は訪問団を受け入れる年となっております。また、これに加え、新たに、アジア地域との国際交流について検討してまいります。

3つ目は、「健やかでいきいき暮らせるまちづくり」です。

初めに、「子ども施策の充実」です。

「熊取町子ども・子育て支援計画」に基づき、保育・教育の質と量の確保に努めてまいります。

保育所においては、公民連携のもと引き続き待機児童“ゼロ”の継続に取り組むとともに、安全で質の高い保育の提供に努めてまいります。

とりわけ、北保育所において、低年齢児保育へのニーズ等に応えるため、29年度から新たに0・1歳児保育の実施及び朝7時から夜7時までの保育時間の拡充を行うことにより、町立保育所の入所年齢と開所時間を統一します。

学童保育については、29年度から新たに指定管理者制度による運営を開始しますが、あわせてAEDの設置及びエアコンを全室に設置するべく計画的に増設を図るなど、安全・安心な保育の提供に向け、指定管理事業者と連携して取り組んでまいります。

すくすくステーション（子育て世代包括支援センター）において、妊娠届の際に保健師が全ての妊婦の面接を行い、すくすくサポートプラン（支援計画）を作成し、妊娠期や産後の不安を軽減するなど、妊産婦に対する総合的な相談支援を図るとともに、産後2週間サポート事業や不妊・不育治療費助成事業を含め、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進してまいります。

また、ホームスタート事業やファミリー・サポート・センター事業、地域子育て支援拠点事業については、地域団体と連携しながら、地域の子育て支援の充実に努めてまいります。

さらに、成長・発達上、個別のサポートを必要とする子どもたちへの支援について、「すこやかの一む」を中心に、保育所や障がい児通園施設等との連携を図ってまいります。

子ども総合相談の体制については、引き続き児童虐待防止のスーパーバイザーを配置し、緊急事案等への迅速かつ適切な対応に努め、教育・福祉・保健の連携を生かした相談機関が一体となった子ども家庭相談を実施してまいります。

次に、「地域福祉の推進」です。

地域福祉の重要な担い手である「社会福祉協議会」や「民生委員児童委員協議会」などの活動を支援するほか、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域福祉の向上を図ります。

次に、「健康づくりの充実」です。

「第2次健康くまとり21」に基づき、住民の健康寿命の延伸のため、町内の健康づくり住民活動グループとの協働により、多様な事業を進めてまいります。特に、生活習慣が培われていく子どものころからの健康づくりに大きくかかわる食育に重点を置き、乳幼児期から高齢期までの各ステージに応じた取り組みを推進するとともに、住民の健康づくりへの機運醸成を目的として、引き続き「熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業」を実施してまいります。

また、新たな検診として、50歳以上の男性を対象とした前立腺がん検診を開始するとともに、引き続き、特定健診や各種がん検診とのセット検診、女性に特化したレディースセット検診日を設定するなど、受診しやすい環境づくりに努めます。

さらに、乳がん及び子宮頸がん検診の無料クーポン券配布やがん検診の精密検査未受診者に対する電話での受診勧奨などに引き続き取り組むほか、27年度から開始した節目年齢対象者への受診勧奨として、はがきでの勧奨に子宮頸がん検診に特化した25・30・35歳を加えるとともに、電話での再勧奨を新たに行うなど、効果的な受診勧奨に努めてまいります。

次に、「高齢者福祉の展開」です。

介護保険制度の改正に伴い、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援や、要支援あるいはそのおそれのある高齢者の健康寿命を延ばすことを目的とした事業展開に取り組めます。

具体的には、新たに創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」について、要支援の方等を対象とした多様な訪問型・通所型サービスを提供するとともに、介護予防事業から移行した「ふれあい元気教室」の機能強化を図ります。さらに、介護予防の推進として、より効果的なものにバージョンアップした「タピオ体操+（プラス）」に住民主体で取り組む「タピオステーション」の地域展開を積極的に行うため、29年度、新たに10カ所を目標に進めてまいります。

また、「地域包括ケアシステム」の構築を図るため、在宅医療・介護連携については、町内の医師やケアマネジャーなどの多職種で構成する「医療介護ネットワーク連絡会（ひまわりネット）」において、引き続き医療と介護の連携強化を図ってまいります。加えて、認知症施策については、

徘徊高齢者等SOSネットワーク支援事業や認知症カフェの普及など積極的に推進するほか、認知症の方やその家族等に対する自立に向けた初期支援を行う「認知症初期集中支援チーム」の活動を展開するなど、認知症になっても安心して住み続けることのできるまちづくりを目指してまいります。

さらに、生活支援の担い手の発掘や地域ニーズ・地域資源の把握、ネットワークの構築等を図る「生活支援・介護予防サービス協議体」により、支え合える地域づくりの基盤整備を推進するほか、65歳以上の独居高齢者及び75歳以上の高齢者世帯に対し、小学校区ごとにアンケート調査を行い、必要に応じて見守り支援を行うとともに、地域住民の方々や事業所の参画による高齢者見守りネットワークの構築を進めてまいります。

また、町における高齢者福祉サービスの拠点施設である老人福祉センターに係る安全対策として、耐震診断を実施するほか、29年度に創設30周年を迎える熊取町長生会連合会の周年事業を支援します。

次に、「障がい者福祉の展開」です。

「第3次障がい者計画」及び「第4期障がい福祉計画」に基づき、障がい者施策を推進していきます。とりわけ、29年1月から施行した手話言語条例に基づき「手話は言語である」との認識のもと、手話に関する施策を総合的かつ計画的に取り組みます。

次に、「生活を支える社会保障の推進」です。

子ども医療を初めとした老人医療、身体障がい者等医療、ひとり親家庭医療に対する助成及び未熟児養育医療事務について、適切に実施してまいります。

4つ目は、「自然と共生する快適で美しいまちづくり」です。

初めに、「みどり豊かな環境の創造」です。

公園については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、「長池オアシス公園」のリニューアルに向けた設計を実施するとともに、「まちなか公園」について、計画的・継続的に遊具等の更新工事を実施してまいります。

また、「永楽ゆめの森公園」については、29年4月から駐車場の有料化を行うとともに、効果的・効率的な管理及び住民サービスの向上を図るため、30年4月からの指定管理者制度導入に向け準備を進めるとともに、永楽ゆめの森公園のにぎわいを核として、自然緑地拠点全体の活性化を図ってまいります。

2級河川住吉川については、大阪府策定の2級河川住吉川整備計画に基づき、河川への流出量を抑制する治水対策として、大池の活用に係る協議・調整を大阪府や地元水利組合と進めてまいります。

次に、「快適な住環境の創造」です。

「美しいまちづくり条例」及び「美しいまちづくり推進基本計画」に基づき、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」を目指し、路上喫煙禁止区域である熊取駅周辺における路上喫煙やポイ捨て対策のパトロール、道路・河川等の公共施設の清掃及び補修を行うとともに、道路清掃等に使用するダンプ車の更新をします。

町営斎場については、施設の適正な維持管理を行うとともに、火葬執行をきめ細やかに丁寧に行うとともに、今後の施設のあり方の検討を進めます。

熊取永楽墓苑については、永楽ゆめの森公園とあわせて、30年4月からの指定管理者制度導入に向け準備を進めてまいります。

次に、「循環型社会づくりの推進」です。

ごみの減量化・リサイクルの推進については、「第2期一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）」と連携し、地域ぐるみでごみの減量化・リサイクルの普及啓発に取り組んでまいります。また、役場及び駅下にぎわい館に加え、29年4月から、熊取町指定袋等取扱所である3店舗のご協力のもと、拠点を増設して小型不燃ごみの拠点回収を実施する

とともに、使用済み小型電子機器等を回収し、リサイクルの促進に努めてまいります。

し尿処理については、広域化も考慮しながら、大原衛生公苑の適正な管理運営に引き続き努めるとともに、し尿処理施設の機能保持に努めてまいります。

環境センターについても、近隣自治体との広域化を引き続き検討するとともに、場内における焼却灰搬出作業、粗大ごみ処理作業等で使用するホイローダーや、粗大ごみ処理後の資源物回収のための重要機器であるアルミ選別機等を更新し、安定的な運営及び施設の長寿命化を図ってまいります。

5つ目は、「利便性が高く安全で安心なまちづくり」です。

初めに、「防犯対策の充実」です。

「熊取町安全パトロール隊」による青色防犯パトロールを引き続き実施し、発生事案に臨機に対応するなど、より効果的なパトロールを行います。

28年度に各小学校区に合計10台の設置を行っているところですが、犯罪対策に有効な防犯カメラについて、29年度は各自治会との協議を踏まえ、合計40台の設置を行います。

また、防犯上必要な箇所について、LED防犯灯の新設を進めるなど、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

次に、「防災対策の充実」です。

現在、多くの自治会において自主防災組織が結成され、自助・共助の意識が醸成されていますが、さらなる充実に向け、訓練への参加促進を図るなど、活動を支援してまいります。

さらに、本町の地域防災計画については、熊本地震の教訓等を踏まえた大阪府の計画修正に伴い見直しを行うとともに、あわせて本町国民保護計画の変更を進めます。

また、大阪府の「おおさか防災ネット」の更新にあわせ、新たな被災者生活再建支援システムの構築と共同利用の取り組みに参画するなど、検討を進めていきます。

また、28年度に策定しました「第2次熊取町耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化率目標95%に向け、耐震基準に満たない木造住宅に対し、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修費用さらに除却工事費用に対する補助を引き続き実施します。

ため池等の耐震事業については、清水下池、清水上池、美藪池の耐震性の調査を大阪府において実施し、あわせて町においてハザードマップを作成します。

次に、「消防・救急体制の確立」です。

消防団を中核とした地域防災力を強化するべく、消防団員の装備を計画的に充実させます。また、消防団員は、災害時の対応能力を高めるため、平常時からさまざまな訓練、研修などを行い、知識、技術の習得に努めているところですが、29年度は、大阪府消防操法訓練大会の小型ポンプ操法の種目に出場し、日ごろの訓練の成果を披露します。

加えて、昨年度実施した全消防団分団庫の耐震診断の結果を踏まえ、必要な耐震改修等工事を実施してまいります。

次に、「交通安全の確保」です。

通学路の安全確保については、「通学路交通安全プログラム」に基づき、路側帯のカラー化を主とした安全対策を引き続き実施してまいります。また、自治会などと連携し、防護柵や道路反射鏡の設置などを実施するとともに、信号機や横断歩道の設置などの交通規制については、適宜、泉佐野警察と協議を行います。

次に、「市街地の整備」です。

熊取駅西地区については、本町の玄関口にふさわしいにぎわいのある市街地の形成を目指して、用途地域を近隣商業地域に変更した区域において、熊取駅西地区まちづくり協議会による、駅西地区の土地利用についての検討に取り組むとともに、民間事業者による、具体的な土地利用計画の提案募集に向けた作業を進めます。

また、熊取駅西交通広場の整備については、都市計画法に係る事業認可を取得し、詳細設計及び

不動産鑑定、支障物件調査をするとともに、JR熊取駅東西自由通路の西側において、昇降設備等によるバリアフリー化を検討してまいります。

都市計画法に基づく都市計画マスタープランにつきましては、29年度に計画期間が満了となることから、昨今の少子高齢化・人口減少時代の到来など、本町を取り巻く社会経済状況の著しい変化に対応していくため、おおむね10年間の都市計画の基本的な方針を示すべく、新たに策定します。

次に、「道路・交通網の整備」です。

都市計画道路の整備促進については、大阪府に対して要望を続けた結果、大阪岸和田南海線については、泉佐野市域から大阪外環状線までの区間において、28年度に大阪府都市整備中期計画(案)に位置づけられ、4車線整備での事業化の推進が図られることとなりました。

また、泉州山手線についても、同計画において事業内容を精査し、区間を定めて実施していくものと位置づけられたところでございます。

今後においても、引き続き、大阪岸和田南海線の早期整備、大阪外環状線の4車線化及び泉州山手線の早期事業化について、災害時における物資輸送路としての観点からも、ミッシングリンクとなっている広域幹線道路のネットワークの整備に取り組むよう、国・大阪府に対し、より強く要望を行ってまいります。

地域幹線道路の整備では、町道小谷穴釜線道路改良事業について、28年度に用地取得契約を行った物件移転と並行して、道路改良工事の進捗に努めてまいります。また、町道久保高田線歩道拡幅事業については、ひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点の区間において、通学児童等の安全・安心な歩行空間を確保するため、27年度の予備設計業務に引き続き、詳細設計業務を実施してまいります。

さらに、計画的な道路網整備を進めるため、大阪岸和田南海線の整備にあわせて、(仮称)駅前延伸線道路予備設計業務を実施してまいります。

一方、道路の維持管理については、「道路舗装修繕計画」及び「道路橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、歩道部分を含めた舗装修繕工事及び道路橋梁の修繕設計・工事を計画的に進めます。加えて、道路附属物修繕事業として、26年度に実施した点検調査の結果に基づき、美熊台地区の横断歩道橋の修繕工事を実施します。また、永楽ダムの周回道路についても、安全性の向上を図るため、28年度に引き続き、法面修繕工事を実施します。

さらに、道路橋梁など道路施設の定期点検や路面下空洞調査を実施し、計画的な維持管理の推進に努めてまいります。

次に、「上・下水道の整備」です。

上水道整備については、引き続き老朽管路の更新にあわせた耐震化工事を継続します。

また、災害時における重要な施設への供給管路の耐震化をより一層促進させるため、水道事業計画の給水人口等を変更し、30年度から国の交付金を活用するために必要な整備計画を策定するとともに、関係機関への要望を行ってまいります。

下水道整備につきましては、年度末人口普及率79.6%を目標に小垣内、大宮、久保地区において公共下水道の面整備を実施するとともに、小垣内、大宮地区において、30年度以降の整備工事に向けた詳細設計を行います。

また、計画的かつ効率的な下水道整備に取り組むため、下水道法の改正にあわせ、事業認可区域の拡大を含めた事業計画変更業務を行います。

さらに、公営企業法の適用については、30年度予算からの導入に向け取り組んでまいります。

6つ目は、「活気あふれるにぎわいのあるまちづくり」です。

初めに、「商工業・サービス業の振興」です。

昨年10月12日に制定した「宿泊施設誘致条例」に基づき、宿泊施設の誘致活動を積極的に展開し、本町の観光振興、にぎわい創出及び雇用創出を図り、もって本町経済の活性化につなげてまいります。

地場産業や中小企業の活性化を図るため、「産業振興ビジョン」に基づき、にぎわい創出に向けた取り組みを実施してまいります。

具体的には、「産業活性化基金」を活用し、新たに利子補給金の交付制度を開始するとともに、融資制度に対する補助を引き続き行います。「熊取ブランド創造事業」に対する補助を充実させることで、熊取コロッケを普及させていくとともに、新たなブランドの創出に努めてまいります。

さらに、「創業支援事業」や「6次産業化支援事業」を新たに創設し、町内の中小企業者、農業者を支援していくことで潜在的なニーズを掘り起こしつつ、一層の産業活性化を図ってまいります。次に、「農林業の振興」です。

「熊取町 人・農地プラン」に基づき、地域の担い手の把握や、新規就農者への支援を行うとともに、農業委員会と連携し農地の集約化、遊休農地の発生防止や解消、有効活用など、農地利用の最適化を図りながら地域産業の振興に努めてまいります。

農業の魅力を伝えるため、地元でとれた野菜や米を学校給食に使用するとともに、「熊取ふれあい農業祭」を通じて、地産地消の取り組みを進めます。

また、有害鳥獣対策として、国の交付金を活用してイノシシ用捕獲おりを増設し、地域で協力しながら、農作物の被害防止に努めます。

次に、「勤労者対策の推進」です。

就労困難者等支援策として、対象となる資格講座を修了された方に受講料の一部を助成するほか、引き続き、雇用・就労につなげるための就労相談に取り組んでまいります。

次に、「消費生活の質の向上」です。

消費者の安全と安心を確保するため、今後も消費者行政に継続的に取り組んでいくとともに、被害に遭わないように小・中学生や高齢者などの方を対象とした啓発活動を推進してまいります。また、「消費生活センター」は平日全てを開設し、複雑化・多様化する消費生活問題に対応するとともに、大阪府消費生活センター、大阪弁護士会などの関係機関と連携を図り、相談体制の充実を目指します。

以上、29年度における主要な施策について申し述べましたが、これらの施策を通じて、本町の魅力を維持・拡充し、誰もが住みなれたまちで、健康で安心していきいきと人生を“永く楽しく”暮らしていただける、また、住んでみたいと思っただけのまちづくりをしっかりと進めてまいります。

最後になりますが、施策の推進に当たりましては、私はもとより、職員全員が一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位並びに住民の皆様方におかれましても、ご理解をいただきまして、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上で、平成29年度町政運営方針といたします。

ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、施政方針表明を終わります。

議長（重光俊則君）次に、日程第5 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、服部議員。

9番（服部脩二君）議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

熊取町第4期障がい福祉計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間となっております。「障がいのある人もない人も 安心して地域で共に暮らせる 健やかでふれあい豊かなまちづくりを目指して」を基本理念として、1、地域で自立して生活できるまち。2、自らの能力を発揮して自己実現ができるまち。3、快適で安心して暮らせるまちの3つの基本目標に基づいて、計画の推進に努められ、本年が第4期障がい福祉計画の最後の1年となりました。

そこで、この第4期障がい福祉計画の平成27年度と28年度において実施された事業の成果と問題点について、お答えください。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） それでは、第4期障がい福祉計画についてご答弁申し上げます。

まず1点目の平成27年度と平成28年度に実施しました事業の成果と問題点でございます。

障がい福祉計画につきましては、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る数値目標を設定するとともに、障がい福祉サービス及び相談支援、並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図れるようにすることを目的として策定するものでございます。

また、この計画に定める数値目標等につきましては、国全体で達成すべき数値目標等を設定する国の基本方針に即して、都道府県、市町村がそれぞれ目標を定めるものとなっているため、基本方針、大阪府からの意見、また本町の実情を踏まえ、目標を定めているものでございます。

それでは、本町における平成27年度、平成28年度の障がい福祉施策の事業の成果についてご説明申し上げます。

まず、平成27年度の主な取り組みの1点目としましては、障がい者及び障がい児への相談支援の充実でございます。

現障害者総合支援法の一部改正に伴い、平成27年4月1日から、原則として全ての障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用申請者に対してサービス等利用計画の提出が必要となったため、重点的に取り組んだ事業でございます。サービス等利用計画とは、利用者や家族のニーズ、利用しようとするサービスの内容や支援の目的などを記載したもので、本人への支援実施のための基礎となるものでございます。

本町では、このサービス等利用計画に関する制度周知に当たりまして、障がい福祉サービス・障がい児通所支援の全利用者に対しまして文書での制度の案内を行うとともに、窓口におきましても制度説明を行ったほか、事業所と連携し、一人一人の相談支援がきめ細かな対応となるよう取り組みを行いました。これによりまして、障がい者一人一人に相談支援専門員が相談に応じることができるようになり、障がい者やその家族の生活状況の変化に応じて、必要な人が必要な時期に必要なサービスを受けることができるような体制整備が整ったものでございます。

また、主な取り組みの2点目としましては、平成27年4月から地域で生活されている精神障がいのある方や知的障がいのある方など障がいをお持ちの方であれば、いつでも気軽に利用できる憩いの場としまして、町内に地域活動支援センター「ひろば」を設置いたしました。平成26年度までは本町と泉佐野市、田尻町の1市2町の共同で泉佐野市に設置しておりましたが、平成27年度からは本町単独により設置をしております。

この地域活動支援センターは、障がいのある方が地域において自立した日常生活や社会活動を営むことができるよう、創作活動などの機会の提供やレクリエーションなどを通して交流する場を提供することで、社会参加に向けての支援を行っている場所でございます。

利用者からは、平成27年度から町内に設置したことで、町外に行くよりも利便性はよくなったとのご感想もいただいております。また、利用人数につきましても、共同設置を行っていましたが平成26年12月には73人でしたが、平成27年12月には76人、平成28年12月には84人と、広報、ホームページへの掲載のほか窓口でご案内をさせていただいていることもございまして、年々増加しております。また、地域活動支援センターの利用者の中には、センターの利用により生活リズムを取り戻し就労移行支援の利用につながったケースもあり、今後も、広報等のほか障がい福祉の相談窓口や相談支援専門員を通じて地域活動支援センターの周知を行い、利用者の増加に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、平成28年度の主な取り組みの1点目としましては、平成28年12月議会においてご可決いただきました手話言語条例の制定でございます。

平成29年、本年1月1日の条例施行に伴いまして、周知啓発の取り組みとしまして、まず、熊取駅前での街頭啓発の実施や公共施設等へのポスター掲示、チラシの配架などを行いました。

また、現在、健康福祉部のふれあいセンター1階におきましては、週4回、始業前の5分間におきまして、自由参加ではございますが手話の勉強会を開催し、障がい福祉担当職員だけでなく、高齢・介護担当職員についても手話の研修に取り組んでいるところでございます。

主な取り組みの2点目としましては、本町の障がい福祉に関する情報をまとめた「福祉のしおり」の作成でございます。このしおりには、障がい福祉制度の概要や障がい福祉に関する問い合わせ先や相談先などを掲載してございまして、障がい者手帳の交付時にあわせて配布し、障がい者やその家族の方の障がい福祉に関係する制度の周知に努めているところでございます。

1点目の答弁につきましては、以上でございます。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）ご丁寧な回答ありがとうございます。

それでは続きまして、障がい福祉計画の円滑な実施を目指しているわけですが、最後の1年間で、取り組む事業、また、継続して推進する事業等について簡潔に説明をお願いいたします。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、2点目の障がい福祉計画の円滑な実施を目指して、最後の1年間で取り組む事業、また、継続して推進する事業等につきましてご説明申し上げます。

平成29年度におきましては、第4期障がい福祉計画の最終年度でございまして、次期計画となる第5期障がい福祉計画の策定年度でもございます。そのため、現計画の数値目標に対する実績等から地域課題について分析し、国の基本方針に即し、現状の課題についての検討を行ってまいりたいと考えてございます。

また、平成29年度におきましては、本年3月に策定を予定しております第3次障がい者計画の1年目でもございます。障がい福祉施策の推進につきましては、障がい者計画と障がい福祉計画を一体的に取り組んでいくことが必要となりますので、障がい者計画で掲げてございます目標に向けての取り組みを着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

とりわけ、障がいのある方が必要とされるサービス提供等を行うためには、障がいのある方からの相談について、専門的できめ細やかな対応を行うことがとても重要であると考えていることから、相談支援体制の充実について取り組むことが大切であると考えてございます。

現在、町の相談窓口の体制としましては、介護保険・障がい福祉課に専門的な資格を有する職員を配置してございます。具体的には、精神保健福祉士の資格を有する嘱託員を2名、社会福祉士の資格を有する正職員を1名と嘱託員を1名、手話通訳者の嘱託員を1名配置してございます。

そのほか、町内の3事業所に相談支援事業を委託してございまして、それぞれの事業所の相談支援専門員が精神障がい者、知的障がい者、身体障がい者などから、生活全般に関する相談や福祉サービス等の利用に関する情報提供等を行ってございまして、平成27年度においては、3事業所におきまして合計1,653件の相談をお受けしてございます。ご相談の中には、緊急性を伴う相談や専門的な相談も報告されてございますので、障がい者の方にとって非常に重要なサービスの一つと考えているところでございます。

今後も、障がいのある方やその家族の方からの相談に対しまして、関係機関との連携を十分に図り、適切かつきめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、本年1月1日施行しました、先ほどお話ししました手話言語条例の周知、啓発などにつきましても、今年度中に策定を予定してございます基本方針に基づき、着実に進めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目につきましては、以上でございます。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）ありがとうございます。

時間が余りないので、ちょっと急いでいきます。

それでは3点目、平成26年度から町単独で設置している自立支援協議会の構成人員と活動内容を

具体的に、また、地域の課題の検討とあるが、具体的な内容について説明してください。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） それでは、3点目の自立支援協議会の構成人員と活動内容等についてご答弁申し上げます。

自立支援協議会は、障がい者の身近な地域で支援に携わっておられます関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有しまして、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的としまして設置する機関でございます。

本町におきましては、障がい者が抱えるさまざまなニーズに対応していくため、多方面の方々に委員にご就任をいただいているところでございます。

委員構成につきましては、学識経験者として、大阪体育大学健康福祉学部教授、住民代表として、自治会連合会副会長、身体障害者福祉会会長、知的障がい者及び精神障がい者相談員、関係行政機関の職員として、泉佐野保健所地域保健課長、福祉等関係者として、社会福祉協議会会長、民生委員児童委員協議会会長、大阪聴力障害者福祉会なかまの里施設長、相談支援事業者として、和光福祉会理事、弥栄福祉会理事長、爽神堂七山病院院長、教育・雇用関係者として、府立岸和田支援学校進路指導担当、府立泉南支援学校校長、泉州南障害者就業・生活支援センター職員の計15名となっております。

活動内容として、相談支援事業を初めとする地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場となるため、関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議を行いまして、情報の共有化を図りますとともに、地域の障がい者等の支援体制に係る課題の整理、社会資源の開発、改善に向けて協議を行ってございます。

平成28年度の活動として、第4期障がい福祉計画の進行管理を担ってございまして、そのサービス見込み量に対する実績から、地域の実情の把握に努めていただいております。

また、自立支援協議会の運営に当たりまして、地域にかかわる課題を解決するためには、より専門的な調査検討を行う専門部会の設置が重要であり、とりわけ障がい者等が地域において自立した日常生活また社会生活を営むために、障がい福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が必要であることから、本町では相談支援部会を設置しまして、毎月部会を開催してございます。その中で、相談支援専門員につきましては、障がい者からの相談に応じて必要な情報の提供及びその他障がい福祉サービスの利用支援等を行う上で幅広い知識を必要とするため、相談技術の向上を目的に、障がい者の方から相談のあった事例検討等の勉強会を行ってございます。

また、町内委託相談支援事業所の相談支援専門員と町担当部局の職員で構成してございます事務局会議におきましては月1回開催し、町内障がい者施設の授産品のPRや障がい者週間での啓発についての協議を行いまして、啓発活動も実施してございます。そのほか、相談支援部会の活動内容について実績報告書を作成し、協議会におきましても報告をしているところでございます。

今後も、自立支援協議会では、障がい者から相談のあった事例の検討から浮かび上がる地域の課題も捉えまして、町の社会資源の充実に向けた協議につなげられるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）ありがとうございました。

続きまして、避難行動要支援者及び要援護者への支援体制づくりの中で、災害の発生で避難したとき、障がいを持った人は、大勢の人の中で生活することは非常にづらい、周りの人たちに迷惑をかけずに障がい者が落ちついて避難生活ができるように検討してほしいとの要望がありますが、これについていかがでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは続きまして、4点目の障がい者が落ちついて避難生活ができるための体制づくりにつきまして、ご答弁申し上げます。

本町におきましては、災害発生時には、一般避難所8カ所とは別に、熊取町総合保健福祉センター（熊取ふれあいセンター）を、高齢者や障がい者など一般的な避難所では生活に支障を来す方を受け入れるための福祉避難所として開設することとしてございます。こちらの施設では障がいをお持ちの方でも利用しやすいよう、段差の解消や、車椅子対応のエレベーター、手すり、点字ブロック、点字案内板を設置するなどバリアフリー化を行ってございます。

また、福祉避難所としてベッド、マットを備えているほか、各階に障がい者用トイレを設け、うち1カ所は畜便袋や畜尿袋を利用されている人のためのオストメイト用トイレも整備してございます。災害時には、電気が不通となることも考えられますが、その際には非常用電源を利用できるため、人工呼吸器などを利用されている方にも対応可能となっております。

一般避難所のような大勢の人の中での避難生活に抵抗を持たれる方にも配慮できるよう、間仕切りを設けることができる部屋もございまして、障がいをお持ちの方も安心して避難生活を送っていただくことができるものと考えてございます。障がいをお持ちの方が災害時にこの福祉避難所をご利用いただけるよう、引き続き周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）ありがとうございました。

続きまして、就労支援について、熊取町に障がい福祉サービス事業所は幾つあるのか、また、事業内容を具体的に説明してください。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、5点目の町内の障がい福祉サービス事業所数と事業内容につきましてご答弁申し上げます。

障がい者の就労支援につきましては、大きく分けると、企業等への一般就労と、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスとして就労移行支援と就労継続支援がございまして、

就労移行支援とは、一般企業への就労を希望する方に一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことを目的とするサービスでございまして、一方、就労継続支援につきましては、一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスでございまして、就労継続支援には、雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型の2種類がございまして、

なお、現在、町内には就労支援に係る障がい福祉サービス事業所としましては、就労移行支援を行う事業所が1カ所、就労継続支援B型を行う事業所が4カ所の計5カ所がございまして、

それぞれの事業所名と事業内容等でございますが、就労移行支援を行っている事業所は、ワークいっぽの1カ所となっておりまして、主に名刺、封筒、チラシ、小冊子などの各種印刷作業を行ってございます。

また、就労継続支援B型を行う事業所は、同じくワークいっぽのほか、焼き菓子・ケーキなどの作成・販売を行っております多機能型事業所やさか、縫製品などの小物類の作成・販売を行ってございます熊取ひまわりの里、弁当・焼き菓子の作成・販売を行ってございますなすなの計4カ所となっております。

なお、就労移行支援、就労継続支援につきましては、町内の事業所だけでなく、町外の事業所をご利用いただくことも可能となっているものでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）ありがとうございました。

それでは続きまして、同じく就労支援に関連しまして、「関係機関等と連携し支援の充実を図り

ます」の部分で、関係機関等とあるが、具体的な団体・事業所名を上げ、どのような支援の充実を推進したのですか。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） それでは、6点目の関係機関等の具体的な団体・事業所名と支援の充実の内容についてご答弁申し上げます。

就労支援に係る関係機関につきましては、主には、泉州南障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校との連携を指してございます。障がいのある方が一般就労をご希望されている場合は、特に障害者就業・生活支援センター、ハローワークとの連携が必要となります。なお、障害者就業・生活支援センターは、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして、就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方や家族の方が抱える不安や困っていることに応じて、雇用及び福祉の関係機関との協力のもと、就業面及び生活面の一体的な支援を実施することを目的としまして、都道府県が指定しているものでございます。

具体的な業務内容につきましては、障がいのある方の自立や安定した職業生活の実現を目指し、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問の実施による就業に関する相談、また、障がいのある方それぞれの障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言、また、生活習慣の形成など生活面での支援や関係機関との連絡調整などを行うことにより、就業支援と生活支援を一体的に行うものでございます。

なお、泉州南障害者就業・生活支援センターでは、平成27年度におきまして、熊取町以南3市3町から年間3,395件の相談を受けてございまして、本町では、15名の方がセンターの支援を得て、実際に就職をしておられるという状況でございます。

次に、特別支援学校との連携でございます。支援学校高等部に在籍している方につきましては、学校での進路懇談会に町の障がい担当者も出席させていただきまして、ご本人、ご家族、学級担任をまじえて、ご本人やご家族の希望、実習先の感想を踏まえて話し合い、進路先について考えてございます。

また、ご本人が卒業後の進路に福祉事業所の利用を希望された場合には、町においてご本人が希望する事業所との調整を行うなど、卒業後に希望する事業所にスムーズに通所し、訓練を受けることができるよう支援を行ってございます。

また、支援学校以外の学校に在籍されている方や、既に卒業された方から就労のご相談があった場合につきましても、ご相談者がどのような生活を望んでおられるかなどのご希望について、丁寧にお聞きした上で、障害者就業・生活支援センターなど適切な機関をご紹介するなど、ご本人の希望に沿った支援を随時行っているものでございます。

また、これとは別に、平成25年4月1日から、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることなどを目的としました障害者優先調達推進法が施行されたことを受け、本町におきましても、平成26年度から毎年、熊取町障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針を定めまして、障がい者施設が供給する物品等の優先的な調達を推進してございます。

さらに、平成27年度には、町内障がい福祉施設及び商品の周知啓発を行うため、町内の障がい福祉施設の取り扱い物品をまとめたパンフレットを作成しまして、熊取町自治会連合会、民生委員児童委員連絡会、熊取町文化振興連絡協議会に配布するなど、障がい者就労施設のPRを実施し、また、12月の障がい者週間における取り組みとしましては、熊取ふれあい農業祭の会場に、町内障がい者就労施設のブースと障がいへの理解を促進するために障害者差別解消法などの啓発ブースを出展するなど、町内福祉施設のPRと障がいに関する理解の促進のための啓発も行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 服部議員。

9番（服部脩二君） ありがとうございます。

それでは最後の質問に入るんですが、ちょっとその前に訂正を1件お願いします。

生活保護費を受給の「受」が「需」になっていまして、私の間違いで、「受」という字に書きかえてください。

それでは、質問に入ります。生活保護費を受給しないで、障がい者が自活できる差別のないまちづくりの対策について今後どのように推進していかれるのでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、7点目の生活保護費を受給せず、障がい者が自活できる差別のないまちづくりの対策についてでございますが、障がい者が自活できる対策につきましては、障がいのある方の就業に関するご希望に対し、障がいのある方の一番身近な窓口である町の障がい福祉担当者や相談支援事業所において、ご本人の相談やご希望をしっかりと聞きするとともに、泉州南障害者就業・生活支援センターやハローワークなどの関係機関と連携を密にしながら、相談者のご希望に沿った支援を行ってまいりたいと考えてございます。

また、障がいのある方が地域で暮らし、仕事をしていくためには、地域住民の障がいへの理解が不可欠となることから、住民の方に障がいに関する正しい知識と、障がいへの理解を深めていけるよう、国・府を初め庁内関係部署が連携し、障がい理解の促進を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）服部議員。

9番（服部脩二君）懇切丁寧なご答弁ありがとうございました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）以上で、服部議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時47分」から「13時00分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ちょっと一部訂正ということで、申しわけございません。

午前中の平成29年度の町政運営方針でございます。1件、訂正のほうお願いいたします。

町政運営方針の8ページの2行目でございます。

こちら、2行目に「統一的な基準による地方公会計制度の推進については、28年度中に」とございますが、正しくは「29年度中」の誤りでございます。「28年度中」を「29年度」ということで、ご訂正のほうお願いいたします。

なお、こちら、表裏面に当たります7ページ、8ページ部分につきましては、後刻、差しかえとしましてお配りさせていただきたいと思っておりますので、お手数ですが差しかえのほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（重光俊則君）一般質問を続けます。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）議長よりお許しを賜りましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、グローバル人材の育成を行うための国際交流事業のさらなる取り組みについてということで、先ほど町長の町政運営方針にも言及されておりましたけれども、本町の姉妹都市として昨年で30周年を迎えたオーストラリアのミルデューラ市との国際交流事業を、今後どういった形で展開していくのかについて、順次、本町の方針を伺ってまいりたいと思っております。

では、通告の1点目、国際交流事業の内容について、詳しく答弁のほうお願いいたします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、まず1点目、ミルデューラ市との交流の経緯、交流の目的及び費用、交流内容などの詳細について答弁いたします。

まず初めに、交流の経緯でございますが、昭和60年度にメルボルン少年合奏団を招聘したことを契機といたしまして、昭和61年度に本町からミルデューラ市を訪問の上、交流を打診し、その翌年、昭和62年度のミルデューラ市市長ご夫妻の来町により今後の両市町の交流が合意されたところでございます。以降、交流の目的でございます青少年の国際感覚の醸成と次代を担う人材の育成、こちらを基本といたしまして、昭和63年度から青少年相互派遣事業を途絶えることなく毎年実施し、平成13年度には姉妹都市提携を締結し、昨年、交流開始30年の節目を迎えたところでございます。

次に、費用及び交流内容でございますが、本町からの派遣事業におきましては、直近データの平成28年度実績額として約626万円。うち220万円の関空からの補助により、実質406万円となります。交流内容は、ホームステイ、現地学校での授業体験、キャンプなどとなっております。一方、本町への受け入れ事業におきましては、直近データの平成27年度実績額といたしまして約375万円。うち130万円の関空からの補助により、実質245万円でございます。交流内容は、ホームステイ、だんじり曳行体験、熊取南中学校での授業体験などとなっており、充実したプログラムにより相互の青少年の育成につながっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）人数と、これは中学生を対象にしている事業かと思うんですけれども、1回当たり向こうに訪問する際の人数、それから個人負担額、総額の費用については先ほどの答弁であったかと思うんですが、個人の自己負担、それから、あと、いつぐらいに、訪問している時期について、ちょっと詳しくお願いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）まず、人数でございますが、訪問人数は12名ということでございます。個人負担額でございますが、個人負担額につきましては、中学生1人当たり15万円のご負担をいただいているところでございます。それと、時期でございますが、時期のほうは、今年度につきましては8月21日から現地8月28日までという日程で行ってまいりました。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

中学生を対象に12名の方、子どもたちを抽出して、1人当たりの個人負担額が15万円。総額がこれ626万円ということなので、大体、おおよそ3分の1は自己負担で、3分の1は関空からの助成金、3分の1が公費、町からの負担になっているのかなというふうに思います。行っている期間に関しては、8月21日から28日までの期間、夏休みを利用してということですね。目的としては、青少年の国際感覚の醸成、それから次世代の人材育成、そういったところを今、答弁いただきました。では、2つ目の質問にいきたいと思います。

国際交流事業の成果及び今後の課題についての答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、続きまして2点目の国際交流事業の成果及び今後の課題につきましてでございますが、これまで、青少年を中心とした相互派遣事業を通じて、延べ154名の青少年に参画していただき、帰国後もクラスメイトや友人に現地での体験を拡散し、よい刺激を与えているということもお伺いしております。

また、相互派遣事業終了後におきましても、メール、SNSなどによる連絡を通じて交流を継続されている方もおられるなど、事業目的である青少年の国際感覚の醸成に成果がある一方で、現状の派遣者及び受け入れ人数が中学生12人であるということからも、先ほどの一定の拡散があるとい

うものの限界があり、その後の広がりには課題があるものと認識してございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）成果及び課題について答弁いただきたいんですが、これはちょっと、この青少年派遣事業に関して、もうちょっと焦点を当てて成果と課題について話をさせていただきたいと思うんですが、昨年はミルデューラ市に本町が訪問するといったような年だったかと思います。帰国後の報告会、先ほど交流を深め云々とちょっとお話があったかと思うんですが、この帰国後の報告会についてもう少し、どんな形で報告会を実施されているのか、説明のほうをお願いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）帰国後におきましては、保護者や行政、また町議会からは議長、また関係者を対象に帰国報告会を実施しまして、その中で参加者12名が感想と今後の抱負を述べていただいております。今年度につきましては、結成式におきまして、議長からも、一人でも多くの友人などに体験談なども拡散していただきたい旨も伝えていただきまして、その自覚にもつながったのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これ、行政というのはどういった立場の人たちが参加されたのでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）行政のほうは、町長、副町長、教育長並びに国際交流担当課である企画部の担当職員というところでございます。また、あわせまして、行政機関ではございませんが、学校側から各学校長、それから、実際に一緒に訪問団として参加いただきました中学校の教諭1名という、そういったところで参加させていただいたところでございます。それと、あわせまして教育委員会、教育委員会のほうからもご参加いただいたところでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これ、去年訪問ということで、報告会に町長も参加されていたということですか。ちょっと感想なんか、もしあれば、ぜひお伺いしたいなと思うんですけども。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）8月21日から29日までという予定でオーストラリア、ミルデューラ市のほうへ訪問させていただいたんですけども、出発に際しての結団式、この風景をちょっと思い起こしますと、3年生、1年生から3年生の中学生でしたけれども、1年生は中学校に入って間もないというふうなこともありましたが、なかなか本当に大丈夫なんかと、本音は心配したところもありましたが、その約10日間、向こうでの生活、そして向こうでの習慣、風習、異文化に接触、触れ合うということで、幅ができたというふうな感覚があったのかなというふうに思います。

報告会に臨んでは、皆さん、ちょっとまだ国内では恥ずかしがり屋さんみたいな方もおられますけれども、皆さん、はきはきとそういった報告をされていたのが、私にはすごく力強かったなど、そのように思っております。

以上です。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。

先ほど、議会なんかは議長が出席するという話をいただいたと思うんですけども、ぜひ、私もちょっと聞いてみたかったというか、これ、住民の方も含めて、保護者の方も含めてなんですけれども、そういった帰国後の報告会をどこまで共有できているのかなというのが、ちょっと今回思ってお伺いしたんですけども、これは広く公開されているのでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）帰国報告会におきましては、先ほど行政側からの出席者をご紹介させていただきましたが、一般、保護者といたしましては、当然そのご家族のほうにもご参加いただいております。あと、その他の方への出席、周知でございますが、こちらにつきましては、現時点、拡散して多くの、どなたでも聞いていただけるという、そういった枠組みには現時点ではなってございません。

しかし、今、より多くの方に拡散ということもございましたので、こちらの点につきましては、どこまで入れていただくというんでしょうか、その点については、一定今後検討はしてまいりたいとは思いますが、現時点につきましては、申しわけございませんが、その関係者、行かれた関係者という、そういった現状でございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ちょっと最初の話に戻ると、個人負担以外はやっぱり町が出している。関空からの支援というのもあったかと思うんですけども、そういった形でいくと、やはり住民みんなで、行く子どもたち、もしくは受け入れる子どもたちの費用を賄っているという考え方にもなると思います。

これからやっぱり住民自体も、親御さんの気持ちも含めてグローバル化時代、国際感覚の醸成というものに取り組んでいく必要がやっぱりあると思いますので、ぜひその辺は僕ら議会人も含めて住民の皆さん、さらに言うと、12人しか行けないわけですから当然行っていない子どものほうが圧倒的に多いわけですね。であれば、その12人の子どもたちの帰国後、どんな感想を持ったのかとかそういった情報というのはもっと広く公開していくべきなのかなというふうに思っていますので、その辺はどういう形が望ましいのかはもちろんわかりませんが、12人だけで共有するんじゃなくて、住民であったり親御さんであったり、やっぱりいろんな人がこの取り組みを応援したいという気持ちはお持ちだと思いますので、ぜひともその辺のところはもっと広くアピールをしていく手段、方法というものを検討いただきたいなというふうに思っています。これは要望という形でもいいですが。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）もう議員おっしゃるとおり、12名ということで、本答弁でも申し上げましたとおり、一定その広がりというのに課題は認識してございます。一方で、15万円、これは旅費に換算しますと約30万円程度の旅費がかかっているのかなというふうに想定しているんですが、その約半分をご負担いただいているという計算でございますが、ただ、当然経済的なご事情で参加したくてもできないというご家庭もあろうかと思えます。そういったところで、今現時点の帰国報告会におきましては感想を述べるというところでとどまっておりますが、状況によりましては、どこまでご協力いただけるか、要は中学生の負担というところもあるんですけども、一定、今はレポートというのは提出は義務づけておりませんが、例えばレポートといいますか感想文的なものを書いていただいて、それらを編集いたしまして、例えば学校に供覧できるようなそういった形でも拡散の方法というのはあるのかなというふうには思っております。

とにかく、今現時点の拡散の仕組みですけれども、行っていただいた12名の方に、議長からも結団式のときにお言葉いただきましたとおり、より多くの友人、クラスメイトに拡散していただきまして、行ってないけれどもその話を聞いて、その聞いた友人たちが刺激を受けて、その子どもたちがその後の国際感覚の醸成というんでしょうか、人材育成につながっていけばいいのかなと、幸いであるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ぜひ、もっともっとたくさんの人たちにそういったレポートなり、行ってない子どもたちが刺激をもらえるような、そんな取り組みをぜひお願いしたいと思います。

先ほどの中でも費用的な問題にちょっと言及されましたけれども、やっぱり幾つかの課題があると思うんです。やっぱり人数的な問題というのは、先ほど来申し上げたとおり12名と。これ、少数なんですけれども、確認のためにちょっとお伺いしたいんですが、これ12名しか、もう今のところはふやしていけないというような感じなんですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）派遣者の人数ですけれども、より多くの方に経験いただきたいということで、ミルデューラ市と協議の上、平成26年度に10名から2名の枠を広げまして現在12名にしたという経過がございます。こちらのほうは、議会議員の訪問を平成24年度に廃止されて、その枠2名分を青少年枠分にご協力いただいたという、そういった経過でございます。

ご提案いただいているような枠の増加というんでしょうか、そちらにつきましては、やはり財政面やミルデューラ市との調整などが必要になってくることから、増員につきましては先方との意向も調整しながら慎重に考えていく必要があるものではないかなというふうに認識しておりますので、その点につきましてはご理解のほうよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）先方との調整もありますので、なかなか費用的な問題であったりとか同行者の問題、引率の問題、安全面の問題、いろいろ、人数がふえていけばいくほどそういった問題も出てきますので、その辺はある一定仕方がないというか、今でいくしかないのかなというふうに思うんですが、次の質問にもつながっていくんですけれども、時間的な制約、要は夏休み期間を利用しているんで、そういった10日間ないし11日間とかというのを、習い事があって行けないとか、家族と一緒に過ごしたいとか、そういった形で長期間日本をあけられなくて参加できない子どもがいたり、また、先ほど言ったように15万円という個人負担、やっぱりぱっと出せない、そういった家庭の事情もあるかと思えます。やはり中学校を対象にした事業ですので、今、熊取町には1,300人ぐらい中学生がいるかと思うんですけれども、単純に見ると100人に1人しか行けない事業になっているんですね。圧倒的に行けない人のほうが多いわけで、残りの99人に対して、あなた選ばれなかったから残念ですねということではやっぱりちょっとかわいそうというか、余りにもちょっと厳しい事業かなと思うんで、そういった、子どもたちに対してどういった対応をしていくべきか、それを私、今回ちょっと提案させていただきたいなと思っているんですけれども、ちょっと3番目の質問、先いかせてもらいます。

そこで、新たな取り組みとして提案させていただきたいのが、Webテレビ会議システムなどを活用した国際交流事業への導入、これを検討していただきたいと思うんですが、答弁のほうお願いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、続きまして3点目のWebテレビ会議システムなどを活用した国際交流事業の導入の検討について答弁申し上げます。

先ほど申し上げた課題認識に立ちまして、国際交流事業をより多くの住民の参画が得られる事業へ発展させるという基本的な方向性のもと、本町及びミルデューラ市の双方のホームページでの観光名所などを紹介したコンテンツの作成や、また青少年派遣者OB会の立ち上げなどの取り組みを実施しているところでございます。

また、特に、議員ご提案いただいております相互派遣事業に参画する青少年以外の子どもたちへの事業の展開につきましては、議員ご提案のWebテレビ会議システムなどを活用した取り組みも含め、今後研究してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。今後、検討ということで。

これ、できない理由というのは余りないと思うんです。もうWi-Fiもつながっている、もちろん通じる、通じない、電波が途切れるとか、細かい問題はこれからいろいろ解消していかないと

いけないと思うんですけれども、30年もミルデューラ市と行き来してきているわけですから、やっぱり日本と同じように行きたくても行けなかったという子どもがミルデューラ市にもたくさんいると思います。そういった子どもたちに、日本に行ってみたいけれど行く費用がないとか、日本語を勉強したいけれどそういったきっかけがないとか、例えば、ことしはミルデューラ市の子どもたちを受け入れる年になっているかと思いますが、そういった、これは毎年10月ぐらいに訪問、来ていただいているかと思うんですけれども、それまでに間に合うかどうかわかりませんが、例えばそういったミルデューラ市から来てくれた子どもたちに、例えば煉瓦館でプロジェクターなんかを使って、そこで一挙にたくさん子どもたちと交流する、そういったシステムも既に組もうと思ったら組めると思うんです。

ミルデューラ市から訪れた、来てもらった子どもたちに対して、そこで例えば日本のアニメを紹介したりとか、アニメーションでやっぱり日本をすごく今、認知してもらっていますので、例えば日本の文化、日本の町並み、そういったものをプロジェクターを通して現地の子どものたちにも紹介していく。それによって、自分も行ってみたかったとか、日本に対しての理解というものも深めていただけたと思いますし、そういった相互交流というのをぜひもっと頻繁にやっていただきたい。

日本の子どもたちも含め、ミルデューラ市の子どもたちも行けない子どもたちのほうが圧倒的に多いかと思うので、そういった行けない子どもたちに対しても大きく刺激を与えていく、それが今回非常に、今の時代に合ったツールなのかなと思うので、ぜひとも、これ、10月に間に合うようであれば10月までに導入していただきたいと思いますし、来年の夏、我々の、熊取町の子どもたちが向こうに行くときに、夏休み期間中で自分の知っている友達がプロジェクターを通して向こうの国で英語で会話をしている、そんな状況を見て、やっぱりあいつすげえとか、自分もしゃべりたいなという気持ちは絶対働くと思うので、ぜひとも前向きにその辺を検討していただきたいと思います。

ちょっと時期の話もそうなんですけれども、いつぐらいに、もし検討していただけるのであれば導入見込みというのはお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）本当に今ご提案いただきました件につきましては、すみません、私個人の意見で申しわけございませんが、非常によいアイデアかなというふうに受けとめました。といいますのが、私も昨年実際に町長と一緒に訪問させていただきまして、まず着いたその初日、2日目なんですけれども、あちらのチャフィー中等カレッジのほうに行きまして、我々の12名の中学生が向こうで英語での自己紹介と、それから、町長からもありましたように、恥ずかしながらですけれどもスピーチをすると、非常に感動的なシーンでございました。

子ども数人が、行った行政関係者がそれを見させていただいたわけなんですけれども、これを多くの方に、我々8ミリとか撮って、帰ってきてそれを使うというやり方もあるんですが、やはりリアルタイムで、1時間という時差でございますので、それをお見せするという、これは非常に臨場感もあっていいことなのかなと。

ただ、すみません、日本と時差が1時間ということになりますと、逆にこちら側は授業時間中ということになりますので、その時間はちょっと授業を中断してそれを見るというようなところは、ちょっと教育委員会との調整というのは必要になってくるんですが、逆に、こちらの姿を向こうに配信するという、これにつきましても、システムの、費用的にどれぐらいかかるのかというのがちょっと今現時点でわかりませんので明言はできないところでございますけれども、一定ちょっと今年度の新たな取り組みとして検討できないかどうか、こちらについては早速ちょっと検討していきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）本当に前向きな答弁、ありがとうございます。

やっぱり、テレビでも今、英語のテレビとか映画、そんなのも、今、子どもたちはたくさん見ら

れると思うんですけれども、それはやっぱり自分事じゃなくてモニターを通した別世界という見方が大きいんじゃないかなと思うんです。今、理事がリアルタイムでというふうにおっしゃっていただいて、自分の知っている友人、知人が向こうで話ししている、英語で話ししている。向こうから逆に日本の子どもたちにリアルタイムに会話をしていく、そこが、あっ、自分も次はあの世界に行きたい、あっちに行きたいという、その気持ちがやっぱり働くんだと思うんです。

今、中学校の子どもたち、もしくは高校の子どもたち、みんなそうだと思うんですけれども、今何のために英語を勉強していますかという質問の中で、やっぱり圧倒的に多いのが受験に必要なからとかそういう、将来的に自分が話すことにつながるかもしれないからというような感覚を持っているけれども、じゃ、最終的に本当に自分が英語を使った仕事をするか、そういうところまではまだわからないという回答が結構多いんです。なので、英語というものは必要で、点をとるためだけじゃなくて、自分が働いていく、自分がこの世界で会話をしていくために英語が必要なんだ。そのときに自分が知っている友人、知人、もしくは先輩、後輩が英語で会話をしていたら、それはやっぱりリアルタイムに自分のモチベーションにもつながっていくんだと思います。

この国際交流事業に関しては、今、中学生が対象としてやられていると思うんですけれども、次のステップとして、小学校5、6年生にもぜひともこういった機会、訪問するんじゃないかって、こういったプロジェクターを通したWebテレビ会議なんかを使えば、日本にいながら外国の人たちと会話をしていくことができるわけです。なので、ぜひともこれ、小学校5、6年生にも導入していただきたいなというふうに、例えば、今、夏休みで英語村ですか、やっているかと思うんですけれども、その一環にそういった、ちょうどあれは夏休みだったかと思うんですけれども、夏休みに自分の知っているお兄ちゃん、お姉ちゃんたちが、自分の身近な中学校の先輩たちが向こうへ行って、それを子どもたち、5、6年生が、例えば見るだけでも違うと思うんですが、その辺の、小学校5、6年生を対象に導入ということでも、ぜひともちょっとやっていただきたいなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）まず、企画部国際交流事業担当課としての意見を申し上げさせていただきます。

まず、次のステップで小学校5年生、6年生にこの派遣事業のほうでというご提案かと思いますが、こちらにつきましては、新聞報道でもありましたとおり、2020年の文科省の学習指導要領の改訂、小学校の3、4年生に5、6年生の分がおおりていくということが報道されましたが、当然そういう流れになってきますと、英語自体が、今、私らの概念では中学生からスタートするものという概念があると思うんですが、それがどんどん下に下がっていくと。そうなっていきますと、こういった派遣事業もおのずと下から実施していくというような流れも当然出てこようかと思いません。

そういった、2020年を見据えたというんでしょうか、それを先取りするのかどうかというのはちょっと別で検討させていただきたいんですけれども、そういったところを見据えながら、5、6年生にも導入していくかというのは、研究ぐらいをしていく必要があるのかなというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）今、英語村に関するご質問、お話をいただきましたので、ご存じのとおり、英語村は数年前から実施させていただいておまして、それを運営するのは、主に各学校に配置しているALT、本年度も5名の外国人のALTが中心となって、いろんなゲームをしたりというふうな取り組みをしております。

議員のほうからいろいろお話がございましたように、やはり子どもたちが外国人の方々と英語でコミュニケーションをするという機会を持つということが非常に重要であると。今、Webのお話もいただきましたが、本町では、ことしから2人、ALTをふやして5人体制でやっておりますし、

2名が専属のALTであるということで、例えば目の前に外国人がいて、しゃべりたいときにはその方とお話ができ、またその方と英語でしゃべっているのを周りの子たちも身近で見て自分もしゃべるといふようなこと、こういったことも狙ってやらせていただいております。

ただ、今後に関しましては、当然ながらそういったいろんな機会を捉えて子どもたちが英語で楽しくコミュニケーションができる、そういった状況をつくっていくということは、我々は必要であるというふうに思っておりますので、いろんな方法、どんな方法があるのかということも含めて、やはり今後研究を進めていきたいというふうに基本的には考えてございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）小学5、6年生にもそういった機会をというふうにお話しさせていただいたのが、株式会社ベネッセホールディングス、ベネッセのいわゆるシンクタンクです。ベネッセ教育総合研究所というのがあるんですが、そこが、2015年3月になるんですけれども、全国の小学校5、6年生とその保護者1,565組を対象に小学生の英語学習に関する調査というものを実施しています。この調査で、小学校5、6年生の外国語活動について、約6割の生徒が教室の外で英語を使ってみたいというふうに回答されており、その回答した子どもたちは、将来自分が英語を使ってみたいというふうに考えている傾向が非常に高いということが、この調査から明らかになっています。

つまり、小学校5、6年生の段階で、自分が将来英語を使うという、そういった状況をいかにイメージさせてあげられるかが非常に重要であると。そうやってイメージできた子どもたちほど中学生に上がるのが楽しみだ、中学校で英語を勉強するのが楽しみだというふうに答えているんです。

これは、先ほどALTのお話しいただきましたけれども、ちょっとやっぱり違うというか、最終的に自分たちの同じ同学年でしゃべる英語と、中学生の、上のお兄ちゃんお姉ちゃんたちが向こうで話している、そういったところでまた大きな刺激というのは必ずしもそこで出てくると思うんです。ずっと子どものころから一緒に学校に通っていたお兄ちゃん、お姉ちゃん、いわゆる身近な人たちが実際にオーストラリアで、向こうで話ししている。その状況を聞く、もしくは何かしら参加できるような形があれば最もいいんですけれども。

なので、小学校5、6年生の段階からそういったことをやっていくほうが子どもにとってより刺激になるのは間違いないかと思うんですが、小学校5、6年生の子どもたちに、そういった外で英語を話す機会というのは、今おっしゃっておられた英語村ということだけになるんでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）過去には、例えば遠足に行ったときに外国人の方とお話をしましようといったような取り組みも実際にやっていたことはあったんです。ただ、いろんな方々がいらっしゃいますので、例えば安全面というところで若干話しかけ、見ず知らずの方に話しかけに行くことに対する危険であるとかというふうなことも一時期やはり大きな問題となったようなことがございましたので、なかなか、そのあたり外で見知らぬ方とというふうなことが非常に難しくなってきた。

だから、おっしゃってくださるように、知っている方とどう会話する機会を得るかということなんですけれども、ですから、昔はあったんですが、現段階では外で会話する機会というのは設けられていないというのが現状であるというふうなことでございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これは、小学校5、6年生に関しては、まだまだ中学校の国際交流、スカイプなどを使ったWebテレビ会議システム、そういったものが導入されて、実際に中学校の子どもたちと向こうの現地の、ミルデューラ市の子どもたちとの交流が始まってからでも、見ていただいた後、実際に小学校5、6年生に導入するかどうかについてはまた今後の検討課題というふうな形でぜひともしていただきたいと思います。それはまた後日、また要望という形でさせていただきたいと思っております。

ちょっと別の視点から、めげずに提案してみたいな思うんですけれども、先日、文科省が平成27

年2月に全国の公立小学校を無作為抽出した外国語活動を学ぶ小学5、6年生の児童及び中学校1、2年生の生徒、小学校5、6年生が2万2,000人、中学校1、2年生の生徒が2万4,000人を対象に英語に関する調査、外国語活動に関する調査、小学校外国語活動実施状況調査の結果、この概要を私、今、見ているんですけども、これ、いろいろ調査の中身、結構詳しくレポートが書かれているんですが、この中で、英語が好きですかと、単純に英語が好きですかと。英語が好きですと回答している子どもが、小学校5、6年生が70%で、中学校1年生が61%、中学校2年生が50%。年齢を重ねていくと英語が好きという割合がやっぱり減ってくる。

先日、岐阜県の大垣市、笠原小学校というところの英語授業の公開授業を視察させていただきました。その笠原小学校というのは文科省が研究開発校として指定されている学校で、非常に英語に力を入れている学校で、その公開授業の中には、私、去年の3月議会でグローバル人材の育成云々の話をさせていただいて、子どもたちの英語の重要性というのを説かせていただいた中で、岡山県の総社市というのを先進的な自治体として例を挙げて説明させていただいたんですが、その総社市なんかも、学校の先生が私たちと同じ日に公開授業に参加されていました。

その笠原小学校でも同じようにアンケート調査をやっております、同じように英語が好きですかといったような質問に対して、年数が上がっていくとやっぱりどんどん減ってくるんです。やっぱりこれは、学校の先生いわく文法であったりとか非常にそういった細かいところがどんどん出てくるので難しくなってくるので必然的に下がってきますというようなお話だったんですけども、熊取町の子どもたちというのは、そういったアンケートというのはとられたことというのはあるんでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）今まで、英語に特化して、英語がどうかというようなアンケートについてはとったことはございません。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）小学校5、6年生の段階で英語を嫌いにならないような取り組みというか、モチベーションを上げていって、中学生になっても英語が楽しいと思ってもらえるのがやっぱり理想なわけで、ぜひとも今後、今の子どもたちが英語が好きなのか嫌いなのか、それがやっぱり同じように、年数が上がっていくとどうしても下がってくるのかな、英語が好きという割合は減ってくるのかなと思うんですけども、今の子どもたちの立ち位置を知るためにも、ぜひともアンケート、今の子どもたちが今実際どう思っているのかということもぜひとっていただきたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）子どもの状況、実態を把握するというのは非常に大事なことでありと我々も認識しております。各授業が終わった後、きょうの授業はどうだっただろうか等も含めて、今後、校長等ともお話ししながら検討のほうを進めてまいりたいというふうに思っています。

年々英語嫌いになっていくというふうなお話につきましては、これは実際にやはり課題として捉えられていることでして、今回、5、6年生、さらには3、4年生で外国語活動を行うというふうな状況になってくる中で、やはり英語嫌いの前倒しということが起こらないようにということが非常に大事だと思っています。これは、小学校5、6年生に外国語活動が導入された当初から、それは課題として上げられていたというふうな状況でございますので、2020年度の本格実施に向けて、やはりそういった子どもたちをつくらないようにどういうふうにしていくのかということについては、やはりこれは教育委員会や学校の責務であるというふうに考えておりますので、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）何度も何度も申し上げるんですが、やっぱり最終的には英語を話したいという子どもたちをどれだけふやしていくか。そのためのいろんなやり方、その一環として、僕は、この外国、

向こうのミルデューラ市の子どもたちとの交流、話をするという機会を持つていくことも、中学生になっていったときに英語が嫌いにならない。やっぱりあの先輩格好いいな、小学生の段階で自分の知っている中学生のお兄ちゃんたちが、あの人がよく話せて格好いいな、自分も話していきたいな、そういう、5、6年生の段階で自分が将来英語を話すというイメージをどれだけ持ってもらうか、ここが非常に今後のモチベーションにつながっていくのかなど。私、ちょっといろいろ視察をさせていただいた中で感じたことなんですけれども、ぜひとも国際交流事業の中学生を導入した段階で、小学校の5、6年生にもどんなことがしてあげられるのかなというのを、ちょっと後日、この件についてはまた議論させていただきたいなというふうに思っていますので、またよろしく願います。

では、4点目の最後の質問にいきたいと思います。

アジア地域との国際交流について、現段階でどのようにお考えなのか、答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、最後にアジア地域との国際交流につきましてでございますが、これまでのミルデューラ市との国際交流における成果や課題を踏まえ、新たにアジア地域との交流につきまして一定の研究を進めているところであり、平成29年度につきましては、運営方針にも掲げましたとおり、具体的に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

検討に際しましては、スポーツや医療、観光などといった切り口や、本町との関連性を視野に入れたストーリー性も考慮しながら、幅広く、多くの住民に参加していただける仕組みも構築してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）まだ、具体的に国の選定とか、これは1国だけでやっていくのか、それともアジア圏内を何カ国か同時進行してやっていくのかとか、その辺はどうなんですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）28年度につきましては、一定、観光、またスポーツを軸とした切り口として、台湾や中国についての下調べを行ったという程度の研究段階でございます。

具体的には、研究段階ではございますが、台湾では、例えば大阪体育大学のほうが交流のある台湾国立体育大学の立地自治体、こちらのほうや、例えばにぎわい観光大使の陳静氏のつながりで中国の太極拳にゆかりのある自治体などの下調べを開始しているというところではございますが、29年度につきましては、運営方針記載のとおり、具体的に検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）アジア圏内の国際交流というのは、いわゆる産業振興とか観光とか誘致とか、そういった観点での国際交流ということで、青少年の派遣とかそういったところまではまだまだ全然考えていないような感じなんですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）今現時点でございますが、下調べの段階におきましては、一定、オーストラリア、ミルデューラ市のほうは青少年派遣事業ということで青少年を切り口にしてございますが、それとは別の切り口で、先ほど申し上げた観光であったりとか、産業振興であったりとか、そういった方面で下調べは開始しておるところではございますが、ただ、検討段階におきまして、例えばその方向性もということも全くないことではございません。そういったところで、答弁でも申し上げましたとおり、幅広く検討してまいりたいというふうに思っていますので、よろしく願います。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）このぜひ幅広くの中に、欲を言うと、せつかく台湾であつたり中国、それからほかの中学校なんかで見るとシンガポールとかフィリピンとか、そういったところともテレビ会議をやっている。そういうのを導入している中学校も現にあるかと思しますので、そういった、1国だけと産業振興という部分だけにとらわれず、このミルデューラ市を含めてほかのアジア圏内の何カ国かと、子どもたちとの交流事業、実際に向こうに行かなくてもWebテレビ会議などお互いに国の紹介をし合える、文化の共有をし合えるというような形で、何カ国か同時にやっていくというのもその幅広くの中にぜひ検討していただけたらなというふうに思います。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）交流事業につきましては、幅広くということで、1国のみを相手ではなくというようなご提案かと思えますけれども、実際に、財政的などところもございまして、今現時点、想定しておりますのは、そのミルデューラ市はやはり相当、行くときは600万円以上の予算を必要とするといったこともございます。そういったこともございまして、我々としましては、さらにそれを掛ける2倍の1,200万円、1,300万円にしていくということはちょっと現時点で想定はできないのかなというふうに思っておりますので、例えば、議員がご提案いただいているようなやり方というのが、姉妹都市提携という正式な締結には至りませんが、交流というところでいいましたら実際可能なのかなというふうにも思います。

そういったところで、テレビ会議システムが本当にそれほど予算のかからない、本当に多くの方に拡散できる、参加していただけるやり方という研究結果になりますれば、当然それも検討対象になってくようかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）もうグローバル、グローバルと、どれぐらいグローバルになっているのかわからないですけども、やはり熊取町の子どもたちも、そういった外国の子どもたち、外国の人たちに対しても物おじせず自信を持って自分の国をアピールできたり、英語で堂々と話せるような環境というのをぜひつくっていただきたいと思えます。

私からの質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、浦川議員の質問を終わります。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、一般質問をさせていただきます。

初めは、介護保険の総合事業についてです。

4月から総合事業が始まりますが、進捗状況はいかがでしょうか。訪問型サービスA及び通所型サービスAの仕事に興味がある方、従事する意思のある方の従事者研修が2月26日と3月5日に12時間研修を受けております。何名の参加でしたか。また、介護型サービスAと通所型サービスAを引き受けてくれる施設は何カ所か、お答えよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、1点目のご質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、4月から始まる総合事業の現在の進捗状況でございますが、先日の会期前議員全員協議会でも説明させていただきましたとおり、総合事業の開始に向け事業者関係者への周知としてケアマネジャーへの事業内容の説明やケアプラン作成に係る研修を重ねるとともに、2月17日には町内の事業者に対し、町が実施する総合事業の内容や事業者指定の留意点などの説明会を開催いたしました。さらに、要支援者への周知といたしまして、ケアマネジャーから個別に、かつ丁寧に行っているところでございます。また、介護者（家族）の会や民生委員児童委員協議会などの関係団体の方々にも事業内容の説明を順次行っているところでございます。住民の皆様には1月号広報から少しずつ周知させていただいており、さらに4月号広報では総合事業についてのパンフレットを全戸配布する予定で、4月の事業開始に向けて準備を進めております。

次に、訪問型サービスA及び通所型サービスAに従事する方を養成するための生活援助サービス

従事者研修についてでございますが、2月26日と3月5日の2日間研修を行いました。参加人数でございますが、申込者が21名で、そのうち実際参加された方は19名でございます。

次に、訪問型サービスA、通所型サービスAを引き受けてくれる事業所でございますが、町内では訪問型サービスAが1事業所、通所型サービスAが2事業所となっており、4月1日からの事業開始に向け申請を行い、現在、広域福祉課において審査中でございます。また、今後導入を検討している事業者からの問い合わせも入っており、徐々にふえてくるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）一つお伺いしたいんですけども、訪問型サービスAと通所型サービスAを引き受けている事業所は、訪問型で1、それから通所型で2というふうに今お聞きしたんですけども、熊取町にある事業所の総数というのは何カ所ぐらいになっているんでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）訪問型サービスAの事業所が1事業所、通所型サービスA事業所が2事業所というのは町内の事業所に特化した数字でございます。既にサービスを提供されている町外の事業所からも申請のほうはありました。それはちょっとつけ加えて申し上げます。

町内の事業所でございますが、訪問型サービスは町内では14事業所、通所型サービスのほうで15事業所となっております。

以上です。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。

もう一つお聞きしたいのですけれど、1年間でサービスを受ける人の予定者数というのは大体見込まれているんでしょうか。熊取町の第6期高齢者保健福祉計画では、介護予防訪問介護の人数を平成29年度1,260人から588人へと減らしています。その中で、地域支援事業への移行と書いてあります。だから、現行サービスを4月から受けられている方の半数以上が、切りかわる時期に訪問型サービスAかサービスCか通所型サービスへと移行されていくということになっているのでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）詳しいサービス利用者の人数というのは計画などで示させていただいているかと思えます。ただ、この4月に半数が一斉に移行するというわけではございませんので、新規の介護認定申請者の方、また4月以降の更新の方という形になりまして、徐々に総合事業へのサービスへの移行という形になっております。そして、最終的に29年度において半数、先ほど議員おっしゃった数値を予定しているということでご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）要支援認定の1、2の資格を有する人数ということで、これは要支援1と2と合わせて平成28年12月末現在で約550人という数字でございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）550名というのは要支援1と2の方の総数になるんですか。第6期の福祉計画に載っている数字の1,260人というのは、要支援者も介護を受ける方も全員が含まれているということになっているんでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）計画のほうの数値につきまして、何ページのどこを議員がおっしゃっているのか、ちょっとお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）すみません。48ページの介護予防訪問介護というところの数字を見て私は話しておりますが、介護予防ということなので要介護1、2の方の数字だと思っていたんですが、違います

か。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）議員おっしゃるように、要支援者の方ということで数字を出しているか
と思います。

議長（重光俊則君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）その方が29年度には588名に減るということで、一部が地域支援事業へ移行する
ということになっているんで、また大体約半分の方を移していくという計画なのではないかというこ
とをお聞きしたんですけど、それはそれでオーケーなんですね。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）意図的に半分を移行するというのではなしに、更新時期とか新規の認定
者の方の増を見込んでこの数字になったというふうにご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）わかりました。

大体半数の方ということで、1カ月ずつ移行されていくということになりますと、約600人近く
を12カ月で割るという形になりますので、やっぱり50人にもならないけれど、40人ぐらいの方々を
月々に移行していくというふうなことになるのではないかとというふうに思ったんですけども、そ
れはその理解でいいのでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）介護認定の審査会にかかってくる方々の人数、35名から40名というふう
なところで記憶しておりますので、ほぼそういう形になるかと思えます。ただ、その中でもその
対象者になってくる方ということで、ここの事業に計上されている方というのは要支援者になって
きますので、そこはちょっと申し添えておきます。

議長（重光俊則君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）これは私がちょっとヘルパーからお聞きして、ちょっと気になったんですけども、
通所事業所のサービスAにつきまして、あきのある事業所はあきの分については受け入れることが
できるだろうけれど、いっぱいになっているところは新たに部屋をつくって人を新しく雇うという
ことは非常に難しくなるのではないかなというふうな、そういう不安の声を聞きました。

通所型サービスAというのは、現行のサービスAとは同じところで一緒にやれるというふうなこ
とになるのでしょうか。サービスをしているところは、専門的な方もいればパートで来ていただ
いている方もいるので、そういうこともできるんじゃないかなというふうにその方はおっしゃった
んですけども、そういうことはできるかどうかちょっと教えていただけたらと思って、ちょっと気
になりましたんで。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）すみません。僕、先ほど35名から40名という認定者、ちょっと前の段階
で、申しわけございません。1回の審査会でかかってきまして、月当たりは4回ぐらいをさせてい
ただいております。ですので、大体上がってくるのが百五、六十名というふうになってきます。そ
の中での要支援者を積み上げていったらこの介護予防の人数になってくるということでご理解い
ただければと思います。ちょっと訂正させていただきます。すみません。

議長（重光俊則君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）今の質問に関しては。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員ご質問の、今、現行サービスとサービスAということでございました
ので、この2つ目の質問のほうで違いについてというご質問をいただいておりますので、そのことか
なと思えますので、ご答弁させていただいてもよろしいでしょうか。

議長（重光俊則君）鯉谷議員。

6番（鱧谷陽子君）それなら、またそのときにもう一度答弁いただきます。ちょっと私が先走ったということになるんですか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）よろしいでしょうか。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。大体40人ぐらいの人数がサービスAのほうに移るということで計画されているということで理解はさせていただきました。

それに対して、3カ所の事業所が受けておられるというのはちょっと少ないのかなという気はしているんですけども、ほかの地域からもいろいろ受け入れはあるかと思えますので、またその辺は理解させていただくということで、はい。

次の質問に移らせていただきます。

1月の広報に、日常生活支援総合事業が始まります。自立した生活に向け、状態やニーズに応じて必要なサービスが受けられますよというふうな広報があり、2月、3月では認定における新規と認定の更新について述べられておりました。ところが、肝心のサービスがどう変わってしまうのか、全く広報を見てもわからない。利用者は今の状態がどう変わるのかと心配しております。現行サービスがどう変わるのか、訪問型サービスAと通所型サービスAについて、支援1、2の現行のサービスとの違いを教えてくださいませんか、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、私のほうから、議員ご質問の2点目の現行サービスとサービスAとの違いについてご答弁させていただきます。

まず、現行相当サービスにつきましては、現在要支援認定をお持ちの方が利用している介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同様のサービスとなります。

次に、サービスAにつきましては、現行サービスの基準を緩和したサービスで、訪問型サービスと通所型サービスがございます。まず、訪問型サービスAにつきましては、現行相当サービスから身体介護を除いた掃除や買い物といった生活援助のみを提供するサービスとなってございまして、従来のように介護福祉士等による、専門職によるサービスではなく、町が実施する研修修了者もサービスを提供できるようになるものでございます。また、通所型サービスAは、現行相当サービスから機能訓練や入浴介助などを除きました、例えば体操やレクリエーションなどを提供するサービスとなっており、これまで配置が義務づけられていました生活相談員や機能訓練指導員等の専門職の配置が不要となるものでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。

訪問サービスにつきましては、訪問の時間などは変わりはありませんか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）時間等については変更はございません。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）身体介護のサービスがなくなるというふうにお聞きしたんですけども、お風呂へは訪問介護も通所介護も入れていただけない。それから、昼食についてはどうなんでしょうか。その辺は教えていただけますでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）昼食、今、お話しさせていただきましたように、どちらのサービスにつきましても買い物とか掃除とか、また通所についても本当に体操やレクリエーションということになりますので、今、議員おっしゃられているのは昼食をつくったりとかそういうことかなということかと思うんですが、そこまでの対象にはなっていないかかと考えております。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） 訪問介護サービスについても、介護 1、2 でしたら昼食を一緒につくって食べるというところまではいかないということになってくるんですね。買い物だけをしてもらう、掃除だけをしてもらうという形になるということ。それから、お風呂についても、通所サービスで今までお風呂に入れていただいていた方がお風呂には入らずに、もうお昼で帰ってください。昼食が出ないということになるとお昼で帰ってくださいということになるかと思うんです。利用者にとりましては、納得できないこととか困ることが出てくるかと思うんです。

やっぱり、それぞれいろいろと事情がありまして、あなたの状態ではこのようなほうがいいですよ、必要なサービスはこれだけですよというふうな感じで言われましても、サービス C だったら 6 カ月で打ち切られたりとか、訪問介護サービスも通所サービスも十分なサービスが受けられなかったりということも考えられると思いますので、また生活が行き詰まったり、今問題になっています介護殺人やら介護自殺などということが起こらないように、それぞれの事情を聞いて、サービス A に移すときにも納得できるような状況で進めていただきたいと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） すみません。議員、今、私どものほうがご説明させていただきました食事の件、通所のほうはついていないんですけれども、訪問型サービスのほうについては食事の用意はオーケーということに……

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） 一緒にできるということはオーケー、買い物して一緒にと。その時間がどれだけとれるかというのによって、買い物して一緒につくるとなりますとやっぱり 2 時間、3 時間という時間を要するかなというふうには感じるんですけれども、その辺は。今でも 1 時間ですよ、訪問サービスについては。その辺、何か難しいようには思うんですけれど、その辺どうでしょうか。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） そのところは、例えばそのサービスの内容によりまして、その日は例えば食事をつくっていただいて、その時間の配分もサービスの計画の中には盛り込んでいただきながら、今、議員がおっしゃられましたように、十分お考えをお聞きさせていただいた中で、その中で計画をつくっていくということで、できるだけそういう対応をしていけるような形でサービス自身が進めていければなというふうには考えてございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） わかりました。

ちょっと先ほどの質問に戻らせていただくんですけれども、通所型サービス A につきましては、事業所のあきのあるところは受け入れることができるんじゃないかなと、これはもう単なる、私の知っているヘルパーがおっしゃったことなんで事実がそうなのかがちょっと理解できていないんですけれども、いっぱいなところは新たに部屋をこしらえたり、サービス A のために人を雇ったりということは難しいんじゃないかしらというふうなことで不安を持っておられました。そこへ行きたいんですけれども、もしあいていれば通所型サービス A と今行っている現行サービスは同じところで行うことができるのでしょうか。その辺についてはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 今、議員おっしゃられましたように、その中で、事業者のほうができるということで、当然その内容を整理していただきまして、申請のほう出していただきまして、その中身が十分対応できる形であれば、そういう形の対応というのは可能と考えてございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） そのときに、やっぱり働いている方にとっては、皆さん一緒にいてはると同じような対応をされると思うんです。同じような対応をしながら、この人はサービス A の介護士、この人

は現行サービスの介護士、あとパートの介護士というふうにお給料が分かれてくるのではないかと
思うんですけども、その辺について、お互いの気持ちの問題みたいなもんが起ってこないかな
というんでちょっと心配するんですけども、それは取り越し苦労としか言いようがないんでしょ
うか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、議員おっしゃられているところというのは、当然、事業所の中でその
区分をしながら、それぞれ公平にといたらあれですけども、当然そこに働いている方がそこで
十分納得されて仕事につかれるということになるかと思しますので、そのところを区分しながら、
そこで従事される方も納得されての業務になっていくのではないかとというふうには考えます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）本当に、もう一度言いますけれども、それぞれの事情を聞き、配慮してやっていた
だきたいという点について、もしお答えがあったらお願いしたいんですが。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）この総合事業に移るということで、今まで全協のほうでも制度の内容につ
いてご説明させていただいてございます。その中で、当然、今使っておられる利用者の方々、その
方々の今の状況とか内容をお聞かせいただきながら、そこについては十分配慮させていただくよう
に進めていきたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。その辺、またよろしく願いいたします。

料金につきましてお伺いしたいんですけども、料金はホームページに載っていますよというふ
うにお伺いしてホームページを見たんですが、業者用の計算表で見方がわからないし、サービスA
の利用者が安くなるというのですけれども、どう安くなるのか。訪問型サービス料は幾らになるの
かが、またデイサービスはどう変わるのか、単位で示されておりまして、幾らなのかというのがよ
くわからなかったんですけども、その辺、説明していただけますでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、ご質問の3点目、サービスAの利用料は安くなるというこ
で、訪問サービスは幾らで、デイサービスは幾らかというご質問に答弁させていただきます。

例えば、自己負担が1割の方が週1回、月4回のサービスを利用する場合でご説明させていただ
きますと、1月の利用料は、訪問型サービスAでは884円、通所型サービスAでは1,241円となりま
して、現行サービスと比較すると、訪問型サービスAでは1月当たり224円安くなります。また、
通所型サービスAでは312円安くなるということになるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）これは1回当たりのお金になるのでしょうか。4回されて、4回の値段ではないで
すよね。1回当たりの値段として理解していいのでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今お話しさせていただきましたのが、週1回、月4回を利用した場合でご
ざいます。ですから、4回利用した場合の、今、比較をさせていただいたときに、1月当たりの差
が、訪問型サービスでは224円、通所型サービスAでは312円が安くなるということでございます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）わかりました。訪問型で224円、通所型で312円、月に安くなるということなん
ですけども、入浴や食事がなくなる。312円安くなったとしても不便を感じる方というのが非常に多
いのではないかなというふうに感じます。また、それで入浴もなくなってしまうとなると、この方
たちにとっては、312円をとるか入浴と昼食をとるかと言われると、やはり入浴と昼食をとられる
方のほうが多いのではないかとというふうに危惧するのですけれども、それは、そういうことはない

とお考えでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）そのところは利用者の方々のお考えによるところではないのかなというふうには考えておるんですけども、今回のこの総合事業の実施に当たりましては、これまでもご説明させていただいていますように、緩和型ということで、そのサービス自身がある程度その内容でご利用いただける、こういう形、例えば掃除とか買い物に行っていたきたいなという、そういう利用を望まれる方、そういう方がやはり安くご利用いただけるように、そういうところでのサービスが始まってきているというところがございますので、そのところ十分、先ほどの議員のご質問ございましたけれども、ご利用者の方のお話もお聞きさせていただきながら、その利用をやっぴり望まれる方、そういう方について利用していただくというような形になっていくんじゃないかなというふうにご考えてございます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）本当に大変な事態がこれから起こってくるというふうな気がして仕方がないんです。このサービスA、あなた元気ですからサービスAに移ってくださいと言われて、それに対して、移りません、現行サービスのほうがいいですと言ったら、それはそれで通っていくということなんでしょうか。それはどういうふうな形で決められるのか、その辺は。教えていただけますでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）ここも、今まで全協のほうでもご説明させていただきましたように、例えば、更新の方であればチェックリストとかそういうところでチェックを受けていただいたり、その中であっても、やはりその方のご意見とかいうこともお聞きさせていただきながら、また新規で認定を受けられる方についても、やはり認定を受けて、一定そういう基準の中ではありますけれども、その方の状態をよくお聞きしてどうであるのかということが、今、議員おっしゃられているところではないのかなと思いますので、その辺のところをそこで見きわめさせていただきながらサービスのほうを利用していただくということになっていくものと考えてございます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）もう一つお聞きしたいんですけども、もしサービスAに移られて、Aを受けられて、やはり私このサービスだったら、お昼ご飯食べられなかったら困りますとか、それからお風呂入れてもらえなかったら困りますということで変えてくださいと言われてたら、それは一旦移っても、それは何カ月か、6カ月ですか、認定期間が終わるまでは変えることはできないんでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）その方が、やはりしんどい状態というんですか、どういう状態にあるかということによると思うんです。ですから、その状態をまたご相談いただいた上での話になっていくのかなと考えます。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）すみません。ケアマネジャー連絡会とかのやりとりをやっているところもありますので、私のほうからも少し、ちょっと申し上げます。

やはり、そのサービスを受ける方々につきましてはケアマネジャーがついておりますので、その方とやっぴり相談しながら、場合によっては、身体介護が必要であるのであれば現行サービスという形にもなるかと思えますし、やはり生活支援の部分が多いのであればサービスAのほうが低価格というところもありますので、ケアマネジャーのほうからそっち側を勧めるというような形になるかと思えます。そういうところもひっくるめまして、私が、先ほど1つ目の質問でありましたケアマネジャーとの連携、研修を密にやっていっているところがございます。

それと、あと、やはり介護保険制度そもそもは自立支援が大きなところがございますので、できるだけ皆さんに自立した生活に戻っていただきたいという思いで、やっぴりケアマネジャーもサー

ビスの提供を計画の中に考えて、相談しながら立てていっているというところもありますので、そこもひとつご理解いただきたいなと思います。

以上です。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） すみません、次へ移らせていただきます。

第6期で地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実として、1、在宅医療、2、認知症政策の推進、3、地域ケア会議の推進、4、生活支援サービスの充実強化が盛り込まれましたが、1と2と4、地域ケア会議の推進以外につきましては2018年4月までに実施すればよいことになっておりまして、第7期から本格的に入ってくるように感じております。改定では、包括的支援事業の種類が約2倍になるおそれがあるというふうに聞いております。これらは地域包括支援センターに委託されているところが多いんですけども、熊取町はどうなんでしょうか。

また、地域包括支援センターも、ことしの4月に始まる総合事業に手をとられるので、職員体制の充実とまちとの連携が必要になると思われますが、その点についていかがでしょうか。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。1番目の何人ふえたかというところは、質問は後にされますか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ごめんなさい、すみません。

議長（重光俊則君） それが先ですか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） すみません、それ、抜けましたね。すみません、申しわけありません。

議長（重光俊則君） では、もう1回質問やり直してください。2番目の。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 申しわけございません。抜けております。メモから完全に抜けておりました。申しわけありません。入っているはずだったんですが。すみません。

平成30年から第7期が始まります。第7期の3年間で65歳以上の方は何人ぐらいふえるのか、ご回答よろしくをお願いします。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） それでは、第7期介護保険についてのご質問の1点目、平成30年から始まる第7期の3年間で65歳以上の人は何人ぐらいふえるのかについてのご答弁をさせていただきます。

平成29年度策定予定の第7期介護保険事業計画につきましては、平成30年度から平成32年度までの3カ年の計画となります。そのため、現時点では第7期計画の3年間における65歳以上の人口推計は現時点では行ってございません。なお、参考ではございますけれども、現在の第6期計画策定時の平成26年度時点で推計しました人口で申し上げますと、平成32年度には65歳以上の人口が約1万2,000人を超えるものと見込んでございまして、平成29年1月末現在の人口と比較しますと、約500人程度増加するものと考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 失礼しました。

政府は、保険料の上昇を抑えることを目的として今度の介護サービスの改革を行ってきました。介護保険から要支援1、2の人を外し総合事業に移すことで、保険料は第7期になって抑制されるのかどうか。人数がふえたら保険料がふえるというふうなことがずっと続いているんですけども、今、総合事業に移って、そういうふうな見込みというのはあるんでしょうか。第7期はちょっと減るといふふうな。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 一番冒頭にご説明させていただきましたように、第7期の計画につきましてはこの29年度に、国また府、そういったところの方針も受けまして計画を策定していくということになりますので、どういう推計になっていくのか、その方針等も含めた中で計画を策定していきますので、今の時点でどうなっていくのかという明確なご答弁はちょっと差し控えさせていただきます。

たいなというふうには考えてございます。

ただ、やはり65歳以上の高齢者の方がふえていくという状況はございますので、そういったところも、やはり一定の増のそういう人口推計というのもございますので、65歳以上の方もふえていくのがございますので、そういったところでは、極端に、例えば減るとかいうことは考えにくいのではないかなというふうには考えてございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 国は、第6期の事業計画で、2025年を見据えた介護保険事業として、中長期的なサービス、給付保険料水準を推計して記録することを指導しておりました。2025年を見据えての介護サービス、給付と介護保険とをてんびんにかけ、市町村に、サービスをとるか、充実することをとるかというふうなことを、判断を迫っているのではないかと私は感じております。

保険料を考えていきますと、今、地域包括ケアを中心とする超高齢社会に向けた取り組みなどというのは非常に不安を感じるころがいっぱいです。継続可能な介護保険料と言われても、保険料は高くなる、利用料も高くなって、多様な介護というか、受けることができる介護はだんだん少なくなってくるのではないかと思うのですが、その辺についてはご心配はないのでしょうか。

議長（重光俊則君） 小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君） 今、議員おっしゃられていますように、やはり介護保険というものは、そこを負担していただく方があって、またそこを支えていく対象の方もおられると。そういった中で、その支えていかないといけない方々がやはりふえていくということになれば、やはりそのところの負担というのでも出てきます。そういったところでの負担をしていただきながら、その介護事業というものを進めていく、そういう中で、先ほどもございましたように、できるだけそういう介護の状態にならないように、そういった取り組みも町として進めていきながら、できるだけ元気に高齢の方がお住まいいただけるような取り組みを進めていきながら、そこをできるだけ少なくしていきたいなというふうには考えているところでございます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 次の質問に、さっきの質問に移らせてもらいます。すみません。

第6期で地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実として、1、在宅医療、2、認知症施策の推進、3、地域ケア会議の推進、4、生活支援サービスの充実強化が盛り込まれました。それから、地域ケア会議の推進以外はこの第7期に実施すればよいことになっております。改定では包括的支援事業の種類が約2倍になると聞いております。これらは地域包括支援センターに委託されることが多いのですが、熊取町はいかがでしょうか。

また、地域包括支援センターも、ことしの4月に始まる総合事業に手がとられるので、職員体制の充実と町との連携が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、2点目の地域包括支援センターにおける職員体制の拡充と町との連携につきましてご答弁申し上げます。

議員ご承知のとおり、地域包括支援センターにつきましては、その機能強化を図るため平成28年4月から民間法人に委託しておまして、町が担う施策、方針に基づき、従来の包括的支援事業である総合相談等につきましては地域包括支援センターが担い、一方、在宅医療と介護の連携や認知症施策、生活支援サービスの体制整備など拡充された部分につきましては、町が主体的に施策展開を行い、地域包括支援センターと綿密な連携のもと、重層的に取り組んでいるところでございます。

ご質問の平成30年度からの第7期計画につきましては、国、大阪府からその全容がまだ示されておりませんのでお答えすることができませんが、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みは引き続き推進していくものと認識しており、地域包括支援センターとも連携しながら対応していきたいと考えております。

また、その地域包括支援センターの職員体制についてでございますが、町が定める地域包括支援

センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例に基づき、現在の人員体制を定めております。今後におきましても、この人員の基準と第1号被保険者数の推移を照らし合わせながら、必要に応じ検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今のとおり連携しながらやっていくというご答弁だったと思うんですけども、これから、病気になっても入院するのは大体1週間程度、長くても1、2カ月を過ぎれば転院、そして、また介護施設を勧められていくというふうな状況になっていきつつあります。訪問介護に、病気になってお世話にならざるを得ないという状況ということが多くなってくると、地域包括支援センターはますます仕事がふえるのではないかと思います。

介護保険が始まる時に、地域包括支援センターは中学校に1つが望ましいというような話があったように記憶しているんですが、今、熊中校区に1つあるので、北中校区か南中校区にもう1つあってもよいと思いますが、その辺についてのお考えはないでしょうか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） その圏域についてなんですけれども、これまで、この熊取町域のことを考えまして、熊取町域は非常に、ほかのまちに比べたらコンパクトにほどよい町域やというところで考えております。ですので、それらのことを鑑みまして、やはりあとは、幾つもあってもいいものというわけではなしに、1つのところが責任を持ってしっかりとそこを網羅していくという考えのもとで圏域を今1つにしております。これは高齢者保健福祉推進委員会のほうでもそういうところで決定されておりますので、それに基づきまして今の圏域のまま当面はいきたいと考えております。

以上です。

議長（重光俊則君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今のままでいかれるという話ですけども、本当にこれから大変な仕事を、第7期についてはしていかなければいけないというふうな感じで思っておりますので、その辺、地域包括支援センターと特に連携をとっていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、今回、この間の2月20日ぐらいだったんだと思うんですけども、介護保険法改定法案の中に利用料の3割負担が法案に盛り込まれたと聞いております。今は負担増になる人は3%程度と言っておりますが、一旦3割負担になると、その線引きは政令で変えることができます。2000年から1割負担だった利用料は、2015年には2割負担が導入され、そして今回3割負担です。利用料は、貯金額や非課税の遺族年金の額などで補足給付がなくなり、2割負担、3割負担導入でどんどん上がってっております。負担の条件は変わらないと言ひますが、施設では部屋代、食事代などの負担増もあり、10万円以下で入れる施設は少ないと聞いています。高齢者の生活実態を捉えて制度設計をしていただきたいと思ひます。私たちも国へ訴えていきますが、町からもどうかよろしくお願ひ申し上げます。

そしたら、次へ移らせていただひてよろしいでしょうか。

すみません、私の資料を見ていただきたいと思ひます。

来年度の学童予定者数が書かれております。基準児童数を超えているのは、中央学童、南学童、西学童、東学童と……

議長（重光俊則君） ちょっとマイクに近づいてください。

6番（鱧谷陽子君） 中央学童、南学童、西学童、東学童となっております。しかし、待機児を出さないで受け入れてもらえ、子どもの放課後の生活を保障できたことはよかったですと思ひます。また、クーラーを順次配備されるとのこと、よかったです喜んでおります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例によりますと、1単位はおよそ40人となっております。それならば、中央学童、西学童、北学童、東学童は2単位が3単位、3

クラスとなり、4クラス分ふやさないといけなくなります。今から部屋をつくることは大変厳しいとは思いますが、子育てしやすいまちを掲げる熊取町としては早急に解決していただきたい問題だと思います。

子ども・子育て交付金も、2016年厚生労働省の発表をもとに全国学童保育連絡協議会がつくった資料によりますと、1単位36人から45人まででは年間347万4,000円で、1単位60人になっております中央は374万4,000円からオーバーしている分、15人分掛ける3万1,500円が補助金から少なくなり、1クラス単位分として47万円少ない327万円になります。学童全体としては10単位、10クラスで3,482万円となります。もし、40人超えるところを3単位、3クラスにして、全体で4クラスふえると5,225万円となり、その差は国が3分の1、府が3分の1、町が3分の1で、町の持ち出しも少しありますが、1,743万円分が差額となります。部屋のことを考えなかったら、少しの負担で4クラスをふやせる金額だと思います。その上、2017年度は運営補助基準額を、1単位36人から45人の場合で年間430万6,000円、約50万円以上が増額するほか、支援員の経験に応じた処遇待遇がされます。ぜひ、子どもの安全のためにも、単位数、クラス数をふやしてもらいたい。

国の予算では、施設整備費も、2016年は国が128億8,000万円だったものが、2017年度は137億5,000万円が充てられております。学校敷地外で整備する場合2,571万3,000円です。ぜひ、予算を獲得して施設整備を行っていただきたいと思いますが、どうか答弁よろしく願い申し上げます。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）それでは、学童施設につきましてご答弁申し上げます。

議員ご質問のとおり、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、1クラブ当たりの児童数をおおむね40人以下にする旨規定しておりますが、条例施行の際、現に存する放課後児童健全育成事業所におきましては、当分の間この規定を適用しない旨の経過措置を設けておるところでございます。

一方で、来年度の入所児童数は、全10クラブ中8クラブが40人を超える予定でございますが、入所の受け入れ方針といたしましては、国基準である児童1人当たりの専用区画面積を基本とし、安全な保育を確保することを前提としました上で、待機児童を可能な限り出さないことを目標として、指定管理者と協議、調整を行ってまいりました。その中で、46人以上となるクラブにつきましては補助員を1名増員するとともに、施設面でも、西学童及び南学童保育所につきましては、臨時的措置といたしまして簡易ユニットを設置予定とするなど、安全な保育の確保に向けた対応をしながら入所の受け入れ調整等を行ってきたところでございます。

ご質問の3クラス化につきましては、現実的には学童保育所ごとの児童数の推移等を考慮いたしました上で、新たな施設整備を行うタイミングでの実施ということになろうかと考えております。中でも、これまで一般質問やさまざまな議会の場面でご意見等を頂戴いたしておりますように、入所児童数が全小学校区中最も多い状況が続いておりますことや、校区内及び近隣での住宅開発の状況などを踏まえ、中央学童保育所の整備がまず必要だと認識しております。

また、施設整備に当たりましては、当然ながら国・府の補助制度の活用を前提に検討しているところでございます。策定作業がおくれ、報告できる段階まで至っておりませんが、現在検討中の施設整備計画の中でそういった点も含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）施設整備の計画というのは早急にはなかなかできないことだとは思いますが、きっちりと計画を立てていただきまして、各保育所ごとにいろいろな問題を抱えておりますので、またお願いしたいと思います。

私も、中央学童の父母から、熊取町は子育てのまちと聞いて引っ越してきたのに、今の中央学童は子どもを大切にしているとはとても思えない。部屋は狭いし、運動場は狭い。何とかしてほしいというふうな声を聞きました。私もここで書きましたけれども、横の公園に、園庭が狭いため子ど

もたちは遊びに行くんですけども、夕方ちょっと薄暗くなってくるときに、帰ってくるときに非常に危ないんです。車がまだヘッドライトをつけていなかったりして見えにくくて、子どもたちは手を挙げていますんですけども、その子どもたちの姿も見えにくいというふうな状態がありますので、どうか、なるべく早い時期にしてほしいというふうなことでよろしくお願い申し上げます。

今回、条例をつくって、町が責任を持ってNPOへ指定管理導入をされたのだと思います。学童保育の児童、親たちの願いを聞き、一緒に学童保育をよくするために全力を尽くしていただきたいことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、鱧谷議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時まで休憩いたします。

（「14時45分」から「15時00分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

二見議員。

7番（二見裕子君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして項目ごとに質問をさせていただきます。

まず初めに、ヘルプマーク・ヘルプカードについて。

昨年3月、6月議会でも質問させていただきましたが、ヘルプマークは大阪府において導入されるというふうにお聞きしておりますが、熊取町におきましてはどのような対応になりますでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、ヘルプマーク・ヘルプカードについてご答弁申し上げます。

まず、1点目のヘルプマークは大阪府において導入される予定ですが、熊取町においてはどのような対応になりますかというご質問にご答弁させていただきます。

大阪府におきましては、平成29年度からオール大阪でヘルプマークを導入するとしておりまして、昨年12月にはヘルプマークに係る市町村説明会を開催し、大阪府が作成しますヘルプマークの配布協力、ヘルプマークの広報の協力依頼、また、ヘルプカードの導入の検討についての依頼があったところでございます。

本町におきましても、ヘルプマークにつきましては、災害時、また日常においても、交通機関の優先座席の利用での配慮がスムーズになるなど、その有効性について認識しているところでございますので、大阪府のヘルプマークの導入に賛同し、介護保険・障がい福祉課の窓口におきまして、ヘルプマークストラップの配布等を予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ストラップというのはついているもので、かばんとかにつけられるものということでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員今おっしゃっていただいたとおりの状態で、マークにそういうストラップがついていて、つけられるような状態ということでは聞いてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）これは、いただける方というか、申請していただける方というのはどのような方になっていますでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）このヘルプマークの趣旨というのが、外からはわかりにくい義足であった

り、内臓疾患、内臓での病気をお持ちの方であったりとか、そういう方にご配慮をするために配慮していただくということでそのマークをつけていただくという趣旨でございます。そういったところで、その対象となられる方々が当然必要とされるものと考えてございますが、その方々が窓口のほうにお越しただいて、このマークのほうが必要であるということをお申し入れていただきましたら、お渡しさせていただくというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうしましたら、障がい者手帳とかを持たれているとか関係なく、内部疾患とか妊娠初期の方とか、いただきたいという方であればいただけるということでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員がおっしゃられている基本的にはそういうことで、その方がやはりそのマークを持って、何らか周りの方に気づいていただくということでお話をいただいて、その内容をお聞きさせていただいて必要であるということであれば、お渡しさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）平成29年度でオール大阪というふうに言われていますけれども、具体的な日程とかいうのは決まっているのでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）まだ具体的にこのタイミングでというはっきりしたことは出ていないんですけれども、ただ、6月ごろをめどにというような形では大阪府のほうからは聞いてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうしましたら、6月めどで、周知についてはそれ以降になっていくということですか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）当然ながら、その前にも何らか大阪府のほうからもまた説明なり、またそういう通知なりもあるかと思っておりますので、そういったところも、来ましたら内容を確認させていただいて、それが発信できるような状況であれば、またその周知に当たっていくようにしていきたいなというふうには考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうしましたら、2点目になるんですけれども、ヘルプカードということで、先ほどカードの導入のほうも大阪府のほうから検討というふうな形で言われたということでありましたけれども、その辺はどういうふうな感じでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、ちょっと2点目のヘルプカードについてということと、3点目、ヘルプカードとヘルプマークと同時配布というご質問もいただいておりますので、同時にご回答させていただいてもよろしいでしょうか。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）はい。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）すみません。次に、ヘルプカードの導入について、及びヘルプカードについてもヘルプマークと同時に配布できないかという2つの質問でございますが、このヘルプカードにつきましても、1点目でご答弁させていただきましたヘルプマークをカードに印刷したものに住所や氏名、生年月日、必要な支援内容などを記載し、緊急時や災害時に提示することによりまして、周囲の方に支援や理解を求めるものでございます。

このヘルプカードにつきましても、災害時や緊急時などの支援に有効であると考えてございまして、ヘルプカードを持つことによりまして、ご本人にとっての安心、ご家族の方、ご支援されてい

る方の安心、情報コミュニケーションの支援、障がい者に対する理解の促進といった役割があると認識しているところでございます。

なお、このヘルプカードにつきましては、ことし2月に大阪府から標準様式が示されたところでございます。また現在、ストラップの配布やヘルプカードの作成に係るガイドライン等につきましても、大阪府において検討を行っているという状況を聞いてございます。

本町としましては、大阪府から示されますガイドラインを確認した上で大阪府や近隣自治体とも情報共有を図りながら、ヘルプカードの作成、配布に向け前向きに検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

そうしましたら、大阪府から同じようにおりてきた場合は、ヘルプカードも一緒に配布という形で考えていただいているのでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員におっしゃっていただいているとおり、そういう内容が示されてきましたら、町としましても同時に配布するほうがいいのではないかとこのように考えてございますので、大阪府のその辺の内容の説明なり、そういうまた通知等そういうものがございましたら、それを受けまして対応していきたいなというふうには考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

そうしましたら、マークとカードができればセットというふうな形でよろしいですか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員がおっしゃられているとおり、そのようにしていきたいというふうを考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

そうしましたら、ヘルプマーク・ヘルプカードにつきましては、周知ともども皆さんに知っていただけるようにまたよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）大阪府のほうからこういうふうを示されてございますので、やはり周りの方に知っていただくということも大事なことだと思いますので、その辺の周知のほうも進めていきたいというふうを考えてございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。よろしく申し上げます。

そうしましたら、2点目のストーマ装具についてなんですけれども、1番の町内にストーマ装具を使われているオストメイトと呼ばれる方は何人ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、まず1点目の町内にストーマ装具を使われているオストメイトと呼ばれる方が何人いるかについてでございます。

膀胱機能障がい、もしくは直腸機能障がいによって身体障がい者手帳をお持ちの方は、平成29年2月20日時点で84名となっております。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。84名、かなりの方がいらっしゃるなというふうに思います。

2点目になるんですけれども、ストーマ装具というのはそれぞれ個人個人で違うものを持たれているということで、災害時とか何かあったときには、それを貸し借りとかはできないものだというふうに思うわけなんですけれども、災害時、福祉避難所に障がいのある方とかは来られるわけですけれ

ども、そのときに各自のストーマ装具を保管していただきたいというふうに思うんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、2点目のストーマ装具は個人個人で違うもので、いざというときに貸し借りはできないこともあり、福祉避難所における災害時のストーマ装具の保管方法についてどのように考えるかというご質問でございますが、大阪府内の自治体におきましては、昨年10月から富田林市におきまして、災害時に住居が被災し、ストーマ装具の持ち出しができなくなった場合に備えて、自己所有の装具を預かり、市が保管する取り組みを実施されているところでございます。本町といたしましても、こうした災害時に備えての取り組みは、オストメイトの方にとっての安心面だけでなく、入手困難になるであろう物資をあらかじめ用意しておくという点で有意義であると考えているところでございます。

しかしながら、この取り組みにつきましてはまだ始まったばかりでございますので、本町としましては、その保管場所や保管方法などにつきましても先進の自治体の状況も今後ちょっと調査をさせていただいた上で検討させていただきたいと考えてございますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）第3次の障がい者計画でも、災害時における支援体制の整備というところで書かれていましたけれども、「大規模災害の発生直後においては、障がい者やその家族による自助や地域支援者や障がい福祉サービス事業所等による共助の取り組みが重要となります。障がい者やその家族に対して、食料や障がい特性から必要となる物品等の備蓄、避難所や避難ルートの確認など、平常時からの備えについての啓発に取り組むとともに」というふうに載ってありましたけれども、この障がい特性から必要となる物品等の備蓄というふうなことも明記されております。自分自身で災害のときに持ち出せるようには、やっぱり必ずそれはされていると思うんですけれども、もし、本当に家が倒壊したときに持ち出せなかった場合というのが物すごく困ることになると思うんです。

日本オストミー協会の記事にあったんですけれども、本当にこのストーマ装具というのは命の次に重要かつ必需品であるというふうに言われていますし、オストメイトは、外見上は本当に障がい者というふうな感じには見えないですし、でも、人としての尊厳性にかかわる排せつの障がいを抱えており、その障がいというのはやはり他人にも知られたくないというふうな意識も強いかなというふうに思います。災害があったときにかえたりとかできるものがないということになると、やっぱり問題を一人で抱え込んでいくのではないかなというふうに思います。過去の大きな災害時のときにも、やはり装具がなかったりとか漏れ出てしまった状態があったりとかで、それを控えるために食事をしないと、そんなふうに苦労された方もいらっしゃるというふうにお聞きしております。

内閣府による災害時要援護者の避難支援ガイドラインにも、また、厚生労働省の災害救助事務取扱要領にも、避難所や福祉避難所にオストメイトの支援のためのストーマ装具の備蓄が指針として盛り込まれています。災害発生時に家屋の倒壊とか、非常持ち出し用のストーマ装具を持ち出せない、その事態が生じたときに、自分の装具を買っていただくというわけではなくて、自分が買っているものを自分のものを預けるという、避難所に置いているということだけで本当に安心につながるのではないかなというふうに思います。そういう上で、何とかそういうのも考えていただきたいなというふうに思います。

福祉避難所にもオストメイト用のトイレ、先ほどあるということでおっしゃっていただいていたけれども、そこら辺もすごく重要やなと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えになりますでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）備蓄の観点からも、今ご質問いただいておりますので、防災総括の主管課とし

て答弁させていただきます。

基本的には議員ご指摘のとおり、個人でサイズであったりメーカー自体も違ったりとかで、なかなかそれぞれが融通し合うというのは非常に厳しいというのはご認識のとおりでございます。大阪府のほうにも問い合わせしたんですけれども、やはりご指摘のとおりで、なかなか備蓄のほうは、国の指針等はそういった方向性は一定示しておるんですけれども、大阪府としてもやはり備蓄のほうは、今後、当面はやはり予定はないということは聞いておりまして、近隣の貝塚市あるいはお隣の泉佐野市も同様の回答でございます。

ただ一方で、大阪府のほうはもう随分以前になるんですけれども、平成9年度に大阪衛生材料協同組合と、あと大阪府医薬品卸協同組合という、こういったストーマ関係を取り扱うそういう卸の組合ですけれども、こういったところと防災協定を結んでおられると。それで、災害時において必要なストーマなどの袋であったり、面板というか、いろんな関係部品といいますか、そういった供給体制は整えておると。ですから、そういったところが、今後、体制整備のほうが進んでくれば、そういったところとの連携であったりとかいうことは考えていきたいんですが、現時点では先ほど冒頭答弁しましたように、保管という方向で個人の分をそういった町のほうで何らかの対応ができるかどうかは研究等々していきたいと思えます。

以上です。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）その防災関係で協定をつくっていただいているということは当然のことだなというふうに思うんですけれども、本当に持ち出せなかった場合、また、ライフラインというか、本当に配達していただけたところが道が通らなかった場合、もう本当にすぐにでも困るとなったときに、福祉施設に自分のものを預けるだけ、また、半年ごとに自分のものを自分で入れかえをするという形で、富田林市のほうも200人ぐらいストーマされている方がいらっしゃって、実際預けられている方は本当に10名ぐらいというふうにはお聞きしたんですけれども、本当に1室にプラスチックの引き出しにお名前というか番号をつけて、それを保管していただくというような形のもののなので、そこは本当にしていただければ、84名の方がいらっしゃいますけれども、利用する、しないは別としまして、やっぱり備蓄という障がい者の方に支援という部分を思ったときに、やっぱり町としてそういうのもつくっておくべきじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）議員おっしゃられるとおり、災害時にそういう備品がなくてはやはり生活は難しいという状況の中で必要であるというところは十分認識しております。

先ほどもお話しさせていただきましたように、今、富田林市のほうで、議員がおっしゃられましたように、200人の方のうち10名お使いになられていると。この昨年の10月から始められたという、私どももちょっとそういうことは聞いてございます。やはり、保管についても高温であったりとか、余り気温が低いところも劣化が進むとか、そういうようなことも、そういう製品の内容を見ましたら書いてございましたし、その保管の方法の状況も昨年10月からこの冬場に来られて、また夏場とかあるかなと思いますので、そういったところも、今のところ富田林市だけでございますので、そのされている状況もちょっとまた今後も引き続きいろいろお話も聞かせていただきながら、ちょっと検討させていただきたいなというふうには考えているところでございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ストーマの装具をつけられている方は、もう当然医療機関と連携もとられていますし、自分自身も備蓄もされていますし、何かあったときにはそこへ頼んだらすぐに持ってきていただけたというふうには、患者というか、ストーマをされている方は思っていると思うんですけれども、本当に何かあるかわからないやっぱり災害という部分で、しっかりと町のほうでそういう取り組みという形の支援というのは本当に大事なことじゃないかなというふうに思いますので、

今後、検討をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、3点目のストーマ装具を使われている方の介護のことでお聞きします。

家族介護用品支給事業についての対象商品について、5品目になっているんですけども、介護される家族の方が介護に必要とするものも認定していただいて、介護給付券を使えないでしょうか。その辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議員ご質問の3点目、家族介護用品について、家族介護用品支給事業の対象となっている5品目以外でも、介護をされる家族が介護に必要とするものも介護給付券を使えないかというご質問にご答弁させていただきます。

家族介護用品支給事業につきましては、市町村民税非課税の世帯の要介護4または5の方を在宅で介護しておられるご家族に対し、経済的な負担を軽減するため、介護に必要な紙おむつなどの5品目に対して介護給付券を交付し、費用の補助をするものでございます。

議員ご質問のストーマ装具を使われている方を介護される場合、介護用品支給対象品目となっている5品目以外でも、例えば、ティッシュペーパーや小さなゴミ袋を購入する場合になど、給付券の対象にならないかというご質問かと考えてございますが、当該用品につきましては日常で使用する生活用品でございまして、介護の目的以外にも利用できるという物品であることや、近隣自治体におきましても同様に対象品目とされていない状況であることから、現時点では対象品目に追加することは難しいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）大阪市のほうでは、家族介護用品支給事業ということで15品目、品目がすごくたくさんされています。紙おむつ、尿取りパッド、清拭剤、ドライシャンプー、使い捨て手袋、介護用スプーン・フォーク、介護用箸、差し込み式便器、差し込み式尿器、防水シート、口腔ケア用品、食事用エプロン、消臭剤、とろみ剤ということで、大阪市なんかは15品目あります。

家族を介護するのがすごくやっぱり大変で、介護される方の話をしっかりと聞いていただいて、介護で必要とするものは対象にさせていただきたいなというふうに思います。対象品目をふやしていただきたいということよりは、介護される方が本当に必要とするものを対象に認めていただく、その方その方に応じて認めていただくというのが本当に一番いいんじゃないかなというふうに思うんです。

このご相談をいただいた方はストーマをされている方で、そのストーマを処理するのにビニール袋を使われていまして、毎回ストーマの袋の処理に対して1日ビニール袋を何枚も使う、ビニール袋は本当に介護以外でもやっぱり生活の中でも使うものでありますし、なかなか難しいということもわかるんですけども、介護の給付券で介護用品を買うわけですので、対象になればそこで一括で大体薬局をお願いして持ってきていただいているというふうにお聞きしているんです。やっぱりビニール袋だけよく切れるんですと。買いに行っても買いに行っても、それだけまた買いに行かないといけなかったりとか本当にあるんですというふうにお聞きしたんです。

介護給付の給付券の額というのはやっぱり決まっていますので、金額というよりは、ビニール袋はそんなに高いものでもありませんし、そうではなくて、介護される方のやっぱり家を離れるというよりは家でしっかりと介護するための利便性を考えた場合に、それも含めていただければ本当に助かるなというふうに、個々に申請して認めていただければそれも入れていただけるというような形にさせていただくのが本当に一番いいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）先ほど大阪市の例を議員もおっしゃっていただいております、私どものほうも、この件をご質問いただいている中でいろんな府下の市町村の状況も聞かせていただいておりますけれども、やはり介護に必要な物品ということで、先ほど紙おむつであったりとか、あと

尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、そういった5品目なんですけれども、府下でもほとんどがこういう5品目であって、まだこの5品目よりも絞って、例えば紙おむつと尿取りパッド、それがやはり一番使う頻度が高いといえますか、そういうところで絞っておられるという自治体もあるということで、我々も今回いろいろ調査した上でわかってきたわけなんです。

議員おっしゃられるように、その方個々よっての必要性というのものもあるんだろうなというふうには考えるんですけれども、ただ、今、府下のその状況も見させていただいたりとか、やはり給付券ということでお渡しさせていただくものでもございますので、一定その辺のところは今の現状の中でさせていただきながら、今おっしゃられているちょっと汎用性のあるものというのは、やっぱり今の現状ではちょっと厳しいなというところではございまして、今後、そういったところも府下の状況も引き続き状況も見させていただきながら、全体的にはやはりそういうことも必要だなという、ここ5市3町であったりとか、府下泉州地域であってもそういうところの取り組みも同様なやはり考え方というものが出てくれば、我々もまた検討させていただきたいとは思いますが、今の現状の中では、やはりちょっと厳しいなというようなところでございますので、ご理解のほうよろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）介護給付の券の額というのは決まっているわけですし、それでもってこの5品目を買われているわけですので、認めていただければ、自由にといい方はちょっとおかしいかもしれないですけども、そこに含めていただけることによって、ティッシュであったりビニール袋であったり、多様に使われているといっても上限が決まっていますので、そこら辺もまた検討をしていただきたいなというふうに思いますのでよろしくお願いたします。

そうしましたら、次に、防災・減災について質問させていただきます。

まず1番、日ごろから地域の市民防災マニュアルを定め、いざというときに迅速かつ的確に活動できるようにすることが大切ですけども、自治会ごとの自主防災組織ではマニュアルを作成していないところがありますが、避難マニュアル案を町で作成して、それをもとに各自主防災組織がつくるというふうなのはどうかということ。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それでは、防災・減災についてのご質問の1点目、各自主防災組織における避難等に係る防災マニュアルの案を町で作成してはどうかというご質問について答弁いたします。

現在、本町では全39自治会のうち37自治会で自主防災組織が結成されており、それぞれの地域に応じた自主防災活動を行っていただいております。

各自主防災組織の結成の際には、組織の規約とともに避難誘導に関する事項を含めた防災計画を策定いただき、災害時にはこの計画をもとに活動を推進することから、本町といたしましては、当該防災計画のひな形となる参考例を提示させていただくなど、策定時から支援を行ってきておるところでございます。

また、自主防災組織の結成後、さらに具体的な活動マニュアル等についてのご相談をいただいた場合には、災害時の活動の進め方などが盛り込まれた大阪府作成の自主防災ガイドブックを初め、消防庁が公開しております自主防災組織の手引など各種参考資料をお示しするなど、それぞれの組織に応じたさらなる支援を行っております。

したがって、現時点では、基本的にはこうした取り組みを継続していく考えではございますが、大規模災害に備え、引き続き各自主防災組織における訓練など、防災・減災に資する活動を積極的に支援するとともに、議員ご指摘の本町における避難に特化したマニュアルの案につきましても、自主防災組織からのご意見やご要望、近隣市町での取り組み状況などを踏まえつつ、さらに検討を深めてまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願申し上げます。

以上です。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうしましたら、要望があればということでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）現時点では、今ご答弁させていただいていますように、今時点でもご指摘に近い形で、各自治体、自治会、自主防災組織でつくる防災計画のひな形となる参考例をもう既にご提示させていただいております、それに加えて府の資料であったり、あるいは消防庁の関係資料とかをお渡ししておるといふような今状況でして、基本的にはこのことを軸に、今後、例えば訓練等々の場合とかでしたら直接お会いする機会等もございますので、そういったことをさらにご不明な点とかがあれば補足していきたいと考えております。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）じゃ、具体的に各自主防災組織でマニュアルはつくられているということですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）はい。ただ、非常に温度差があるのも事実でございます、そういった意味で、例えば、自主防災組織を組織されてかなり長い期間たっておるような自治会や自主防とかでしたら、非常に緻密に連絡先に個人の連絡を、例えば携帯電話とかを入れて、非常に連絡網とかも細かく入れているところとかございますので、例えばそういったところの実例を相互に、お互いに情報交換という意味で、もちろんそちらの了解を得た上でですけども、そういったことをまだ改善を加える余地がある自主防組織のほうにご提示させていただいて参考にするとか、そういったことは十分可能かと思えます。引き続き町としても、そういったところのご助言はできる限りさせていただきたいと考えております。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）そしたら、今、37の自主防災組織ということですけども、避難マニュアルというのは、自主防災組織でどれぐらいのところがつくられているんですか。全部つくられているということですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）基本的には避難誘導の項目とかがありまして、形式的にはつくっていただいていることになるんですけども、かなり、先ほど申し上げたように、深度というか緻密につくられておるところと、実際避難の誰が指示をしてどういったルートでとか、割と骨格的な基本的なことしかまだまとまっていないところとかもございまして、そういったところには、先ほどの繰り返しになりますけれども、他の自主防のそういう避難誘導に関する部分を参考に提示させていただいたり、あるいは、さらなるご教授等させていただければ。

実は、この質問に際して、以前からも確認はしておったんですけども、やはり今ご指摘いただいております自主防に関する避難誘導のマニュアル、大阪府のほうでもそういうマニュアルとかがございまして、そのマニュアルのガイドラインあたりもないかなということで、それがせいぜい自主防のガイドブックにとどまっているところでございます。近隣の5市3町のあたりも確認したんですが府と同様で、ちょっと余りそのところは深まっておらない状況でございます、むしろ町のほうで、防災計画の位置づけも避難誘導のことも各自主防のほうで入れていただいておりますので、そこをもう少し綿密に、緻密に改定、整備していただければと考えておりますので、そういったところでご支援させていただければというふうに考えております。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうしましたら、町のほうがしっかりとそこは支援をして、マニュアルはこれでオーケーじゃないですけども、これでいけるというものの作成まで、町が先生となりまた自主防災組織が生徒となりという形で、それはつくっていただけているというか、自主防災組織と一緒にあってきちっとつくっていただけるということでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）最大限そのところは配慮させていただきたいと思えますし、情報提供等に努

めてまいりたいと思っています。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）防災資機材とかの購入とかは本当に支援していただいて、まだまだ、でも、それでもってなかなかそろっていないものがあつたりとか、本当に自治会というか自主防災組織、高齢のところもあつたりとかで、すごく役員のやっぱり負担になっている部分が多いんじゃないかなというふうに思いますので、言ってくるのを支援するではなく、やっぱり町としてしっかりところら辺に手を入れていっていただきたいなというふうに思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

2点目の自主防災組織の中で、訓練メニューというのは作成されているのでしょうか。また、その訓練された自治会というのはどれぐらいありますでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、2点目の自主防災組織での訓練メニューは作成しているのか、また、訓練を行った自治会はどの程度あるのかというご質問について答弁いたします。

本町では、各自主防災組織が訓練を実施するに当たり、事前に町危機管理課及び熊取消防署と訓練内容等の打ち合わせを行った上で訓練実施の届け出を求めています。この一連の手続の中で具体的な訓練メニューを提示し、自主防災組織における訓練企画の参考としていただいております。

訓練メニューの一例を申し上げますと、訓練用水消火器を使用した模擬放水訓練を初め、てんぷら油火災実験、炊き出し訓練、自主防災組織活動の教材DVDの上映、防災担当職員や消防署員等による防災講話、各自主防災組織が保管している防災資機材の点検及びその取り扱い訓練、大阪府及び本町まちづくり計画課と連携した住宅耐震化の啓発など、多岐にわたっております。

また、これ以外にも、指定避難所への避難訓練や複数の自主防災組織による合同訓練を実施するなど、創意工夫のもとに独自にメニューを考案し、訓練を実施されている組織もございますので、こうした事例を他の自主防災組織にご紹介するなどの情報提供にも努めております。

次に、各自主防災組織の訓練状況でございますが、平成28年4月から本年2月末までの間に、各地区で計24回実施いただき、延べ1,395人が参加されているほか、昨年10月に全ての自主防災組織に参加を呼びかけて開催いたしました総合防災訓練におきましても、総勢269人の参加をいただいております。これも合わせますと33地区の自主防災組織から延べ1,664人が参加しております。

また、各自主防災組織での訓練には、町長みずからも可能な限り訓練会場に赴き、自分たちのまちは自分たちで守るという自助・共助の精神によるこうした住民の皆様方の真摯な取り組みに対し、じかに深く謝意を表するとともに、今後とも地域における防災力のかなめとして、各自主防災組織の精力的な活動を支援してまいり所存でございます。

以上、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。ありがとうございます。24地区は訓練をされていて、総合の防災訓練のときを合わせたら33地区訓練されたということですね。わかりました。

訓練メニューというのは消防とかとも打ち合わせをして、その地域に合わせたものでされているということですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）先ほど、最初の答弁の中で幾つかメニューをお示ししたとおり、訓練の届け出書の中にも屋外実施項目、屋内型の訓練とか十数項目といえますか、メニューがございまして、自治会のほうと、自主防災組織の側とやりとりしながら、例えば、毎年同じことの繰り返しにならないほうがよければ、また別の訓練をご案内させていただいたり、その対話の中で、要は事前の打ち合わせの中で決定していただいております。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。そしたら、メニューは聞き合わせしながら必要な感じのものを組み

合わせてやっていただけるということでもよろしいですか。わかりました。

2年に1回は、町で熊取町の総合防災訓練の実施を定期的に行われていますけれども、自治会でも2年に1回ですので、その間の1年というんですか、間の1年、1年交代交代できちっと自治会単位でもやっていただけるように、また、町のほうとしても職員に来ていただくとか、また、防災士などを派遣していただいて、今もそういうお話を24地区に関してはされたということですが、そういうのも決めていただいてやっていただけるというふうなのは、それはもう自主防災任せということでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）基本的には、まさに自主防災組織で自主性にお任せしているのは事実でございます。ただ、余り偏りが、毎年同じようなことであれば、ちょっと最近他の自主防でよくやっておるような訓練等、あるいは新しいDVDとかが仮にできましたら、そういうご案内も積極的にさせていただければと。内容によっては町職員あるいは消防本署の職員であったり、あるいは消防団のほうも初期消火の水消火器のあいう訓練であったりとか、内容によってはまた協力、支援させていただいたりする場合もございます。いずれにしても積極的に進めてまいりたいと思っております。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

震災とかを経験したところであれば、本当に災害があったときに比べて対策というのは具体的にありますけれども、やっぱり経験のない、熊取町も本当に大きな災害というのの経験がないので、どうしてもうちは大丈夫、私は大丈夫という意識がやっぱりすごく働くんじゃないかなと思うんです。

正常化の偏見という言葉で言われていますけれども、目の前の危険が迫ってくるまでやっぱり危険を認めようとしなくてこの人間の心理というふうなのがありますので、防災の訓練メニューとかも、まずは経験ない分、やっぱり災害を経験された方の生の話を聞くということも大事やなというふうに思いますし、また、それでどういうふうに動いていくとか、また、自分がどうやって動くということをすることによって、実際に災害が来たときに動けるんじゃないかなというふうに思いますので、町としても、今もしっかりとやっていただいているということですが、自主防災だから自主防災組織任せとかいう形ではなく、町としてもしっかりと取り組みのほうを推進していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、3点目の避難行動要支援者の災害時における避難方法についての個別計画なんですけれども、前の災害時の要支援者支援制度というのは任意の登録ということで、手を挙げた方の名簿作成というふうになっていましたけれども、その後、避難行動要支援者プランになって、町が定めた要支援者となる基準に基づいて町で避難行動要支援者の名簿を作成して、また、任意の登録、手挙げ方式も継続になったかなというふうに思いますけれども、そこら辺で個別計画というのはどのように進んでいますでしょうか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）続きまして、防災・減災につきましての3点目、避難行動要支援者の災害時における避難方法の個別計画につきましてご答弁申し上げます。

本町におきましては、平成27年12月に策定いたしました熊取町避難行動要支援者支援プランを、住民の皆様が親しみをお持ちいただけるように、いわゆる愛称でございます、まちぐるみ支援制度といたしまして、カット絵などをたくさん使用し見やすくいたしまして、親しみやすいように工夫をいたしました手引書を作成、活用いたしまして、その重要性を広く周知しながら制度の推進を図っておるところでございます。

現在、本町の避難行動要支援者は総数で1,137人でございまして、このうち名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することに同意された方は525人と、半数近い方が同意者名簿に登録さ

れておるといふ状況でございます。

そして、この同意者名簿を自治会ごとに分けまして、個別計画の策定を各自治会長様宛てへ依頼いたしております。積極的な取り組みをいただきまして、その結果、525人の同意者のうち、平成29年1月時点でございますが363人、約7割の方の個別計画の策定をいただいたところでございまして、ご本人、それから避難支援等関係者、そして、町のほうで情報を共有しておるといふ状況でございます。

今後も対象者の方への勧奨通知や、広報紙、ホームページ、それから周知という意味で井戸端セミナーなどを通じまして制度の周知を図りまして、住民の皆様のご理解とご協力が得られるよう努めまして、災害時に一人でも多くの方の命が助かる地域を目指しまして、個別計画の策定をさらに推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）個別計画というところで、同意していただいた方に個別訪問をして計画していくというふうになっているかなというふうに思うんですけども、これ、避難支援関係者というふうになっているんですけども、具体的にはどなたが行っていただいとかがというのがどうなんですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）まず、この避難行動要支援者の制度のステップなんですけれども、まず町のほうで対象者名簿というのを条件に該当する方の情報を集約いたしまして、全体の名簿をまず作成いたします。その名簿を個別に、直接その対象者の方にダイレクトメールで平常時から地域の支援関係者の方に情報を提供してよろしいですかという同意をとるという作業を、まず、それを町のほうでやります。それに対して同意を得られた方の名簿——これを同意者名簿と言っているんですけども、それを2つ目の名簿として作成しております。そして、この同意者名簿というのは、先ほど申しましたように、地域の方に情報を提供していいよという同意を得ておりますので、地域の、基本的には自治会長様宛てに個別計画の策定をご依頼申し上げておるといふような、そういう状況でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）そうしましたら、これは避難行動なので、お1人の方に2人とかというふうな感じで見ていただけるようには、この363人はできたということですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）おっしゃられるとおり、自治会様の本当に大変なご努力のおかげをもちまして、7割近い方に対して避難支援の方をつけていただいていると、そういう状況に現在あるという状況でございます。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）ありがとうございます。

先ほどもちょっと防災の訓練とかのことをお聞きしたんですけども、この自主防災組織で防災訓練とかをされた場合に、この個別計画の中での避難される方と支援者が一緒になって訓練とかをされたりとかというのはされているんですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、全ての自治会の状況というのは、ちょっと申しわけないんですけども、つかんではないんですけども、報告を受けたところでは、例えばそういった支援者の方が実際に避難場所と言われるところまで車椅子を押して、実際にそういった訓練もやったことがあるというふうな報告も受けてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

この避難行動の要支援者、町で把握するという方なんですけれども、介護も何も受けられていなくてお年寄りの方2人で住まわれている方というのは、この分には入ってこないんですか。お元気であれば入ってこないということですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）前回の制度はいわゆる手挙げ方式ということで、対象を高齢の方にも当然広げておったんですけれども、今回の分については一定の要件を定めて、その方をまず情報を集約して名簿を作成して、それで名簿を一旦策定はいたします。ただ、前回と同じように、その必要性があるという方、もしご要望がございましたら、当然新たにこの名簿のほうに載せさせていただくということで、また広報紙等でもその旨を周知して必要のある方はどうぞ手を挙げて申し出て下さいという周知もあわせて行っております。

以上です。

議長（重光俊則君）二見議員。

7番（二見裕子君）わかりました。

介護も何も受けられていないけれども、80歳ぐらいの方でご夫婦で住まれているという、私たちは全然大丈夫やと、周りから見たらすごく危ないなと思われる方でも、割とそういうのはしっかりされているというふうに本人たちは思っているかなと思うんですけれども、やっぱりそこは自治会という小さい単位、また自主防災組織という中でしっかりと見ていただいて、必要じゃないかなと思う方に関しては町のほうからも、広報紙はなかなか見られていたらいいんですけれども、見られていない場合もあるかなと思いますので、自主防災組織のほうからこういう方はどうでしょうというふうな問い合わせがあった場合、しっかりと町としても見ていただきたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、二見議員の質問を終わります。

次に、文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、広報くまとりについてということと、2点目に道路整備ということで通告をさせていただいております。

まず1点目、広報くまとりについてでございます。

広報紙というのは行政と住民をつなぐ重要なツールだというふうに思っております。1点目、現状認識は担当課としてどのように思われていますでしょうか、ご答弁お願いします。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）広報くまとりについての1点目の現状認識に関し、答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、広報紙は町行政と住民の皆様方をつなぐ重要なツールと認識しており、第3次総合計画の中でも情報発信、広報活動の充実として住民の知る権利を保障し、住民に対する町政の説明責任を果たすとともに、行政情報・サービスをより広く紹介するために広報紙の充実に努めていくことを明記しております。

また、これを受けて平成21年12月に広報紙発行方針を定め、町と住民を結ぶ最も重要な情報伝達媒体としての認識のもとに、協働のまちづくりの推進を初め、わかりやすく伝えること、役立つ情報、親しまれる広報紙を目指すことなどを基本方針とし、町政に対する住民の皆様のご理解とご協力を得るため、精力的に記事の編集、発行に取り組んでおりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

今の発行で、汗を流していただいている担当部署はどちらで、何名体制ぐらいでこれをやってお

られるんですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）企画部の広報公聴課のほうで担当させていただいております、直接の担当者は2名おまして、あとそれを支援する形でグループ長、あと補佐、課長という形で、あと一方で、情報政策の担当グループがごぞいますけれども、これはまたシステム関係の対応でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）本当にこの担当の方はご苦労いただいていると思います。今、部長のほうからお答えいただいたように、広報の意義というのはもう全く同感ですし、そういう意味で、毎月毎月、町のほうが住民の皆さんに発信しようという情報量たるや物すごいと思うんです。しかし、紙面も限られている状況の中で、いかに、先ほどご答弁なされた平成21年に発行方針が定められているという状況の中で大変ご苦労いただいてやっておられる、そのように思います。

私が今回、ちょっと視点を変えて広報という問題を一つのテーマに取り上げさせていただいたのは、私も本当に広報というのはおっしゃったとおりで大事やと思っています。議会は議会基本条例ができた後で、議会だよりということでもまだまだ改良の余地は多々あるんですけれども、発行しています。それはもうただ定例会ごとの発行ですから年4回という状況の中です。しかし、町の広報というのは、まさに今ご答弁にあったように、町のほうからこういう、いけば会社としたら、株主にこういう会社はこういう経営方針のもとでこういう形をしてこういうふうには利益を得て株主の皆さんに還元しますよというような形も含めて、会社であればそれこそ株主総会という状況の中でどうこう言われるという形なんです、私どものこの議会、皆さん方も含めて、こういう公的な地方公共団体という状況の中での広報というのは、また、そういう気持ちで出しておっても、そのことがそれのご苦労に準ずるだけの、あるいは理念に準ずるだけの結果があるのかどうかということも一つ非常に大きなことだというふうに考えました。

広報という字を実は見ますと、今は広くの報告のほうなんです、古くは公の報と書いていたんです。ところが、その公報——これも「こうほう」とは読みますけれども、上意下達的な語感があるということで、1950年代には次第に今の広いという字を使うようになったということがありました。英語で言えば、PRということでパブリックリレーションズというんですか、そういうようなことで、やはり双方向で情報を提供する側と受ける側、受ける側はやはり内容を理解して、住民の方であればご自分が納税者という形で負担をしているサービスを、こんなサービスがあるのに知らなかったということがないように思うことで。ですから、編集作業をされる方のご苦労というのは、本当に情報を漏れないようにやらないかなということがすごくプレッシャーもかかっていると思うし、各部局の皆さん方も、これは載せてよ、これは載せてよということもきつとあるというふうに思うんです。

それで、ちょっと議論を広げるために、今の現状、今の広報くまとり、今言ったような共通の大事やということはベースにあると思うんですが、リニューアルをもっとしたら、もっとその理念やそういうことが住民の皆さん方と皆さん方、議会もそうですけれども、職員の皆さん方、町長も含めて、そういう、きょうは熱い施政方針を述べられましたけれども、こういう形で熊取町はやるんだよというような形を広めるための広報としては、今の現状は聞かせていただきましたけれども、さらにリニューアルするようなどころというところはお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、2点目のご質問、リニューアルする考えの有無についてでございます。

先ほどの広報紙発行方針の制定から7年余りが経過しましたが、この間、広報特派員制度の導入を初め、紙面での子育てひろば、健康ひろば、みんなのひろばの開設など、住民の皆様がより見や

すく、日常生活に密着した紙面づくりに常に心がけるとともに、有用な情報をわかりやすく発信するために、写真、図解等の活用や紙面構成などにも適宜改善、見直しを図っているところでございます。

しかしながら、昨今では発信すべき情報が漸増する一方で、広報紙面に限りがあるため、全ての情報を掲載することが困難になってきております。情報をより多く発信しようとするればページ数がふえて費用がかさみ、ページ数を抑制するためには文字を小さくせざるを得なくなるなど、費用対効果や掲載する記事の量のバランスの確保が難しくなっているのが現状でございます。また、これまでの広報紙の発行において、行財政改革の観点から、一部カラー紙面であったものを2色刷りとして経費節減に努めてきた経過もございます。

いずれにいたしましても、こうした状況を踏まえつつ、前述のとおり、広報紙は町と住民の皆様を結ぶ最も重要な情報伝達媒体であるとの認識のもとに、折しも平成29年度は行政運営アクションプログラムの見直しの年度でもあり、経費の削減の側面のみならず、住民サービスの向上を念頭に置きながら、抜本的な広報紙のリニューアルの是非も含めまして、多面的にそのあり方を検証してまいりたいと考えますので、ご高配を賜りますよう切にお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

今のお答えの後段部分を聞いて、この議会で質問してよかったなと実は思っています。決して理想論ではなくて、広報の意義というのは、もう全くご答弁にあったように、皆さん方ときょうの私の趣旨はもう全く一緒なんです。ですから、そういう意味合いで、何でこうしてんねんという立場ではございません。いつもの質問とは違って、そうではなくて、ぜひとも応援団という形でお受けとめいただきたいと思うんです。

実は、熊取町の広報、これです。家にも自治会のほうから配ってもらえますし、議員にもそれぞれ毎月いただきますから、保管状況というのはこんななんですよ。紙面の関係とかそういうこともあると思うんですが、僕は今、この形であることは非常に不都合のほうが多いん違うかなと実は思っています。その日に自治会から配られたら、ぱっと、その日一日家族でテーブルの上に置いていたらぱっと見つけて、せいぜい賞味期限は2、3日です。それで、こう折られて新聞のラックの中、それをきっちりした家庭やたらずっとためているやろうし、僕なんかやたらこういう状態ですよ。ですから、必要なものがどこにあるかということがわかっておればその月を探しますけれども、また探すのにみんな広げてというような状況が、今、熊取町の僕は広報の問題点じゃないかなというふう思うんです。

もう一つは、そんなので、実はきのう、7市3町の広報紙の3月号を集めに回りました。それを見ると、いろんなもうさまざまです。熊取町と同じ形態の形が岸和田市、貝塚市、違うのは1面はカラー、字がカラーとか写真がカラー、これです。せやけれど、形はこれです。だから、物すごい少数派なんです。熊取町はおまけに写真は白黒です。

一番感激したのは泉佐野市、和泉市。受付にもらいに行ったら案内してくれはって、住民課の納税証明とか住民票とかを待つようなところのラックに、これが2段ぐらいたと並んでいるんです、発行されたばかりやからかもわかりませんが。見開いてカラー、写真もカラー、間はちょっと白黒、2色刷りになります。また、後ろのほうの見開きはカラー、後ろはもちろんカラー。和泉市も同じような感じです。市によったら、ちゃんと保管できるように穴まであけてくれています。そして、泉大津市、ここも、せやからこの3市はカラーです。泉大津市なんかは2面は2色というんでしょうか、せやけれど、最後は写真、最後はカラーです。せやから、表、裏はカラーという状況です。せやから、少なくとも形はこういうサイズを目指さないかんの違うかなと思うんです。

それと、田尻町。田尻町だけとじるのがこっちになっているんです。しかし、カラーです。中身は泉大津市と同じですが、裏もカラーです。岬町、ここはうちらで言う議会だよりぐらいです。阪

南市もこういう感じですが。泉南市、忠岡町はこういうふうには白黒です。しかし、形はこれなんです。

やっぱりこういう形を目指すということは、やっぱり保管の問題であるとか、あるいは僕らでも情報をとっておこうと思ったら、コピーはこのままでとれないんです。切ってA4の紙に張ってそれで保管するか、そうかこれを切ってもうたら、その裏に何か大事なのがあったのにとというのが家族であればそれが出てくる。ただ、こういう形であればコピーしやすいんです。だから、そういうことも踏まえて、ぜひとも次の土俵には上げていただきたいと思うんです。今現状、部長も持っていたかわからへんけれど、ご認識はどうでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今回のご質問が応援団としての受けとめのほう、非常に心強く感じるところでございまして、積極的に検討のほうは進めてまいりたいと思います。

若干ちょっとお時間いただいて、今おっしゃられた一つは、現在、町のほうはタブロイド判という形で、今おっしゃられているのはA4判タイプです。まず、それともう一点、本町は2色ですけども、カラーの導入ということのこの2点が大きなリニューアルに関しての観点かなというふうに認識しております。

現時点の町の認識、あるいは今後の取り組みということで申し上げますと、まず、カラーあるいはこのA4も含めてですけども、特にカラー化のほうは、平成22年度からの第2次行財政構造改革プランのアクションプログラムの改革項目に実は位置づけがございまして、過去はさかのぼれば、毎月広報のほう1面と裏面をカラーで毎月やっていたことも5、6年続いた、平成の最初の1桁のころなどそういった時期もございましたけれども、今申し上げたように、行革の流れで現在の行政運営アクションプログラムのほうでも前回の行革の取り組みも続けるということで、どちらかといえば、先ほど答弁させていただいたように経費節減という面で、やはりカラー、1カ月に、今のちょっと参考見積もりをとったんですが大体5、6万円ぐらい1月にかかってくる程度ではございませうけれども、それを過去も1回、その当時は1回だけ入れていたんですが、それもなくそうというふうなそういった流れやったんですけども。

ただ、今おっしゃられたように、町の情報をお知らせする最大の媒体であると。あるいは協働のまちづくりという点で、やはり正確に情報を迅速に伝えて、やはりともにまちづくりをするためにはこういった広報の充実は不可欠と考えておるんですけども、最初の答弁にありましたように、やはり行革の審議会等でも意見をもらい、行革としての位置づけがございましたので、この29年度、実はもう今スタートさせておるんですけども、再度行革の推進本部会議のほうを今後進めていく中で、あるいは次の30年度からの5年間の検討の中で、このことは再度議論をさせていただいて積極的にお話する中で、そういった文野議員を初め各方面からそういったご意見が多数占めるようであれば、そういった方向に、またカラー化の復活等は考えてまいりたいと。

もう一点は、A4判化の件です。こちらのほうも、カラーも含めて実はこの29年度予算とかで実際参考見積もりとかをとりまして、実は進めていきたいということで取り組んだんですけども、一方で私自身も行革の担当の部長もさせていただいているので、やはり自己矛盾もございまして今回は断念せざるを得なかったんですけども、ただ、その中で、A4判化のほうはかなり経費は上がります。印刷代で今、三百数十万円ですけども、参考見積もりをとれば倍以上、今時点での参考見積もりが倍以上ということがあって経費的なちょっとハードルがやや高かったのかなという、それが今の感想であると。

もう一つは、熊取町は、情報量で言えば、文野議員もごらんいただいて多分ご理解いただいていると思うんですけども、情報量はほかの自治体と比べてかなり充実しているという、こういう自負というか感じは持っておるんですけども、それをまたA4判化すれば、さらに紙面が——大体32ページ程度ぐらいでやっておるところが市町として多いんですけども——ちょっとそのあたりが、本町の場合はまた40ページとかそれ以上にふやして、よりほかの自治体よりも積極的にそこは進めていくべきかどうかと、そこは是非も含めて特に議論をいただければというふうに考えて

おりまして、いずれにしても精力的に対応してまいりたいと考えておりますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ちょっと応援がちょっと叱咤激励のほうに変わると思うんですけど、行革を推進する部がこれをやっているからブレーキを踏まないで仕方なかったんやというようなことかもわからへんねんけれども、やっぱり物は何かということ、広報という冒頭意思疎通ができたそのところから言えば、そこはこの間の町長の目玉政策でやったエアコンの問題もそうやけれど、やっぱりここはというようなところは、それは役所の組織は縦割りやけれども、行革の21年のまだ前の行革を決めたときのを引き継いだんでしょう。

（「22年度以降」の声あり）

1 番（文野慎治君）22年度以降ですか。でも、その後、やっぱり考えていただいたら、せっかく300万円でも予算を使っているやっっている、この状態で家で賞味期限がそんな短い中で死んでおったら何もならへんと僕は思うんです。

それと、これはやっぱり、今、皆さん方は、我々含めてこれを認識しているのは、住民が自治体を選ぶという時代だということも共通認識できますよね。そのときに、やはりそのまちのイメージというのが、例えば、こうぱっと並べていて、どこの、そういう先入観なしでどれにまず手を出してみますかと言うたときにですよ。それと、カラー化という今カラーということと、それこそ例えば通常の新聞のこの5年間を考えてみてください。いよいよ新聞の1面のトップニュースの部分もカラー写真が載るようになったよねというのがちょっと前やったと思います。しかし、今はそうでもないでしょう。もうずっと載っているし、例えば、旅行業者の1面の広告とかもみんなカラーですよ。それは同じ広告を全国紙に出すんやったら、いっぱい問い合わせの電話なり予約が入るからでしょう、色をつけたら。

一つの例を申し上げますと、私も先ほど言いましたように議会だよりをつくっています。この去年の8月に江川議員と鯉谷議員3人で、そういうセミナーがあるんです。議会だよりのクリニックみたいなので、そこで、今の熊取町を事前に送っておいて、先生から指摘を受けるんです。ここをこうしたらいいのに、せっかくこうしているのに1面の写真が顔色ないんですよ。表情は笑っているのに、表情は運動会とかそんなんでぱっと頑張っているのに白黒なんです。だから、やっぱりせっかく出しているのにという部分があるし、少なくともタブロイド判でやっているような自治体、これは議会だよりに限った話ですけども、選考外なんです、コメントないと思います。だから、やっぱり広報紙というものについては、このA4判が当たり前で、せめて表紙だけでもカラーにして、僕らがそのとき言われたのは、熊取町の議会だよりはもっと住民の人の表情であるとかそういったことを載せたらいいと。

それと、先ほどのご答弁の中で、今のこんだだけやる情報量をやったら三十何ページになるからという発想も変えたらいいと思います。いろいろ町だってそれ専用のパンフレットであるとか、ずっとその制度をやろうというようなときにはパンフレットをつくるじゃないですか。だから、それはそれでそのとき折り込みで入れるとか、何も予算が限られている中のページ数を、これを載せなかんからというような形ではないと思うから、それこそ絶対の、まずは基本が何ページであるかという決めて予算化したらいいと思うけれど、そのほかの部分については、例えばこれは和泉市で受付に行っていたら、ここに広報が入っていますとあるんです。あそこはこんな封筒までカラーですよ。それで、ありとあらゆる情報のものがこうやって、転入者か何かと思ったのかわかりませんけれども、くださいと言うたらくれたんです。ごみのこんなのであっても字が大きくてもう全部カラーですよ。

僕は、実はこの間、町の転入促進策の中で、いろんな物をつくっていますよね、PRの。僕がそれがすごくセンスがいいいいものができていると思うんです。それこそ、さっきちょっと言うたように、自治体間競争に勝つ、熊取町はおもしろそうなことをやっているわというふうな形のもの

があったと思います。カレンダーなんかでも、これは販売とかいうことは別にして、あるいは幾つかの施策、こんなのを熊取町はやりますよというような形であるとか、観光とかそういうふうなことも入れたああいうような、僕はセンスがあると思うんです、皆さん方には。

だから、やはり町長、そういうことを、昔決めたカラーはぜひたくやからとかそんなことでとめるのではなくて、やはり僕は、今、部長は行革を言うている担当のこととしての大変苦しいご答弁やと思うけれども、そんなことは、いや、考えんと、いいと思ったことはやれというようなことで、おもしろをとってあげてほしいんです。だから、それをすることがもっと熊取町で今何が起っていて、この情報を見たい、参加したい、それこそ皆さん方が役場でも、僕は熊取ブランドというのは役場の雰囲気であったり、熊取が発行するそういう印刷物であったり、そういうようなことも含めてこれは熊取町のブランドやと思っているんです。だから、そこだけ呪縛にとらわれずに、やっぱり時代が違うんです。それが証拠に、行革、行革と言われていたころの泉佐野市の財政はどうでしたでしょうか。最悪やったと思うんです。ところが、今、ここまで来ているんです。ふるさと納税なんかも、もう今、泉州では断トツですよ。やっぱりこれはしかけているんですよ、イメージを。だから、そういうふうな発想で、ぜひちょうどこの29年そういう会議がスタートするときであれば、ぜひお願いしたいなというふうに思っています。その点いかがですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）るるご指摘、貴重なご意見ありがとうございます。

これも先ほど来の繰り返しになりますけれども、積極的にこの件は議論なり審議はしてまいりたいと思いますので、ぜひ各議員の皆様方初め、場合によっては住民の広報紙に関してのご意見を聞く機会等も、パブリックモニター等の制度もございますし、ちょっと意見を聞いたりとかということで町ぐるみで検討を進めていけたらというふうに考えておりますので、ぜひともまたご支援のほうよろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）るる、いろいろと叱咤激励ありがとうございます。

熊取広報、私もタブロイド判の効率化というふうなもの頭にあるんですけども、今の熊取広報を見ていると、情報を詰め込み過ぎというふうな感があります。これは一部住民さんのご意見を聞きますと、情報があり過ぎて文字が小さ過ぎて、もう何がどこに書いてあるのかわからないというふうなご意見が結構あります。だから、編集の仕方もある必要があろうかなというふうなことは思っております。その編集のあり方を考えるに当たって、住民の皆さん方がいかに読みやすい広報紙であるかということもあわせて、これはもう考えないといかんのかなと思っております。

そういう意味では、うちのタブロイド判、賞味期限が3日と言いましたけれども、聞くところによると賞味期限1日で終わるというふうな家庭もあるそうで、そういうことがいいのかどうか、これは住民がしっかりと読んでいただいたらそれは1日でもいいんですけども、まずは興味を持って中身を開いていただいて全部読んでいただく、そういうものがやっぱり重要であろうかなというふうに思います。

お金のほうも検討していないわけではなくて、お金の面に関しても、今、三百数十万円、それが倍増するというふうなことも上がってきていますので、この倍増するお金を、じゃ、どこから段取りするのかというふうなことも含めて、これは考えていく必要があると思います。熊取町の皆さん方へ情報公開、これはもうオープンですというのが私の公約の一つでもありますので、いかにわかりやすい情報として皆さん方にお伝えするかということも考えた上で前向きに検討していきたいと、そのように思っておりますので、また皆様方のご協力をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）町長のご答弁いただき、ありがとうございます。

議会だよりができるまでは、今の広報の中にちょっとこういう議案が可決されました、ぱっと出

ていたのが、議会だよりができるようになって、それはそっちに役割がありました。

ここからは私のお願いになるんですけども、やっぱり議会だよりもかなり変えていかなあかんなど思っているんです。情報量というよりも、やはり性格上議会を、皆さん方と一緒にですけども、この間にこういうことがあったということをいかに正確に伝えるか、そして、我々の場合、それを持って議会報告会に行くもので、その内容に耐え得るような形で紙面立てをしています。ですから、クリニックでも言われたんですが、もう自覚を持っているんですが、全く報告書みたいになっているんです。

ただ、A4でやるだご味というのは、やはりレイアウトなんです。とにかくこれだけのところに詰めて詰めてではなくて、この8月でも目からうろこやったんですけども、余白の美学があるんやでということも知りました。ですから、写真を有効に使う、あるいは見出し、タイトル、リード、そういうふうな形で興味を湧かせる、そういうふうなことは、これはもう町の広報紙もこれからの編集に当たっては同じような勉強をせなあかんと思うんです。

ですから、今、専任2名でやっておられるということもお聞きしましたし、その方たちも大変だと思えます。ですから、議員の中でそういうセミナーなんかもあるんで、きっと職員用のそういうセミナーもあるというふうに思っていますので、ぜひ、そういうふうな形にも職員を育てていく。勉強していただいて、大きな決断は町長以下の予算をつけないとだめなんで、そしてA4にする、せめて表裏はカラーにするぐらいで一回挑戦をしようということ、全体で、人も育てながら、そして、出していくうちに町民の皆さん方の認知度も上がってきて、サービスして3日と言うたんですけども、町長から1日と言われましたけれども、やはりいつでもそれが家の中の棚にあって見られるというような状況を、熊取町の家庭には必ず広報くまとりと議会だよりがあるような形を、ぜひ今年度の協議を進めていく上で目指していただけたらなというふうに思っています。

予算のほうも、議会のほうもそういうクリニックのあれも受けて、やはり町民が生き生きした顔を表紙に持ってきたり、中にそういうような、議会とはまた違うようなコーナーを設けたり、そんなこともせないかなんたということが次の課題やなというふうに思っているんですけども、これもまた予算が伴うことでございますので、今年度期待していましたがだめでしたので、そのご議論とあわせて、その点も最後にこれを1点目として要望しておきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、2点目、すみません、今回道路整備ということで項目を出ささせていただいております。町道小谷穴釜線、着工から完成までの年度ごとの発生費用と財源を一覧表で示してほしいということで資料を出していただいておりますが、この点についてよろしくお願いします。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）それでは、文野議員ご質問の2点目、道路整備についての1点目、町道小谷穴釜線についての①着工から完成までの年度ごとの発生費用と財源につきましては、お手元に配付しました町道小谷穴釜線事業経過表によりご答弁申し上げます。

現在実施しております町道小谷穴釜線道路改良事業につきましては、町道五門久保小谷線との交差点からひまわりドーム前の交差点、及びひまわりドーム進入路部分を含む450メートルで、平成15年度より測量設計業務に着手し、平成30年度に全線事業完了を見込んでございます。

表の①欄の上段が各年度ごとの事業費で、内訳といたしまして、国費額と町費額を記載してございます。町費の額につきましては町債を含んでおり、町債の額は括弧書きとしてございます。事業費の合計としましては、29年度、30年度の予定額を加算いたしまして8億3,832万9,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

それでは、2点目、主要工事の内訳も表にあるのでよろしくお願いします。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）2点目の主要工事の内訳と費用につきましては、表中②欄には、年度ごとに工事費及び工事の概要を記載してございます。

工事費につきましては、表に記載のとおり、平成17年度に事業用地協力者との境界構造物等の工事に着手し、平成21年、22年度には穴釜橋かけかえ工事を実施、その後も引き続き事業用地に協力していただいた箇所から、順次境界構造物や暫定拡幅等の工事を実施してきたものでございます。

また、平成29年度につきましては、今年度ご契約いただきました工場移転箇所の境界構造物等の工事と町道小谷奥出線の交差点部の工事予算額を計上し、事業完了予定の平成30年度には、全線にわたる道路改良工事を計上しているものでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

①と②、上段下段に分けて質問のとおり表をつくっていただきました。ありがとうございます。

非常に道路行政というのは長い期間を要しますよね。これは町道ということで、立ち退きしていただく方との交渉であるとか、大変職員の皆さん方にはご苦勞をおかけしていると思うんですけども、15年度から30年で一応めどが立つと。きょう、この表の中で工事の部分は入れていただいております、買収というんですか、その部分については28年にまず最終的な部分があったんですよね。その以前は、もう1カ所はどの年度でしたんですか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）用地買収、また物件補償につきましては、平成17年度の予算を繰り越しいたしまして、18年度にも契約をしてございます。18年度の予算を繰り越しいたしまして、19年度にも契約をしてございます。そして20年度、そして25年、26年、そして最終28年度というところで、交渉が合意済み次第に契約のほうをやらせていただいている状況でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。

きょうの町長の施政方針演説の中の19ページのところにも、28年度に用地取得契約を行った物件移転と並行して道路改良工事の進捗に努めてまいりますと、これがこの29年の欄の意味やということですよ。この感じで、そして30年、再来年度か、今から言えば、30年のこの道路改良工事で幅の拡幅した部分が完成をすると、こういう理解でいいんですか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）今、本町が計画している予定では、30年度に全線開通というところで考えてございますが、何分、国からの交付金の要望額に対する交付率が悪うございまして、その辺で期間が延びる可能性もございまして、今後も交付金の確保に努めまして、できるだけ30年度には完成させたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

3点目、着手前の計画と比してどれだけ費用が増加したかという表現をしているんですけども、かかった年数も含めてお答えいただければ。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）続きまして、町道小谷穴釜線のご質問の3点目、着手前の計画と比較した費用の増加についてご答弁させていただきます。

本道路改良事業につきましては、当初、概算事業費として6億1,400万円を見込んでおり、現時点での事業費見込みは、表上段に記載のとおり、実施額及び平成29年、30年度の見込み額を合わせ8億3,832万9,000円となり、当初の概算事業費とは約2億2,500万円の差が生じるものでござい

す。

この差額の大きな要因につきましては、1点目として工事費でございます。工事費につきましては、当初2億6,200万円と見込んでいたものが3億2,071万円となり、約5,900万円の増額となっております。

工事費の増額につきましては、ひまわりドーム前交差点改良工事に際し、泉佐野警察署へ信号機設置の要望を行ったところ、ひまわりドーム進入路を町道認定し、進入路の縦断勾配等も改良する必要があったことから、進入路部分約90メートルを事業区間に加え、道路改良事業に取り組んだことから増額となったものでございます。

2点目として、支障物件移転補償費でございます。補償費につきましては、当初2億3,300万円と見込んでいたものが3億8,602万円となり、約1億5,300万円の増額となっております。

当初の概算事業費における補償費の算定につきましては、事業着手に当たりまして平成17年度に算定したものでございますが、契約時点で再算定を行ったところ、人件費や資材価格高騰等の物価上昇や経営状況の変動等により、当初算定とは差異が生じるものでございますが、特に、今年度に契約いただいた工場等の支障物件移転補償費につきましては、機械の増設や経営状況が大きく変わっていたことから、当初の算定と乖離したものでございます。

今後におきましても、地権者の方々のご協力をいただきながら、平成30年度末の全線拡幅完了を目指し鋭意事業推進に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございました。

やっと終着点が見えてきたというところでございますが、何分、国からの予算等の獲得もぜひ頑張っていたきたいと思います。

2点目です。町民グラウンド下の歩道拡幅について、ここの拡幅の計画内容と想定費用について、ご答弁いただきます。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）続きまして、ご質問の2点目、町民グラウンド下の歩道拡幅についてご答弁申し上げます。

ご質問の道路である町道久保高田線のうち、ひまわりドーム前交差点からひまわりドーム南交差点間の約320メートルにつきましては、町立東小学校の通学路に指定されており、420人の児童が利用していますが、朝夕の通勤・通学時間帯において車両通行が著しく、特に泉佐野市方面から貝塚市方面への通過車両が増加している状況でございます。

このような状況の中、平成27年1月策定の熊取町通学路交通安全プログラムにおいて、安全対策必要箇所として位置づけられ、平成27年度に道路予備設計業務を実施したところであり、平成28年度には道路詳細設計の実施を予定していたものの、国庫補助金の低内示により翌年度に先送りしたものであり、平成29年度の実施を予定してございます。

ご質問の拡幅計画の内容といたしましては、今後、道路詳細設計を実施し、泉佐野警察署等関係機関と協議の上決定していくため、現在のところ、確定した計画ではございませんが、現況の車道6.5メートル、歩道約1メートルを、車道7メートル、自転車歩行者道として4.5メートルとし、道路自体を町民グラウンドと反対側に拡幅する内容で関係機関と協議を進める予定でございます。

また、全体事業費としましては、道路詳細設計、土地境界確定及び支障物件調査の結果により増減が生じますが、現時点では約1億6,000万円と見込んでございます。なお、財源につきましては、国庫補助事業としての社会資本整備総合交付金及び町債を活用し、事業実施してまいります。

今後におきましても、国庫補助金の確保に努めながら早期事業完了を目指し鋭意事業に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ありがとうございます。

きょうの先ほども読み上げました町長所信表明の19ページにも内容は書いていますから、ぜひ、これはここに書いた日時というかこの年度で目指していただきたいと思います。

質問項目的には以上なんですけど、道路という形で書かせていただいています、これは何も担当部長のほうの道路の管理だとか、建設の担当だとかそういうことではなくて、それこそ、これも住民の皆さん方の生活にかかわっている、安全にかかわっているというふうな問題だというふうに思います。きょう言わせていただいたひまわりドームのところは、まさに通学路ですから、教育委員会の皆さん方にも、保護者とかそういう形でのご心配の声も上がっているし、あるいは熊取町はどこを歩いても狭いです。

この間も若葉地区で議会報告会をやれば、七山から北小学校、若葉の入り口の信号のところに来る交差点まで、やはり南向いて右側を歩いてくるんです。マンションの子は左側からあそこを渡るんです。そこに、やはりどうしてもグリーン塗装が欲しいなど。ほかの場所を走っていても、やはりドライバーの目から見たら、そういうカラー塗装をすることよっての注意喚起というのは本当に自分でも自覚できます。子どもたちもやはりその幅からはみ出したらだめよというような自己規制もかかるし、だから、ぜひそういうことも全体の中でそれぞれの部局の皆さん方も道路行政にかかわっているということでの認識で、風通しよく優先順位を決めてやっていただきたいなというふうに思っています。

この間、鳥取で豪雪で2回ぐらい1週間ごとぐらいに、トラックが1台とまったらもうそれが朝までというような状況を見たときに、やはり熊取町の道路状況とかいうことを考えれば、例えば、旧国道170号線の狭いところに電柱が出ているということがふと気になったんです。当然、新しい国道170号線と旧、しかし、それは熊取町の中ではやはり幹線道路です。もしそのときに災害があって、電柱が倒れて道を塞ぐということも当然あり得るし、それでなくても、そこに車が集中したときに、やはり今でもあの電柱を見ていただいたらわかるように、ドアミラーをぶつけた傷跡がいっぱいあるんです。だから、そうなったときに双方で車がもうがちがちに動かないというような状況も、これはあると思うんです。ですから、そしたらそれをどけなあかんなど、やっぱり関電等の話であるとか、そういうふうな部分も当然出てこようかと思うんです。

ですから、道路行政に完結、これができたからもう全てなくなったなということはないわけですよ。ですから、常に我々もそうでありまして、そういう声もまた集まってまいりますし、皆さん方もぜひそういうふうな観点で、子どもの目線、ドライバーの目線、あるいは弱者の目線で、災害が起こったらここは大丈夫やろうかとかというような考えも持って、ぜひ皆さん方の部長会だとかそういうふうな中、また、風通しよく職員からもそういう声もずっと上がってきて、こうしたらどうやろうかということが、若い人の意見でも上へずっと上がってきて、それを取り上げて検討してみようという土壌をぜひつくっていただきたいなと思います。

これは、町長がいつも言っているように、すごい風通しよくということやと思うんです、町長の目指しているところは。だから、それはもう大いに賛同いたしますので、ぜひ今までの雰囲気も払拭して2年目に突入した藤原町政の中で、そのことを現実的に政策を取捨選択する中で、1点目の話もそうなんですけれども、そういう形をぜひ2年目、もっと目に見えて発信をしていただけたらなと、このように思っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（重光俊則君）以上で、文野議員の質問を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。議事の都合により本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。
本日はこれにて延会いたします。

(「16時52分」延会)

3月熊取町議会定例会（第2号）

平成29年3月定例会会議録（第2号）

月 日 平成29年3月8日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	住 民 部 長	下中 博之
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	住 民 部 理 事	藤原 伸彦
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕二
事 業 部 長	泉谷 徹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄彦
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	中谷ゆかり	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	吉田 茂昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典夫		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書 記	阪上 章
-------------	-------	-----	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

- 議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 議案第7号 保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例

- 議案第11号 町道路線認定について
議案第12号 町道路線認定及び廃止について
議案第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議について
議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第5号）
議案第15号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第16号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第17号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第18号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）
議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算
議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算
議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年3月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第5 一般質問を継続いたします。阪口議員。

4番（阪口 均君）おはようございます。議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私のきょうのテーマからいきますと、今ここで皆さんとタピオ体操でもしてスタートしたいなというところですけど、時間もあることですので一般質問を進めていきたいと思っております。

まず、健康寿命を引き上げていく施策として、熊取町には健くま隊、タピオ体操ひろめ隊、それと食改というのがボランティア活動として存在します。この活動の状況を、まず直近5年間、一つはボランティアの人数、そして一つは参加人数というところで説明いただけますでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、健康寿命を引き上げる施策に係るご質問の1点目、健くま隊、タピオひろめ隊、食改、それぞれの分析につきましてご答弁申し上げます。

まず、健康くまとり探検隊、3者それぞれ人数を言わせていただいでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、まず健康くまとり探検隊につきまして、直近5年のボランティアの人数の推移につきまして、平成23年度29人、24年度35人、25年度32人、26年度34人、27年度33人と、5年間ほぼ横ばいとなっております。健康くまとり探検隊の参加人数の推移につきましては、平成23年度1,106人、24年度990人、25年度886人、26年度972人、27年度1,477人と、5年間での対比となりますと増加となっております。

次に、くまとりタピオ元気体操ひろめ隊についてでございますが、直近5年のボランティアの人数の推移につきましては、平成23年度15人、24年度18人、25年度19人、26年度13人、27年度13人となっております。次に、参加人数の推移についてでございますが、平成23年度1,113人、24年度1,655人、25年度1,432人、26年度1,570人、27年度1,920人と、5年間での対比となりますと大きく

増加しております。

次に、熊取食生活改善推進協議会、食改でございますが、直近5年のボランティアの人数の推移につきましては、平成23年度17人、24年度27人、25年度26人、26年度29人、27年度29人と順調に増加しております。次に、参加人数の推移についてでございますが、平成23年度1,266人、24年度1,433人、25年度2,688人、26年度1,557人、27年度1,852人と、5年間での対比となりますと増加傾向となっております。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）参加人数が27年で26年対比かなり上がっているんですけども、健くま隊は150%ぐらいですね。タピオ、食改ともに120%ぐらいと。これはどういうふうに見られていますか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それぞれ参加人数なんですけれども、3者それぞれの啓発活動も功を奏してか、この内容の分析といたしましては、主な活動が増加していると。健康くまとり探検隊につきましては月一ウォーキング、歩くのがメインのイベントを開催しておりますけれども、定例的に暑い時期を除いて年9回実施しております。この月一ウォーキングが順調に伸びてきているというふうに考えております。

また、くまとりタピオ元気体操ひろめ隊につきましては、こちらのほうも月に1回、練習日が定例的でございます。そのうち2カ月に1回、隔月なんですけれども、体育大学の先生にも来ていただいて正確な体操というものも講義していただいておりますが、この月に1回の練習日が順調に年々伸びてきているというふうに考えております。

食生活改善推進協議会につきましても、活動のおおの料理教室などそれぞれの教室が順調に伸びてきているというところで、それぞれ3者の活動のメインとなるイベントが順調に伸びてきていると考えております。

以上です。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）パンフレットがありますよね。パンフレットを見ていると、健くま隊やったら7つぐらいの活動の内容があります。今聞いた数字というのは全ての延べの人数ですよね。ということですね。

（「はい」の声あり）

4番（阪口 均君）この延べ人数を人数に置きかえたとしたらどうなんですか。大体固定化しているんですか、それとも大分広がりがあるのか、そこら辺ちょっとニュアンスとして。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）実人数ということだと思いますが、確かに、延べで言わせていただいておりますので重なっている方はもちろんございます。ですが、ちょっと先ほど私、申し上げましたように、啓発もしっかりやっておりますので新規の方もふえてきているというふうに見ております。サポーターの方も大体固定はしているんですけども、やはりそういうところでご協力していただける方ということも発掘していきたいという思いもあります。たくさんの方にお声かけしているというような状況もありますので、物すごく急激に伸びているかといえばそういうことではないんですけども、順調に新規の方もふえてきているというふうに理解しております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）そしたら、実際の人数がどうであったかというのはちょっとつかみ切れないところですね。

そしたら、歩く健くまのことで聞きたいんですけど、健くま以外にこれ、ありますよね。見えますか。ノルディックウォークというのが結構あちこちの公共施設にパンフレットがあるんです。これと健くま隊、熊取町とのかかわりというのは何かありますか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）すみません、具体的に確たるお答えはちょっと申し上げにくいんですけども、健くま隊の下見のウォーキングにつきましてはノルディックのウォーキングという形をしているというふうに聞いてございます。下見ウォーキングは隊員だけでノルディックポールを使っているという形になりますので、そういうところでのかわりというのは若干、部分的にはあるのかなというふうに思っております。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）熊取町が関与してこの2つがくっついている、接点があるという、そういう内容ではないんですね、そしたら。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）ノルディックのポールなんですけれども、熊取町が貸し出しておりますので、ノルディックをされている方、また健くま隊で下見ウォーキングする方、これは重なっている方も一部あります。それはどういうことかといったら、熊取町の貸し出しているノルディックポールを使っているというところもあるということです。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）ノルディックの案内を見ますと、ひまわりドームで集合してそこからスタートするとか、あるいはこれ役場もあるんですか。コースとしては小谷の白地地区を十数キロ歩くコースとか長池オアシスあたりをめぐるコースとかいうふうなものがあるんですね。これについて熊取町は、まずこれはこの団体がやっていることやという理解でよろしいですか。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）ノルディックのほうは連盟という形で活動してござっておりますので、生涯学習のほうが一定関与させていただいているところでございます。ただ、ノルディックウォークというのは本当はすごくハードなスポーツになりますので、スポーツとしての関与という形でさせていただいております。健康福祉部との健康をキーワードにした連携ということでは、町のほうが何かつないでいるといったことはございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）そしたら、体育協会ですか、これは。教育委員会の下部組織という、そういう理解でいいわけですね。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）下部組織ではなくて独立された組織でしていただいているということで、スポーツの振興ということで私どもが協力させていただいているというような形になります。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）わかりました。

そしたら、タピオのことなんですけれども、町政方針にもきのう町長のほうからありましたように、タピオステーションの立ち上げ、29年度ということで、熊取町に10カ所つくっていかうということで述べられていましたけれども、具体的にどういうものをどこら辺でつくっていかうとして、そこでどういう活動をするのかというのはちょっとイメージが湧かないんですけれど、そこら辺の説明はありますか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）まず、どこら辺というのは、各地域というか、わかりやすいイメージでいえば各老人憩いの家というところが挙げられるかなというふうに思っております。ただ、老人憩いの家ありきかというたらそうではなくして、そこにみんなが集まりやすい事業所があればそこでもいいですし、スーパーの空きスペースがあればそこでもいいです。地域で1カ所は広がっていきなという思いがあります。

活動の内容なんですけれども、タピオ体操をやっていただくというところがまずはありますけれ

ども、タピオ体操の体操ばかりではなしに、サロンのななお茶飲み会もあわせてしていただくというところで、集まりやすいというか、地域づくりといいましょうか、この先、高齢者社会に向けて地域づくりをやっていくキーワードの起爆剤の一つというふうな位置づけにもなろうかと思えます。また、一方では介護予防の観点もありますので、体操を取り入れるというようなところで集まっていただくというようなことで考えております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）今の説明から受けるニュアンスでいくと、常設はしないかもしれないということですね。どこか空き場所があったらそこがステーションになるんやという考え方ですか。ということは、しょっちゅう、10カ所というのは目標どおり10カ所をつくったとしたらあっちへ動いたりこっちへ動いたりという、そんな捉え方でいいんですか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）一定集まりやすい場所というところで私、お答えさせていただいたつもりで、場所をその都度変えるというよりも、集まって始まった地域では固定した場所で固定した時間が理想的なのかなというふうに思っております。常設というか、これはある程度、週に1回もしくは2回というところで運動していただく、これはどういうことかといったら、運動機能の向上という意味ではそういうやり方が効果があるというふうに、これは大阪体育大学と協働で作り上げてきたタピオ体操の効果というところで検証をやって、それがよりよいということなので、そういうところで週に1回、2回、それを立ち上げ支援ということで3カ月を一応めどにやっていただいて、その後はもう自主運営に何とか切りかえていけるように、全てもう投げっ放しではないんですけども、町も一定、回数は落としていきますけれども継続的には支援をやっていくと。立ち上げは集中的に、継続的にはちょっと力を抜いて、なるべく継続していけるように支援をやっていくというようなイメージで、最終的には自主的に皆さんがその地域地域でタピオ体操をやっていくというようなイメージで、各地区に立ち上がっていくというところをイメージしております。

それで今、熊取町ではモデル地域が3地区ございますので、その後、残りの地域に3年から4年をかけて浸透させていくというイメージを持っております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）今の説明で、まだ何かつかみどころのないような、そういう状態かなという印象なんですけれども、もう29年度というのはすぐ目の前ですから、しっかりとそこら辺には取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどのパンフレットなんですけれども、健くま、タピオ、食改、それと熊取町、この4者が手を握っているイメージの絵になっているんですね。老人と子どもが結びついているというようなそういうイメージで絵をつくっているんですけれども、この3者とプラス熊取町の関係、どういうふうになっているのかというのを説明いただけますか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）この3者につきましては自主活動グループということで、自分たちの健康は自分たちの手で、できるところからできる人ができる範囲でやるというようなコンセプトで、ある程度3者の活動というのはやっていただいていると。それで、任せっきりにしてしまえばなかなかそれは続かないものですので、一定、熊取町の職員、具体的には保健師でおのおの1人ずつ担当をつけておりまして、例えば役員会に出るとかウォーキング、またタピオの練習日、食改の料理教室それぞれの、食改でしたらすみません、管理栄養士になりますけれども、保健師もしくは栄養士がおのおのの活動に入っていて、それぞれ継続支援という形でかかわっているということで、熊取町もひっくるめて、熊取町の町民の健康づくりというものを支えるボランティアグループというふうに捉まえております。

ですので、健くま隊もしくは食改とかであったら特定健診のときの体力測定で参画していただいたりとか、そういう町の事業に対しても協力していただいているというところで連携しながら健康

づくりに取り組んでいっているということで考えております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 私は、3者がこういう活動をしているということは物すごくいいことやと思っ
まして、応援する気持ちは物すごく強いんですけども、もっと発展するようなことを町としては
後押ししていく必要があるん違うかなというふうに感じてならないんですよ。熊取町はこれだけじゃ
ないんでしょうけれども、熊取町のこの役割としては、ぴんぴん元気カードを3つの健康づくりグ
ループのイベント参加者に発行と書いています。参加してポイントを集めると達成証とグッズがも
らえますというふうになっているんですけども、こんなことだけじゃなくて、もっと熊取町とし
ては、せっかくいい活動をボランティアでやってくれているんですから何でもっと後押しできひん
のかなということを思えてならないんです。

例えば、このことのPR一つにしても、これは広報なんですけれども、大体10数ページ目ぐら
い載っているんです。健康広場というお題目のここに、一番目立ちにくいところに小さい字で載っ
ているんです。だから、こういうのが住民の方に目が届くかどうかなんです。例えば、同じPR
するんやったら毎月これを載せるんじゃなくて3カ月に1回これでいいですよ。それ以外の月はこ
れに参加して私は健康を取り戻しましたとか、足の痛みがなくなりましたとか、そういう対談を載
せるとか、成功例ですよ。だから参加者の方と町長の対談とか、町長に任せようというんやっ
たら山本理事が自分みずから対談シーンを載せるとか、そういう何か興味を引くようなものにして、
もっと後押ししてほしいなというふうに思うんですけど、そこら辺どういう考えですか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 貴重な意見ありがとうございます。体験談は説得力があるかなと思いま
すので、実際に健くま隊やタピオ隊、食改なんかの活動を通じて元気ももらっている、健康の意識
が高まったという意見も数多く聞いております。ですので、やはりPRのやり方というのは工夫し
ていく必要があるのかなというふうに思っております。控え目に出しているというところは意識は
していないんですけども、しっかりと今後は広報もやっていきたいなというふうに思っております。

このかわりなんですけれども、やはりこの3者は自主活動グループということで、しっかりと
それぞれ高い意識を持ってやっていただいております。ですので、そこに町がどんどん後押しをやる
よりも、もっとそこに入っていくための場づくりというものに力を入れていきたいなというふう
に思っております。それはどういうことかといったら健康づくり教室などを行っております。それ
は毎年やらせていただいております。ことしも健康づくり教室をやらせていただきまして大変
好評に終わっております。それをきっかけに3者のサポーターになりたいというお声もちらほら
聞いているというような状況です。こういう活動は町がしっかりと取り組んでいって、連携しなが
らやっていきたいというふうに思っております。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 今、理事のほうからありましたように、これをやって私は元気になったんやという
事例は私も聞いて知っているんです。だから、会うたびにそういう話をする人がいますから、ぜひ
それをみんなに知らしめる、そういうことをやってほしいなというふうに思います。パンフレット
もせっかくつくってくれているんですから、そういう人たちの顔を入れてコメントを入れてみたい
な方法も一つでしょうし、先ほど言いました広報でそういうことを紹介するのも一つでしょうし、
しっかりとやっていただきたいなと。

私は、激励の意味で厳しい言葉を言いますと、あなた方は物すごく能力の高い人たちなんです。よ
ろんなことを設計もできるし、いろんなことをやり始めることができるんですよ。ただ、そこに
住民がついてきているかどうかの努力とか熱意が足らん違うかということも思えてならないです。
せっかくお金をかけてやっている、そういう事業に対してもう一工夫知恵を出してほしいなとい
うのはいろんなところで感じます。この後でぴんぴん元気ポイントのこともありますがけれども、それ

も同じコメントが私の口から出てくると思います。激励の意味で、私はぜひそこら辺は肝に銘じて動いていただきたいというふうに思います。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）激励ということで、しっかりとそれは受けとめて今後の取り組みに生かしていければというふうに思っております。

足りないかもわかりませんが、住民目線でというところで我々はずっとそれを意識しながら取り組んでいっておりますので、不十分かもわかりませんが、今後もしっかりとそういう意見、阪口議員からいただいた意見もしっかりと受けとめながら取り組んでいきたいと思っております。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）こういうPR、広報をしていった結果、一番大事なことは、出てきてくれる人は基本的に出てきてくれるんですよね。家にすっ込んでしまっただけで出てこようしない人をどうして引っ張り出せるか、これが後々の健康を維持していく熊取町をつくっていく一番大きなポイントやと思います。そこら辺はやっぱり役場の人の仕事やし、地域の協力を得て、不健康とは言いませんけれども、ちょっと出るのがおっくう、まだ体が動かせるみたいなそういう人たちを引っ張り出してくる。その人らが家にすっ込んでいたら1年か2年でちょっと動きが不自由になるやつが、出てきてもらうことによって2年、3年元気を維持していくような、目に見えないですけども、そういった結果が出てくるようなそういうことを信じて動いていただきたいというふうに思うので、これはぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）わかりました。

まず、出てきにくい方というのはおっしゃるとおりで、そのためにも一番最初に私、申し上げました地域づくりを目指したタピオステーションというところを考えております。ですので、お誘い合わせの上というところで地域の方々の力をかりて、たとえタピオ体操をできなくともお茶を飲みに行こうかという思い、それだけでも外出支援になりますし、そういうところを目指して、できる限り閉じこもりのないように表に出てきてもらうということも考えながら、意識しながら事業展開をやっていききたいというふうに思っています。

また、独居もしくは高齢者世帯の方々に対してアンケートをする予定でして、これは見守りのネットワークをつくっていくための、どういう方々がどの地域でどれぐらいいるのかということ把握していくという事業も一方ではございます。その中にはそういう事業展開の案内とかも入れさせていただきながら、熊取町もしくは地域でこういう活動をやっておるんでぜひ参加してくださいというようなところもひっくるめてPRしていきたいというところで、できるだけ住民目線というところも意識しながら、来てもらえるようなことを啓発していきたいというふうに思っております。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、今の3者の主だった成果、それからこれから考えている目標等々についてコメントをお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）そしたら、成果と課題、今後の目標、3者を申し上げさせていただきます。

まず、健康くまとり探検隊につきましての主な成果といたしましては、町歩きマップ「ものしり健康歩く路」の作成を初め、住民参加型ウォーキングイベント「ツキイチみんなでウォーキング！」の開催、希望のある地域などへの出前講座の実施、特定健診時の体力チェックの実施など、ご自身の健康づくりはもちろんのこと、住民の皆様の健康づくりにおいても継続的に寄与していた

だいております。

次に、課題と今後の目標でございますが、健くま隊の取り組みへの参加者層の拡大がございまして、既に、「ちょこっとウォーキング」など女性や健脚でない方も参加しやすいように設定した短目のコースを歩くイベントなども開催しております。今後とも、より幅広い年齢層が参加できる、より魅力的なイベントとなるよう、引き続き協働して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、くまとりタピオ元気体操ひろめ隊についてでございますけれども、主な成果といたしましては、毎月一般開放で行う練習や希望のある地域への出前講座などを通じてくまとりタピオ元気体操を普及させることにより、こちらも、ご自身の健康づくりはもちろんのこと、高齢者等の健康づくりの一助となっているものと考えております。

課題と今後の目標でございますけれども、平成29年度からの新しい介護予防事業の柱として、地域づくりを含めた住民運営の通いの場、本町ではタピオステーションと呼ぶこととしておりますが、これを本格実施するに当たり、このほど構築したタピオ体操プラスの普及啓発、地域展開を一層強化していく必要がございます。そして今後、この取り組みにご協力いただける新たなボランティアの方々をふやしていきたいと考えており、定期的に実施しておりますタピオ体操練習日などにおいてサポーター参画への声かけをしていることに加え、「タピオ体操プラスみんなで広めよう！講座」の開催などにより、タピオ体操ひろめ隊の活動の魅力を広めていくよう取り組んでおり、これからもこれらの活動を継続していきたいと考えております。

次に、熊取町食生活改善推進協議会についてでございますけれども、主な成果といたしましては、親子クッキング、男性の料理、減塩料理などの料理教室の開催を初め、2歳6カ月児歯科健康診査での手づくりおやつのお話、保育所への出前講座での食育、特定健康診査での体脂肪の測定、そして介護予防事業での料理補助など食生活の改善や食育の普及に向けたさまざまな活動に取り組み、乳幼児から高齢者まで幅広い年代層に対し、健康づくりの基礎である食について啓発していただいております。

課題と今後の目標でございますが、当該グループの活動、運営を担う役員のなり手が不足しております。今後、地域への出前講座などさらに活動の場を広げていくことにより、担い手の発掘、そして育成につなげていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 総体的な評価ということでお話しいただいたと思います。今、熊取町は、この事業に対して費用というのはどれぐらいかかっていますか、経費は。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 3者のということで申し上げます。

まず、3者の活動によりまして、3者のぴんぴん元気だよりの発行の部分でございますけれども、予算ベースで申し上げます。28年度の当初予算に計上させていただいた額ですけれども5万6,000円、これは定期的ではないんですけれども、健くま隊のマップづくりの印刷製本費、ものしり健康歩く路の印刷になりますが、これが3万8,000円、あと食生活改善推進協議会の教材費につきましては3万円、タピオ体操の先ほど私、隔月に体大の先生に来ていただいているということで言わせていただきましたけれども、その方のお礼という形で9万円。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君） 山本理事、もう細かいところまでいいんですけれども、要するに人件費も含めた熊取町のお金がここに何ぼいつているかというのは、コストという意識を持ってほしいなと思って僕、今聞いたんです。やっぱり人がそこにいるということだけでコストがかかっているんです。だから、そのコストに見合う成果となっているかどうか、先ほど成果は聞きましたけれど、その成果をどう評価するかというのはコストが必要なんです。企業の場合は売り上げがあつて経費があつて利益が残ってくるんです。この利益が大きい小さいかなんです。役所の場合は、税金という歳入

があって、やっぱりここに経費があって住民サービスなんですよね。その住民サービスの度合いが高いか低いか、それををはかるにはやはり経費というのが必要になってくるんです。住民サービス度合いの低いものは何ぼ経費をかけてもその事業はやっぱり見切っていく必要もあるし、そういう意味でいくと、この事業に対して人件費も含めたコストがどれだけかかっているのかというのは捉えておく必要があると思います。今は捉えていないと思いますから個別の個々の数字だけが出てきましたけれども、そういう捉え方でこれからしてほしいなというふうに思います。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）今、公共団体の活動につきましてもそういうコスト意識というのを高めていく必要があるというところで認識しております。

先ほど私、申し上げましたように、3者につきましては自主活動グループということで、うちの保健師、また管理栄養士がかかわっていておりますけれども、基本的には自分たちで取り組んでいただいているというところで、その保健師もしくは管理栄養士の全体的に1人当たりの人件費のこの3者に対してのコストというか、かかっている時間というのはほんのわずかの部分です。というのは、この3者は自主的に活動をやっているグループですので、そういうコスト意識は非常に大事やと思いますけれども、そういう意識も持ちながらやっているからこそ自分たちでできる活動グループでありますので、それはお任せを一部ではしているというところで、また一方では町の健康づくりの健診などへの参画もありまして、協力していただいているところもあります。自主性を重んじている部分もございます。

ですので、費用対コストでいいますと、すごくそれを数字であらわすというのはまだできていないというところはお指摘のとおりかもわかりませんが、高いパフォーマンスやというふうに理解しております。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口均君）コストがそんなにかかっていないという、それは事実やと思いますけれども、やはりそれが言葉として出てくるのは、まだコスト意識が低いなというような感じで私は見受けてしまいます。だから、ほんまに役場の人たち一人一人がコスト意識を持って、自分がこの仕事に1時間携わっていることによってどれだけの費用がかかっているのか、その積み上げが、ある事業をすることによって何ぼかかっているのかですから、そこら辺の基準というのは役場の人全員が同じ基準を持つ必要があると思います。そこら辺のコスト意識というのはこれからどんどん高めてほしいなというふうに、これは山本理事だけに、顔はそっちへ向いていますけれど、言っているんじゃないんです。そういう意識が必要やろうなというふうに思っていますので、またよろしくお願ひします。

続けて、次に熊取びんぴん元気ポイントアップ事業についてお伺いしたいと思います。

始まってまだ4カ月ということで、1年もたっていない事業なんですけれども、一応2月28日に1回目の締め切りが終わっています。これの集計、わかる範囲でいいんですけれども、できれば男女別の人数とか、年齢的にどういう人が多くポイントアップシートを出したとかいうふうなところをかいつまんで説明いただきたいなというふうに思います。私から言うたほうがいいですか、人数何人ですかとかいうふうな。どっちがいいですか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）答えます。

まず、びんぴん元気ポイントアップ事業について答弁させていただきます。

集計結果でございますけれども、平成29年2月28日現在で113人の応募となっております。男女別、現時点のわかる範囲の数字ということでご理解いただければと思います。女性が72人、63.7%になります。男性が41人、36.3%となります。年代の構成で40歳以上というふうに集計させていただきますと105人92.9%、40歳未満の方8人7.1%となっております。これぐらいでよろしいでしょうか。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4 番（阪口 均君） 大体、年配の方がこれに参加しているというふうな状況、これは想定の範囲内かなというふうに思います。もともとこれは、がん検診と特定健診の受診率を高めたいということが一番の大きなポイントでしたよね。私はそのときに、議員全員協議会のときにちょっとおかしいなという意見を言った覚えがあるんですけども、なぜかといいますと、熊取町では健康を維持するための例えば、これは教育委員会の管轄ですけどもスポーツ教室とか、あと何かいろいろあるんです。若トレ、若ツボとかいうふうなやつがあったりするんです。これも生涯学習推進課です。主に教育委員会の管轄のところと健康と接点があるそういう教室とか事業がたくさんあるのに、何でここに入れへんのかなというのがあるとき私が言った一つだったんですけど、健康・いきいき高齢課では先ほどの食改、タピオ、健くま、その体験がどれだけありますかというふうなのをポイントアップの基準にしているんです。私が思うに、むしろドームでスポーツ教室に参加している人のほうが、ほうがと言うとちょっと語弊がありますね。参加している人もかなり健康に対しての意識が高いと思います。私も実は2年前から太極拳のやつを体験しているんです。もうほぼ2年たちます。私の周りの人がやっぱり60代ぐらいですか、男性60代以上、女性でいうたら50代以上ぐらいの人が太極拳の教室にやってきて、1時間ほど体を動かしているんです。こういう意識の高い人たちがやっていることが何でポイントアップのところに乗ってきていない、何でこれが運動していないのかなというのが不思議でならないんです、考えていたら。

物すごく教育委員会と健康・いきいき高齢課とは、近い立場にありながら大きな壁があるなと思ってならないんですよ。物すごくセクショナリズムで動いているん違うかなというふうに感じるんですけど、そこら辺はどうなんですか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） この6月でしたか、議員全員協議会の中でもちょっと言わせていただいたんですけども、完成形という形で提示をやったものではないという理解をしております。ですので、今まで温めてきたこの事業、熊取びんびん元気ポイントアップ事業のまずは達成をやりたいんやというところで私はそのとき言わせてもらった記憶がございます。

この先は、やはり対象事業となるものを広げていかなければいけないというふうに、阪口議員おっしゃるように思っておりますので、もちろん教育委員会の事業もありますし、ほかの部署での例えば清掃活動も外出支援という立場でちょっとやっぱり運動というふうに無理やりにも絡めながら、いろんな事業に対してポイントをつけていって、いろんな方がいろんな場面で体を動かすという観点で広がりを持たせれば、参加者ももっともってふえていくんじゃないかというようなところも我々のほうでは考えております。各部署に対してのアプローチというのはまだですので、今後は当然そういうふうにはやっていきたいなというふうに思っております。

ただ、今回の事業設定の中で自宅等での健康づくりの実践ということで、ご自身が一応設定された健康づくりというものもポイントに入れるようにしておりますので、全くそれをだめですというふうに事務局でやっているものではなしに、こういうことで太極拳の参加をやったんやけれど、これは自分自身のポイントに入りますか、それはオーケーですよという、そういうふうな対応はやってまいりました。ですが、やはりこれはポイントになりますという、くまポというふうに我々は呼んでおりますし、それを広げていきたいなというふうに思っておりますけれども、各セクションのほうにはそれを広がりを持たせられるようにアプローチをやっていければというふうに思っております。

以上です。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4 番（阪口 均君） これからは改良されていくことでしょうし、今おっしゃったように、広げていくという考え方はわかりましたので、ぜひその方向でお願いしたいなと思います。

私が役場をこの間から歩いていて、ちょうど今ごろ自治振興課のレクリエーション農園の受け付

けをやっていますよね、これも健康につながるやんというふうなそんなこと、だから、ぶらぶらしているだけでも感じるものがあるんですよ。それを皆さん持ち寄れば、あ、これしている人が健康につながってええな、これをポイントを稼いでもらうためにするんじゃないんですけど、意識を持ってもらうために入れておくとかいうふうなことは大切なことやと思いますから、ぜひお願いしたいと思います。

ポイントアップシート、アンケートの中にありますけれども、がん検診を受けましたかみたいな4番目の設問があるんです。ポイントアップの事業に参加したきっかけは何ですかというのに、がん検診ですか、いいえそうじゃないですという設問があるんです。こちら辺は分析できていますか、どれぐらいの人数がそうであったか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）非常に痛いところを突いてこられるところでございます。できることならば発信したくない情報ですけれども、113名の中に3名そういう方がいらっしゃいました。ですが、この3名はとうとい3名かなというふうに思っております。やはり早期発見、早期治療のがん検診につきまして、これがきっかけということになるかもわかりませんし、そういう意味ではこの3名という数字はやっぱりとうとい数字やなというふうに思っております。

113名というのはスタートですので、これは阪口議員のほうからも提案いただきましたところもありますので、できるだけ魅力ある事業展開をしていけるように、そしてたくさんの方が参加できるように、そしたらがん検診であるとか特定健診を受診するきっかけになったよというお声をもっともつとふえていくと思いますので、そういう取り組みをやっていきたいと思っております。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）所期の目標がそれですから、徹底的にここを上げないとこの事業の成果というのは出てこないわけですから、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、PRの点なんですけれど、たまたまきのうおとつ、月曜日に太極拳があつたんです。私は一般質問でこんな質問をするんで、ちょっと周りの人に聞いてみました。元気ポイントアップって知ってるかという聞いてみたんですけど、聞いた人全員知らなかったんです。それ何ですかと言われたんですね。熊取町はこんなことをやってるんやでというて説明はしたんですけども、説明だけじゃちょっと物足りんやろうなと思つて、帰りがけにパンフレット探しました。パンフレットがなかったんです。置いてないんですか、ドームには。それは何で置かないんですか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）何で置かないかといいますと、全戸配布を一応させていただいたところもあります。ですので、重層的にいろんな場所でもっともつと印刷製本費をちょっと重なりますけれども置くというのは可能かなと思ひます。我々は、まずは全戸配布するところの目標を達成して、皆さんの目にとまるというところをさせていただいたと。ですが各施設で置くというのも今後はありかなというふうに思ひます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）図書館は置いていると思ひますね。図書館は置いていたんですか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）大変申しわけございません。置いたよという声が入りましたので、各施設に置いていたということで、申しわけございません。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）そしたら切れていたんだと思ひます。私、ドームを管理されている事務所の人にこういうパンフレットはありますかと言うたらきよとんとされて、そこにあるのが全部ですと言われて、結局そこになかったんです。置いて、なくなったんやったらケアもしてほしいし、なくなるスピードが早いということは、やっぱりそこに行っている人がずばりターゲットなわけやと思ひますよ、年齢的にもそういう意識を持っているという意味にも。だから、せつかくやっていることです

から、ぜひ怠りないようにお願いしたいと思います。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）そこら辺はきめ細かく、また気配りしながらやっていきます。

議長（重光俊則君）阪口議員。

4番（阪口 均君）それと、これは一番最新の事業になるんですか。やっぱりこういうものが出たという段階でパンフレットを並べているところに新しくこの事業を始めましたいうて、洋服屋さんなんかはこんなポップというて、つけますよね。だから、そないして目立つようにするとか工夫ができないのかな。さっきも知恵を出してほしいと言いましたけれど、そんなことをやっていってアピールしていく方向に持ってほしいなというふうに思いますので、そんなことも含めてよろしくお願いしたいと思います。

それと、国民健康保険に変わっていくサラリーマン卒業の人がいますよね。そういう人たちにも、きのうの文野議員の泉大津市やったですか、そういう一式じゃないですけども、60歳を超えたらこういうことに興味を持つなというふうなパンフレットを入れてお渡しするとか、場合によったら、もう2、3分やったら、熊取町はこんなことやっているんで興味があるようでしたら参加してもらえますかとか、そのときに例えばさっき言うた農園の案内でもいいですしシルバー人材センターの案内でもいいですし、そこら辺にかかわるものの案内も全部置いて、できることならば説明も加えながらやるということが必要なん違うかな、大事なことと違うかなと、住民サービスの一環としてね。結果的にそれが町の思惑どおりこれに参加してくれる、受診率がふえるということにつながっていくことが大事なことだと思いますので、それもぜひお願いしたいと思います。

ちょっと基本的なことを聞きますけれど、がん検診、特定健診の受診率がありますよね。もちろん分子は受診者数ですよ。分母には何が来るんですか。人口じゃないでしょう。何歳以上の人口とか国保加入者とか、分母に来る数字がありますよね。

議長（重光俊則君）阪口議員、ちょっとそれは個別に後で聞いていただけますか。質問事項に入っていないですね。

4番（阪口 均君）わかりました。そしたら、この点につきましては以上です。

最後になります。今後、住民の健康増進に向けて考えている事業は何かありますか。ごめんなさい。3、4を飛ばしてもいいですか。まずいいですか。

議長（重光俊則君）お任せします。阪口議員。

4番（阪口 均君）3、4を飛ばします。

最後の今後の住民健康増進に向けて考えている事業についてご説明してください。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）質問の3、4を飛ばすということなんですけれども、非常に残念です。

アンケートの結果で、すごくいい答えをたくさん拾えましたので、それをこの場で紹介したかったというのは非常にありますので、そこはすごくいい意見、前向きな意見、続けていってほしいという意見、これがあったということだけ言わせていただきます。

それでは、ご質問の3点目、今後の住民の健康増進に向けて考えている事業につきましてご答弁申し上げます。

現在実施しております健康増進事業につきましては、第2次健康くまとり21に基づき、健康寿命の延伸を基本目標に、住民一人一人の健康意識を高めつつ、自身で積極的に健康づくりに取り組んでいただくための環境整備に力を入れているところでございます。これまでの取り組みの成果といたしましては、1つ目の質問にもありました住民主体の健康づくりグループ3者との協働により、それぞれのグループが住民の皆様の健康づくりに係る活動を10年以上の長きにわたり継続していただいていることや、町内に立地している各大学との連携、協力体制が強固に構築されていることが、本町にとって大きな財産となっているとともに、特色ある健康まちづくりの先進事例として府内でも広く取り上げられるなどしてございます。今後におきましてもこの特色を大いに生かしていき

いと考えておりました、具体的には、大阪体育大学協力のもと作成いたしましたくまとりタピオ元気体操をさらに同大学のご協力をいただき、ストレッチングや筋力トレーニング、お口の体操、頭の体操をプラスしたタピオ体操プラスにリニューアルいたしましたので、それを地域に広く普及すべく、タピオステーションと名づけて拠点づくりを広めるなど、地域展開を図ってまいります。既に試行的に3地区において住民主体で体操を実践していただいておりますが、平成29年度にはさらに10地区を目標に、そして将来的には全地域での拠点整備を目指して、地域展開を強化してまいりたいと考えております。

なお、取り組みに際しましては、タピオ体操ひろめ隊や長生会の方々を初め、これまで実施してまいりました認知症カフェ、長生会主催のほっとシニア会、関西医療大学主催の和みの会などたくさんの連携事業のノウハウを活用し、町内大学の学生の皆様にもご参画いただき、タピオ体操プラスにカフェをあわせた形のを精力的に普及啓発してまいりたいと考えております。そして、このような取り組みを通じて、住民の皆様の健康寿命が少しでも引き上げられ、いつまでもびんびん元気で過ごしていただけるようなまちづくりに引き続き取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 阪口議員。

4番（阪口 均君）今のコメントの中にも連携という言葉が入ってきましたけれども、先ほど私が庁舎内の各部署の連携、それも大事ですよということを申し上げました。そこら辺もこれからのポイントになってくるであろうし、それと、何回も言いましたけれども、コスト意識を持って費用対効果をしっかりと見定めながらやっていくということが大事なことだと思いますので、ぜひ今言っていた意気込みを持って、元気ポイントアップ事業も3年後には山本理事が阪口にここまでやったぞと言うぐらいしっかりした目標を持って、それに到達するような知恵と熱意を持ってやっていただきたいことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、阪口議員の質問を終わります。

次に、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目、「アトムサイエンスパーク構想」の推進についての1つ目で、京都大学原子炉実験所があることを熊取町は十分に生かしているかというところでご答弁をお願いします。

議長（重光俊則君） 寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）京都大学原子炉実験所があることを熊取町は十分に生かしているかという点につきましてご答弁させていただきます。

本町といたしましては、京都大学原子炉実験所で行われております研究の中で大きな成果を上げており、革新的がん治療法として注目されておりますホウ素中性子捕捉療法、通称BNCTにつきましまして、早期実用化に向けた取り組みを関係機関と連携しながら後方支援しておりますのでございます。

BNCTは、実験所においてこれまで研究が進められてきた結果、確立された治療法でありまして、一部のがんにつきましましては実用化が目前とされております。しかしながら、さらなる適応の拡大や薬剤、機器の開発など、無限の可能性があるとされております。多くの命を救う可能性が高く、世界をリードする研究が進められているこういった施設が我がまち熊取町に所在することは、我々にとっては誇りであり、貴重な財産であります。本町の知名度や魅力を向上させるため積極的に活用しなければならない、そのように感じております。とりわけ、京都大学原子炉実験所がこの熊取町にある、将来有望ながん治療法の研究が進められているということをしっかりと発信し、より多くの方に知っていただくようにすることが重要であると考えてございます。

そのため、これまで実験所の協力を得ながら、BNCTの原理等をわかりやすく説明したパンフレットやDVDを作成し配布するとともに、本町ホームページへの情報掲載や住民向けのシンポジウムの開催など、こういった取り組みを行い、一定の評価をいただいておりますのでございます。

本町といたしましては、京都大学原子炉実験所があるという他の自治体にはない特性を施策展開に生かしていると、このように認識いたしております。今後とも、関係機関と連携し、社会情勢の変化などに対応しながら、BNCT研究を通じた本町の知名度や魅力の向上に向けた取り組みを推進させてまいります。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）生かしているかというところでの質問やっただけですけども、結局、今まだ熊取町は実験所があってどう得しているんかというところがわからなかったんです。そういう得している部分というのをはっきり言えることはありますか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）得をしているというのは、それはどういった観点で、経済的なということでしょうか。もう少しちょっとそこをお願いします。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）経済的な部分でもいいですし、先ほど言われていたイメージの向上という部分でもいいですし、京都大学というブランドイメージとかいまいちはっきりしないですね。京都大学原子炉実験所を生かすというところでどう生かすんかというのがよくわからないので、今、得しているところは何なのかなという。

議長（重光俊則君）南総務部長。

総務部長（南 和仁君）本町に原子炉実験所があるということで、毎年度、原子炉周辺監視区域管理補償費ということで6,984万4,000円、今年度も予算、歳入で計上させていただいておるわけですけども、こちらが入っていると、歳入として確保できているということの一つだけご答弁させていただきます。

以上です。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）まずは京都大学原子炉実験所の特性というものをぜひともご理解いただきたいというところがございます。共同利用、共同研究拠点というものでございまして、これは全国の国立、公立、私立大学に附属設置されております研究所や施設のうち大学の枠を超えまして全国の研究者が共同で利用できるという、そういった拠点でございます。文部科学省によって日本全体の学術研究のレベルの向上を目指す観点から認定が行われておるところでございまして、昨年4月現在でもこの実験所を含めて全国で51の大学、103の拠点が認定されておるところでございます。

そもそも研究拠点ということでございまして、この実験所では住民の方の利益の向上を目指すための研究を行うという、そういった施設でもございませぬし、利益を生む、金もうけをするといった施設でもございませぬ。実験所は、本町にとって先ほども申し上げました知名度や魅力の向上、それから地域の活性化に資するツールになると、こういうことは期待できるんですけども、利益そのものを生むという、こういうツールにはなり得ませぬ。ただ、魅力が向上することによって副次的な効果としての経済的効果、これは考えられます。しかしながら、実験所そのものが金もうけをする、そういったことはできないと思います。

この実験所につきまして、どのように金もうけをするとかそういったことではなくて、ここで行われているさまざまな研究の中で知名度や魅力向上、地域活性化につながるものはどれかというものを見きわめて、そしてそれを選んでどのようにうまく発信していけるのか、そういう観点から整理をして議論していくことが重要ではないかな、このように考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

今、知名度とか魅力の向上という言葉があったんですけども、続いて2つ目、京都大学原子炉実験所を生かしたブランド戦略、これ、イメージとか知名度の向上という部分に入ってくると思うんですけども、ご答弁お願いします。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）続きまして、京都大学原子炉実験所を生かしましたブランド戦略でございますが、昨年より本町と実験所におきましてブランドイメージをアップさせるという、それについての議論をしておるところでございます。実験所といたしましては、ネガティブなイメージを払拭したいとか研究内容をより多くの方に知ってもらいたいと、そういった思いがあるというふうにお聞きしております。一方、本町といたしましては、実験所のブランドイメージアップが図られることで、繰り返しになりますが、本町の知名度と魅力がさらに向上するということを期待しております、そういった点で両者の思いの方向性は一致しておるところでございます。

両者の持つポテンシャル、それからこれまでの歴史、経過を十分に確認の上、具体的に何を目標として、どこの誰をターゲットにして、そしてどのような手段を用いて発信していくのか、そういったことを整理し、議論を重ねる必要がございます。外部の方の意見も必要ということで、とりわけ若者の方の意見もしっかり把握しておくことも重要と考えてございまして、その一環といたしまして、昨年、本町にございます大阪観光大学観光学部の教授にご協力いただきまして、ゼミ所属の3年生15名の方を対象といたしました実験所の見学会を開催いただきまして、貴重なご意見をいただいたところでございます。

その主なものをご紹介いたしますと、こういった研究をやっていたということを知らなかったという方がもうほぼだったんですが、BNCTという治療法、将来性があるので積極的にPRすべきだという意見、それから京都大学、京大というキーワードは非常に知的である、うまく生かせば観光にも結びつけられるのではないかとといった意見もありましたし、あと、施設をPRする際にはそこに附属してくる人の印象ということも大事であるんだと、人を含めたPR方策、そういったことも検討していかなければならないといった意見のほか、観光とか産業観光施設というそういうことにしていくことは賛成だが、逆に多くの人を訪れるようになることでセキュリティ、そういった対策が必要ではないか、そういったところを心配しているといったご意見もいただきました。

たくさんこういう貴重なご意見をいただいたところでございまして、そういったものも踏まえながら議論を進めておるといったところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今、議論を進めていっているところやったんですが、ターゲットとかを決めていくのは非常に重要なことなんですけれども、アトムサイエンスパーク構想というのはもうできてほぼ10年ぐらいたつのに、今、そのターゲットを議論しているというのは非常に遅いかなと思うんです。そこのテンポの感覚としては、役所の感覚では10年ぐらいたってからそういうのを考えるということなのか、遅いから今テンポを上げていっていると考えているのか、それはどうですか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）まず、ブランドのイメージアップの議論の件でございますが、まだ議論しておるところなんですけれども、これをまず申し上げますと、ブランドのイメージアップの議論、検討をするに当たっては、何よりもまずコストパフォーマンスというものが大事でございます。それから、その効果というものが本町と実験所と両者でそれぞれウィン・ウィンの関係になることが大事でございます。どちらかのみには利益があってはなりません。そういったことも重要視しなければなりません。それから、ブランドイメージというものは人の心の中にあるものでございますので、微妙に感じ方、イメージというものが人によって異なります。それを明確に確立させるためには、ブランドのストーリーの構築や、そして長期的な視野に立った戦略、そういったものも立てて

いく必要があると感じてございます。実験所とも、ブランドイメージにつきましてはできるだけ議論を進めて早期にまとめ上げて、実験所を核とするイメージの確立に向けた具体的な取り組みにできるだけ早く着手したいと、このように考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）できるだけ早くターゲットとか最終目標とかを決めていただきたいなと思います。

次、3つ目、今後の具体的な目標というところで答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）今後の具体的な目標でございますが、先ほど議員ご指摘のございました平成19年1月に取りまとめました熊取アトムサイエンスパーク構想（骨子案）には、実験所において蓄積されてきた原子力の学際的研究分野についての研究成果を地域社会や産業に還元する仕組みを構築し、もって原子力の平和的利用の促進と国民の理解を促していくと記載されてございます。研究の性質上、抽象的な目標となっておりまして、長期スパンで取り組むべき課題でございます。

構想の推進に当たりまして、本町といたしましては、これまで社会情勢を鑑みながら年度単位で目標を定め、取り組みを進めてきたところでございます。それは、決して場当たりのものではなく、その都度効果検証もしっかりとやっております、年度単位での取り組みの積み重ね、これが長期スパンであるこの構想の実現につながるものだと確信いたしております。

なお、今年度、平成29年度の取り組みといたしまして、BNCT相談室の運営、企業立地・投資促進優遇税制制度のPR活動、それから本町を初め大阪府や京都大学原子炉実験所などの関係機関で構成されますBNCT推進協議会への参画など、これまでやっておりました取り組みを継続するとともに、先ほど申し上げました実験所を核といたしましたブランドイメージ確立検討の促進、それからBNCT推進協議会において新年度新たに設置を予定しております（仮称）BNCT相談事務マニュアル作成検討ワーキングへの参画などのほか、実験所と連携した在阪テレビ局に対するプレスリリースなどにも挑戦したいと、このように考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）大変いろいろ29年度はやるんだなと思ったんですけども、長期というのは何年ですか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）具体的な年数というのは定めておりません。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）何で定めないんですか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）先ほどから申し上げておりますように、この研究の特性といいますか、特にこの構想の実現で一番メインになっておりますのがBNCTの早期実用化というところなんです、具体的に何年にといった目標といいますのが定めにくいものでございます。一方で、医療の実用化というところで2、3年後を目途に医療機関が開設する予定になっておりますけれども、もともとこの構想といいますのは、実験所での研究成果を地域社会や産業に還元する仕組みを構築するというようなところでございます。これにつきまして10年後とか15年後とか具体的な目標を設定する性質のものではございませんので、そういった観点から具体的な年数というのは定めていないというところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）研究のことですから、あした成功するかもしれへんし20年後まだかもしれへんしと

いうのはわかりましたけれども、じゃ、なぜBNC Tだけ支援というか応援しているんですか。
議長（重光俊則君） 寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君） 実験所で行われております研究というのはたくさんございます。先ほども申し上げました、この構想に掲げております目的、実験所におきます研究成果を地域社会に還元する仕組みづくり、それを進めていくに当たってはBNC Tという医療分野における研究がこの構想推進の重要なテーマとしてふさわしいという、このような認識を持っているからであります。また、PRを行いますツールとして、ポイントといたしまして、やはりわかりやすさというものがございます。PRを行っても人々の心に響かなければ効果がないわけで、いろいろ行われております実験所の研究の中で、やはりBNC Tというものが革新的ながん治療法ということで世間からの注目も高く、実用化も近いというところ、それからまだまだ研究の拡大といいますか、可能性というものもあって、将来性というものも非常に高うございます。それから、がん治療法というところで、人々にとって身近に感じられる研究であると。日本人の死亡原因の第1位が30年以上にもわたってがんが占めているというような現実、がんの罹患率、人間は死ぬまでの間に2人に1人の割合でがんになるとも言われております。そういったところで医療分野、特にがん治療というところ、これをターゲットとするのが人々にも非常にわかりやすく、発信していきやすいという、そういったところでBNC Tを推しているというところでございます。

BNC Tにつきましては、研究を促進したいという実験所の思い、それから、繰り返しになりますが、知名度や魅力を高めたいという本町の思い、これが一致しておるところでございまして、まさに、不適切な表現かもしれませんが、PRの素材としては最適であると、BNC Tに匹敵するものはないというふうに、このように認識しております。以上によりまして、BNC T研究を本町として推しておるところでございまして、

以上です。

議長（重光俊則君） 坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） BNC Tをこれほど中心に推して10年間来て、今この状況ですよね。イメージとか魅力の向上というのをずっと前の9月議会で聞いたときもそういうふうな答弁があったと思うんですけれども、10年間で熊取町の知名度、魅力は京大原子炉実験所があることによって上がっていると思いませんか。

議長（重光俊則君） 寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君） 具体的に平成19年1月から平成29年3月までの間においてどの程度知名度が上がったか、そういう客観的なデータはございませんので把握しておりません。

以上です。

議長（重光俊則君） 坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） その辺はぜひとるべきかなと。10年という節目で一旦、BNC Tを中心に据えたアトムサイエンスパーク構想というのが合っていたかどうかというところではひとつ検証するべきかなと思います。

具体的にアトムサイエンスパーク構想で熊取町でやっている事業で相談室があると思うんですけれども、この効果とか検証というのはいつしますか。

議長（重光俊則君） 寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君） BNC T相談室につきましては、平成27年5月15日の設置以降、2月末までで延べ200件の相談がございまして、まだ事業を始めて2年目というところでございまして、現在、相談の詳細について蓄積をしておるといって状況でございまして、3年目に入りますので、一旦このあたりで、200件という相談データがございまして、内容の分析を始めてまいりたいと。その結果を踏まえて今後の相談室の方針といいますか、そういったものを改めて考えてみたいと、このように考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）もともと相談室をつくった目的、どういう効果を狙って相談室を始めましたか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）理由は幾つかあるんですが、一番大きなものが相談窓口の一本化というところでございます。まだ研究途上の治療法というところで、患者の方はどこに相談していいかわからないという現状がございまして、それをまず1カ所で、まずは本相談室をご利用いただいて、そこで適切なところへ割り振りといいますかご紹介し、そちらへご案内するという、そういったことが目的でございました。そもそもそれを本町が担うべきかといった議論はあるんですけども、関係機関との連携をまだ強化しつつある中で、まずは実験所の地元行政である本町ができることをやるのではないかと、そういった思いもあって相談室の開設に踏み切ったという、そういった状況といえますか経緯もでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

僕はこの質問2回目なんですけれども、ほぼBNCTだけを推しているこの構想自身がどうなのかなと思うんですよ。BNCTの研究をされることは世の中にとってすごくいいことやし、がんが治るといってもすごくいいことだと思うんですけれども、熊取町がこの構想でBNCTが実用化されたらいいんだということがいまいち明確になっていないですよね。知名度とか魅力の向上というところで言うのであれば、関西圏だけのターゲットにすれば、京都大学の施設が熊取町にあるということをもっとアピールしていったほうがわかりやすくないかなと思うんです。関西で国立の知名度のある大学、阪大、京大、そこをもっと押していったほうが多くの人にわかりやすいかなと思います。BNCTの周知とかということも入っていたと思うんですけれども、それもわざわざ熊取町がしなくてもいいんじゃないかなと思います。

熊取町として、施設がある自治体で研究を応援するというのはありかなと思いますけれども、構想でBNCTを前面に出して推して行って、今、10年ぐらいたった中でこれほど周知できていないのは、やっぱりみんなに伝わりにくいからやと思います。その辺でアトムサイエンスパークというものは岐路に立っていると思いますので、これからもBNCT推していくのか、それとも何かしら違う方面で切りかえていくのかという、その辺の考えは現在のところはどうか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）現在のところは、引き続きこれまでの取り組みを踏襲しつつやっていきたいというふうに考えてございます。

先ほど関西圏にターゲットを絞ったPRの仕方というところでご提案がございましたが、PRの戦略としては、一つ検討の余地はあるかというふうに認識しております。全国を対象にするのではなく、まずは関西に絞ってPRしていくのもよいのではないかということだと思いますが、そちらにつきましてはちょっと前向きに検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、BNCT推しというところにつきましては、先ほども申し上げました実験所でこれまでさまざまな研究が行われてきていたというところ、それからそういったものを地域社会に還元していくというところでいいますと、医療分野でありますがん治療法というところがやはりPRのツールとしては一番最適だと認識しておりますので、PRの手法に若干問題があるかというふうに認識してございます。PRにつきましては、より効果的なことができるようにさらに工夫を重ね取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。10年たちますので、ぜひその辺、内容を精査していただいて、10年間ずっと使い古しの構想じゃなくて、もうちょっとブラッシュアップしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、具体的な目標というふうに3番目で聞いていたんです。具体的な目標を今協議しているところなんですということやっただけなんですけれども、いつ目標を発表していただけますか。

議長（重光俊則君） 寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君） 繰り返しのご答弁になりますが、長期的なスパンで取り組むべき課題でございますので、この構想のゴールが平成何年になるのかということは申し上げられないんですが、議員のご指摘の観点というのは、本町の予算を投じておるわけであるので、やはりそこには費用対効果というのがあるべきだという、そういう観点というふうに認識してございます。長期的なスパン、構想実現という壮大な目標を掲げておるものの、そういった実現に向けた明確なプロセスが存在していないという、こういったところの観点からのご指摘というふうに認識してございます。

つきましては、数年程度の短期スパンにおきます目標や取り組みの方向性、これについては本町と実験所で共通認識を持って確認しておくということが必要というふうに考えてございます。まずはそういう取り組みの方向性、数年程度のスパンのそういう方向性のようなものを設定し、それに向けて事業を進めていくという、そういうことを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、予算を投じておるというところで、やはり長期的な事業であっても効果的な投資と言えるのかどうかというところ、こういったところの観点でずっとご質問いただいております。これにつきましては、適宜検証を行いまして、その時々合ったベストな方策といえますか、それでもって構想の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君） 坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） 目標の発表の期日を聞いたつもりなんですけれども、今答えられない状況でしょうか。

議長（重光俊則君） 寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君） 数年程度の取り組みの方向性をこれから考えていこうとしておりますので、まだこの場では、具体的にいつということをお示しすることはできません。

以上です。

議長（重光俊則君） 坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） わかりました。ぜひ近いうちに、いつどの程度、誰に向けてというぐらいのところまでは発表していただきたいなと思います。

議長（重光俊則君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） るるご質問について、大きな一歩でご支援いただいているものと受けとめております。

確かに、あくまでも主体は京都大学原子炉実験所の研究の成果が着実に根づいてくるが大前提でありまして、そういう意味ではややスピード感にご懸念等を示されるのも一定、我々としても理解はできるのですが、町といたしましては、先ほど申し上げましたように後方支援という形で、とにかく着実に、熊取町に京大実験所が立地しておると、それが最終的には科学の里熊取としてのブランド、一つはそういった方向性も骨子案の中でもそういう考え方等々を持っておりますので、過去からも町議会と一体としてこの事業については国、各方面にもお力添えいただいて進めてきております。今、治験等も進んでおりますし、やはりスパンで言えば、こういう研究というのは数十年の蓄積のもと、今ここにきてやっとならぬうちに、高槻市になります、ああいった関西BNCT医療センターというふうな形で具体的に形づけられるところまで来ています。それが、先ほどおっしゃった利益じゃないですけど、直接熊取町にできるだけそういうものが恩恵が根づいてこられるように我々としても頑張りたいと思いますので、町一丸となって、議会のほうのご支

援も引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）アトムサイエンスパーク構想の質問で、研究施設やから研究するのは当然なんですけれども、いつ完成するかわからへん研究自身を中心に据えた構想やから熊取町で期限を切ったりできへんというところを指摘していたつもりなんです。要は熊取町が主体を持てるようなカテゴリーのところでもうちょっと構想をシフト、その構想の中にはもちろんBNC Tも入っていたらいいと思うんですけども、研究所主体の部分で、構想がそこが中心となっていてできているからいまいちふんわりしているし、どうやって周知していったらいいのかなというふうになっていると思うので、その辺はきっちり考えていただきたいと思ひます。

次の質問に移らせていただきます。

熊取ブランドについてということで、1つ目の熊取コロッケの販売実績と今後の展開、ご答弁お願ひします。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それでは、熊取ブランドについてのご質問のうち、1点目、熊取コロッケの販売実績と今後の展開についてのご質問に答弁させていただきます。

熊取コロッケにつきましては、平成24年、第1回熊取ふれあい農業祭において熊取町の特産物、里芋を使った食べ物として開発、販売し、住民から大変好評であったことを契機に、熊取食のブランド創造会議においてたび重なる試作を重ねた後、平成28年2月にレシピを確定、その後、熊取コロッケの認知度を高めるべく、イベントでの提供や町内小売店での販売をさせていただいているところでございます。

平成28年度の取り組みといたしまして、熊取コロッケ、ひいては地域の認知度を高めることを中心に、補助率100%であります国の地方創生加速化交付金、計340万円のうち290万円を活用し、熊取コロッケの製造、プロモーション業務等を行っているところでございます。具体的には、総個数3万2,900個の熊取コロッケを製造委託し、イベントにおける提供として、泉佐野青年会議所主催のKITフェスティバル、大東市で開催された日本青年会議所主催のイベント、さらには関西国際空港で開催された関西産業観光博覧会、そして泉州国際市民マラソンなど、さまざまなイベントにおいて提供してまいりました。

一方、飲食店の提供におきましては、現在、町内事業者等10者を初め町内3大学の学食、泉佐野市のホテル日航関西空港においては朝食及びランチ、さらには貝塚市の飲食店などにも提供し、販売や配布を行っていただいているところでございます。また、11月には町内小・中学校8校で学校給食にも導入し、約1万個の熊取コロッケの提供を行ったところでございます。

さらに3月からは、限定数ではございますが、ふるさと納税の返礼品としても提供すべく関係部署と調整を行っているところでございます。

次に、販売実績でございますが、今年度においてはPR活動を中心に取り組む趣旨より、町から事業者に対して無償提供を行っており、販売または定食等の一品として追加するなどの販売方法については事業者の判断にお任せしている状況でございます。現在も各事業者で取り組んでいただいている最中で、全ての実績等の把握はできておりませんが、最終的には事業者アンケートを実施する予定としております。

次に、今後の展開でございますが、今年度においては行政が主体となって取り組んでまいりましたが、来年度は今年度に引き続き、町内の関係団体の協力を得ながら、農業祭などのイベントにおけるPR活動に取り組むほか、製造、販売も含め民間の事業者主導による取り組みに対し、産業活性化基金を活用した補助金、熊取コロッケ販売促進支援事業補助金の創設など、側面的な支援に力を入れてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。前回質問したときよりも目標とか実績もすごく上がっているなという印象です。ぜひ、このまま頑張っていていただいて熊取町の知名度が上がればいいなというところなんですけれども、次の2番、3番の熊取コロッケのブランド化の目標、熊取ブランドは今後何をしていくのかというご答弁、一緒のほうが段取りいいということやったんで、ご答弁お願いします。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）次に、2点目の熊取コロッケのブランド化の目標についてのご質問に答弁させていただきます。

まず初めに、ブランド化とは何かということですが、地域発の商品・サービスのブランド化と地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金、人材を呼び込み、持続的な地域経済の活性化を図ることがブランド化の定義であると認識しております。商品が多く売れたからブランド化が図れた、また少ないから図れなかったと一概に言うことはできませんが、地方創生加速化交付金の実施計画における目標数値4万個としておりますので、当面その目標が達成できるよう、町内を中心とした事業者で販売していただけるよう支援してまいりたいと考えております。

具体的には、地域に根差した熊取ブランドに育てていくため、先ほど申しあげました熊取コロッケ販売促進支援補助金を多くの事業者の方々に活用していただき、地域ブランド化に向けて取り組んでいただけることを期待しているところでございます。

次に、3点目、熊取ブランドは今後何をしていくのかについてのご質問ですが、産業にかかわるブランド化については、平成27年度から産官学に加え住民の方も参画した熊取食のブランド創造会議において議論を重ねてきたところでございます。具体的には、熊取コロッケのレシピ開発、熊取産里芋の調達、普及PRの方策、ブランド化に向けたストーリー性の確立など、熊取コロッケのあらゆる面に関し闊達な議論を重ねていただいたところでございます。さらに28年度においては、熊取町からの委託を受け、先ほど申しあげました国の地方創生加速化交付金340万円のうち50万円を活用し、熊取町の特産物里芋を使ったスイーツフェア「熊取スイーツ～さといもフェア～」を実施していただいたところでございます。

このフェアは、町内9事業者のご参加をいただき、里芋を材料として使用した新商品を参加事業者それぞれが開発し、11月1日から13日をフェア開催期間とし、販売していただいたところでございます。フェア期間中、約2,400余りの商品が販売されるとともに、その後のアンケートにおいても約9割の方々から好評である旨の回答をいただくなど、効果的なイベントが実施できたものと考えております。また、事業者アンケートの結果におきましても、イベント企画に高い評価の回答をいただくとともに、今回開発された商品をフェア終了後も継続販売していただける事業者もでございます。このようなイベント、商品が地域で愛され、親しみの持てるものとしてブランド化されるきっかけとなるものではないかと考えており、事業者のご協力がいただければ来年度以降も同様のイベントを実施したいと考えております。

さらに、2点目のご質問でもご答弁いたしました。産業活性化基金を活用した新たな補助制度を平成29年4月1日から施行する予定でございます。28年12月15日開催の議員全員協議会においてご説明申し上げたところでございますが、熊取町の産業活性化へのより一層の支援策として補助事業を再編し、特に本町のブランド創造に向けた取り組みを広く支援していくため、研究開発支援、商品化促進支援、販売力強化支援の3つのステップでそれぞれ限度額50万円を補助する熊取ブランド創造支援事業、ブランド創造支援の一環として限度額10万円を補助する熊取コロッケ販売促進事業のほか、6次産業化支援事業、創業支援事業、中小企業経営改善資金利子補給交付事業などもあわせて、チャレンジ意識の高い事業者を支援していくことにより、熊取ブランドとなり得る商品の掘り起こしを行うとともに産業活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ありがとうございます。熊取コロッケのそもそもの目的は、やっぱり産業の振興ですか、それとも知名度の向上ですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）まず、熊取コロッケの経過です。ちょっと長くなりますけれども、産業振興ビジョンというのを策定しております。多分お読みになっていただいているかと思います。この産業振興ビジョンをつくるに際して、商業関係者、そして農業関係者、一般の方々にアンケートを実施しております。その中で熊取町の今後産業活性化に必要なものは何かというような問いかけの中で、やはりブランド化の製品が必要であるというようなアンケートが多数を占めておりました。そのような中で、本町におきましてはそのビジョン作成に当たってブランド品をつくっていかうというような目的でまず掲げさせていただいております。

そして、先ほど答弁させていただきましたが、第1回農業祭、この中に各実行委員会の方々が参加いただいております。その一人で全国調理師会の名誉会長も参画いただいております、地元の農業祭で要は町の特産物がないといかんではないかというような熱い思いを持っていただきまして、その方がやはり地元の特産物の何かを使って製品化が必要であろうということで、里芋コロッケということでまず開発いただいたのがきっかけでございます。

その後、1回、2回、3回と売っていく中で、住民の方々からどこかで食べる場所はないかなど、そういうふうなご意見が多数ございましたので、平成27年度に先ほど申しあげました食のブランド創造会議、こちらのほうでいろいろご議論いただいて、最終的に28年2月に熊取コロッケとしてレシピを完成させたものでございます。当然、目的は、先ほど言いましたように産業振興というのが大前提でございます。そのためにブランド化していくのもあわせて、今回、目的として今力を入れているというところでございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）では、里芋コロッケというところで里芋の生産量の確保のめどはつきそうですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）里芋の出荷量ですけれども、平成27年度の作物統計調査というのがございます。これは農林水産省が実施しておりますが、本町は約48トン、これは府内で第3位になっております。コロッケ1万個で約180キロ必要になりますので、現実的にはあり得ないんですが、それ全てでコロッケをつくったとした場合は260万個つくれる計算になります。ですので、現時点におきましては十分、里芋という部分では確保できます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

それでは、里芋コロッケをブランド化していくに当たって、今ターゲットとしている年齢層とかエリアとかというのはどこでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）特に食べるものですので、ターゲットとか関係なしに、小さいお子様からお年寄りまで全てをターゲットにしています。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）日本全国ということですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）そうですね。最終的には全国に名立たる熊取コロッケとなることを望んでいますが、現実的にブランド化とはそう簡単なものではないというふうに思っております。どこの団体においても今、ブランド化ということで力を入れて、近隣市町村でも非常に力を入れて頑張っていますけれども、なかなか全国に及ぶようなブランド化というのは難しいかなと。泉州では泉州水なすというのが全国的なブランド化を遂げているのではないかなというふうに思いますけれど

も、これからB級グルメとしてどこまでできるか、可能な限り事業者の方々のために努力していきたいと考えております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）その辺もうちょっと明確にしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、熊取コロッケのライバルは、じゃどこに置いていますか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）ライバルというのはどういう意図でおっしゃられているのかわかりませんが、前回、6月議会でもご答弁させていただきましたように、まずは熊取町民の方に知っていただくということが大前提であるというふうに考えております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）町民の方に知ってもらうというのはすごく重要なことで、ブランド化するに当たって町民全員知っているというところはベースにあると思うんですけども、ライバルというところで聞いたのは、要はどこまでどうなりたいんかというのがわからないですよ。ただ漠然と日本全国の人に知ってもらいたいと言っても、足がかりがどこなのかかわからないですよ。日本全国の舞台まで行くまでには泉州があって大阪があって近畿があってというふうになると思うんですけども、最終のライバル、目標とするどこココロッケというのは決めるべきかなと思うんです。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）あえてその範囲を限定する必要は、私はないと思っています。究極は全国を目指して頑張るのが当然であって、私が口で言うほどそんな簡単なものじゃないというのは十分認識していますけれども、ただ熊取町でいいんやというふうなご答弁はちょっと違うのかなというふうに思っています。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）熊取町でいいんだというふうに言ったつもりはなくて、まず最初、近々で、3年ぐらいで期限を切って3年目までに泉州に浸透させるというのであれば現実的な話ですよ。10年、15年後に日本に名立たる熊取コロッケにするというのであればわかるんですけども、いきなり今、どこのエリアをターゲットにしているとも言わずに日本で戦いますと言われても信じられないですよ。そこはどうですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それは現実的な目標ということでご質問いただいたということでご理解しています。それは当然、3年後に全国にできるとは私も思っておりません。それは究極の目標であって、当面、熊取町内をターゲットに3年後、まず今、事業者がどれだけやっていただけるかというのが最大の課題であります。今後、行政は先ほどご答弁させていただいた側面支援に回っていくということは、事業者が主体で里芋の確保であったり製造、加工をしていただくということになってくるわけなんですけれど、本当にそれが現実的に商工会であったり農協がどこまで支援いただけるかというのもまだまだ課題は大きいものがございます。そういったものをクリアしていく中で、現実的なお話をすれば、まず熊取町内の事業者に売っていただく、そして熊取町の方でまずはブランド化という認識を持っていただくということが、当面の目標ではないかというふうに思っております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）その当面というのはいつになりますか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）これは、先ほど答弁しましたように、31年度末をめどに地方創生の加速化交付金の目標も立てておりますので、まずは3年間ということ考えております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）31年末にどうなっていたら……。今の目標、31年末の目標はないですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）ちょっと答弁を重ねますけれども、31年度末に4万個の販売ができるようにということで考えております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）31年末に4万個売ってれば熊取町に十分周知できたという考えでよろしいですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）周知できたというのと販売個数がリンクするかどうかというのは疑問ですけど、あくまで現在事業していく中で当面4万個を目標に、結果的な数値として4万個販売するというご理解いただきたいと思います。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）そこがリンクしていないとおかしいかなと思うんです。要は3年たって4万個売れた、でもみんな知りませんでした、じゃもうやめたほうがいいんじゃないのとなるし、4万個売ってみんなが知っていればそれは成功ですよ。そこはぜひリンクさせてほしいんですけども、周知できたというところと個数というところはどうかお考えですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）逆に言えば、知っていても売れなくてもいいというふうに聞こえる。そういうことではないですよ。今のご質問であれば、認知度を高めるというふうなお話であれば、知っているけれど売れないというのも逆に言えばなってしまうのかなということで、当面、やはり売れるということが大前提にあるのかなというふうに思っています。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）別に、売れなくていいというふうに言ったつもりはないんです。ただ、4万個売るという目標があること自身はいいと思うんですけども、4万個売ったらどうなるのかという考えがあるかどうかというのを知りたいんです。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）それはもう、まさに4万個売れるということは、それだけの経済効果を生み出しているということでご理解いただきたいと思います。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

では、4万個売った後、31年度以降は次のターゲットエリアはどこにしていくつもりでしょうか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）もう一遍ベースに戻りまして、あくまでこの商品の販売というのは事業者が主体になっていただかなあかんとところがございますので、当面、本町の補助金のつくりも3年間は販売していただくところを支援いたしますが、あとは自立していただくことを大前提としております。当然、3年後は知りませんということではございません。最低限、本町として、行政としてできるPRであるとかいうところはしっかりとしていきたいと考えておりますが、基本的には、それ以後については事業者が主体となってしていただけるような環境づくりのほうに力を入れていきたいと考えております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ちょっとまだよくわからない部分があるんですけども、究極のゴールで日本人にみんなに知ってもらえるというところでは、知ってもらえたとして熊取町に熊取コロッケでどんな効果があると考えていますか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）その想定、なかなか数字で示せというのは難しいので、全国に名立たるようなそういうB級グルメであれば相当、観光客も含めて経済効果、当然今、うちが目的に掲げている4万個というのは大体、事業者が5店舗ぐらいで売れたらいいかなと思っているんですけども、

それでは到底間に合わへんような状況になろうかと思しますので、それは、なかなか客観的にどのぐらいという数字で示すことはできません。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）前回聞いたときよりも実績とかもすごく上がっていると思いますし、非常にそれはいいことだなと思いますけれども、まだやっぱりブランド化したいというところだけが先走っていて、戦略がないような気がします。例えば、4万個売れば熊取町でどうなっているのかということも、自分たちはその4万個の根拠が欲しいところであると思います。その次の4万個を達成したときにこうなっているから次はこうだ、こうしていったほうがいいんじゃないかとかということもそうですし、あと、さっき言ったコロッケとしてのライバル、要はベンチマークをどこに置くのかということですね。漠然と日本に名立たるといっても、じゃ100万個売らんとあかんのか、ライバルのご当地のコロッケが何個売れているのかというのを調査してベンチマークを決めたほうがいいと思います。そこはぜひ決めてほしいんですけども、今お考えはどうですか。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）まずブランド化というところで総論としてご答弁させていただいていますが、ブランド化というのはある意味、買い手側の思いなんですよね。要は買い手側がブランド化と思うかどうかということなんで、それをこっち側で示すというのはなかなか現実が難しいのかなというふうに思っております。買う手側がブランドと思えばそれはブランドであって、ブランドには5つの要素があるんですけども、クオリティーであるとか品質であるとかどういうふうな意識イメージで、そういうのを含めてブランド化というのは成り立っていくのかなと思っておりますけれども、あくまでもコロッケ、今現在、客観的な目標を示せということなんで、4万個という目標を示させていただいているというところでございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ブランド化していくに当たって、ぜひベンチマークは必要やと思うし、ライバルを決めること、いつまでにどうなっていたいなというのを決めたほうが絶対いいと思いますので、ぜひその点はライバルを見つけて、期限を切ってエリアとかを決めていただきたいなと。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）なかなかご質問の中で私が明確なご答弁をできないので、坂上議員はその辺のコロッケについて熱い思いをお持ちですので、ご提案、また新たにどういう戦略で攻めたらいいのか、またブランド化を上げるとか今後の戦略にもしお考えがありましたら、ご教授いただけたら今後参考にさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

意見をとり入れてくれるということなんですけれども、僕の今の現時点での意見は今質問したのが全てですので、ぜひコロッケのライバルを見つけていただいて、自分らで何年後にそのライバルまで到達できるのかということを考えていっていただきたいなと思います。

以上です。それでは、一般質問を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）以上で、坂上昌史議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時58分」から「13時00分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから一般質問をさせていただきます。

まず初めに、小型不燃ごみの問題であります。本町におきましては、粗大・不燃ごみの電話申し込みによる収集有料化以後、住民要望として小型不燃ごみの定期収集を望む声が根強くあり、平成26年4月より町役場と駅下にぎわい館での拠点回収が実施されています。また、昨年12月には自治会ごとの拠点改修も提案されましたが、今のところ反応は鈍いようであります。

粗大・不燃ごみの電話申し込みは有料化に先立って平成18年4月より実施され、1年半の電話申し込みによる無料収集期間を経て平成19年10月より粗大・不燃ごみの収集有料化が実施されました。1年半の無料電話申し込み期間の間に多くの住民の方々から苦情が寄せられ、欠けた茶わんや蛍光灯、乾電池などを袋にためて電話申し込みするのは大変である、有料化はやむを得ないが、せめて小さい不燃物は定期収集してほしいという声が多数寄せられました。そのような住民要望を受けて最初にこの問題を議会で取り上げたのは、私ども共産党議員団の江川議員であります。平成18年12月議会のことであります。その後、平成19年の6月議会には再び鱧谷議員がこの問題を取り上げました。その後、19年10月より有料化が実施され、駆け込み排出の影響もあって、その後は電話申し込みが一気に減少しました。しかしながら、小さな不燃物は資源ごみと同じ日に定期収集できないものか、そのような要望は引き続き多数寄せられました。

私が初めてこの問題を議会で取り上げたのは、平成20年の9月議会です。そのときには公明党の白間元議員も取り上げたことを記憶しております。その時点では、不便だという住民の声は理解しているが、あくまでごみ減量化のための方策なので、いましばらく様子を見させてほしい、そのような答弁でありました。その後、私はほぼ毎年のようにこの問題を取り上げてまいりました。そして、一昨年12月議会では新人議員の坂上昌史議員も小型不燃ごみを資源ごみと同時に回収すべきではないかと質問いたしました。これまでと同じ答弁の繰り返しでありました。

私は、これまで平成20年以來8回の質問を繰り返し、今回で小型不燃ごみの問題については9回目となります。同様の趣旨の質問を繰り返してきたわけであります。それは、住民要望が根強く、定期収集できない理由が納得できないからであります。これまでの答弁では、廃棄物減量等推進審議会の答申に基づいているから、そしてまた、定期収集をまた再開すれば新たな収集コストがかかる、さらには、定期収集することによって不当排出が危惧される、これが今までの答弁の理由であります。

これまでの答弁の中では、熊取町や近隣の泉州南部はむしろ先進自治体だと言ってよいというような答弁もありました。もし仮に泉州南部がごみ収集について先進自治体だとすれば、きっと見習う自治体がふえてくるのではないかと私は考えておりました。しかしながら、インターネットで調査いたしましたところ、依然として圧倒的多数の自治体が小型不燃ごみは資源ごみ同様に定期収集しております。その回数は自治体によってさまざまですが、月2回というところもあれば2カ月に1度または年に5回とかさまざまであります。そしてまた、乾電池、蛍光管、ガラス、陶器類などを区別して、それらは資源ごみと同じくくりで回収している自治体も多数見られます。熊取町のように不燃物は缶、瓶以外は全て有料かつ電話申し込みという方法をとっているのは、泉州南部などごくごく一部の自治体に限られています。しかも、泉州南部でも岬町や貝塚市のように最近になって定期収集に変更した自治体も出ております。それだけ小型不燃物の電話申し込みは、住民にとって受け入れがたい不便な制度だということではないでしょうか。

そこでお尋ねします。減量化のための手法として電話申し込みが有効だと説明されておりますが、電話申し込みによって小型不燃ごみが減少したという根拠はあるのでしょうか、ご説明願います。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）それでは、小型不燃ごみ収集の改善についての1点目、電話申し込みにより小型不燃ごみが減少した根拠についてでございますが、議員ご承知のとおり、電話申込制に改める前の平成17年度以前については小型不燃ごみという区分はなく、全て粗大・不燃ごみの定期収集として計量され、電話申込制に改めた平成18年度以降の小型不燃ごみの排出量は、電話やインターネットで申し込んだ粗大ごみの排出量に含まれております。また、平成26年4月からの役場、駅

下にぎわい館での拠点回収分については、家庭ごみではなく役場から排出されるごみとして計量しております。したがって、ご質問である電話申し込みで小型不燃ごみがどれだけ減ったという明確に示されるデータはございません。

ただ、粗大・不燃ごみの家庭からの排出量から見ると、平成18年度の電話申し込みによる変更に伴う駆け込み増があった平成17年度を除き、平成14年度から平成16年度までの3カ年平均1,222トンと比べて平成25年度が945トン、平成26年度が973トン、平成27年度が1,050トンと増加傾向にはありますが、当時と比べて277トンから172トン減量されております。

かねてより電話申込制とする理由の一つとして、平成25年の熊取町廃棄物減量等推進審議会での答申で、電話申込制の導入後に減量した排出量が答申時では安定的であることに加え、電話申込制は不当排出の防止に有効な方法であり、原則的には排出者の自覚と責任を促す電話申込制により排出抑制を進めていくことが望ましいというご提言もいただき、不当排出の防止と廃棄物排出の抑制を期待するもので、その結果として、先ほどご答弁申し上げたとおり、粗大ごみ総量は有料化の効果とともにあらわれているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今いただいた答弁はこれまでの私の質問の折にいただいた答弁と基本的には同じ答弁かと思いますが、粗大・不燃ごみということで、熊取町では現在でも似たような状況ですけれども、もともと不燃ごみと粗大との区別がなかったと。粗大・不燃と一つのくくりでずっと数値的にも計量しているわけで、粗大・不燃全体として減量効果がどうかということで今、数字の報告をいただきました。平成14年から16年の平均が1,221トンと、おおむねその当時は1,200トン前後の排出量であったわけけれども、そして有料化直後にごくんと減って、平成25年の時点で若干リバウンドをし始めている時期ですけれども、平成25年で945トン、平成26年が973トン、平成27年が1,050トンというふうに若干増加傾向にはあるけれども、依然として減量効果が持続していると、そういうふうな報告をいただきました。

これまでの議会の質問の中でも、全体として一定の減量効果は認めるというふうに私も言いましたが、しかしながら、小型不燃ごみを電話申し込みでやっていることで、果たして小型不燃ごみだけを取り出して考えた場合にそこが減量効果につながるかどうかということは、結局もともと現在も小型不燃ごみとしてのごみ排出量の数量としては把握していないわけでありますから、結局比較ができないということで、小型不燃ごみを電話申し込みにしていることの有効性というのは少なくとも数値的には把握できないというのが現状だと思います。

全体として粗大・不燃の電話申し込みが有効なのではないかと、ただ、それも電話申し込みが有効なのか、あるいは有料化したことが有効なのか、その辺も結局一体となつての減量効果ですから、本当に電話申し込みで効果が出ているのかどうかというのはちょっと怪しい部分もあるかと思えます。といいますのも、結局、本町の場合は環境センターへの持ち込みが非常に多いということが特徴になっておりまして、環境センターへ持ち込む方の心理というのは、電話申し込みもさることながら、やはり持ち込んだほうが料金が安いと、非常に割安であるということで持ち込む方も多いように感じております。

そこでちょっと確認をしておきたいんですが、現時点でのもし今、数字をお持ちでしたらお答えいただきたいんですが、平成27年度時点での電話申し込みと拠点回収と直接搬入と、それぞれの排出の数量ですね、トン数、電話申し込みで何トン、拠点回収で何トン、直接搬入で何トンというのは、平成27年度の数字は今現在お手元にありますか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）資料を持っております。ただ、直接搬入のほうはトンでお答えできますけれども、電話申し込みと拠点の分につきましては、先ほども説明いたしましたように重さを計量しておりませんので、袋の数で報告させていただきます。

まず、電話申し込みによる分でございますが、平成27年度の袋は45リットルと20リットルとありますが、小型不燃ごみとして扱っているのは20リットルの袋の分でございますので、その数でいきますと184袋になります。また、拠点回収分でございますけれども、平成27年度は役場と駅下にぎわい館を合わせて511袋ということになります。また、環境センターへの直接の搬入量でございますが、これは987トンでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。今お答えいただきましたけれども、平成27年度の粗大・不燃ごみの全体の排出量1,050トンのうち、直接搬入が987トン、圧倒的に直接搬入が多いということでもあります。もちろん、小型不燃ごみは重さ自体もそんなに重くないですから、件数と重さの比較ということ言えばストレートには比較しにくい分があると思いますが、拠点回収で511袋、電話申し込みの20リットル袋に限定して184袋ということで、拠点回収がある程度浸透しているかのように見えますけれども、恐らく、年間で511袋ですから、直接搬入の総量に比べれば極めてわずかな数量にすぎないというふうに感じております。直接搬入の中に含まれている小型不燃ごみもかなりの数量になるのではないかなというふうに感じております。

結局、もともとの粗大・不燃の電話申し込み及び有料制によるそういう収集制度の変更というのは排出抑制ということであったわけですが、小型不燃ごみを電話申し込みにしているということの有効性というのはなかなか立証しがたい部分があるかというふうに思います。

それと、今回私、資料をつけさせていただいておりますが、大阪府下43市町村、これ全て調べさせていただきました。見ていただいておりますけれども、大阪中部、北部の地域におきましては可燃ごみですらいまだに無料収集のところが非常に多いんですね。いわゆる中河内と呼ばれる地域でしょうか、一部地域では定量無料ということで一定量までは無料ということで、無料で可燃ごみも出せるという自治体が非常に多くなっております。小型不燃物につきましては、本町のような電話申し込みをしているのは枚方市、交野市、四條畷市、松原市、堺市ということで、ここまでは5自治体あるわけなんです。ただ枚方市、交野市、四條畷市、松原市、堺市については無料なんです。電話申し込み制であるけれども無料だということになっております。

そして、その資料の裏面を見ていただきますと、和泉市、高石市、泉大津市、この3自治体につきましては、基本は本町と同様に電話申込制なんですけれども、瀬戸物、ガラス類、乾電池などの一定品目限定ではありますけれども、これらの小型不燃物については資源ごみ扱いで定期収集をしているというふうになっております。忠岡町は本町とほぼ同様の制度、岸和田市も基本は電話申し込みでありますけれども、埋め立てごみというふうな分類で、埋め立てごみに関しては隔月で拠点回収をしている。これは各自治会等の協力を得ながら集会所等で拠点回収しているんですが、この場合は本町の拠点回収と違って、岸和田市は無料の収集となっております。貝塚市は、先ほども冒頭申し上げましたが、本町と同じような収集のスタイルをとっておったんですが、平成28年4月より不燃ごみについては定期収集を復活させました、月1回ではありますけれども。ただし、電話で問い合わせたところ、基本、電話申し込みも継続していると、ただ、やはり住民の利便性を考えて月1回は定期収集するように変更したということをおっしゃってございました。住民の要望があったということと、そして議会でもそれを取り上げる方があったようであります。

熊取町は、電話申込制ではあるけれども行政の窓口で2カ所拠点回収をしているという点でちょっと特異なスタイルをとっておりますが、泉佐野市、田尻町は基本、本町と同様でありますけれども、シール制で、20リットルの小袋がないというのが泉佐野市、田尻町の欠点の部分であろうかなと思います。泉南市、阪南市は本町と同様であります。電話申し込みで、拠点回収がないという点が泉南市、阪南市は本町との違いであります。そして岬町については、可燃ごみも依然として無料回収、透明・半透明袋であればいいと。そして小型不燃ごみについては月1回、品目限定で無料収集するというふうにならないうちに平成25年4月より方法を改めたと。これも、議会で取り上げる議員がおられて、なおかつ住民の要望もあり、岬町では平成25年4月より変更したということをお聞きしております。

そして、その次のページに岬町の小型不燃ごみ無料収集についてのお知らせというのを付けておりますが、岬町ではこれらのものを月1回無料です。それまで有料でやっていたんだけど、品目限定でこれらは無料で回収しますよというふうの方針を転換しました。ここを見てもみると、蛍光灯、電球、グローランプあるいは金属食器類、瀬戸物類、ガラス製品、乾電池類ということで、基本的に家庭で排出される小型不燃ごみがほぼ全て網羅されていると。含まれていないのは小型家電ぐらいですか。小型家電製品以外の小型不燃物は全て無料収集しますというふうに、岬町は極めて大胆な方針転換をいたしております。このような自治体もあらわれているという状況でありまして、岬町のように無料収集せよとは言いませんけれども、やはりそろそろ本町も方針転換してもいいのではないかなど。拠点回収をやり始めているので、どうも熊取町は拠点回収の拠点をふやしていった住民の利便性を拡大するという事かなと思うんですが、現在やっている拠点回収については、自治会の反応はいかがですか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）自治会につきましては、昨年の12月に自治会活動として小型不燃ごみを収集していただけたら役場といたしましては収集をフォローさせていただくという、そういう提案をさせていただいたところございまして、それにつきましてはこの4月から実施ということを説明させていただいておりますので、それにつきましてはこれからの実績などを検討、調査、確認していきたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今現在投げかけているところで、4月から実施ということで検討の途上のようにありますけれども、自治会ごとの拠点回収ということをもしやるというのであれば、岸和田市がやっているように、岸和田市の場合の拠点回収というのは無料なんですよね。熊取町は自治会ごとに集めてもらって町がとりにいく場合も、それは有料という提案ではなかったですか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）提案させていただいておりますのは有料ということでございます。と申しますのは、ごみの減量、それからちょっと話はずれるかもわかりませんが、資源ごみを回収することによって循環型社会をつくり上げていくというのが国を挙げての方針でございますので、役場といたしましては、減量化が進むようなことを検討いたしまして、効果的な方法として有料化というのを導入したものでございます。ただ、計画をつくったときの審議会からも提言がございましたけれども、国の施策を実現すると同様に住民の排出の利便性も考えてほしいというご意見がございましたので、役場といたしましては、利便性を高めるための一つとして拠点回収として役場と駅下にぎわい館の2カ所を設定したものでございます。

今回、自治会の活動のほかに、この4月からは、ごみ袋を取り扱う店舗、約40店舗ほどあるわけなんですけれども、その40店舗ほどに回収に協力していただける店舗はございませんかというアンケートをいたしまして、3店舗協力をいただきましたので、この4月から役場と駅下にぎわい館のほかに3店舗での拠点回収をふやすところでございます。

考え方といたしましては、先ほども議員おっしゃられましたように、車を持っている方であれば直接環境センターのほうへ搬入というのが可能になるわけでございますけれども、やはり車をお持ちでない、特に高齢者の方が生活圏内で排出できる方法ということを考えまして、近くにある店舗であるとか自治会のほうで定期的に収集していただけたら利便性の向上になるという考えのもとで、この4月から導入させていただくものでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）拠点をふやして拠点回収によって住民の利便性の向上を図ると、それも一つの方向性であろうかなとは思いますが、先ほども言いましたように、全国的には圧倒的多数の、その圧倒的多数というのは何を根拠に言っているのかということ、結局これは私がインターネットでこつこつと調べた結果で圧倒的多数というふうに言っているわけなんです、2ページ目に和歌山

県の状況をつけております。これは和歌山県の全市町村ではございません。一部省略してあります。この後にまだ白浜町とかあるいは串本市とか11の自治体が続いているんですが、これは、私はごまかすために省いたんではございません。残りの11自治体も全て定期収集になっております、月一とか月二とか。インターネットでわからないところはわざわざ村役場に電話してお尋ねしたところもございましたけれども、北山村ではホームページでちょっとわかりませんでしたので、直接、北山村役場に電話をしてお尋ねしました。そこは月1回でしたか、定期収集しているということでありましたが、和歌山県では全ての自治体は何らかの形で定期収集しております。ただし埋め立てごみという分類で品目をかなり限定している自治体もございます。

本町の場合も、拠点回収という方向でいくのもいいんですけども、ここからは2番目の質問にも移行しますが、多くの自治体が粗大ごみについては有料化、電話申込制に移行し、小型家電などは粗大ごみに含めたとしても、陶器類や乾電池、蛍光管などを資源ごみとして回収したり、分類がたい不燃ごみを埋め立てごみとして定期収集しております。本町も、再資源化の努力をしつつ、この再資源化の努力をしつつというのは、本町が改修している小型不燃ごみの中にその気になればまだ再資源化できるごみも含まれているということなんですが、再資源化の努力をしつつ、小型不燃ごみの定期収集を電話申込制と並行して実施してはどうかということをお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）それでは、2点目の小型不燃ごみの定期収集についてでございますが、本町の一般廃棄物の処理につきましては平成26年3月に策定いたしました第2期一般廃棄物処理基本計画に基づき行っているところであり、小型不燃ごみの収集方法につきましては電話申込制を継続しているところでもあります。ただ、基本計画策定に当たり、環境センターへの直接搬入量が増加している状況を踏まえ、各家庭での潜在的保有も懸念されることから、新たな利便性向上に向けた取り組みについて積極的に検討されたいという答申をいただいたところでもあります。

その利便性の向上につきましては、平成22年10月の粗大・不燃ごみ指定袋制を導入して以来、平成24年10月にはインターネットによる申し込み受け付け、平成26年4月には役場、駅下にぎわい館の拠点回収を行ったところでもあります。加えて、本年4月からは指定袋・粗大ごみ等処理券取扱所の3店舗に小型不燃ごみの回収拠点としてお願いしたところであり、さらには各自治会に対して、自治会活動として拠点回収に対する支援の仕組みづくりを提案させていただいたところでもあります。今後におきましては、それらの効果などを検証し、第2期一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに反映させ、利便性の向上に向けた取り組みを積極的に考えてまいります。

なお、ご質問の中でございました再資源化につきましては、本町におきましても他市町村と同様な種類の回収を行っておりまして、大阪府内におけるリサイクル率で見ましても、平成26年度実績で14.0%であり、府内市町村平均13.7%を上回るものでございます。今後につきましても再資源化の向上に努めてまいりたいと思います。

以上、第2点目の小型不燃ごみの定期収集の実施についての答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）私の資料で、先ほども言いましたが、和泉市、高石市、泉大津市などは瀬戸物、ガラス、乾電池などを品目限定で資源ごみのくくりで回収しているんですけど、実際どの程度それが資源としてリサイクルされているのかわかりません。乾電池をリサイクル回収している自治体も結構多いんですが、本町では乾電池に関しては不燃ごみとしていわば埋め立てごみの扱いですけども、乾電池のリサイクルというのは全く考えておられないのでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）乾電池のリサイクルにつきましては現在のところ考えておりません。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それは、乾電池のリサイクルは効率が悪いとかそういうことなんですか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）そういうところもございます。以前の乾電池であれば水銀とかの入っている部分とかもありましたけれども、現在はマンガンということで、物質的にも有害性はないということで、一般の粗大ごみの処分をしているところでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。

これ以上繰り返しても余り意味がないかと思っておりますのでこの辺にとどめておきますが、非常に難しいところであろうかと思っております。ごみの減量化というのも大事なことでありますし、自分自身のことを考えても、小型不燃物が電話申し込みであることによって、ある意味で極めて煩わしいと。電話申し込みしてまでは出たくないというのがあって、結局ここにおられる議員の方々もほとんどが環境センターへの持ち込みになっていると思っております。粗大ごみが出る折を見計らって年に1回ぐらい環境センターへ持ち込むと、それまでは乾電池とか蛍光灯とかをためておくと。どの程度たまるかは家庭によってさまざまでしょう。夫婦2人の世帯だったらそんなにたまらないけれども、子どもが多ければそこそこたまるのかなという気はします。そうやって皆さんためて持ち込むということで、何らかの減量効果にはなっているんでしょう。一方で高齢者のひとり暮らしとかそういった方々にとっては、もちろん高齢者であってもかくしゃくとしている方にとっては電話申し込みぐらいできるんじゃないのということかもわかりませんが、やはり利便性ということを考えれば、圧倒的多数の自治体が定期収集をやっているという現状がありますので、以前にも申しましたように、電話申し込み制を継続していることによって転入促進策のある意味では阻害要因にもなるというふうなことが懸念されると思っております。以前にも、大阪市内から引っ越してこられた方が、えっ、こんな小さいものまで熊取町は電話申し込みせなあかんのということで、非常に不思議がられたということがありました。極めて特異な自治体だなということで、全国的にも、泉州南部だけではないですけども、一部地域が特異な状態になっているということで、その辺はぜひご認識をいただきたいと。

藤原町長も公約の中でごみ収集の改善ということをおっしゃっておられました。町長は定期収集については考えておられていないのかもわかりませんが、今後の課題としてぜひご検討いただきたいと。ここで町長の答弁を求めていますと時間がかかりますので、次のテーマに移りたいと思います。

次のテーマは土砂埋め立ての規制についてということですが、昨今の土砂の不法投棄による問題を防ぐため、大阪府など自治体の条例で規制する動きが強まっております。大阪府では、平成27年7月1日より土砂埋め立て等の規制に関する条例が施行されております。資料につけておりますが、平成26年に土砂崩落事件のあった豊能町でも同様の条例が制定、施行されております。

そこでお尋ねします。熊取町におきましては、大阪府の条例による規制対象地は存在しておりますか。また、その対象地に関して府の条例は有効に働いているのでしょうか、答弁を求めます。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）それでは、埋め立て土砂の規制についての1点目、熊取町での大阪府の条例による規制対象地についてお答えいたします。

土砂等が不適正に置かれていないかどうかにつきましては通報によるパトロール調査を行っておりますが、町内の区域で大阪府土砂埋め立て等の規制に関する条例による規制対象地となる事案は現在、把握いたしておりません。しかし、成合地区の行政界に接した泉佐野市の土地に大阪府の規制対象となる3,000平方メートル以上、土砂を置いているところがあり、大阪府の条例で必要となる事前許可申請がなされていないことから、大阪府より指導を受けている土地がございます。大阪府に今後の対応を確認いたしますと、現在指導中であり、業者に対し土砂の適正管理を促していると聞いております。

本町といたしましては、対象地が泉佐野市区域となりますが、熊取町住民が所有する土地の隣接

地であることから、大阪府より適宜情報を得ながら、協力して災害の防止及び生活環境の保全のため監視を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）現在、本町の区域内には大阪府の規制対象地はないと。ただし、境界のあたりで泉佐野市の土地ではあるけれども、熊取町が隣接しているそういうところで1カ所対象地があつて、現在、府のほうで指導しているという答弁でありました。私もその現地については確認しておりますが、隣接している土地において事業されている方から本町に対して苦情とかそういった申し出はございましたか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）一度その方から役場の環境課のほうにご相談に来られたことがございます。現地を確認いたしまして大阪府に連絡して、今ご答弁させていただいたような状況になっているというところでございます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）私、その件に関しましては現地も確認し、そして大阪府の担当課、岸和田市にあります農と緑の事務所ですか、あそこの担当職員にも直接問い合わせもしているんですけども、現在、土砂を搬入している事業者と協議中であるということはお聞きしております。何分、府の管轄ではありますけれども、熊取町の農業者が土砂の埋め立て、土砂を置いてあることによって一定の被害をこうむっていると、そういう現状がありますので、監督者は大阪府ではありますけれども、本町としても大阪府と連携して、ぜひその点については最終的に指導が有効に効果を発揮しているかどうか、そこまで確認をしていただきたいと思うんですが、その辺はどうですか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）先ほどご答弁申し上げましたように、対象地が泉佐野市であるから関係ないというのではなく、熊取町の住民の方に被害が及ぶケースでございますので、熊取町といたしましてもずっと、適宜情報を得ながら監視を続けてまいりたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。府の指導以後、若干土砂が減っているとか何らかの対策を講じたような形跡は見られるようではあるんですが、まだ依然としてかなりの土砂が堆積しておりまして、隣接地に土砂が流れ込んでくる危険性が残っております。そして農業者のお話によりますと、いつときは堆積土砂によってイノシシ対策の柵が壊れてしまったと、そういうふうなこともあったようで、そのことについてはどうしてくれるんやというふうな苦情も申されておりましたが、最終的に府の管轄ではありますけれども、きちんとした対応が図られるよう町としても協力していただけたらと思います。

この問題の2点目に移りますが、大阪府の条例は3,000平方メートル以上の土砂置き場を対象としております。3,000平方メートル未満の対象地を規制するには市町村の条例が必要と思われませんが、その検討はいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）2点目の大阪府の規制対象外となる3,000平方メートル未満の土地につきましては、現在大阪府においては5市3町で条例が制定されておりますが、去る1月31日に大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課から市町村に対して条例制定の必要性について説明会があったところでございます。この条例は、土砂埋め立て工事施工者、土地所有者の責務を初め、土地埋め立ての事前許可、周辺地域住民への事前説明や土砂埋め立て工事の施工基準、改善命令権、許可の取り消し、罰則規定を定めたもので、土砂埋め立て工事に伴う災害防止及び生活環境の保全を図る上で必要な条例であると認識しているところでございます。

説明会以降、この条例の実効性を持たせるため、本町に適した規模要件や施工基準、また罰則の

適用範囲など検討すべき事項が多くあることを把握し、今後は先進自治体の内容を研究するとともに近隣市町の動きを注視しながら、制定時期の明言はできませんが事務を進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただきまして答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。本町としての条例制定へ向けて前向きに検討していただいているようだということが理解できました。

先ほど質問いたしましたのは府の規制対象地でありましたけれども、3,000平方メートル未満の土砂置き場でちょっと気になるなというふうな土地は本町にはございますか。

議長（重光俊則君）吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）土砂という件でございましたら、先ほどの成合地区の近くのところで、土砂が積むというよりも下の低い土地のほうへ流れているというところがございます。それにつきましても府と連絡をとりながら見守っているという、そういうところが1件ございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）わかりました。成合地区で1カ所気になるところがあるということのようですが、熊取町の場合、新たに土砂を置けるような場所というのはそんなにあちこちに点在しているわけではないと思いますので、豊能地域とか、あるいは河南町とか既に制定している自治体に比べれば条例の必要性がやや弱いかもしれませんけれども、既に現に泉佐野市との境界のあたりでそういった事例も発生しておりますし、安全な住環境を保障していくという点では、大阪府からのそういう説明会もあったというそういう折でもありますし、ぜひ住環境の安全を守るという立場から積極的に条例制定へ向けて準備を進めていただきたいというふうにお願ひしておきます。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（重光俊則君）次に、日程第6 議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、議案の1ページをお開きください。

議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年5月30日から施行することに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2ページは改め文でございます。ごらんのとおり、改正は2つの条例をそれぞれ第1条、第2条で改正するものでございます。

内容は、ピンクの分界紙以降でご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料1-1をお開きのほどお願ひ申し上げます。

資料1-1の第1条一部改正の個人情報保護条例の新旧対照表で、右が現行、左が改正案でございます。

まず、第2条第5号に規定する情報提供等記録の定義に番号法第26条において準用する場合を追加するものでございます。これは、番号法に新たに第26条が新設されたことに伴うもので、番号法第26条の準用規定を括弧書きにて追加するものでございます。

続きまして、資料1-2をお願いいたします。

条例第20条の2第1項第4号のウでございますが、こちらも番号法第26条が新設されたことに伴う条ずれでございます、現行「番号法第28条」を「番号法第29条」に改めるものでございます。

続きまして、資料1-3をお願いいたします。

条例第2条一部改正の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の新旧対照表で、右が現行、左が改正案でございます。こちらのほうも番号法第19条に新たに第8号が新設されたことに伴う条ずれでございます、ごらんのとおり、条例第1条の趣旨及び第4条の特定個人情報の提供において引用してございます番号法第19条第9号が号ずれにより第10号に改められたため、それぞれ引用条文を改正するものでございます。

恐れ入ります。議案書の2ページのほうにお戻りください。

附則でございます。この条例は、法律施行日と同日の平成29年5月30日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、本件に対する質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明のあった資料1-1のところでは現行と改正案との比較の中で「法第26条において準用する場合」というのがございましたが、法第26条というのはどのような内容になっておりますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらの法律なんですが、第21条からもともと第25条までは情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関する内容が規定されております。これは、法律の第19条第7号に規定されるいわゆる法定事務に関しての情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関する内容ということになります。今般の改正により、新たに法第19条第8号、こちらは自治体の条例で定める事務、いわゆる条例事務についての情報提供の制限解除が規定されたことにより、もともとの法第21条から第25条までの情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供に関する規定に条例事務を追加するため、新たに法第26条に読みかえ規定というのが追加されたということでございます。法第26条が新設されたことによりまして、先ほどご説明させていただいたとおり、本町の個人情報保護条例第2条で引用しております番号法第23条の個人情報の提供の記録に読みかえの準用規定を追加し、また、法第26条が新設されたことによりまして、条例第20条の2で引用していた法第28条が第29条に条ずれしたというものでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第7 議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）それでは、議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例につきましてご

説明いたします。

議案書3ページをごらんください。

提案理由でございますが、住民等に、よりわかりやすくするため、組織名称の変更を行う必要が生じたことから、この条例案を提出するものでございます。

4ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料2-1をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

4月1日付組織の見直しの内容につきましては、2月24日開催の議員全員協議会において説明させていただいたところですが、その中で事業部の部の名称変更により改正が必要な条例が2つございます。事務分掌条例と次の資料2-2にあります都市計画審議会条例になりますが、まず資料2-1の事務分掌条例につきましては、第2条の部の設置の条項で「事業部」から「都市整備部」に変更し、次の各部の事務分掌を規定している第3条中の「事業部」の事務分掌を「都市整備部」の事務分掌とするものでございます。

資料2-2をごらんください。

都市計画審議会条例につきましては、第7条に規定しています審議会の庶務課として規定している「事業部まちづくり計画課」を「都市計画主管課」に変更するものでございます。なお、都市計画審議会条例の改正につきましては、事務分掌条例の一部を改正する条例の附則にて規定し、一括して改正するものでございます。

4ページにお戻りください。

附則の第1項、施行期日でございますが、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。次に、第2項に關係条例である都市計画審議会条例の一部改正として規定し、第7条中の「事業部まちづくり計画課」を「都市計画主管課」に改めるとするものでございます。

以上で、議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第8 議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部理事。

総務部理事（林 利秀君）それでは、議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書5ページをごらんください。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業及び介護休暇制度の改正を行う必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

6ページから9ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料3-1をごらんください。

右が現行、左が改正案でございます。

議案の第1条による改正で、勤務時間、休暇等条例の一部改正でございます。

まず、第8条の3は育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定しているものでございますが、第1項中の改正は、小学校就学の始期に達するまでの子の規定に特別養子縁組を家庭裁判所に請求した者であって現に職員が監護するものや養子縁組里親として職員に委託されている者らを加えるものでございます。

次に、第4項です。資料3-2、3-3にかけての改正内容となりますが、第1項から第3項までの子を養育する職員の規定を、この第4項で要介護者の介護を行う職員の場合の規定に読みかえるものでございます。

資料3-3をごらんください。

第11条の休暇の種類の改正につきましては、今回の法改正で新たに設ける介護時間を加えるものでございます。

次に、第15条第1項の改正は介護休暇の規定で、今回の改正で、介護休暇の請求期間がこれまで連続する6月の期間内としてございまして、分割して請求できなかったものを最大3回まで分割して取得ができるものとするものでございます。

次の第2項につきましては、介護休暇につきましては連続する6月の期間から分割取得が可能となりますので、休暇を取得できる期間を指定期間として改めるものでございます。

次に、第15条の2として、第11条で追加しています介護時間の規定を新たに設けるものでございます。

資料3-4にかけての介護時間の内容につきましては、職員が要介護者を介護するための休暇として、連続する3年の期間内で介護のため1日につき2時間の範囲内で取得が可能となるというものでございまして、この休暇を取得した場合は給与も減額となるものでございます。

次の第16条の病気休暇を初めとした各種の休暇の承認に関する規定に、介護時間を新たに加えるものでございます。

資料3-5をごらんください。

議案の第2条の改正で、育児休業条例の一部改正でございます。

まず、育児休業の承認について規定してございます育児休業法第2条第1項の条例で定める者として、今回の改正により新たに育児休業の子の対象範囲が広がり、現行の実子と養子に加え、養育里親等に関する児童も育児休業の対象となる子の範囲とされましたので、第2条の2として新たに加えるものでございます。

次の第2条の3は、今回新たに第2条の2を追加したことによる条ずれでございます。

次に、第3条は、育児休業法第2条第1項中にある育児休業の再承認に係る特別の事情を定めているものでございますが、今回の改正によりまして第1号の規定を育児休業の対象となる子の範囲の拡大により、2号立てにするものでございます。

次に、資料3-6の第3号から第5号につきましては、第1号を2号立てしたことによる号ずれに対応したものでございます。

次に、第6条ですが、育児休業からの復職後の給料号給の調整の規定となりますが、現行は、育児休業者につきましては復職後、育児休業中の2分の1に相当する期間を勤務したものとみなし復職後に給料号給を調整していたものを、今回、育児休業中の全ての期間において勤務したものとみなし、復職後に給料号給を調整するもので、見出しも含め、国の準則どおり2つの項立てから1つの項立てに改正するものでございます。

次のページ、資料3-7をごらんください。

第7条に国の準則に合わせて育児休業した職員の退職手当の取扱いの見出しを追加し、第9条の部分休業の規定に、今回新たに設ける介護時間の承認を受けた職員について、同じ時期に育児に係る部分休業を取得しようとする場合は、介護時間、部分休業を合わせて上限2時間となりますので、その2時間から承認済みの介護時間を減じると規定するものでございます。

恐れ入ります。8ページにお戻りください。

下から3行目、附則でございます。第1項施行期日でございますが、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

9ページをごらんください。

次に、第2項は、勤務時間、休暇等条例の一部改正に伴う経過措置としまして、施行日時点で介護休暇を取得している職員は、施行日以後の残りの期間について介護休暇を分割して取得できるとするものでございます。

以上で、議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第9 議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、議案10ページをお願いいたします。

議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、指定介護予防支援事業者の指定等に関する事務を効率的に実施するため、これまで泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の3市3町それぞれで事務を行ってまいりましたが、本年4月から泉佐野市に設置する広域福祉課に所管がえすることにより、業務の集約化、効率化を図ることとなりました。これに伴い、各市町で定めている条例の規定方法を統一する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

11ページをお願いいたします。

指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございます。本条例につきましては全部改正となっているため、新旧対照表はございません。

本文の説明に入ります前に、簡単に改正内容を申し上げます。現行条例につきましては、平成18年厚生労働省令第37号の基準をほぼそのまま条例に規定する全文条例という形で平成27年3月に制定いたしました。これを今回、当該基準を引用する旨を条文の中に規定する引用条例という形に全部改正するものでございます。これにより、広域福祉課での条例等の例規事務の管理を効率的に行うことができるようになるもので、条例の規定内容そのものには何も変更はございません。

それでは、本文に入らせていただきます。

第1条でございますけれども、本条例制定の趣旨で、根拠となる介護保険法の条項を規定しております。

次に、第2条でございますが、指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定めており、当該事業者は法人であり、かつ暴力団や暴力団員、暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者であってはならないと規定しております。

次に、第3条でございますが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきまして、平成18年厚生労働省

令第37号の基準で定めるところによると引用する旨を規定しております。また、ただし書きでは、当該基準第28条第2項の規定の適用につきましては、同項中「完結の日から2年間」とあるのを「計画完了の日、サービスを提供した日から5年間」と定めており、厚生労働省令で定める内容の一部を本町の実情に合わせた形で改正前条例から既に規定していましたが、引き続きそれを反映するものでございます。

最後に、附則でございますが、施行日を平成29年4月1日と規定しております。

以上で、議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。江川議員。13番（江川慶子君）これは新しい条例として提案されたと思うんですね、今回。それで、平成27年3月の厚生労働省ですか、引用条例だというような今説明があったんですが、広域福祉課に所管がえを行うということに当たっての経過というか、その辺の説明をもう少しお願いしたいんですけども。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）今回のこの条例につきましては全部改正条例で、新規として提案するという形ではなしに、平成27年3月に国の基準をそのまま町の条例という形のものとして提案を一度させていただいているその内容の条例で、今回全部条例になりましたのは、この事務を今まで各市町村がやっていたのを広域福祉課のほうで集約化、効率化するために所管がえすることになったことに伴いまして、各市町村が、3市3町になりますけれども、国の基準をそのまま全部条例のほうに制定している町もあれば、国の基準に委ねているという形の引用条例という形で、物すごく簡単などいいでしょうか、簡潔な条例で制定している町もあるということで、広域福祉課3市3町の枠組みで事務をやるに当たって、各市町村の条例がばらばらであればちょっと事務がやりにくいやろうということで、今回、引用条例という形で統一化するという形の経緯がございました。今回、引用条例に今までやっていた町はそのままでもいいんですけども、本町は全文条例という形で規定しておりましたので、引用条例のほうに移行させるという形の内容でございます。

議長（重光俊則君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第10 議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件及び日程第11 議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、まず議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきましてご説明申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

提案理由でございますが、先ほど議案第4号でご説明申し上げました内容と同様の内容となります。この条例は、できる限り住みなれた自宅または地域で生活を継続できるように創設された指定地域密着型サービスを要介護の方に提供する事業の人員、設備等に関する基準を定めたものでございます。こちら、本年4月から泉佐野市に設置する広域福祉課に所管がえすることになり、各市町で定めている条例の規定方法を統一するため、この条例案を提出するものでございます。

14ページをごらんください。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。本条例におきましても、先ほどの条例と同様に、規定方法が平成18年厚生労働省令第34号の基準をほぼそのまま条例に規定する全文条例という形で平成24年12月に制定いたしました。これを今回、当該基準を引用する旨を条文に規定する引用条例という形に全部改正するものでございます。これにより、広域福祉課での条例等例規事務の管理を効率的に行うことができるようになるものでございまして、条例の規定内容そのものには何も変更はないものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

第1条でございますが、本条例制定の趣旨で、根拠となる介護保険法の条項を規定してございます。

次に、第2条でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準につきましては、平成18年厚生労働省令第34号の基準で定めるところによると引用する旨を規定しております。また、ただし書きでは、当該基準第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項の規定の適用につきましては、同項中「完結の日から2年間」とあるものを「計画完了の日、サービスを提供した日等から5年間」と定めるものです。これは、厚生労働省令で定める内容の一部を本町の実情に合わせた形で改正前条例から既に規定していたものでございまして、引き続き、同様の内容で規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、施行日を平成29年4月1日と規定するものでございます。

以上で、議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましてご説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

提案理由でございますが、議案第4号及び第5号で説明申し上げました内容と同様の内容となりますが、この条例は、できる限り住みなれた自宅または地域で生活を継続できるように創設された地域密着型サービスを要支援の方に提供する事業の人員、設備等に関する基準を定めたものでございます。こちら、本年4月から泉佐野市に設置する広域福祉課に所管がえすることになり、各市町で定めている条例の規定方法を統一するため、この条例案を提出するものでございます。

16ページをごらんください。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございます。本条例におきましても、先ほどの条例と同様に、規定方法が平成18年厚生労働省令第36号の基準をほぼそのまま条例に規定する全文条例という形で平成24年12月に制定いたしました。これを今回、当該基準を引用する旨を条文に規定する引用条例という形に全部改正するものでございます。これにより、広域福祉課での条例等例規事務の管理を効率的に行うことができるようになるもので、条例の規定内容そのものには何も変更はございません。

それでは、本文に入らせていただきます。

第1条でございますが、本条例制定の趣旨で、根拠となる介護保険法の条項を規定してございます。

次に、第2条でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準につきましては、平成18年厚生労働省令第36号の基準で定めるところによると引用する旨を規定して

おります。また、ただし書きでは、当該基準第40条第2項、第63条第2項、第84条第2項の規定の適用につきましては、同項中「完結の日から2年間」とあるのを「計画完了の日、サービスを提供した日等から5年間」と定めるものでございます。これは、厚生労働省令で定める内容の一部を本町の実情に合わせた形で改正前条例から既に規定していたものでございまして、引き続き、同様の内容で規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、施行日を平成29年4月1日と規定するものでございます。

以上で、議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、本2件に対しての質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第12 議案第7号 保育所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）それでは、議案第7号 保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書17ページをごらんください。

提案理由でございますが、南保育所を平成29年3月末をもって廃止するため及び北保育所において平成29年4月1日から新たに0・1歳児保育を開始することに伴う定員変更を行うため、この条例案を提出するものでございます。

18ページは改め文でございます。

内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料4をお開きください。

右が現行、左が改正案でございます。

第2条の表中、南保育所に係る記載を削除し、北保育所の定員「90人」を「108人」とするものでございます。なお、定員増の18名につきましては、国の基準面積等に基づき、0歳児を6名、1歳児を12名新たに定員に加えるものでございます。

18ページの本文にお戻り願います。

附則をごらんください。この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第7号 保育所条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第13 議案第8号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。
健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第8号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する
条例についてご説明申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され児童福祉法の一部
改正が施行されることに伴い、同法を引用しておりますひとり親家庭医療費助成条例の一部を改
正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

20ページをお願いいたします。

ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料
5をごらんください。

ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左が改
正案でございます。

第1条の2第3項でございますが、この条例における養育者の定義をする条項でございます。こ
の養育者から里親は除外されるという規定となっております。と申しますのは、里親が負担する
医療費の自己負担分は医療券が発行されておまして、公費で手当てされてございます。したが
いまして、医療費助成で自己負担を助成する必要はないため除外されておるものでござい
ます。

今回の改正は、この制度の変更ではございません。里親の定義につきましては児童福祉法の関係
条項を引用しておるものでございまして、この引用元の児童福祉法が平成28年6月3日に児童福祉
法の一部を改正する法律が公布されたことにより、所要の改正を行ったものでございます。

以上で、ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第14 議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題
といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例につ
いてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、国民健康保険料の応能負担の適正化を図るための賦課限度額の
引き上げ、また国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年2月22日に公布され、平成
29年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険料の負担の適正化を図る必要があること
及び地方税法の一部を改正する法律、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正が
必要となるため、この条例案を提出するものでございます。

22ページをお願いいたします。

国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては新旧対照表で説明させていただきますので、議案書の後ろ、ピンクの分界紙
以降の資料6-1をごらんください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でござ
います。

まず、第12条第1項でございます。保険料の所得割額の算定方法を定めているものでございますが、この改正は、国保の制度改正というわけではなく、所得を計算する際に引用してございます税法の改正に伴い所要の改正を行っておるものでございます。

まず、地方税法の一部改正により源泉分離課税から申告分離課税へと課税方法が変更される特定公社債等の利子所得について、上場株式等に係る配当所得と合わせて申告することとされたこと、そして、株式等の譲渡所得等の分離課税制度につきまして、上場株式等に係る譲渡所得等及び一般株式等に係る譲渡所得等に区分され、別の分離課税制度となったことと、それから、所得税法等の一部を改正することによりまして、改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律におきまして新たな申告分離課税の区分が設けられたことにより、それぞれ引用しておる文言の整理を行うものでございます。

なお、この改正に関連いたしまして、第18条第1項は保険料の軽減措置に関する規定でございますが、同じように所得割の額の算定を引用しておる箇所がございますので、あわせて改正を行わせていただいております。

次に、資料6-3をごらんください。

基礎賦課限度額を規定してございます。第14条の6中、基礎賦課限度額について、現行「52万円」を「54万円」に改め、後期高齢者支援金等賦課限度額を規定してございます第14条の6の10のうち後期高齢者支援金等賦課限度額について、現行「17万円」を「19万円」に改めるものでございます。

なお、第18条第1項前段及び資料6-6、6-7に出てまいります第3項、第4項の改正は、次に説明いたします保険料の軽減措置に関する規定でございますが、その中で賦課限度額を引用しております箇所がございますので、あわせて改正をさせていただきます。

ここで、若干でございますが、賦課限度額について補足の説明をさせていただきます。

平成29年度、国の賦課限度額の基準額は据え置かれまして、医療分が54万円、支援分が19万円、介護分が16万円、合計89万円でございます。本町の平成28年度の賦課限度額は、国の基準額と比べ、医療分、支援分がそれぞれ2万円、合計4万円の差があるところでございます。医療分が52万円、支援分が17万円で、介護分が16万円となっておりますところでございます。本町の賦課限度額につきましては、高齢化の進展等による医療費の増加が見込まれる中で上限額をこのまま設定しておれば、中低所得層の方々だけに負担をしていただくことにもなりかねませんので、賦課限度額を引き上げることで、所得の高い層の方にもご負担を求めていくことで、中低所得層の負担のバランスを図らせていただくというもので、これまでも適宜改定されてきたところでございます。

また、府内の状況といたしましては、平成28年度時点で大阪府内43団体中28団体が既に国基準に到達しておること、本町も含めまして国基準未到達の15団体は全て引き上げの見直しの予定でございます。本町も含め9団体は国基準に到達する予定であること、そして、29年度の国基準は据え置かれましたが、平成30年度に実施される国保の広域化による賦課限度額が府下統一される予定であることなど総合的に考えまして、医療費支援分の賦課限度額をそれぞれ2万円引き上げさせていただきます。国基準とするものでございます。

なお、本件につきましては、平成28年2月16日に本町国民健康保険運営協議会に諮問させていただきました。活発な質疑の後、同日付で全会一致で諮問どおりで差し支えないとのお答申をいただいております。

最後に、資料6-3をごらんください。

保険料の減額を規定しております第18条でございます。まず、保険料の応益割部分を5割軽減する基準を定めている資料6-5の第1項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、また、保険料の応益割部分を2割軽減する基準を定めてございます資料6-6の同項第3号中「48万円」を「49万円」に改め、それぞれ軽減判定の基準を緩和するものでございます。この内容につきましては例年の改正でございますのでご存じのことと存じますが、いわゆる低所得者に対する保険料軽減

については、所得額に応じて保険料の応益割、つまり均等割、平等割の部分を7割、5割、2割の3段階で軽減しておるところでございます。このうち今年度は、5割軽減及び2割軽減の所得判定基準について、税制改正に伴いまして国民健康保険法施行令が改正されまして見直しが行われましたので、これと同様の内容で本町条例を改正させていただくものでございます。

それでは、本文の23ページにお戻りください。

附則でございます。第1項でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、第2項の経過措置でございますが、この条例による改正後の国民健康保険条例の規定は平成29年度以降の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第15 議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の24ページをお開きください。

まず、提案理由ですが、水道事業の給水区域外隣接地に平成27年11月に新たに本町の地域防災拠点とした永楽ゆめの森公園が整備されたため、給水区域を拡張するとともに給水人口及び1日最大給水量についても時点修正するため、この条例案を提出するものでございます。

内容については新旧対照表でご説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書のピンク色の分界紙の後ろの資料7をお開きください。

表の右が現行、左が改正案でございます。

第2条第2項の括弧書きの「標高140メートル以上は除く。」の後に、「ただし、大字久保及び大字野田のそれぞれの一部は含む。」を追加し、第3項の給水人口を「5万8,100人」から「4万5,000人」に、第4項の1日最大給水量を「2万6,100立方メートル」から「1万6,000立方メートル」にそれぞれ改正するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の25ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第16 議案第11号 町道路線認定についての件及び日程第17 議案第12号 町道路線認定及び廃止についての件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君） それでは、議案第11号 町道路線認定について及び議案第12号 町道路線認定及び廃止についてを一括してご説明させていただきます。

議案書26ページをごらんください。

議案第11号 町道路線認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、次の町道路線認定について議会の議決を求めるものでございます。認定路線につきましては、表に記載のとおり、路線番号829番から839番までの11路線でございます。また、各路線の起点及び終点につきましては記載のとおりでございます。

詳細につきましては資料にてご説明させていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、資料8-1をごらんください。

新規認定路線の一覧表となっており、各路線の総延長や幅員などを記載しております。今回の認定により、新たに11路線、総延長686.8メートルについて町道路線認定を行うものでございます。

各路線の内容につきましては、資料8-2以降の位置図にてご説明させていただきます。資料8-2をごらんください。

路線番号829番、大久保東8号線、延長25.8メートルにつきましては、大久保東地区において昭和57年に道路の位置指定を受け、このたび寄附を受けた道路でございます。

次のページ、資料8-3をごらんください。

路線番号830番、大久保南3号線、延長79.1メートルにつきましては、大久保南地区の住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

次のページ、資料8-4をごらんください。

路線番号831番、五門西13号線、延長120.8メートルにつきましては、五門西地区の住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

次のページ、資料8-5をごらんください。

路線番号832番、五門東16号線、延長34.4メートルにつきましては、五門東地区において平成28年に道路の位置指定を受け、このたび寄附を受けた道路でございます。

次のページ、資料8-6をごらんください。

路線番号833番、五門東17号線、路線番号834番、五門東18号線、路線番号835番、五門東19号線及び路線番号836番、五門東20号線、総延長128.2メートルにつきましては、五門東地区の住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

次のページ、資料8-7をごらんください。

路線番号837番、大宮4号線、路線番号838番、大宮5号線及び路線番号839番、大宮6号線、総延長298.5メートルにつきましては、大宮地区の住宅開発に伴い帰属を受けた道路でございます。

以上11路線、延長686.8メートルを今回、道路路線認定するものでございます。

恐れ入りますが、議案書27ページにお戻りください。

続きまして、議案第12号 町道路線認定及び廃止についてご説明させていただきます。

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。今回町道路線認定及び廃止する路線につきましては、路線番号782番、野田東6号線でございます。本路線につきましては、現行の野田東6号線に接続して平成27年に道路の位置指定を受け、このたび寄附を受けた道路を含め、改めて路線認定するもので、現行路線につきましては路線廃止するものでございます。

詳細につきましては資料にてご説明させていただきますので、ピンクの分界紙の後ろ、資料9-1をごらんください。

新規認定路線及び認定廃止路線の表となっており、各路線の総延長や幅員などを記載してございます。

内容につきましては位置図にてご説明させていただきますので、資料9-3をごらんください。

廃止する路線の位置図でございます。現在認定しております野田東6号線、延長69.3メートルを廃止し、資料9-2のとおり、寄附を受けた道路8.5メートルを含む延長77.8メートルについて改めて認定するものでございます。なお、現町道路線認定に本議案の1路線及び第11号議案の11路線を加えますと、道路の路線数が838路線、総延長15万7,334.6メートルとなるものでございます。

以上で、議案第11号 町道路線認定について及び議案第12号 町道路線認定及び廃止についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、本2件に対しての質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第18 議案第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、議案第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議についてご説明申し上げます。

議案書の28ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、貝塚市立青少年野外広場を熊取町の一部の区域に設置することに関して貝塚市と別紙のとおり協議することについて、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案書の29ページをごらんください。

貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議書でございます。

貝塚市と熊取町とは、貝塚市立青少年野外広場を熊取町の一部の区域に設置することについて、地方自治法第244条の3第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり協議するというものでございます。

それでは、協議書の内容をご説明いたします。

まず、第1条は区域外設置についてで、貝塚市は、貝塚市立青少年野外広場を熊取町の一部の区域に設置するというものです。

続きまして、第2条の設置区域については、野外広場を設置する区域は別図のとおりとするというものです。

議案書の30ページをごらんください。

貝塚市立第四中学校に隣接した太線に囲まれた区域が今回の施設の区域を、また、2点鎖線が市町境界を示しています。当該野外広場は、貝塚市が貝塚市立第四中学校の拡張用地として取得し、その後、貝塚市こども野外広場として暫定利用してきたところですが、平成29年4月1日より貝塚市立青少年野外広場として条例に基づく管理運営を行うこととなった施設でございます。

恐れ入りますが、議案書の29ページにお戻りください。

続きまして、第3条の経費の負担については、野外広場の設置及び管理に要する経費は貝塚市が負担するというものです。

続きまして、第4条の熊取町の住民の使用については、熊取町の住民が野外広場を使用する場合の条件は、貝塚市の条例に定めるところによるというものでございます。

続きまして、第5条、補則として、この協議書に定めるもののほか、野外広場の設置及び管理について必要な事項は、貝塚市長と熊取町長が協議して定めるところというものでございます。

以上が協議書の内容でございます。本議案につきましては、貝塚市においても同内容で3月定例市議会に上程されているものでございます。

以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより午後3時15分まで休憩いたします。

（「15時00分」から「15時15分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審査を続けます。

次に、日程第19 議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

まず、今回の補正予算の主な内容でございますが、歳入については国・府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出については500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のものなどとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,004万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億2,821万9,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条につきましては地方債の補正でございますので、順次説明させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正でございます。

款 総務費、項 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業336万4,000円ですが、これは、個人番号カードの交付事務が年度を越えることから繰り越しを行うものでございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費の社会福祉施設整備事業1,027万4,000円ですが、これは、補助金の支出先である社会福祉法人側のスプリンクラー整備が年度内に完了しないことから、繰り越しを行うものでございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費の町道小谷穴釜線道路改良事業8,049万1,000円及びその下の町道貝塚日根野線東和苑西交差点改良事業1,293万3,000円ですが、これは、ともに事業の年度内完了が見込めないため、繰り越しを行うものでございます。

最後に、款 消防費、項 消防費の消防施設管理事業718万1,000円ですが、これは、消防団分団器具庫の耐震改修等の設計業務について、年度内完了が見込めないため、繰り越しを行うものでございます。

次に、5ページに移りまして、第3表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、水道事業会計出資債につきましては、水道事業会計における安全対策事業費の確定に伴い、限度額を1,600万円減の3,100万円とするものでございます。

次の町道舗装事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を1,740万円減の3,660万円とするものでございます。

次の町道小谷穴釜線整備事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を1,260万円減の1億2,060万円とするものでございます。

次の町道貝塚日根野線整備事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を270万円減の1,300万円とするものでございます。

次の交通安全施設整備事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を240万円増の690万円とするものでございます。

次の道路附属物修繕事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を280万円減の120万円とするものでございます。

次の橋りょう修繕事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を1,960万円減の150万円とするものでございます。

次の永楽ダム周辺道路路面修繕事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を20万円減の200万円とするものでございます。

次の町道野田中央線整備事業債につきましては、事業費及び国庫補助金の確定により、限度額を750万円減の550万円とするものでございます。

次の町道久保高田線歩道拡幅事業債につきましては、事業未執行により、限度額を400万円減の皆減とするものでございます。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらん願います。

まず、歳入でございますが、款 町税、項 町民税、目 個人の所得割1,500万円の増額につきましては決算見込みによるものでございます。

次の項 固定資産税、目 固定資産税の家屋1,500万円の増額につきましても決算見込みによるものでございます。

続いて、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の障がい者自立支援給付費負担金216万8,000円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。その下の子どものための教育・保育給付費負担金1,122万7,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う公定価格の改定などによるものでございます。その下の障がい児通所給付費負担金311万2,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。次の児童手当負担金1,219万7,000円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。その下の保険基盤安定負担金477万7,000円の増額につきましては、国民健康保険事業特別会計に係る保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。

続いて、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の地方創生加速化交付金500万円の減額につきましては、事業不採択によるものでございます。

その下の目 土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金7,866万8,000円の減額につきましては、交付額の確定によるものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の障害者自立支援給付費負担金108万4,000円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。その下の保険基盤安定負担金42万3,000円の増額につきましては、後期高齢者医療特別会計に係る保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。その下の子どものための教育・保育給付費負担金561万3,000円の

増額につきましては、人事院勧告に伴う公定価格の改定などによるものでございます。その下の障がい児通所給付費負担金155万6,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。次の児童手当負担金288万6,000円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。その下の保険基盤安定負担金1,279万3,000円の増額につきましては、国民健康保険事業特別会計に係る保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。

続いて、項 府補助金、目 総務費府補助金の大阪府市町村振興補助金2,000万円の増額につきましては、交付見込みによるものでございます。

その下の目 民生費府補助金の地域福祉・子育て支援交付金393万3,000円の増額につきましては、内示によるものでございます。

次に、款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金の基金利子23万6,000円の減額につきましては、公共施設整備基金の運用益の確定によるものでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

項 財産売払収入、目 不動産売払収入の土地売払収入290万5,000円の増額につきましては、町有財産払い下げ等に伴う土地売買代金でございます。

次の款 寄附金、項 寄附金、目 一般寄附金のくまとりふるさと応援寄附金1億6,626万7,000円の増額につきましては、寄附実績によるもので、用途の指定がないものでございます。

次の目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金1億335万6,000円の増額につきましては、寄附実績によるもので、用途の指定があるものでございます。

続いて、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金の2,130万円の減額及びその下の目 財政調整基金繰入金の9,349万5,000円の減額につきましては、いずれも今回の補正における財源調整分でございます。

次の目 地域福祉基金繰入金の116万7,000円の増額につきましては、地域福祉・子育て支援交付金が内示により減になったことから、社会福祉協議会補助金充当分として増額するものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の後期高齢者医療広域連合負担金返還金4,004万8,000円の増額につきましては、平成27年度後期高齢者医療定率負担金に係る返還金でございます。次の公益信託泉州地域振興基金助成金30万円の増額につきましては、交付決定によるものでございます。

最後に、款 町債につきましては、第3表の地方債補正のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

12ページ、13ページをお開き願います。

財源振替の項目につきましては、説明を省略させていただきます。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業（一般管理費一般職員分）、退職手当5,361万1,000円の増額につきましては、早期退職3人分でございます。

次に、目 財産管理費の庁舎維持管理事業、庁舎改修工事費629万2,000円の減額につきましては、執行額の確定によるものでございます。その下の公共施設整備基金積立事業、公共施設整備基金積立金783万6,000円の増額につきましては、運用益及び土地売払い収入の積み立てでございます。

次に、目 企画費のくまとりふるさと応援基金積立事業、くまとりふるさと応援基金積立金2億3,026万円の増額につきましては、寄附実績による積み立てでございます。

次の款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費の臨時福祉給付金給付事業、国・府支出金等返還金180万4,000円の増額につきましては、平成27年度事業費及び事務費の確定による国庫支出金の返還でございます。

次に、目 社会福祉費の障害者自立支援給付事業、自立支援等医療費1,500万円の減額につきましては所要見込み額の減によるものであり、その下の介護・訓練等給付費1,066万5,000円の増額に

つきましては、所要見込み額の増によるものでございます。

次に、目 後期高齢者医療費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金56万4,000円の増額につきましては、繰り出し金額の確定によるものでございます。

次に、項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、民間保育所運営委託料3,062万1,000円の減額につきましては、人事院勧告に伴う公定価格の増があったものの、執行見込みの減により、補正額としては減額となったものでございます。次の施設型給付費1,881万円の増額につきましては、人事院勧告に伴う公定価格及び執行見込みの増によるものでございます。次の子育て世帯臨時特例給付金給付事業、国・府支出金等返還金265万9,000円の増額につきましては、平成27年度事業費及び事務費の確定による国庫支出金の返還でございます。

次に、目 児童福祉施設費の児童発達支援事業、障がい児通所給付費622万5,000円の増額につきましては、所要見込み額の増によるものでございます。

その下、目 児童措置費の児童手当給付事業、児童手当費1,797万円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。

次の項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の保険基盤安定繰出事業、保険基盤安定繰出金2,342万6,000円の増額につきましては、繰り出し金額の確定によるものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

上から2つ目、款 衛生費、項 清掃費、目 塵芥処理費の環境センター運営事業、光熱水費540万円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。次の修繕料1,026万円の減額につきましては、平成28年度に予定していた大型設備の更新等に係る事業費の確定によるものでございます。

次に、項 上水道費、目 上水道費の水道事業会計出資事業、水道事業会計出資金1,600万円の減額につきましては、水道事業会計における安全対策事業費の確定によるものでございます。

続いて、款 商工費、項 商工費、目 商工業振興費の商工業振興事業、燃料費2万4,000円の減額から自動車重量税7,000円の減額までにつきましては、地方創生加速化交付金に係る事業不採択によるケータリングカー購入経費の減額でございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、測量・設計・監理等委託料600万円の減額、幹線町道等舗装工事費500万円の減額及びその他町道等舗装工事費2,500万円の減額につきましては、いずれも執行額の確定によるもので、上の町道等維持修繕工事費2,500万円の減額につきましては、執行額の確定及び永楽橋橋梁修繕事業の未執行による減でございます。

次の目 道路新設改良費の道路新設改良事業、測量・設計・監理等委託料1,078万9,000円の減額につきましては、町道久保高田線歩道拡幅事業の未執行による減でございます。

16ページ、17ページに移りまして、道路新設改良工事費5,100万円の減額につきましては、執行額の確定及び町道小谷穴釜線整備事業の未執行による減でございます。

次の項 都市計画費、目 下水道費の下水道事業特別会計繰出事業、下水道事業特別会計繰出金922万1,000円の減額につきましては、特別会計における平成27年度流域下水道維持管理負担金精算返納金の増などによるものでございます。

次の款 消防費、項 消防費、目 常備消防費の泉州南消防組合運営事業、泉州南消防組合負担金607万円の増額につきましては、泉州南消防組合の退職手当分などによるものでございます。

次に、款 教育費、項 教育総務費、目 私立幼稚園助成費の私立幼稚園就園奨励事業、私立幼稚園就園奨励費607万1,000円の減額につきましては、所要見込み額の減によるものでございます。

一つ飛ばしまして、最後に項 保健体育費、目 体育施設費の体育施設維持管理事業、修繕料726万3,000円の減額につきましては、執行額の確定によるものでございます。

あと、18ページから19ページにかけて補正予算給与費明細書、20ページの地方債調書については、改めてお目通しいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただ

きます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第20 議案第15号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第15号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容につきましては、歳出につきましては平成28年度流域下水道建設費等負担金の減額、また歳入につきましては、社会資本整備総合交付金の決定、平成27年度流域下水道事業市町村負担金の精算返納金の計上並びに平成28年度流域下水道事業建設費等負担金の減額による流域下水道事業債、公営企業会計適用債の減額並びに一般会計繰入金の補正となっております。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,056万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,689万6,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしてございます。

第2条の地方債の補正につきましては、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものとしてございます。

4ページをごらんください。

第2表地方債補正でございます。地方債限度額の変更でございます。表の左側が補正前、右側が補正後となっております。流域下水道建設費等負担金の減額により、流域下水道事業の補正前の限度額5,210万円から1,010万円を減額し4,200万円に、公営企業会計適用の限度額1,760万円から30万円を減額し1,730万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。

5ページ、6ページは総括です。

8ページ、9ページをごらんください。

歳入予算でございます。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 下水道費国庫補助金の社会資本整備総合交付金270万円の減額は、当初、国費要望額9,000万円の要求のうち通常分8,000万円の要求に対し5,230万円の内示額でございましたが、追加補正で2,500万円を加え7,730万円となり、一方、防災安全分の1,000万円分の要求に対しては満額内示となりましたので、合計8,730万円の交付金となったものでございます。国庫補助金が減少となりましたが、下水道整備につきましては当初計画どおり完成見込みでございます。

次に、款 繰入金、項 繰入金、目 他会計繰入金の一般会計繰入金922万1,000円の減額は、歳入歳出予算における調整額として減額補正するものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の流域建設負担金等精算返納金191万4,000円の増額及びその下、流域維持管理負担金等精算返納金984万7,000円の増額については、平成27年度大阪府決算

による負担金確定により返納されるものでございます。

次に、款 町債、項 町債、目 下水道債の流域下水道事業債1,010万円の減額、その下、公営企業会計適用債30万円の減額は、流域下水道建設費等負担金の減額に伴うものでございます。

10ページ、11ページをごらんください。

歳出予算でございます。

款 下水道費、項 下水道費、目 下水道建設事業費、節 負担金、補助及び交付金の流域下水道建設費等負担金1,056万円の減額は、流域下水道中部水みらいセンター建設工事において次年度以降への工事見直しなどに伴うものでございます。

以上によりまして、5ページ、6ページの総括のとおり、歳入歳出それぞれ補正前の額から1,056万円を減額し、補正後の額を13億6,689万6,000円とするものでございます。

最後に、12ページをごらんください。

地方債の補正調書でございます。表の右下の欄をごらんください。今回の補正によりまして、平成28年度の地方債現在高見込み額が64億8,901万円となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第15号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第21 議案第16号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第16号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は2点ございまして、1点目が保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）の確定に伴う補正、2点目が同じく保険基盤安定繰入金（保険者支援分）の確定に伴う補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ及び7ページをごらんください。

今回は、冒頭申し上げましたとおり、歳入の確定に伴う補正でございます。

まず、款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料2,342万6,000円の減額につきましては、次に出てまいります保険基盤安定繰入金の増額確定に伴う財源調整として減額補正するものでございます。

次に、款 繰入金、項 他会計繰入金、目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）1,387万2,000円の増額でございますが、これは、当初予算に対しまして交付決定が増額になったことによるものでございます。

次に、同じく目 一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）955万4,000円の増額で

ございますが、これも先ほどと同じく、交付決定額の増額によるものでございます。

なお、8ページの歳出は財源振替を行っておるものでございまして、総額、内容の変更はございませんので説明は省略させていただきます。

以上で、議案第16号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第22 議案第17号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第17号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、保険料収入の増額と保険基盤安定繰入金の増額、これに伴う広域連合負担金の増額補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,674万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,125万8,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料で1,617万8,000円の増額でございます。これは、特別徴収保険料及び普通徴収保険料のそれぞれの決算見込み額に合わせて特別徴収保険料を740万7,000円減額し、普通徴収保険料を2,358万5,000円増額し、この合計額を現年度分として1,617万8,000円の増額計上するものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金で56万4,000円の増額でございますが、保険基盤安定繰入金の確定に伴う増額でございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページをごらんください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金で1,674万2,000円の増額でございますが、保険料等負担金は市町村で徴収いたしました保険料と保険基盤安定繰入金を合算して広域連合に納入するものでございまして、今回は保険料増額分、基盤安定繰入金の確定額を合わせまして増額補正させていただいたものでございます。

以上で、議案第17号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

す。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第23 議案第18号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第18号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、耐震化事業の事業費確定に伴う一般会計からの出資金の減額補正となっております。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条 総則でございます。平成28年度熊取町の水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条 資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億9,288万8,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億888万8,000円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金2億2,760万4,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2億4,360万4,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 資本的収入、第3項 他会計繰入金の既決予定額から1,600万円を減額し、補正後の額を3,100万円とするものでございます。それにより、第1款 資本的収入の補正後の額を2億83万円とするものでございます。

2ページは、平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）実施計画でございます。

詳細については5ページの説明書でご説明いたしますので、5ページをお開きください。

資本的収入でございます。目 他会計出資金の1,600万円の減額につきましては、耐震化施設整備工事等の事業費確定に伴い、一般会計出資金の減額補正を行うものでございます。収入合計、既決予定額から1,600万円を減額し、補正後の額を2億83万円とするものでございます。

3ページは、平成28年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第4号）でございます。また、4ページは平成28年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第4号）でございます。いずれもご説明は省略させていただきますが、今回の補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しいただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第18号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（重光俊則君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（重光俊則君）次に、日程第24 議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算の件、日程第25 議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算の件、日程第26 議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第27 議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医

療特別会計予算の件、日程第28 議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第29 議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第30 議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算の件、以上7件を一括して議題といたします。

本7件について順次説明を求めます。

初めに、議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算について説明を求めます。中尾副町長。副町長（中尾清彦君）それでは、議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算についてご説明申し上げます。

29年度における町政運営の基本的な考え方と主要な施策につきましては町長が町政運営方針によって申しあげましたので、私からは予算の内容につきまして、予算書に基づき、主に増減額が大きかったものを中心に説明申し上げます。

まず、予算書の3ページをお開きください。

議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算。

平成29年度熊取町の一般会計の予算は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ126億2,988万2,000円でございます。平成28年度と比較しますと1億6,129万8,000円、1.3%の減となりました。主な増減につきましては後ほど説明いたします。

第1条の第2項では、予算の款項の区分及び金額は、4ページからの第1表によるとしております。

次に、第2条で債務負担行為について定めております。内容につきましては、8ページの第2表をごらんください。

1件目は、熊取町土地開発公社の銀行その他金融機関に対する債務保証でございます。これは、土地開発公社が業務執行のために金融機関より借り入れる資金につきまして、その債務を保証するためのもので、8億円の範囲としております。

2件目は学童保育所指定管理委託で、平成33年度までの期間の債務負担行為でございます。限度額につきましては3億7,500万円となっております。

3件目はOA機器等賃借及び保守委託で、平成34年度までの期間の債務負担行為でございます。限度額につきましては3億5,435万1,000円となっております。

4件目は国際交流事業派遣業務委託で、平成30年度までの期間の債務負担行為でございます。限度額は651万円となっております。

5件目及び6件目は小学校及び中学校健康診断業務委託で、平成30年度までの期間の債務負担行為でございます。限度額はそれぞれ336万4,000円と229万円となっております。

3ページに戻っていただきまして、次に、第3条の地方債でございます。

内容につきましては、9ページの第3表をごらんください。

広域廃棄物処分場整備事業30万円、水道事業会計出資債4,300万円、町道舗装事業1,800万円、町道小谷穴釜線整備事業920万円、交通安全施設整備事業450万円、道路附属物修繕事業950万円、橋りょう修繕事業2,970万円、永楽ダム周辺道路路面修繕事業1,320万円、町道久保高田線歩道拡幅事業360万円、続いて、10ページをお開きください。熊取駅西整備事業670万円、熊取駅東西自由通路改修事業40万円、路面下空洞化対策事業130万円、公園整備事業1,920万円、消防団分団器具庫改築事業2,490万円、消防団分団器具庫耐震補強事業8,830万円、中学校空調機器整備事業7,360万円及び臨時財政対策債5億7,000万円でございます。合計で9億1,540万円となり、平成28年度と比較いたしますと1億4,860万円の減となっております。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、表に記載しているとおりでございます。

3ページにお戻りください。

第4条の一時借入金でございます。これは、一時的な資金繰りのために金融機関等から資金を借り入れる場合の限度額を定めたものでございます。平成29年度も前年度と同様、10億円を限度とし

て設定しております。

続きまして、第5条 歳出予算の流用でございます。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を可能とすると定めております。

それでは、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

13ページをお開きください。

まず、総括表に基づき、歳入の主なものにつきまして前年度と比較しながら説明をさせていただきます。

増額した主な科目につきましては、町税が3,994万6,000円増の40億8,410万6,000円、10、地方交付税が7,400万円増の24億6,200万円、15、府支出金が7,337万4,000円増の9億9,204万8,000円、18、繰入金が1億4,423万8,000円増の10億2,331万4,000円となっております。これに対し、減額した主な科目でございます。4、配当割交付金が6,600万円減の3,500万円、5、株式等譲渡所得割交付金が4,500万円減の4,700万円、6、地方消費税交付金が8,700万円減の7億4,900万円、14、国庫支出金が1億6,805万8,000円減の14億5,613万8,000円、21、町債が1億4,860万円減の9億1,540万円となっております。

次に、14ページの歳出でございます。

まず、増額した主な科目につきましては、3、民生費が1億12万4,000円増の51億6,053万3,000円、8、消防費が1億3,479万2,000円増の6億6,804万9,000円、9、教育費が9,987万4,000円増の13億1,748万3,000円となっております。これに対しまして減額した主な科目でございますが、7、土木費が5億298万3,000円減の11億9,658万8,000円、10、公債費が3,632万7,000円減の11億749万円となっております。

それでは、次に歳入予算から目単位で前年度と比較しながら少し詳細に説明をさせていただきます。

16ページをお願いします。

まず、町税ですが、項 町民税、目 個人につきましては納税義務者の増加により362万7,000円増の21億6,901万2,000円となり、また、目 法人につきましては前年度実績の減収分を反映させたことにより117万6,000円減の9,105万1,000円となり、町民税合計では245万1,000円増の22億6,006万3,000円となっております。

その下、固定資産税につきましては、家屋において新築分や課税免除終了分などの増加により、2,255万5,000円増の15億5,665万5,000円となっております。

軽自動車税につきましては、重課税分の実績台数の増加により、975万4,000円増の9,877万7,000円となっております。

次の町たばこ税につきましては、旧3級に係る税額の増加により、518万6,000円増の1億6,861万1,000円となっております。

その下、地方譲与税から18ページの一番下、交通安全対策特別交付金までにつきましては、国が発表する地方財政計画を参考に算定しております。

18ページ、上から3段目の地方消費税交付金につきましては、地方財政計画の見込みを加味し、8,700万円減の7億4,900万円となっております。

一番下から2段目、地方交付税につきましては、地方財政計画及び本町独自の増減要因を加味し、7,400万円増の24億6,200万円となっております。

続きまして、20ページをお願いします。

分担金及び負担金でございます。項 負担金のうち目 民生費負担金につきましては767万9,000円減の2億1,480万5,000円となっておりますが、これは児童数の見込み減に伴う保育料の減によるものでございます。

次に、使用料及び手数料でございます。使用料のうち目 土木使用料につきましては514万9,000

円増の7,217万4,000円となっておりますが、これは、都市計画使用料のうち公園使用料が永楽ゆめの森公園駐車場の有料化に伴い増加したことなどによるものでございます。

次に、22ページをお願いします。

ページの下、国庫支出金でございます。項 国庫負担金の目 民生費国庫負担金につきましては1億644万円増の11億8,479万4,000円となっておりますが、これは、障がい者自立支援給付費負担金が介護訓練等給付費の増などにより増加したことや、障がい児通所給付費負担金が給付費の増により増加したことによるものでございます。

次に、24ページ、項 国庫補助金の目 民生費国庫補助金につきましては923万円増の7,212万1,000円となっておりますが、これは、地域生活支援事業統合補助金や子ども・子育て支援交付金が増加したことなどによるものでございます。

一つ飛んで目 土木費国庫補助金につきましては2億8,191万2,000円減の1億5,950万9,000円となっておりますが、これは、道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金が道路新設改良工事など補助対象事業費の減に伴い減少したことなどによるものでございます。

続きまして、ページ一番下、府支出金をお願いします。項 府負担金のうち目 民生費府負担金につきましては7,164万8,000円増の6億5,101万5,000円となっておりますが、これは、社会福祉費負担金の障がい者自立支援給付費負担金及び児童福祉費負担金の障がい児通所給付費負担金が国庫支出金と同じく増加したことなどによるものでございます。

次に、26ページをお願いします。

項 府補助金、目 民生費府補助金につきましては1,522万9,000円増の2億4,395万7,000円となっておりますが、これは、地域生活支援事業統合補助金や子ども・子育て支援交付金が国庫支出金と同じく増加したことなどによるものでございます。

続きまして、28ページをお開きください。

項 委託金のうち目 総務費委託金につきましては1,473万4,000円減の6,358万3,000円となっておりますが、これは参議院議員選挙費委託金の皆減によるものでございます。

次に、ページ中央やや下の繰入金でございます。目 公共施設整備基金繰入金につきましては6,530万円減の2億5,010万円となっておりますが、これは、投資的事業における普通建設事業費充当額の減によるものでございます。

次の目 財政調整基金繰入金につきましては、2億1,100万円増の7億3,500万円となっております。一般財源の不足に対応するため、繰り入れるものでございます。

繰入金合計では、1億4,423万8,000円増の10億2,331万4,000円となるものでございます。

続いて、30ページをお願いします。

諸収入でございます。項 雑入、目 雑入につきましては2,319万9,000円増の1億9,732万2,000円となっておりますが、これは、電算システムの改修に係る各特別会計からの負担金が増加したことなどによるものでございます。

32ページの町債につきましては、9ページ、10ページの第3表地方債のところでご説明申し上げたとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、34ページをお願いします。

歳出予算につきまして、主なものを前年度と比較しながら説明させていただきます。

まず、議会費でございます。職員給与関係事業、議会費において人事異動等の影響で人件費が減少したことなどにより、議会費全体で309万6,000円減の1億2,646万円となっております。

次に、36ページの総務費でございます。項 総務管理費の目 一般管理費につきましては2,469万1,000円減の8億848万2,000円となっておりますが、これは、39ページの非常勤職員関係事業における共済費が厚生年金の適用拡大などにより増加した一方、職員給与関係事業（一般管理費一般職分）において退職手当が定年退職者数の減により減少したことなどによるものでございます。

少し飛びます。46ページをお願いします。

目 財産管理費につきましては3,513万3,000円減の4,059万8,000円となっておりますが、これは、町有財産管理事業（総務）において公共施設等総合管理計画策定に係る委託料が皆減したことや、庁舎維持管理事業において庁舎改修工事が皆減したことなどによるものでございます。

次に、50ページをお願いします。

目 企画費につきましては9,928万7,000円増の1億4,354万3,000円となっておりますが、これは、53ページのくまとりふるさと応援寄附事業において謝礼品費が前年度の寄附実績増に伴い増加したことなどによるものでございます。

次に、54ページをお願いします。

目 自治振興費につきましては1,705万円増の1億216万3,000円となっておりますが、これは、防犯事業において防犯カメラ40台の購入に係る機械器具費が増加したことや、町内循環バス運行事業において町内循環バス運行費補助金が昨年8月からのひまわりバスの土曜、日曜、祝日運行の開始に伴い増加したのものによるものでございます。

次に、56ページをお願いします。

目 電子計算費につきましては1,835万1,000円減の1億2,641万1,000円となっておりますが、これは、電子計算システム管理事業において電子計算機器賃借料が住民情報システムの賃貸借契約期間の満了に伴い減少したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、66ページをお願いします。

項 選挙費の目 参議院議員選挙費につきましては1,565万5,000円の皆減となっておりますが、これは、前年度に選挙が執行されたことによるものでございます。

続きまして、民生費に移ります。70ページをお願いします。

項 社会福祉費の目 社会福祉総務費につきましては1,885万2,000円増の1億3,398万円となっておりますが、これは、職員給与関係事業、社会福祉総務費において人件費が増加したことなどによるものでございます。

72ページをお願いします。

目 社会福祉費につきましては9,724万4,000円増の8億1,678万5,000円となっておりますが、これは、少し飛びまして77ページの障がい者自立支援給付事業において介護訓練等給付費が利用者の増により増加したことや、障がい者地域生活支援事業において移動支援給付費が1人当たりの利用時間の増により増加したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、82ページをお願いします。

目 重度障害者医療助成費につきましては1,031万円減の5,270万1,000円となっておりますが、これは、重度障害者医療費助成事業において、重度障害者医療費公費負担額が助成対象者数の減などにより減少したことなどによるものでございます。

続きまして、84ページをお願いします。

項 児童福祉費の目 児童福祉総務費につきましては1,030万5,000円減の8億2,886万4,000円となっておりますが、これは、87ページにございます民間保育所等助成事業において、施設型給付費が町外認定こども園の入園児童数の影響により増加したものの、民間保育所運営委託料が児童数の見込み減により減少したことなどによるものでございます。

次に、86ページの下の方、目 児童福祉施設費につきましては1,117万7,000円増の9億1,654万9,000円となっておりますが、これは、89ページの保育所運営事業において北保育所耐震補強及び0、1歳児の受け入れのための改修工事が完了したことにより耐震補強等工事費が皆減したものの、91ページ一番下の児童発達支援事業において障がい児通所給付費が利用者の増により増加したことなどによるものでございます。

次に、92ページをお願いします。

目 児童措置費につきましては1,792万9,000円減の7億4,307万8,000円となっておりますが、こ

れは、児童手当給付事業において児童手当費が支給対象児童数の減により減少したことによるものでございます。

次に、94ページをお願いします。

項 国民健康保険費の目 国民健康保険費につきましては972万7,000円減の4億1,851万7,000円となっておりますが、これは、保険基盤安定繰出事業において保険基盤安定繰出金が国民健康保険料軽減措置の拡充により増加したものの、国民健康保険事業特別会計繰出事業において国民健康保険事業特別会計繰出金が減少したことなどによるものでございます。

続きまして、衛生費の説明に移ります。98ページをお願いします。

項 保健衛生費の目 予防費につきましては1,496万8,000円増の1億9,858万2,000円となっておりますが、これは、子ども等予防接種事業においてB型肝炎ワクチンが定期接種化されたことにより個別接種委託料が増加したことや、母子保健事業において、補正予算に計上し平成28年度より実施しております不妊・不育治療費助成金が皆増したことなどによるものでございます。

次に、104ページをお願いします。

項 清掃費の目 塵芥処理費につきましては1,333万1,000円減の5億7,417万2,000円となっておりますが、これは、環境センター運営事業において修繕料でアルミ選別機の更新に係る経費が増加したものの、前年度に計上しておりました誘引送風機及び固化物パンカの更新に係る経費が皆減したことなどにより、減となったものでございます。

次に、108ページをお願いします。

目 し尿処理費につきましては1,040万7,000円増の2億2,571万4,000円となっておりますが、これは、し尿処理場運営事業において汚泥乾燥焼却設備や配管設備等の修繕料が増加したことによるものでございます。

続きまして、農林水産業費に移ります。114ページをお願いします。

項 農業費の目 農地費につきましては1,582万7,000円増の4,267万2,000円となっておりますが、これは、117ページの農業用水路施設整備事業において補修・改修箇所を増により水路改良整備事業補助金が増加したことによるものでございます。

続きまして、商工費に移ります。118ページをお願いします。

項 商工費の目 商工業振興費につきましては97万1,000円減の4,277万2,000円となっておりますが、これは、商工業振興事業において転入促進策に係るガイドマップ作成分の皆減に伴い、商工会補助金が減少したことによるものでございます。

続きまして、土木費に移ります。122ページをお願いします。

項 土木管理費の目 土木総務費につきましては1,131万4,000円減の2億2,306万9,000円となっておりますが、これは、職員給与関係事業（土木総務費）において人事異動等の影響により人件費が減少したことなどによるものでございます。

126ページをお願いします。

項 道路橋りょう費の目 道路新設改良費につきましては3億1,741万円減の6,874万5,000円となっておりますが、これは、道路新設改良事業において町道小谷穴釜線の整備に係る物件移転等補償費が皆減したこと、また、町道具塚日根野線や野田中央線の改良に係る道路新設改良工事費が皆減したことなどによるものでございます。

少し飛びまして、132ページをお願いします。

項 都市計画費の目 公園費でございます。2億1,322万7,000円減の1億3,900万3,000円となっておりますが、これは、公園整備事業において、前年度に計上しておりました都市公園の遊具更新に係る公園整備工事が投資的経費抑制の関係で減少したことによるものでございます。

次に、136ページをお願いします。

目 下水道費につきましては2,408万7,000円増の3億6,754万2,000円となっておりますが、これは、下水道事業特別会計繰出事業において下水道事業特別会計繰出金が公債費の増などにより増加

したことによるものでございます。

次に、消防費に移ります。138ページをお願いします。

項 消防費、目 常備消防費につきましては2,245万5,000円増の5億415万8,000円となっておりますが、これは、泉州南消防組合運営事業において、泉州南消防組合負担金が公債費や高機能指令センターの保守に係る経費などの増により増加したことによるものでございます。

次に、その下、目 非常備消防費につきましては1億1,784万3,000円増の1億4,739万1,000円となっておりますが、これは、141ページの消防施設管理事業において消防団分団器具庫の改築及び耐震補強に係る工事費が増加したことによるものでございます。

続きまして、教育費に移ります。少し飛びます。154ページをお願いします。

項 中学校費の目 学校管理費につきましては1億1,815万9,000円増の2億111万6,000円となっておりますが、これは、中学校維持管理事業において1年生、2年生の各教室に空調設備を設置することに伴い、157ページの上にごございます維持修繕工事費や校用器具費が増加したことによるものでございます。

少し飛びまして、178ページをお願いします。

中ほど、公債費につきましては、元金が2,140万4,000円減の10億4,296万4,000円、利子が1,492万3,000円減の6,452万6,000円となっておりますが、これは町債の償還が進んだことによるものでございます。

その下の災害復旧費につきましては、枠取り計上しているものでございます。

180ページをお開きください。

予備費につきましては、緊急かつやむを得ない場合などに予算外の支出または予算超過の支出に当たるため、従来と同様の予算措置としております。

182ページ以降につきましては明細書あるいは調書となっておりますので、別に配付の予算附属資料とあわせて後ほどご参照いただきたいと存じます。

以上で、議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）次に、議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

平成29年度の下水道整備目標は、整備面積6.09ヘクタール、年度末人口普及率は79.6%として取り組んでまいります。

予算書の195ページをごらんください。

平成29年度熊取町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億8,795万4,000円と定めるものでございます。

同条第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

次に、第2条 債務負担行為について、次の第3条では地方債について、それぞれ定めてございます。

内容につきましては、198ページをごらんください。

第2表債務負担行為でございます。水洗化促進を図るため、水洗便所改造資金融資あっせんに伴う損失補償並びに水洗便所改造資金融資償還完済補助金について、表に記載のとおり設定するものでございます。

次に、199ページをごらんください。

第3表地方債でございます。公共下水道の推進を図るための起債で、限度額については公共下水

道事業として1億6,570万円、流域下水道事業として1,860万円、資本費平準化として1億2,000万円、資本費平準化（借換債）として6,300万円、公営企業会計適用として2,890万円とするものでございます。起債の方法、利息、償還の方法については表に記載のとおりでございます。

195ページへお戻りください。

第4条 一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、6億円と定めるものでございます。

それでは、予算の内容につきましてご説明申し上げます。

203ページ、204ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括ですので、206ページ、207ページをお開きください。

歳入予算でございます。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 下水道費国庫補助金9,000万円は、前年度と同額となっております。

次の款 繰入金、項 繰入金、目 他会計繰入金3億6,754万2,000円は、前年度に比べ2,408万7,000円の増加となっております。

一つ飛ばして、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の公共下水道事業負担金460万8,000円は、前年度に比べ873万2,000円の減少となっております。これは、泉佐野市から本町公共下水道施設の流入に伴う建設負担金の過年度分が完了したことによるものでございます。次に、その2行下、損害賠償金364万円は、分割納付される2工事分となっております。

次に、款 町債、項 町債、目 下水道債の公共下水道事業債1億6,570万円は前年度に比べ1,360万円の増加、流域下水道事業債1,860万円は前年度に比べ3,350万円の減少となっております。それぞれの建設事業費の増減によるものでございます。その下、資本費平準化債1億2,000万円は前年度と同額、その下の資本費平準化債（借換債）6,300万円は、平成19年度に借り入れた資本費平準化債の借り入れ期間が10年を経過したため、当初予定のとおり借りかえを行うものでございます。その下、公営企業会計適用債2,890万円は、公営企業会計適用に係る平成29年度分の下水道債でございます。

次に、款 負担金及び分担金、項 負担金、目 下水道費負担金、節 下水道事業受益者負担金836万円は、前年度に比べ245万2,000円の増加となっております。

次の款 使用料及び手数料、項 使用料、目 下水道使用料の現年度分5億1,272万5,000円は、前年度に比べ794万7,000円の増加となっております。

恐れ入りますが、ページを2枚めくっていただき、210、211ページをごらんください。

歳出予算でございます。

款 下水道費、項 下水道費、目 下水道総務費3億1,853万8,000円は、前年度に比べ2,055万6,000円の増加となっております。次に、右の説明欄の下から2項目め、13、委託料の使用料徴収委託料2,343万7,000円は、前年度に比べ96万2,000円の減少となったものでございます。これは、下水道事業に委託しております徴収事務の委託件数は増加しましたが、経費が下がったことによるものでございます。次に、その3つ下、下水道台帳作成委託料480万4,000円は、前年度に比べ皆増となっております。これは、3年に一度の下水道台帳作成業務によるものでございます。その下、地方公営企業法適用支援委託料2,660万円は、平成28年度に2カ年契約いたしました平成29年度分の地方公営企業適用支援業務委託料となっております。

次に、212ページ、213ページをごらんください。

右側の説明欄、19、負担金、補助及び交付金の流域下水道維持管理費等負担金1億5,738万9,000円は、前年度に比べ292万1,000円の増加となっております。その2つ下、水洗便所改造費助成金729万円は前年度に比べ317万円の増加となっており、五門地区、山の手台地区及び大宮地区の開発区域の接続がえによる1年以内の改造件数の増加を見込んだものでございます。

次に、目 下水道建設事業費3億2,123万2,000円は、前年度に比べ706万8,000円の減少となって

ございます。右側の説明欄、13、委託料、実施設計委託料4,158万円は前年度より皆増で、小垣内及び大宮地区における平成30年度以降の整備工事に向けた詳細設計並びに下水道法の一部改正に合わせた事業認可区域の拡大を含めた事業計画変更業務を実施するものでございます。

その下、工事請負費ですが、214、215ページをお願いいたします。工事請負費の管渠等更新工事費2,820万円は、前年度に比べ290万円の増加となっております。これは、長寿命化計画に基づき、引き続きポンプ設備及び人孔鉄ぶたの更新工事を実施するものでございます。管渠埋設費等工事費1億5,365万6,000円は、前年度に比べ3,243万2,000円の減少となっております。整備予定地区につきましては、小垣内、大宮及び久保地区などの未整備地区を実施するものでございます。

次に、その2つ下、負担金、補助及び交付金の流域下水道建設費等負担金2,030万9,000円は、前年度に比べ3,287万2,000円の減少となっております。その下、補償、補填及び賠償金の移設等補償費4,803万8,000円は、前年度に比べ1,257万円の増加となっております。これは、先ほどご説明させていただきました下水道整備に伴い、支障物件となる地下埋設物が増加したことによるものでございます。その下、償還金、利子及び割引料の国・府支出金等返還金214万7,000円は、前年度に比べ9,000円の増加となっております。これは、納付される損害賠償金のうち国庫補助対象事業に係る国への補助金返還金となっております。

次に、款 公債費、項 公債費、目 元金6億574万2,000円は前年度に比べ2,177万2,000円の増加、その下、目 利子の長期借入金利子の1億3,796万7,000円は前年度に比べ1,597万4,000円の減少となっております。これは、本町の下水道債の多くが償還方法に元利均等償還を採用しているため、30年間の償還期限の終わりに近づくに従いまして元金償還金が増加することに加え、資本費平準化債の借りかえも昨年に引き続き重なったため増加となっております。逆に利子につきましては、利子償還金の割合が減少したことに加え、近年の借入額の減少と利率の低下により減少となったものでございます。

次に、款 予備費、項 予備費、目 予備費は、前年度と同額の300万円としてございます。

次に、216ページから221ページは給与費明細書です。ご説明は省略させていただきます。

222ページをごらんください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

水洗化促進に係る上の2事項につきましては、現在、該当するものはございません。

次の地方公営企業法適用支援委託については、平成28年度及び平成29年度の債務負担行為でございます。限度額4,200万円とし、前年度末までの支出見込み額を1,540万円、当該年度以降の支出予定額を2,260万円としてございます。

223ページをごらんください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。表右下の記載のとおり、平成29年度末現在高見込み額は62億9,084万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）次に、議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計の予算編成に当たりましては、国、厚生労働省が示す予算編成に当たっての留意事項に基づき、保険給付費等の歳出の経年変化を見て積算し、次にこの歳出を賄うための国・府支出金や前期高齢者交付金など特定財源を国基準で算出、積算し、その上で歳出額と歳入額との差額を保険料で賄うこととしてございます。

それでは、予算書の227ページをごらんください。

平成29年度熊取町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億9,441万8,000円と定めるものでございます。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるというものでございます。

次に、第2条 一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第3条 歳入歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めたものでございまして、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用といたしております。

それでは、内容につきましては、233ページ以降の事項別明細書で主な項目のみ説明をさせていただきます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

236ページをお開きください。

款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料は11億5,276万1,000円で、対前年度比1億2,923万2,000円の減額となっております。平成28年度の医療費の動向といたしましては、平成27年度水準と比較するとほぼ横ばいで推移いたしております、結果として保険料は減額となると見込んだものでございます。

次に、目 退職被保険者等国民健康保険料2,011万9,000円、前年度比1,935万4,000円の減額でございますが、退職者医療制度の廃止に伴う退職被保険者数の減少によるものでございまして、退職被保険者数は172名と推計しております。

次に、2つ飛びまして、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 療養給付費等負担金につきましては、国の定率負担金でございまして、7億7,140万8,000円で、対前年度比1億1,836万1,000円の減額となっております。

次の目 高額医療費拠出金負担金3,748万6,000円、対前年度比392万4,000円の増額でございます。歳出のところでご説明いたしますが、高額医療費共同事業への拠出金に係ります国の負担金でございまして、拠出金の4分の1の額がそれぞれ国及び府から交付されるものでございます。

次に、目 特定健康診査等負担金718万9,000円で、対前年度比17万8,000円の増額でございますが、特定健康診査等事業に係ります国の負担金でございまして、事業費の3分の1ずつを国・府、そして保険料で負担するものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 財政調整交付金でございますが、2億8,653万8,000円で、対前年度比1,770万6,000円の増額でございます。

次に、238ページ一番上をごらんください。

目 国民健康保険制度関係事務準備事業費補助金でございますが、こちらは平成30年度から国保の広域化に向け、これまで市町村単位で資格管理を行っていたものを都道府県単位で行う情報集約システムとの情報連携や、熊取町から府内市町村へ転居した場合には高額医療費の多数該当に係る該当回数を引き継げるようにするためのシステム改修などが必要となることから、これに要する経費に対する国の補助金で、本町の被保険者規模に応じた補助上限予定額680万円となっております。

次に、款 療養給付費交付金、項 療養給付費交付金、目 療養給付費交付金は7,596万3,000円で、対前年度比3,516万9,000円の減額でございます。これは、退職医療制度の廃止に伴う退職被保険者の減少に伴うものでございます。

次に、款 前期高齢者交付金、項 前期高齢者交付金、目 前期高齢者交付金は18億7,425万1,000円で、対前年度比2億2,105万7,000円の増額でございます。これは、65歳から74歳までの前期高齢者について、全国の全保険者間での財政調整制度によるものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 高額医療費拠出金負担金は3,748万6,000円で、対前年度比392万4,000円の増額でございます。国庫支出金と同額の高額医療費共同事業に係る拠出金の4分の1の額となっております。

次の目 特定健康診査等負担金は718万9,000円で、対前年度比17万8,000円の増額でございます。内容は、国庫支出金と同額の特定健診に係ります府の負担分でございます。

続きまして、款 府支出金、項 府補助金、目 府財政調整交付金は2億5,972万8,000円で、対前年度比1億3,138万円の減額でございます。これは、保険給付費の減少と、前期高齢者交付金の増によります普通調整交付金及び保険財政共同安定化事業の激変緩和の経年による特別調整交付金の減少によるものでございます。

次に、款 共同事業交付金、項 共同事業交付金、目 共同事業交付金は1億3,444万9,000円で、対前年度比2,533万6,000円の増額でございます。これは、国保連合会から各市町村の保険者に1件当たり80万円を超える医療費を対象とする保険給付費の実績に応じて交付されるものでございます。

次に、目 保険財政共同安定化事業交付金は11億9,274万5,000円で、対前年度比1億1,220万4,000円の増額となっております。これにつきましては、国保連合会から各市町村の保険者に1件当たり1円から80万円までの医療費を対象とする保険給付費の実績に応じて交付されるものでございます。

次に、款 繰入金、項 他会計繰入金、目 一般会計繰入金は4億1,851万7,000円で、対前年度比972万7,000円の減額となっております。

内訳につきましては、239、241ページの細説を順に説明させていただきます。

まず、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分が1億8,199万8,000円、これにつきましては低所得者に対する保険料軽減分を補填するための繰入金であり、29年度は税制改正に伴う保険料軽減に係る所得基準が緩和されますので、その分を含むものでございます。

240ページ、241ページをお願いいたします。

次の節 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）の1億455万5,000円につきましては、低所得者を多く抱える保険者を支援するための制度でございますが、先ほどの税制改正によりまして算定基盤となる対象者が拡充されますので、前年度に比べ増額となっております。

次の節 職員給与費等繰入金につきましては、歳出の款 総務費に対して7,635万3,000円を繰り入れするものでございます。

次の節 出産育児一時金繰入金の1,260万円につきましては、歳出の出産育児一時金の3分の2の額の繰り入れをするものでございます。

次の節 財政安定化支援事業繰入金でございますが、法定軽減対象の世帯の割合が全国平均を超えた場合及び高齢被保険者の割合が全国平均を超えた場合に対象となる繰入金でございます。この繰り入れ基準は毎年、年度当初に国から示されるものでございまして、当初予算を編成するに当たりましては前年度、つまり28年度の全国平均52%を上回るかどうかを基準に算出しております。29年度も28年度の繰り入れの基準を上回り、52%を超える見込みであるため、所要の費用3,113万1,000円を繰り入れしたものでございます。

次の節 その他一般会計繰入金1,188万円につきましては、町独自の減免や医療費地方単独助成に伴う療養給付費負担金減額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上が歳入の主な内容となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

242ページをごらんください。

まず、款 総務費、目 総務管理費、目 一般管理費でございますが、7,562万9,000円で、対前

年度比1,333万3,000円の増額でございます。一般管理費につきましては人件費など国保運営事務に要する経費であり、増額の主なものといたしましては、国保事業の広域化に伴うシステム改修に係る経費の増額となっております。

次に、244、245ページをごらんください。

下段の款 保険給付費、項 療養諸費でございますが、本年度計で33億265万円で対前年度比1億2,099万5,000円の減額、これは、平成28年度の見込み額を含む過去5年間の医療費実績及び被保険者数の伸びをもとに算定したものでございます。

続きまして、246、247ページをごらんください。

款 保険給付費、項 高額療養費、目 一般被保険者高額療養費は4億4,781万7,000円で、対前年度比4,497万2,000円の増額でございます。

目 退職被保険者等高額療養費は850万円で、対前年度比973万円の減額となるものでございます。これらの計上につきましても、先ほどの療養諸費と同様の方法により算出したものでございます。

次に、248、249ページをごらんください。

款 後期高齢者支援金等、項 後期高齢者支援金等、目 後期高齢者支援金は6億1,275万2,000円で、対前年度比649万1,000円の減額でございます。後期高齢者支援金は、実績に応じて前々年度を精算し、概算で支払うものでございます。これは、1人当たりの負担額の減及び被保険者数の減に伴い減額となったものでございます。

次に、2つ飛びまして、款 介護納付金、項 介護納付金、目 介護納付金でございますが、2億663万1,000円で、対前年度比370万2,000円の減額でございます。これにつきましては、介護保険第2号被保険者の減少に伴う28年度の概算納付金の減少及び26年度の精算による影響を反映した結果として減額となったものでございます。

次に、款 共同事業拠出金、項 共同事業拠出金、目 高額医療費共同事業拠出金は1億4,992万2,000円で、対前年度比1,569万4,000円の増額でございます。これにつきましては、レセプト1件80万円を超える高額医療費について、都道府県単位で財政リスクを分散する事業の拠出金でございまして、府内の保険者が前々年度までの3年間の医療費実績に応じて負担するものでございます。議長（重光俊則君）議案説明の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。続けてください。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）次の目 保健財政共同安定化事業拠出金は13億3,019万7,000円で、対前年度比2,117万2,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほども説明させていただきましたが、1件当たり1円を超え80万円までの医療費を対象とする保険給付費の実績に応じて交付される事業に対する拠出金でございます。

250、251ページをごらんください。

款 保健事業費、項 特定健康診査等事業費、目 特定健康診査等事業費は3,098万5,000円で、対前年度比221万8,000円の減額でございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健衛生普及費は3,594万5,000円で、対前年度比361万6,000円の減額でございます。これは、人間ドック助成金、脳ドック助成金について、近年の傾向から予算額を減額としたものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、254ページから259ページまでの給与費明細書、それから260ページの債務負担行為に関する調書につきましては、説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、原案のとおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(重光俊則君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。
本日はこれにて延会いたします。

(「17時02分」延会)

3月熊取町議会定例会（第3号）

平成29年3月定例会会議録（第3号）

月 日 平成29年3月9日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	総 務 部 理 事	田宮 克昭
住 民 部 長	下中 博之	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
住 民 部 理 事	藤原 伸彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高宏
健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕二	事 業 部 長	泉谷 徹
会計管理者兼会計課長	北川 雄彦	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸	教 育 次 長	中谷ゆかり
教育委員会事務局理事	吉田 茂昭	教育委員会事務局理事	亀坂 典夫

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書	記	阪上 章
-------------	-------	---	---	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算
議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算
議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算

議長（重光俊則君）皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年3月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、議案第19号から議案第25号までの7件の一括議案のうち、議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） それでは、議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の263ページをごらんください。

平成29年度熊取町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,408万2,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

それでは、内容につきまして、269ページ以降の事項別明細書で主な項目のみ説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

272ページをごらんください。

款 後期高齢者医療保険料、項 後期高齢者医療保険料、目 後期高齢者医療保険料4億592万円、対前年度比3,471万9,000円の増額でございます。これは、被保険者数の増加によるものでございまして、被保険者数の見込みが平成28年度は4,505人であったものを、平成29年度は469人増の4,974人と見込んでおります。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金1億2,814万2,000円で、対前年度比780万8,000円の増額でございます。このうち事務費繰入金は、大阪府後期高齢者医療広域連合の事務費負担分と町の事務費分を一般会計から繰り入れるものでございまして、次の節 保険基盤安定繰入金については、低所得者等に対する保険料の軽減分を公費で負担するための繰入金でございます。増額の要因につきましては、被保険者の増加に伴う事務費の増と、保険基盤安定繰入金における保険者数の増加及び国民健康保険料と同様に、29年度は税制改正に伴う保険料軽減に係る所得基準額の緩和分を含む増でございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

274ページをごらんください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、2,805万7,000円、対前年度比164万7,000円の増額でございます。

次に、款 総務費、項 徴収費、目 賦課徴収費でございますが、129万円で、前年度比2万1,000円の増額でございます。平成28年6月に郵便料金が改定になり、被保険者への郵便物の経費が値上がりしたことにより増額となったものでございます。

次に、款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金でございますが5億393万2,000円、対前年度比4,085万9,000円の増額でございます。内訳としましては、被保険者から納付された保険料と低所得者への保険料軽減分を公費補填額として受け入れる保険基盤安定繰入金を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付するための保険料等負担金が4億9,081万円、また広域連合の事務費等の総務的経費に対する本町の負担金で、1,312万2,000円となっております。増額の要因としましては、先ほど説明いたしました被保険者の増に伴う保険料徴収金の増及び保険料軽減に係る所得基準額の緩和によります保険基盤安定繰入金の増による保険料等負担金の増によるものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

なお、278ページから282ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）次に、議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）それでは、議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、予算の概要でございますが、平成29年度は4月から新たに介護予防・日常生活支援総合事業を実施することから、保険給付費の一部が地域支援事業費に移行しており、地域支援事業費が大幅に増となったものでございます。また、保険給付費につきましては、給付費が一部地域支援事業費へ移行したものの、高齢化による要介護、要支援者数が増加しているため、微増を見込んでいることから、予算の総額につきましては、前年度33億4,625万円に対しまして、7,337万3,000円、2.2%増の34億1,962万3,000円となったものでございます。

予算書の285ページをごらんください。

平成29年度熊取町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億1,962万3,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものとしてございます。

次に、第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

次に、第3条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1号において、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

主な予算の内容につきましては、291ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

291ページ、292ページは総括でございますので、説明を省略いたします。

294ページ、295ページをお開きください。

歳入でございます。

款 保険料、項 介護保険料、目 第1号被保険者保険料につきましては8億3,735万9,000円で、対前年度比67万3,000円の増となっております。これは、被保険者数の増によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金でございますが、5億9,091万円で、対前年度比234万9,000円の増となっております。これは、歳出における保険給付費が増となったことにより、国負担分につきましても増となったものでございます。

次に、項 国庫補助金、目 調整交付金でございますが、調整交付金につきましては、後期高齢者の加入割合と被保険者の所得分布状況に応じて国から交付される補助金でございますが、その交付率により584万7,000円となり、対前年度比557万4,000円の減となったものでございます。

次に、目 地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業分でございますが、歳出における介護予防・生活支援サービス事業費と一般介護予防事業費から特定財源を除いた費用に対する20%分が交付されるものでございまして、1,434万7,000円となり、対前年度比1,260万9,000円の増となっております。これは、平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を実施することに伴うものでございます。

また、目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分につきましては、歳出における包括的支援事業・任意事業費の39%分が交付されるもので、2,320万8,000円となり、対前年度比119万6,000円の増となっております。これは、歳出における包括的支援事業・任意事業費において、医療、介護の連携や認知症施策などについて検討を推進するための検討委員会を立ち上げたことに伴い、新たに報償費を計上したことや、平成28年6月に補正予算を計上し、11月から実施している

認知症初期集中支援チームの構成員に対する報償費を当初予算に計上したことにより増となったものでございます。

次に、款 支払基金交付金、項 支払基金交付金でございますが、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金を合わせて9億964万8,000円で、対前年度比1,937万4,000円の増となっております。

これは、第2号被保険者の負担分として、歳出における保険給付費、介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費の28%に相当する額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、歳出予算が増となったことによるものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 介護給付費負担金につきましては、4億4,161万7,000円で、対前年度比91万7,000円の減となっております。これは、保険給付費の府負担分でございますが、歳出における保険給付費は増加しておりますが、府の負担割合が大きい施設介護サービス給付費が減となったことによりまして、府負担金としては減となったものでございます。

次に、項 府補助金、目 地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業分でございますが、国庫補助金と同じく、歳出における介護予防・生活支援サービス事業費と一般介護予防事業費から特定財源を除いた費用に対する12.5%分が交付されるものでございまして、896万7,000円となり、対前年度比809万8,000円の増となっております。

また、目 地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分につきましては、歳出における包括的支援事業・任意事業費の19.5%分が交付されるもので、1,160万4,000円となり、対前年度比59万8,000円の増となっております。それぞれ増減の理由につきましては、国庫補助金と同じ内容になりますので、説明を省略させていただきます。

296ページ、297ページをお開きください。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金及びその下の目 地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業分につきましては、それぞれ歳出における保険給付費、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費の12.5%に相当する金額を、また、その下の目 地域支援事業繰入金の包括的支援事業・任意事業分につきましては、歳出における地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業分の19.5%に相当する金額を町負担分として一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、その下の目 低所得者保険料軽減繰入金690万8,000円につきましては、国において公費を投入し、低所得者に対する保険料の軽減を図るもので、一般会計において国・府負担金を収入し、町負担分と合わせ一般会計から繰り入れるものでございます。

また、その下の目 その他一般会計繰入金でございますが、そのうち職員給与費等繰入金につきましては総務費の人件費を、事務費繰入金につきましては介護保険料の賦課徴収や要介護認定等に係る事務費を、それぞれ一般会計から100%繰り入れるものでございます。

これらの結果、一般会計繰入金の合計といたしましては5億3,469万6,000円で、対前年度比1,010万3,000円の増となっております。この主な理由につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業分が増となったことによるものでございます。

次に、その下の項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金につきましては4,068万2,000円で、対前年度比2,454万9,000円の増となっており、介護給付費に対する財源不足を基金からの繰り入れで対応するものでございます。

298ページ、299ページをお開きください。

続きまして、歳出でございます。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費でございますが、6,464万4,000円で、対前年度比315万円の増となっております。これは、職員給与関係事業における一般職給与や職員手当の増や介護保険事務事業における非常勤職員報酬の増などによるものでございます。

300ページ、301ページをお開きください。最下段をごらんください。

款 総務費、項 計画推進委員会費、目 計画推進委員会費でございます。77万1,000円で、対前年度比16万7,000円の増となっております。これは、平成29年度において、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期介護保険事業計画を策定するため、高齢者保健福祉推進委員会に係る費用が増となったことによるものでございます。

302ページ、303ページをお開きください。

歳出全体の約93%を占めます保険給付費でございますが、まず、款 保険給付費、項 介護サービス等諸費、目 介護サービス等諸費が28億7,052万3,000円、対前年度比3,903万8,000円の増となっております。これは、給付実績に基づき、施設介護サービス給付費は対前年度比3,038万6,000円減の7億4,096万6,000円となっているものの、居宅介護サービス給付費が3,164万9,000円増の15億3,916万7,000円、地域密着型サービス給付費が対前年度比2,756万4,000円増の3億9,906万7,000円と、それぞれ増となったことなどによるものでございます。

次に、款 保険給付費、項 介護予防サービス等諸費、目 介護予防サービス等諸費が1億967万5,000円、対前年度比3,924万7,000円の減となっております。これは、介護予防サービス給付費のうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の一部が地域支援事業費の介護予防・日常生活支援サービス事業費に移行したため、対前年度比3,355万7,000円減の8,462万4,000円となったことなどによるものでございます。

次に、304ページ、305ページをお開きください。

まず、項 高額介護サービス等費及びその下の項 高額医療合算介護サービス等費、その下の項 特定入所者介護サービス等費につきましては、給付実績によりそれぞれ増となったものでございます。

次に、款 地域支援事業費、項 介護予防・生活支援サービス事業費、目 介護予防・生活支援サービス事業費が6,147万6,000円の皆増となっております。これは、介護予防・日常生活支援総合事業の実施により新たに計上したもので、先ほど保険給付費の介護予防サービス等諸費でご説明しました介護予防サービス給付費の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護につきましては、306ページ、307ページをお開きいただきまして、右端の説明の欄、負担金、補助及び交付金の第1号訪問事業費、第1号通所事業費として、それぞれ計上しているものでございます。

次に、項 一般介護予防事業費、目 一般介護予防事業費が1,042万3,000円で、対前年度比345万6,000円の増となっております。これは、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たりまして、タピオステーション（住民運営の通いの場）のモデル事業として、平成28年6月に補正予算を計上し、実施しておりますが、このタピオステーションの立ち上げ支援を本格実施するため、コーディネーターとして保健師を配置する経費等を計上したことによる増でございます。

次に、項 包括的支援事業・任意事業費、目 包括的支援事業・任意事業費が5,954万6,000円で、対前年度比308万6,000円の増となっております。

308ページ、309ページをお開きください。

これは、歳入でご説明しましたとおり、包括的支援事業において、医療・介護ネットワーク及び認知症施策に係る検討委員会や認知症初期集中支援チームに係る報償費等の経費を計上したことによる増でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

なお、314ページから319ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほどお目通しいたいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）次に、議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算について説明を求めます。吉田住民部統括理事。

住民部統括理事（吉田 潔君）議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算について説明いたします。

まず、平成29年度予算の特徴といたしまして、前年度と比べると予算総額が大幅に縮小されている点でございます。これは、前年度は5年ごとにお支払いいただく管理手数料の対象が、開園初年度の方たちで804区画分でしたが、平成29年度は対象が121区画分であることから、歳入予算では使用料及び手数料が、また歳出予算では、基金積立金が大幅に減額となったものでございます。内容的には、大きな変化はございません。

それでは、予算の内容について説明いたします。

予算書の323ページをお開きください。

平成29年度熊取町の墓地事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,250万6,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

次ページは総括表でございますので、説明を省略させていただき、332ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、一番下の款 諸収入、項 雑入、目 雑入の公園事業事務費負担金は、永楽ゆめの森公園との共用管理部分等の費用について、一般会計から負担していただくものでございます。

次に、歳出でございます。

次ページをお願いいたします。

款 墓園費、項 墓園費、目 墓園総務費1,232万1,000円は、墓苑の維持管理に要する経費でございます。基本的には例年と変わるものではございませんが、対前年度比273万9,000円増の主な要因は、内訳一番下の23、墓園使用料等還付金が前年度は10区画分の返還に伴う還付金に対し、20区画分に増額させたため生じたものでございます。また、内訳13 委託料、施設管理委託料26万円は、永楽ゆめの森公園駐車場が有料化することに伴い、墓苑専用駐車場に墓苑利用者以外の方が駐車しないよう、現在工事中のチェーンゲートの管理保守委託料で、平成29年度から毎年発生する費用でございます。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 墓地基金積立金918万5,000円は、歳入で計上いたしました永代使用料550万円、管理手数料363万円及び墓地基金利子5万5,000円の合計額を基金に積み増しするものでございます。

最後に、予備費として100万円を計上しております。

以上で、議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）次に、議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算について説明を求めます。

山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

平成29年度の予算書から水道事業会計につきましても、これまでのA4横書きから一般会計等と同様にA4縦書きに変更してございますが、その関係で若干文字が小さくなっている部分もございますので、議員の皆様にはご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、予算書1ページをお開きください。

第1条、総則でございます。平成29年度熊取町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条、業務の予定量は、次のとおりとするものでございます。

給水戸数は1万7,650戸とし、前年度より50戸の増加としてございます。

年間総給水量は445万3,000立方メートル。1日平均給水量は1万2,200立方メートルとしてございます。近年の節水機器の普及や少子高齢化社会などの要因を考慮いたしまして、前年度比3.0%の減少を見込んでございます。

次に、主要な建設改良事業の事業費を3億1,010万4,000円とし、前年度比5,061万1,000円の減少となっております。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございます。収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございますが、第1款 事業収益9億8,691万1,000円は、前年度に比べ245万2,000円の増加となっております。内訳としましては、第1項 営業収益8億769万1,000円は、前年度に比べ826万6,000円の増加、第2項 営業外収益1億7,921万円は、前年度に比べ581万4,000円の減少、第3項 特別利益1万円は、前年度と同額としてございます。

次に、支出の部でございます。

第1款 事業費9億7,764万4,000円は、前年度に比べ471万3,000円の増加となっております。内訳としましては、第1項 営業費用9億1,652万5,000円は、前年度に比べ794万9,000円の増加、第2項 営業外費用3,784万6,000円は、前年度に比べ323万6,000円の減少、第3項 特別損失2,127万3,000円は、前年度と同額、第4項 予備費200万円は、前年度と同額としてございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入の部でございます。

第1款 資本的収入2億1,237万3,000円は、前年度に比べ445万7,000円の減少となっております。内訳としましては、第1項 企業債1億1,090万円は、前年度に比べ690万円の減少、第2項 負担金5,847万3,000円は、前年度に比べ644万3,000円の増加、第3項 他会計繰入金4,300万円は、前年度に比べ400万円の減少となっております。

次に、支出の部でございます。

第1款 資本的支出4億6,311万6,000円は、前年度に比べ4,623万円の減少となっております。内訳としましては、第1項 建設改良費3億2,974万4,000円は、前年度に比べ4,973万2,000円の減少、第2項 企業債償還金1億3,337万2,000円は、前年度に比べ350万2,000円の増加となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しておりますが、第4条、括弧書きのとおり、不足する額2億5,074万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,984万円、減債積立金4,000万円及び過年度分損益勘定留保資金1億9,090万3,000円で補填するものでございます。

2ページをお開きください。

第5条、債務負担をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めるものでございます。

水道料金徴収等業務委託料につきましては、現在契約履行中の長期継続契約が満了となり、また水道料金システムにつきましては10年目となり、更新を行うため、それぞれ表に記載のとおり定めるものでございます。

次に、第6条、企業債でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めるものでございます。

起債の目的は、施設整備事業で管路耐震化事業に充てるためのものでございます。限度額は1億1,090万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は表に記載のとおりでございます。

次に、第7条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めるもので、前年度と同額としてございます。

次に、第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をそ

の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないとしておりまして、職員給与費1億4,452万4,000円をその経費とし、前年度に比べ494万6,000円の減少としてございます。

次に、第9条、たな卸資産購入限度額でございます。たな卸資産の購入限度額は436万6,000円と定めるもので、前年度に比べ304万4,000円の減少となっております。

次の3ページ、4ページには、平成29年度熊取町水道事業会計予算実施計画を記載してございます。説明については、後ほど18ページ以降の予算説明書にてご説明いたします。

5ページをお開きください。

平成29年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。会計期間における資金の増減をあらわす表でございます。

1点目の業務活動では、通常の業務活動により1億6,475万7,000円の現金が増加し、2点目の投資活動では、管路耐震化事業などの施設整備のため3億590万9,000円の減少、3点目の財務活動では、企業債の償還額が新規借入額を上回りますが、国の繰り入れ基準による一般会計からの出資金を見込んでいるため、2,052万8,000円の増加としてございます。

6ページから8ページは、職員の給与費明細書でございます。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

9ページをお開きください。

債務負担行為に関する調書でございます。

内容は、先ほど2ページでご説明いたしました事項となっております。

10ページから12ページは平成28年度熊取町水道事業予定貸借対照表でございます。

10ページ最下段、資産合計及び12ページ最下段、負債資本合計を81億3,724万9,672円と見込んでございます。

13ページから15ページは、平成29年度熊取町水道事業予定貸借対照表でございます。

13ページ最下段、資産合計及び15ページ最下段、負債資本合計を81億245万4,536円と見込んでございます。

16ページをお開きください。

平成28年度熊取町水道事業予定損益計算書でございます。

下から4行目の当年度純利益として5,301万6,000円を見込んでございます。

17ページをお開きください。

注記表でございます。会計方針を記述しておりますので、後ほどお目通しのほどよろしく申し上げます。

18ページをお開きください。

平成29年度熊取町水道事業会計予算説明書でございます。

主なものについてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の部でございます。収入の第1項 営業収益、目 給水収益、節 水道料金8億706万1,000円は、前年度に比べて820万1,000円の増加、第2項 営業外収益、目 雑収益、節 雑収益2,509万9,000円とし、前年度に比べ628万1,000円の減少となっております。これは、今年度予定の損害賠償金が、前年度に比べ557万1,000円減少となったことが要因となっております。

収益的収入合計9億8,691万1,000円は、前年度に比べ245万2,000円の増加となっております。

19ページをお開きください。

支出の第1項 営業費用、目 原水及び浄水費、節の上から4行目、報酬の嘱託員報酬577万6,000円は、前年度に比べ317万2,000円の減少となっており、その9つ下の節 委託料、施設運転管理委託料974万2,000円は、前年度に比べ546万5,000円の増加となっております。これは、現在、昼間を民間委託業者による水道施設の運転管理で、夜間及び休日を嘱託員6名で行ってございますが、平成29年11月末に3年間の民間業者との長期継続契約は完了するため、12月以降の契約につい

ては、平日、休日、昼夜間問わずに、全て民間委託するものでございます。

次に、節の下から2行目、受水費3億9,900万6,000円は、前年度に比べ340万2,000円の減少となっております。

20ページをお開きください。

目 配水及び給水費、節の下から8行目、委託料の漏水調査業務委託料774万円は、約191キロあります全配水管の漏水調査を行うものでございます。

その2つ下の修繕費、量水器修繕料337万6,000円は、前年度に比べ283万9,000円の減少となっております。これは、有効期間満了に伴う水道メーターの交換個数の減少によるものでございます。

21ページをお開きください。

目 総係費の上から4行目、賃金109万5,000円は、上水道課職員の育児休暇の代替臨時職員の賃金でございます。

節の下から5行目、委託料の料金システムデータ移行委託料550万8,000円及び、その2つ下の節の賃借料の料金システム賃借料110万9,000円は、今年度10年目を迎える料金システムの更新に係る予算でございます。

22ページをお開きください。

目 減価償却費、節 有形固定資産減価償却費2億5,670万6,000円は、前年度に比べ460万6,000円の増加となっております。これは、主に配水管などの構築物減価償却費の増加によるものでございます。

収益的支出合計9億7,764万4,000円は、前年度に比べ471万3,000円の増額となっております。

23ページをお開きください。

資本的収入及び支出の部でございます。

収入の第1項 企業債、目 企業債1億1,090万円は、前年度に比べ690万円の減少となっております。これは、施設整備費の減少によるものでございます。

第2項 負担金、目 負担金、節 工事負担金3,881万7,000円は、前年度に比べ784万7,000円の増加となっております。これは、消火栓設置工事及び公共下水道工事に伴う配水管移設工事の負担金の増加によるものでございます。

資本的収入合計2億1,237万3,000円は、前年度に比べ445万7,000円の減少となっております。

24ページをお開きください。

支出の第1項 建設改良費、目 改良費4,205万8,000円は、前年度に比べ926万2,000円の減少となっております。これは、公共下水道工事に伴う配水管移設工事費の減少によるものでございます。

目 施設整備費2億6,804万6,000円は、前年度に比べ4,134万9,000円の減少となっております。これは、28年度に引き続き、久保地区の変電所前交差点から東保育所までの配水管布設替工事などを予定してございますが、前年度は大宮橋水管橋の布設替工事や配水区域の統廃合に伴う配水管布設替工事などの施設整備費が例年より増加していたものでございます。

資本的支出合計4億6,311万6,000円は、前年度に比べ4,623万円の減少となっております。

25ページ、26ページは企業債償還明細書でございます。説明は省略させていただきます。

また、平成29年度水道事業会計予算附属資料では、平成25年度からの収益的収支及び資本的収支の推移、給水人口、年間総給水量等の推移を記述してございますので、後ほどお目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算についての説明を終わります。

よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で、議案第19号から議案第25号までの7件についての説明を終わります。

次に、会派代表質問を行います。

平成29年度町政運営方針及び各会計予算諸議案について、会派代表質問の通告がありましたので、

順次発言を許します。

初めに、新政クラブを代表して、矢野議員。

10番（矢野正憲君） それでは、議長より許可をいただきましたので、会派代表質問のトップバッターとして、新政クラブを代表し、質問をさせていただきます。

まず最初に、自治体の災害協定についてであります。

東南海・南海地震に万全に備えるために、自治体の災害協定、災害相互応援協定などの行政レベルでのつながりの仕組みづくり、相互支援の構築を進め、安心して過ごせるまちづくりに寄与するべきだと考えますが、どのように捉えておられるのか質問したいと思います。

議長（重光俊則君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） それでは、自治体災害協定に関するご質問につきまして答弁いたします。

南海トラフ巨大地震への対応につきましては、特に行政レベルでのつながり、連携といった視点での取り組みが極めて重要であり、こうした認識のもとに複数の府県等で構成された関西広域連合による取り組みが基本となるものと考えております。

この関西広域連合は、平成22年12月に設立され、現在、近畿地方等の2府6県4政令市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市が構成自治体となって、関西全体の広域行政を担う責任主体として、広域防災にも精力的に取り組んでおります。また、昨年4月に発生しました平成28年熊本地震におきましても、広域的な災害対応としまして、現地に災害対策支援本部を設置し、アルファ化米約33万食、毛布約9万枚、簡易トイレ約3,000基などの物資の支援や、累計7,423人の職員を派遣するなど、さまざまな支援を行っております。この熊本地震の経験を見ましても、大規模災害発生時には本町単独はもとより、1自治体で支援できることには限りがあり、府県域を超えた連携により実効的な災害対応が可能になるものと認識しております。

さらに、関西広域連合におきましては、議員ご指摘の南海トラフ巨大地震発生時の自治体間連携への備えとして、南海トラフ地震応急対応マニュアルを策定しており、これは、大規模広域災害発生時に円滑に応援・受援を行うためのマニュアルとして、それぞれ担当する府県を事前に割り当てる方式での支援実施を定めた応援・受援方針など府県の枠組みを超えた円滑な災害対応の実施手順を時系列に整理したものでございます。

したがって、本町といたしましては、冒頭に申し上げましたとおり、南海トラフ巨大地震による大規模災害時の自治体間連携に当たっては、この関西広域連合による応援・受援体制が最も有効かつ確実なものとして、大阪府を通じ、同体制を基本に対応を図ってまいり所存であります。

加えて、これを補完する自治体間連携に資する取り組みといたしましては、平成25年9月に泉州地域災害時相互応援協定を締結しており、堺市以南9市4町における災害時の人的・物的支援体制を構築しているところであります。このほかにも、個別の自治体間の災害協定等についての事例を見ますと、防災に限らずさまざまな分野における自治体間での連携に係る既存の取り組みを防災面での連携までに発展させるなどしたものも事例が多く、こうしたものを参考に、あらゆる機会を捉えて自治体間連携についても情報収集や研究を進めてまいりたいと考えますので、議員各位におかれましても、幅広く積極的な情報提供やご提案を賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 少し残念な答弁だなというふうに感じております。折に触れまして、防災について自主防災組織のことであるとか、防災行政無線のことであるとか、福祉避難所のことであるとか、防災に関する質問、提言というようなことを折に触れまして予算でやったり、決算でやったり、この場でやったりというふうな形でやっております。今回、自治体の災害協定というふうな形で、東日本大震災から6年というふうな形の中で、熊取町が今足りないのが、そういうふうな自治体間での細かい災害協定を結んでいないというのが足りないのかなというふうな認識を会派として持っております。

その中で、東日本大震災を経験をされた東北地方のそれぞれの市町村において、積極的にこういった災害協定を結んでおられるというのが現実であります。これは、身をもってそういったものを経験したからこそ、自治体間の災害協定が必要であるというふうな形になって進んでおります。私自身は、こういうふうな答弁をいただいて、余り進んでいないなというふうなことを今感じてございます。そうではなくて、東日本で1自治体、西日本で1自治体ぐらいの割合で、こういうふうな災害協定を結ぶべきであろうというふうな認識を持ってございます。

先ほども言いましたが、東日本大震災を経験した東北にありましては、非常に意識が高い市町村がたくさん出てきているというのも現実でございます。貝口部長も調べられて知っているとは思いますが、そこの中で細かい、大きな関西というふうな都道府県レベルであったりとか、近畿とか関東とか、そういうふうなレベルではなくて、我々熊取町と相手を探したようなカウンターパートナーを探すべきであろうかなというふうに思っています。

東北が非常に認識が高いというのは、皆様も記憶に新しいと思いますが、新潟県糸魚川市の火災の延焼等においても、遠くの各市町村からそういうふうな物資が運ばれたりとかというふうな形になっております。そういった意味で、東北の市町村とそういうふうな災害協定を結んだらどうだというふうなことを言わせてもらっているんです。

個別に1,800ある市町村の中で、熊取町のカウンターパートナーを探すのというのは結構大変であるのも現実だと思うんですが、実は太極拳つながりで物を考えたり、BNC Tつながりで物を考えたり、大学の関係で物事を考えたり、いろいろできると思うんですが、例えば熊取町は太極拳のまちというふうな形で標榜してございます。これは太極拳の筆記テストの中で西の熊取町、東は喜多方市というような話が出てまいるわけですが、こういうふうなところと、取っかかりが全くないようなわけでもないと思うんですね。

熊取町の観光大使は、向こうの太極拳フェスティバルに呼ばれて、向こうで演武を披露しようというふうないきさつもあります。そういったところと関係持たれたらどうかなというふうな話を具体的に進めていきたいなというふうに思っているんです。この辺のことを今、話を聞いていただいて、どのように感じておられるのか、もう一度ちょっと答弁をいただきたいなというふうに思います。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）貴重なご指摘、ありがとうございます。

町といたしましても、ご指摘の点は非常に有用性という意味では重要かと基本的に認識はしております。今、企画部のほうで、こういった協定のほうとか、危機管理も担当させていただいております。今ご指摘のように遠隔自治体、町から見てそういったある程度距離の離れた自治体との防災協定の検討というのは、部の重要事項として今年度も位置づけて、検討のほうは鋭意進めてきております。今おっしゃられたように、喜多方市のほうも太極拳のまちとして太極拳を標榜、盛んなまちとして、蔵とラーメンのまち以外にそういった標榜もしている中で、町とのそういったつながり、防災以外のまちづくりを通じて何らかのきっかけとして結ぶという、そういう発想は非常に重要かと認識はしております。

他の事例等々も調べる中で、ストレートに直接的に防災の協定というよりも、例えば今おっしゃられたように、スポーツを通じた太極拳の交流であったりとか、あるいは産業交流であったり、あるいは、もとより友好都市として提携しておれば、後からさらには防災ということを乗せたりとか、先ほど申し上げた産業交流なんかでしたら、物産の交流等々で、泉佐野市なんかでしたらもっと、泉佐野という名前ですので、栃木県の佐野市がございまして、まさに佐野つながりということで、ふるさと返礼品のほうの分で向こうのとちおとめとか、相互交流したりと、そういった形で防災以外でもまちづくりの枠組みを広くやっていく、そういった視点が重要というふうに認識しておりますので、ご理解のほうよろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）いろいろと調べておられますと、災害協定以外に、先ほどおっしゃったようなふるさと納税の返礼品というふうな形で相互でやっておられるというふうなところも多々あります。同時に、太極拳というふうなことを通して、住民レベルで交流を深めることもできていくんだろうというふうに認識もします。ただ、熊取町で今できていないのが、そういった自治体間での基礎災害協定が結ばれていないなど、我々の住んでおる大阪、向こう30年で大体70%ぐらいの割合で大きな地震が起こるであろうと言われている、そういった地域性もあります。そういったことを考えると、やはり細かい網の目になるような自治体間レベルでのそういった総合の災害協定を結ぶというのもありだろうなというふうに思っております。

その中で、いろいろな大きな震災を経験して、経験値として持っている東北であったりとか、そういう被災地の近くの市町村、いろいろノウハウをやはり持っているような、そういうような形になっておるみたいです。しかも、防災に対する意識レベルが高い。そういったところと熊取町がカウンターパートナーを結ぶというふうなことが必要になってくるのかなというふうに思います。それが発展的にして、発展的になって、そういうふうなふるさと納税の返礼品であるとか、住民レベルの交流につながっていくのかなというふうに思います。

その中で、やはり何かの取っかかりがないといけないなというふうな考えを持ちますので、その中でいろいろと大学のつながりであるのか、太極拳のつながりであるのか、いろいろその辺は知恵があれば出てくるとは思いますけれども、私自身は行く行く発展的にするのであれば、太極拳つながりでされるといいのではないのかというふうに思います。平生はふるさと納税の返礼品を相互でやる。ふるさと納税の返礼品というのは、その土地土地の特産物でもあったりしますから、そういった意味では、熊取町の町民の皆さんが、そういったふるさと納税を納めていただいて、返礼品で喜多方のものをもらう、その逆もありだと思えます。そういったことをちょっと考えながら、踏まえながら、こういうふうな質問もさせていただいております。

検討するというふうな話というのは、こういうふうな質問をさせてもらって、結構同じような内容の答弁だと思います。検討だけじゃなくて、行動を起こしてほしいなというふうな思いも持ちます。こういうふうな自治体間の災害協定というのは、首長同士の親しい仲から発展するというのも、間々あるとも聞いてございます。そういった意味じゃ、首長の考え一つにもよるのかなというふうに思っているんです。

熊取町は、今後も自治体の災害協定というのは全く考えないというのであれば、もう提言はしません。その辺の考えというのをちょっと町長にお尋ねしたいなど、ちょっと答弁いただければなというふうに思います。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）また、後ほど町長のほうからお話いただくとして、町長のほうから指示あるのは、基本的には積極的に検討のほうは進めよということで、年度当初より検討のほうは、そういった繰り返し質問等でそういったご支援いただいておりますので、進めてきております。

その中で、先ほどの震災を経験してノウハウがあるという、そういった切り口でも一つ検討もしております、例えば熊つながり、先ほど泉佐野市が栃木県佐野市と同じで、熊取町で熊つながり、全国で6団体、今のところございまして、その中で、昨年4月14日、16日に熊本地震がありました熊本県であったり、あるいは東日本の福島県大熊町とか、そういったところも含めて、近いところでは、三重県の熊野市とか、そういったところもあるので、そういった観点からも検討は進めておりますけれども、最後は一步踏み込むところ、ほかにもいろんな切り口でということで検討は進めておったんですけれども、ここは再度積極的に進めて、ご支援いただきながらいければというふうに考えております。

先ほどの大学とかでしたら、鹿屋大学、鹿児島県のほうであったりとか、何か町の学術文化都市としての切り口もございまして、太極拳でも喜多方市とかでしたら人口4万8,500人ということで、ちょうど熊取町と、そういったところの経験等々も、やはり東日本ですし、ございまして、あるい

は太極拳のまち、あるいは町としての太極拳の盛んなまちとしてのそういった切り口も十分にありますので、今後また皆様からのそういったご支援いただいて進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 検討からちょっと前に進めていただきたいな、アクションを起こしていただきたいなというふうに思います。町長、どのように考えておられますか。

議長（重光俊則君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） いろいろとご提言、ありがとうございます。

熊取町も泉州の南にあって、堺以南9市4町という枠組みの中で、先ほど答弁した中にもあるんですけども、泉州地域災害時相互応援協定というのを締結しております。大規模災害が起こったときに、じゃ熊取町の住民、どういう行動をすればいいのかということになりますと、これは常々皆さん方をお願いしていますけれども、自助・共助・公助という中で、向こう三軒両隣、そういう形で助け合いながら、災害時はそういうものに向けて支援なり救助なりを行ってくださいとねということを、自主防災組織の自主訓練の際には、そういうことを申し上げております。まずは、泉州南、この9市4町でのお互いの助け合いが、これはもう基本かなと思っております。

災害協定を日本全国の中から1つの市、1つの町を選別するというのは、その根拠について、いろいろと根拠をどういふぐあいにしていくかということを検討する中で、なかなかこれは難しいかなと私的には思っております。ただ、その中で、連携という大枠のところを考えると、先ほど議員から提言していただいていますように、太極拳つながりの喜多方市、これは、東の喜多方市、西の熊取町、太極拳の盛んなまちとして全国へ発信しなければいけないというふうな思いもありますんで、これは当然、もう遅きに失しているかなと思います。これはもう本当に早く、そういう申し入れなりをするべきかなと思っております。そういうところから交流を図って、もう一段上にそういうものができるかどうかということの検討、協議を進めるべきであろうかなというふうに思っております。

ただ、喜多方市、私の日本の地図の中ではちょっと遠いかなというふうに思います。いざ、そういう大災害が起こったときに、じゃ我々がどこまで行けるのかと、そういうものも考えた上で、その災害協定に関しては考えていかなければいけないのかなと思っております。日本全国、熊取町と交流を図っていただける、そういう市町、これはもう早急に探してというよりも、喜多方市とは太極拳つながりでやっていけばいいなというふうに思っております。あと農産物の6次化というふうなこともあるんですけども、熊取町の農産物、これを6次化していく、そういう人材を求めらる中で、近隣市町にそういう先進的なことをやっておられる市町村があるのであれば、そういうところにまた活路を見出して、そこの協定なりを結んでいけたらというふうなことも考えているところでございます。

まずはおいても、太極拳つながりで、一番これはもう最有力だと思っていますんで、それを進めたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。

一言言うのであれば、熊取町と泉州地域でそういうふうな協定を結んで今おられるわけですよ。熊取町が被災したらほかのところも被災されていますよ。自分のところで多分精いっぱいだと思いますよ。だから、そうじゃなくて、少し離れていてもそういうふうな災害の影響を受けていないところと、そういったところとこういうふうな災害協定を結ぶのが価値あるんだろうというふうに個人的には思っております。その中で、町長のほうから喜多方市、住民レベルでのやりとりがあって、それが発展的にそういうふうな災害協定を結んでいけるようになればいいというふうな答弁もありましたんで、それはやはり検討だけじゃなくてアクションはしっかりとさせていただきたいなと

いうふうに思います。

この辺については東南海・南海地震に備えるというふうなことで、アクションを起こしてほしいというふうなことを言い添えまして、この自治体間の災害協定については終わりたいと思います。

議長（重光俊則君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）矢野議員のほうから今お話しいただきましたけれども、基本は25年5月の政府の中央防災会議の中の東日本のいわゆるまとめた最終報告に基づいたものも十分町のほうでは精査しながら、いろんな局面があると思います。被災直後のケース、あるいはその後、一方何日かたった後の対応とかいうことで、そういう局面での、町長が先ほど申し上げましたように、すぐにでは、直後ではそういう遠方のところがどう入ってくるかということ、いろいろと研究しなければいけない部分がありますけれども、より効果的な、いわゆる超広域レベルでの連携、関係をどういうふうにするかということ、いろいろそういう研究を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

議長（重光俊則君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。

先ほどからも言っていますが、研究だけじゃなくてアクションを起こしてください。それだけはちょっと要望しておきます。

では、次に、次期学習指導要領についてでございます。

次期学習指導要領は、小学校で2020年度、中学校で2021年度から全面实施をされます。特に小学校では、グローバル化に対応し、英語教育を前倒しし、「聞く、話す」を中心に英語に親しむ外国語活動を小学校3、4年に導入します。現在、外国語活動を実施している小学校5年生、6年生の英語は、教科書を使って「読む、書く」も加えた正式教科となります。3年間の準備期間が大切になろうかと思っております。成果を上げる上で、その中核を担う教職員の指導力向上が欠かせない、これも考えております。小学校の英語活動、教科に対する教員へのサポート体制をどのように考えておられますか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では、矢野議員の小学校教員の英語活動、教科に対する教員へのサポート体制についてご答弁申し上げます。

平成23年度から小学校5、6年生に外国語活動が新設されました。その成果として、小学生の学習意欲の高まりや中学生の外国語教育に対する積極性の向上などが挙げられます。しかし一方で、小学校では音声を中心の学習であったため、音声に加えて文字の学習が行われる中学校との段差が課題となりました。そこで、次期学習指導要領では、小学校3、4年生のから「聞くこと」、「話すこと」を中心とした外国語活動を通じてなれ親しみ、外国語活動への動機づけを高めた上で、5、6年生から段階的に「読むこと」及び「書くこと」を加えた総合的、系統的な教科学習を行うこととなります。

本町におきましては、平成19年より全小・中学校にALTを配置するとともに、先進的に英語授業研究を進めております。今年度は、大学教授を招聘した研修会を年3回実施いたしました。小学校教員及びALTが延べ47名参加し、小中連携や小学校外国語活動の授業のあり方について学ぶ機会を設けました。あわせて、年複数回、各小学校に指導主事が出向き、外国語活動の授業見学を行うとともに、ALTとの授業打ち合わせや研究授業の指導案づくりにもかかわっており、小学校教員及びALTに対して具体的に指導助言を行っております。

また、平成28年4月からは、府の事業を活用し、中学校英語教員を小学校に専科教員として配置しております。専科教員は担任やALTとともに外国語活動の授業を担当しており、中学校教員の専門性を生かした授業を展開することで、子どもたちの学習意欲や小学校教員の英語指導力の向上につながっていると考えております。

引き続き、ALTとのチームティーチングのあり方、文字指導を含めた「聞く」、「話す」、

「読む」、「書く」の4技能の指導方法等授業研究を進めながら、小学校教員の指導力の向上を図ってまいります。

今後も、現在行っている取り組みをさらに充実させるとともに、英語を通じて全ての子どもたちが自分のことを表現したい、そして人とかかわりたいと思うことができるよう、英語授業研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 次期学習指導要領、グローバル化に対応して英語授業やっというふうな話が、これ注目されていますけれども、ほかにいろいろとプログラミング教育というふうなことも書かれています。英語教育については、3、4年と5年生、6年生とちょっと分けて考えたほうがいいのかなというふうに思います。ALTを使って「聞く」、「話す」というふうなことを3、4年にしていくんですね、3年後に。今現在5年生、6年生がそういったことを週1回ぐらいされておるわけですね。熊取町は、小学校は5つあって、中学校が3つあって、8校あるわけですね。今回初めてこういうふうなALTの話をするんですが、ほかの会派から、やはり8校に1名ずつ、少なくともALTをそろえてほしいというような話もあったりするわけですが、今回3年後にはこういうふうな次期学習指導要領が全面実施をされる時には、ALTの配置というのはいかに考えるんですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 今、議員からお話がありましたように、今、本町におきましては5名のALT、8校ある中で5名を配置させていただいております。そのうちの3名が、もう中学校専属で配置させていただいている。だから、中学校には、毎日ALTがいてというふうな状況をつくらせていただいております。

あと2名につきましては、本年度から2名追加させていただいて、こちらは小学校専属ということで配置のほうをさせていただいております。5校を回るという形をとっておるんですが、ただ1点、先ほど8校に1名ずつというお話をいただいたんですが、小学校には、現段階では小学校では英語の免許を持った専門の指導する者がいないというふうな状況も実際ある中で、たまたま今回2名入れたALTは、日本語をしゃべる、日本に留学経験のあるALTを2名配置できております。できておるといのは、どんなALTが来るかわからないんですが、本町としてはやはり小学校配置ということで、日本語のできるALTをぜひ入れてくれと強く要望させていただいた結果、日本に留学経験のある者が2名配置されたというふうな経過がございます。

ですから、そのような中で、例えば今後、やはり英語しかしゃべれないALTも来る可能性がある。小学校では、中学校と違って教科別に授業が進められるのではなくて、例えば中学校では英語という授業があって、英語専門の先生が全てのクラスで英語を教えます。だから、そこに常にALTがついて英語の授業をする、あるいは日常生活において話ができればいいんですけど、小学校の場合は、担任が全ての教科を教えるという状況がありますので、結果的に5名、それぞれの学校に1名ずつALTを配置しても、職員室に残っている職員というのは、もう校長、教頭、事務職員だけというふうな状況があって、なかなかそのALTを有効に活用するということが難しい状況等も実際にございます。

ですから、今回2名を配置したというのは、授業時数あるいは小学校の今の状況、あるいは進みぐあい等を見た中で、現段階では2名配置するのがいいであろうと。今後もう一名増員させていただいて、5校で3名という形で進めていければというふうに思っています。ただ、将来的に英語活動、英語の授業がどうなっていくか等によっても、今後いろいろ考えていかなければならないと思っておりますが、現段階では、実際に有効に活用できる人数ということで配置をさせていただいているということで、ご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君）僕、今、吉田先生の答弁聞いて答え出ていたなと感じたんです。小学校2名に行ってもらっているALTの先生方は、熊取町の教育委員会として日本語のしゃべれるALTを入れてくださいと強く要望されて、2名が来られたんですよ。同じことやったらよろしいですよん。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）ただ、日本語のしゃべれる方をと要望しても、必ず来るかどうかは当然わからないという状況と、もう一点申し上げれば、留学経験があるので、日本語がしゃべれるといっても、日常的に我々が対話しているぐらいのようなレベルで日本語がしゃべれるのではなくて、日本語がある程度理解できるというふうな感じですので、なかなか例えばやはり授業の打ち合わせをする等に関しても難しい部分は実際にあるということです。日本語もペラペラにしゃべれて、英語もというような形の方というのはなかなか難しい状況があるのかなというふうに我々は考えております。

議長（重光俊則君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）今回の次期学習指導要領によったら、3、4年から英語の外国語活動ですよん、英会話みたいな感じですよん、「聞く」と「話す」やから。ひよっとしたら次には、小学校1年や2年というふうな話も、だんだん低年齢化していくというふうな方向で今来ていますよん。この前までは5年、6年、次が3年、4年、そしたら次には2年、1年、次には保育所とか幼稚園までというふうなことにもなっていくのかなというふうなことは、ちょっと想像しているんです。

その中で、いろんな会派の皆さんがこのALTの質問をされている中で、ALTに来られる先生方というのは、自分の国に帰ったら教師の免許を持っているとか、そういうふうな人じゃないわけですよん。となると、やはりいい人材を早く確保するというふうなことも考えないといけないんじゃないですかね。例えば、ALTを1名増員する、これ今年度にするのか30年度にするのか、まずその辺で答弁いただけるんでしょうけれども、と同時にやはり僕自身思っているのは、英語の入り口が3、4年になってしまっているんで、5年、6年と比べたら、もう一つ丁寧な対応というのが必要になってくるのかなというふうに思っているんです。

その日本人というのは、外国の人とコミュニケーションとるのが下手くそであるというふうな形で、今回そのALTというのも、もともとそういうふうな英語に親しむというふうなところから始まっているんですよ。各学校に一人一人配置をされて、そういったハードルを下げてあげるといふふうなことも考えられるのかなというふうに思っているんです。その辺についてはどうなんでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず1点、ご理解いただきたいのは、議員おっしゃいましたようにALTというのは教員免許を持っている者でも何でもございません。だから、ALTというのはアシスタントというふうなことで、いわば教える立場ではなくて、先生が英語の授業を教える、あるいは外国語活動をする、そのアシスタントであるということが大前提になってまいります。ですから、今お話しいただきましたように、例えば身近に外国の方がいらっしゃる、子どもたちが話をしようと思ったらいつでも話をすることができるということ。あるいはテープで音声を聞く、あるいは映像で見る音声を聞くのではなくて、目の前にいる外国の方が発音される、その発音をしっかり耳から聞いて、またそれをアウトプットできるような子どもたちをつくりたいというふうな意味でALTを配置しているということです。あくまで授業をするのは学校の先生。

だから、議員が今回ご質問いただきました、教員自身がやっぱり小学校で英語を教えていかなければならない、それに対するサポート体制はどうなっているんだというご質問は、もうまさしく的確なといいますか、我々も課題だと思っている部分でありまして、ですから、そのためにさまざまな取り組みを今している。ALTを有効にどう活用できるかということ、教職員がやはりそれをわかっていなかったら、幾ら来ていただいても意味のないことになってしまいます。だからこそ、今いろんな研修であるとか、外部の専門家をお招きして取り組みを進める。あるいは指導主事は英

語の担当だけしているわけではないんですけれども、英語の担当者はそこに傾斜しながら取り組みを進めているということですので、だから、まさしくALTをどう活用できるか、ALTを何人入れるかということよりも、そのALTをどんなふうによく活用して英語の授業を充実させるか、教員の指導力をどう高めるかということが、何よりも我々重要だと思って今取り組みを進めておりますので、そんなふうな形でご理解いただければありがたいかなと思っています。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 増員1名というのは、いつぐらいをめどに入れるような感じで考えておられるんですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） 30年というふうに考えてございます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 来年度から、その小学校に対するALTを30年で3名というふうな形で、5つの小学校というふうな形ですよ。そこで、やはり問題点とかいろいろあって、これは1校1人のほうがいいなというふうな判断等になれば、そういったことも考えていくというふうな形でいいんですか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君） そのあたりについては、当然人をつけるということになりますと、財政の状況等々も絡めて考えていかなければならないと思っていますが、当然あと2020の本格実施まで3年、4年後には本格実施が始まります。そういった中で、今、議員からお話ありました、どう活用するかということをしっかりと考えていながら、現段階では3名でうまく30年には回していきたいなというふうな思いを持っておりますが、当然その後、どのようになっていくか等も含めてしっかりと考えていかなければならないというふうに基本的には思っております。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） わかりました。

今回、この学習指導要領の次期ですよ、という形で3年後に導入されるというふうなことに当たって、いろいろと考えておられる自治体は、これを契機に多分、各1校ずつALT配置する、それを売りにするようになるんじゃないかと思えますよ。と僕は思っているんです。一般質問の中でも、会派視察ですか、そういうふうなところを見てきたというふうな会派もおられましたから、やっているところもある。多分そういうふうなことが売りになるんだと思います。その辺もやはりしっかり頭の中に入れておいていただきたいですね。

その中で、やはり3名に増員して、平成30年からALT、小学校3名にしてやっていくというふうな中で、例えばさっき先生がおっしゃったようなALTの配置をするためにお金がかかるというふうな問題というのは、僕自身は国とか府とかに、やっぱり届けないといけないような声なんだろうなと、個人的には思っています。そういった意味では、先生方もそういうふうな対応をされるし、我々議員としてもそういうふうな対応をしていくというふうな形で予算を配分してもらおうというふうなことも考えないといけないのかなというふうに思っております。その辺で、3年、4年生のALT、3年後に英語の、外国語の活動となりますんで、しっかりやっていただきたいなと思います。

問題は、5年生、6年生ですよ。5年生、6年生は、今度、教科書使って正式な教科になるんですよ。小学校の先生、担任の先生が英語を教えるというふうな形で、中学校みたいに専任の、専門科目の先生方が教えるというわけではないんですよ。ここについての研修であるとかサポート体制というのは、いろいろ答弁いただきましたが、この辺については、今後やはりいろんな発展的なことをやっていかないと、それこそ英語嫌いな生徒を低年齢のうちからもうつくってしまうというふうなことにもなりかねない、そういった危険性もはらんでいるというふうに考えているんです。その辺については、どのように考えておられますか。

議長（重光俊則君） 吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）今、お話しいただきましたように、やはり5、6年生が教科になるというふうなことで、今までとはまた違った、いわゆる「書く」とか「読む」という作業が入ってくる、今おっしゃられましたように、当然ながら英語嫌いをつくってしまうということは、やっぱりこれはいけないというふうに我々は考えております。

そういった中で、今現在、教職員に対する研修等も実施しておるわけなんですけれども、今現在、今後どういうふうな、例えば5、6年の教科がどうなっていくって、どんな教科書が使われて、どんなふうに進んでいくかというところは、まだ教科書の形すらできてないというのが状況です。ですから、国のほうで具体的な、もっと細かいところについては、今詰めて進めているというふうな状況でして、内容とか見えてくる中で、国のほうからさまざまな情報が発信されてくるのであろうというふうに我々は思っております。

ただ、そのときに慌ててどうしようではなくて、やはり今まで基本的に小学校の先生が英語の指導方法について研修会を開くというようなことは、今までは基本的にはありませんでした。今回、こういった状況の中で、小学校の先生のみでの研修会、小中合同の研修会、ALTも一緒に入っている研修会といったような形で、いろんな研修会を今開かせていただいております。また、学識を呼ぶという意味は、当然国の情報であるとか、今後どう進んでいくかというような情報も、やはりいち早くキャッチされているであろうということも含めて、大学の先生にも年数回来ていただいて研修会をしているというふうな状況がございますので、ですから、やはり英語嫌いをつくるということは絶対にあってはならないというふうな思いで、我々は今後その研修会の充実、あるいは最新の情報をキャッチして先生方に常に発信し続けるといったような取り組み、それと現在行っておる外国語活動の充実、こういったところで取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）よくわかりました。

わかった中で、熊取町の例えば優位性といったら大学があるというふうなことですよ。その中で、学習支援ボランティアをずっと前からやっておるというふうなことがあります。これの活用も1つ考えられるでしょうし、人材バンクの活用等も考えられると思います。熊取町は、よく言うのが、ほかにないような資源を持っておるというふうなところですから、そういうふうな学習支援ボランティアの活用というのもこれから重要になってくるのかなというふうには認識をさせてもらっています。

ただ、それもやはり教える先生が技量を上げていただかないと、もう英語見ただけで嫌いやというふうな子どもたちを早い段階からつくってしまうというふうなおそれもありますんで、その点についてはしっかりと対応していただきたいなど。

やはり教育委員会の皆さん、それぞれ今回の次期学習指導要領について、同じことをしないといけないんで、同じような問題点出てくると思います。そういったものも、やはり先生方の立場立場で府を通して国に言う、我々にやはり言うていただいて、我々がまた国のほうにこれを届けるというふうな形にしていくって、2020年、2021年迎えたときには、万全を期して挑むことができるような、そういうふうなやはり体制をとりたいなというふうに思っておりますので、そういった情報というのは、定期的に我々にもやはりいただきたいなど思っております。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）あと数年後に本格的な実施になるということで、これは手前みそではありますが、本町の指導主事、英語活動、あるいは教科化に向けての研修会等も含めて、学校訪問も含めて、あるいは授業研究も含めて、ある意味、他市の状況等の情報等もいただくんですけども、先進的に頑張っておるというふうに、これは手前みそですが、考えておりますので、議員の皆様方の応援でありますとかご理解もいただきながら、今後も充実に努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）重要なテーマだと思うんです、次期学習指導要領については、教育長にもちょっと一言、どういうふうなお考えを持っているのかというのは、ちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

議長（重光俊則君）勘六野教育長。

教育長（勘六野 朗君）今、吉田理事が話された内容というのは全く同じなんです、矢野議員が最初に言われた、まず全部ALTをそろえるという、8つの小・中学校にそろえるという形ですね、形も大事なんですけれども、本当に理事が言われているように中身が大切に、どんな人材もそうなんですけれども、人材をそろえたらそれでオーケーと、あるいはこんなんやっていますよというのはアピールにならないというふうに思うので、一つ一つ英語を、今いる教職員に研修をさせて進めていくことが一番大事ななというふうには考えております。

確かに、英語はこれだけ進んでやってるでというのは、我々も言いたいんですが、なかなか形だけでいくのはちょっと難しいなというふうに思いますので、その辺、今のこのペースをもう少し、議員の話の聞かせてもらいながら進めていきたいというふうには考えております。

議長（重光俊則君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）ALTについたら、この運営方針の中で10ページに書かれていますよ。全小学校、中学校に外国語指導助手を配置するのを目指すというようなことを書かれていますから、1校に1人というのが全てじゃないというふうなこと、それもわかりました。わかりましたけれども、やはりそういったことも目指してほしいなというふうに思っておりますので、今後、大阪府教の中でも、熊取町の教育委員会なかなか骨あるというふうなことを言われておるというふうなことも情報として入っておりますので、しっかり対応していただきたいなというふうに思っております。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、次に移りたいと思います。

学童保育運営についてでございます。

4月から指定管理者制度を活用し、NPO法人に運営を任すこととなりますが、施設整備や町行政の責任となります。エアコン設置については計画的に進めていくようですが、中央学童、南学童などの古く学校外にある学童施設については、空き教室や学校内での利用を検討しなければならない時期だと考えておりますが、どのように考えておられますか。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）それでは、学童保育運営について、答弁させていただきます。

施設整備につきましては、鱧谷議員の一般質問時にも申し上げましたが、議員ご質問のとおり、その必要性は十分認識しており、策定作業がおくれ、報告できる段階には至っておりませんが、現在、施設整備計画を検討しているところでございます。

その基本的な考え方につきましては、この4月から指定管理者制度による運用を開始することにあわせ、短期的に整備する事項と中期的に整備する事項に分けて検討しており、短期的な整備につきましては、児童用ロッカー等の更新やAEDの設置、全室エアコン設置に向けた計画的な整備を進めることで、保育環境のさらなる充実を図るものでございます。

次に、中期的な整備についてでございますが、今後の児童数の推移を見据えながら、施設の必要規模や立地場所、整備に要する費用などを総合的に勘案し、検討を進めておりますが、中でも、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たすこと、立地場所等については、児童の通所時の安全確保や戶外遊び場の確保を図ること、学校と学童保育所の連携強化というような面も含めた公共施設の有効活用を図ることといった点には特に留意しておるものでございます。

ご質問の中央学童保育所につきましては、鱧谷議員の一般質問時にも答弁いたしました。小学校からも離れており、敷地も狭く、入所児童数も全小学校区中、最も多い状況が続いているなど、最優先で整備すべきものと認識しております。

また、南学童保育所につきましては、南小学校に隣接し、直接通所できるとともに、小学校グラウンドを戶外遊び場としても利用できるようご協力いただいていることから、立地条件での課題は少ないと考えており、入所児童数につきましても減少傾向であるため、施設整備につきましては、こういった点も含め検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） これから、施設整備計画をつくっていくというふうなことですね。具体的には、いつぐらいにつくるような感じでしょう。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 担当課段階と非常に粗い素案というのは、実は一旦つくっております。

昨年度秋に関係課と協議を始めるという形でスタートしたんですが、申しわけございません、指定管理者制度の運用を開始するというところで、そちらのほうの基本協定の締結に向けた調整であるとか、またこの29年4月の受け入れ調整、こういったところに非常に時間を要しまして、なかなかうちの保育課のほうの都合で進まなかったというところがございます。

ただ、こちらのほうリスタートというところも含めてやっていくというのが1点。ただ、29年度につきましては、4次総計実施計画、また行革プラン等を策定するタイミングになってくると。施設整備につきましては、通常でいきますと一般財源ベースでもやはり1カ所当たり2,000万円か3,000万円というような多額の費用を必要としますので、そちらのほうとも調整を図りながら、29年度の可能な限り早い時期には、何らかの報告ができるようにまとめたいと考えております。

議長（重光俊則君） 矢野議員。

10番（矢野正憲君） 今回、こういうふうな質問をするに当たって、中央学童であったりとかすれば目の前が宅地造成になってきたと。その時点で、ああこれはひょっとしたらいろいろ苦情が上がるんだろうなというような認識を個人的には持ちました。その中で、やはりそういうふうな声が僕のところにも聞こえてきています。

鱧谷議員の一般質問の資料を見れば、やはり中央学童のほうも人数がオーバーしておると。オーバーしていないのは北学童だけだというふうな形になっていますね。オーバーしているところは、例えば、南と西についてはプレハブ簡易ユニットをつくるというふうな形で対応されるというふうなことなんですが、やはりいろいろな話の中では、国の基準を守ってほしいというふうなことも聞きます。それは、ちょっと面積要件でも少しできていないというような、これちょっと恥ずかしい状況なのかなというふうに個人的には思います。会派としても思っております。ここをやはりしっかりと手当てしないといけないんだろうなというふうに思います。

施設整備をすることというのは、もう町行政が責任を持ってしないとイケないというふうなことになっていますよね。施設整備というのは、もうイコール、子どもたちの環境改善というふうな形になるんだろうというふうなことも考えております。やはりしっかりとやっていただきたい。やはり2,000万円から3,000万円ぐらいかかるというふうなお話もありましたが、事これに関すると、やはり今現在はNPO法人の努力でオーバーでも見てくれているということなんだろうというふうに思っています。やはり、それはしっかりと是正しないとイケない点であろうかなというふうに思っていますので、しっかりと是正をしていただきたい。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 応援と受けとめさせていただいております。ありがとうございます。

2点ございます。

受け入れにつきましてですが、まず議員おっしゃるように子どもたちの安全な保育が確保される、これが優先されることは間違いございません。その上で、やはり待機児童を出したくないという思いもあるというところ、この2点があった上で、国基準1.65平方メートル、1人当たりという基準がございしますが、これを超えておるといふ部分はもちろんございます。そういうことも踏まえてN

POと、指定管理者と協議をして、これがまさに受け入れ調整というところで時間を要したというところなのですが、基本的にはその中で、各学童ごとに5名以内程度の人数オーバーするぐらいであれば、何とか安全は確保できるよというところで、これはなぜかというところ、年度途中でどうしても習い事も踏まえて通常でいくと10%から20%程度のお子さんがおやめになられるというところも踏まえてというところでございます。

もう一点、じゃ5名以上上回るところは待機児童出すのかじゃなくて、やはりそれも簡易ユニットを設置するということは財政的な負担も出てまいりますので、それも考慮しながら対応できるかどうかというのを協議しまして、今年度につきましては、西学童と南学童を簡易ユニットで臨時的な措置をしようということになったというところでございます。そういう意味では、詰め込み状況というようなところは若干あるんですけども、安全の確保というのは最重要視しておるところです。それも含めて、施設整備のほうにつきましては、考えていきたいというふうに至っております。

議長（重光俊則君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）予算を講じないといけないような大きな問題でありますから、担当の理事としたら精いっぱい答弁してくれているのかなというふうには思います。その中で気になるのは、国基準を満たしていないというのは、やはりどうしてもひっかかるところです。やはりそれはしっかりと是正をしていただきたい。早い段階でそういうふうな計画をつくっていただきたい。施設整備するのは、もう熊取町の責任になっています。というふうなことです。施設整備をするというのは、子どもたちの環境改善につながるというふうなことになっていきますので、その点についてはお願いをしたいと思います。

財政当局の皆さんもここにおられますから、だからそういったことでこういうふうなことも言っているつもりなんです。第4次総計、30年度からですよ。29年度は何もできないというような状況にもなります。やはり第4次総計を30年度からするに至って、早い段階で計画をつくっていただいて、提示を我々にしてくれるように、来年の今ごろ質問したら、こういうふうな計画できていますというふうなぐらいのやつをつくっていただきたい。その点、要望します。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）ありがとうございます。議員おっしゃるとおりでございます。

先ほども言いましたが、安全な保育の確保ということが最重要でございます。それとあわせて子育て支援のまちということも含めて一生懸命、町全体で検討したいと。先ほども申し上げましたが、29年度中には何らかの報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）矢野議員。

10番（矢野正憲君）わかりました。

いろいろと提言も要望もしましたが、しっかりと29年度に向かって皆さんの獅子奮迅の期待、活躍をされることを期待をし、新政クラブを代表し、質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、新政クラブ、矢野議員の質問を終わります。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（「11時46分」から「13時00分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

会派代表質問を続けます。

次に、新守クラブを代表して、佐古議員。

11番（佐古員規君）それでは、議長のお許しが出ましたので、新守クラブを代表して、通告に従いご質

聞させていただきます。

私の質問のほうは、大きく2点ございます。

まず1点目、こちらの29年度の町政運営方針に基づいて、その内容から質問させていただくわけなんですけれども、この中に記載されております、将来のまちづくりの担い手である子どもたちの学びと成長の場づくりについてご質問させていただきます。

まず、平成18年12月に教育基本法が改正され、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の規定が新設され、その後、多くの学校が、学校、家庭、地域の連携協力を教育目標に掲げ、推進されてきたところでございます。そこで、本町の考えをお聞きしたいと思えます。

私が、まずこの内容を取り組むに当たりまして、質問の大きな趣旨をちょっとご説明させていただきます。

まず、この子どもたちの学びと成長の場づくりという題でございますけれども、今、子どもたちの置かれている周りの育てる環境というんですか、これにおいて、例えば不登校であったり、そういったいじめであったり、そういった問題をどうしたら解決できるであろうということの背景で、いろいろ調べておったところ、まず家庭教育というところに着目させていただきました。家庭教育の現状というのを少し調べてみますと、家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的理念・観念、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を果たすものです。そういった観点から、この家庭教育の絡みについて、ちょっとご質問させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、本町の取り組みの中で地域連携した子育て支援というのがございますけれども、その内容についてご説明をお願いします。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、子どもたちの学びと成長の場づくりについての1点目、本町での地域連携した子育て支援の内容につきましてご答弁申し上げます。

本町では、教育や子育てに関する課題を、学校、家庭、地域の団体・グループ等が共有し、それぞれができることを持ち寄り、三者が一体となって課題解決に向けた協働の取り組みを進めるため、各中学校区を単位として、くまとり地域教育協議会を組織しています。

地域教育協議会の主な事業としては、学校、家庭、地域、それぞれの代表者の方々をメンバーとして定期的に情報交換を行うとともに、朝夕の登下校時間に通学路で子どもの安全を守る子ども安全事業を初め、各種の体験学習や校内美化活動など、学校の活動を地域で支援するための学校支援事業、そのほかにも、子どもと大人が一緒になって自然を体験したり、紙芝居づくりやペットボトルキャップアートの制作を通じて、地域の子どもと大人が顔見知りになるための地域子ども活動事業を実施しているところでございます。

また、放課後や週末の子どもたちが安全に安心して過ごせる子どもの居場所として、くまとり元気広場を実施しています。この事業は、自然とのかかわり、触れ合いを通じて、環境の保全、子どもの健全育成に努めているNPO法人グリーンパーク熊取を初め、現在12団体のボランティアの皆様にご協力をいただき、学校や学年の違う子どもたちが交流し、また地域の大人と触れ合うことで健やかに成長することを目的として、町内6カ所の公共施設において水曜日と土曜日に開催しているところです。なお、内容としては、手づくり遊びや工作、ダンスやペタンク、ノルディックウォーク、グラウンドゴルフ等のスポーツを初め、調理体験や自由遊びなど幅広いメニューとなっています。

そのほかにも、熊取ゆうゆう大学においては、ジュニアチャレンジ講座として、大阪体育大学との連携により、小学校高学年を対象とした3泊4日のサマーキャンプを、また小学校低学年を対象とした1泊2日のちびっ子キャンプなどを実施しています。さらに、京都大学原子炉実験所との連携により科学実験教室を開催しています。加えて、4歳から小学校3年生向けに、スポーツやものづくり、クッキング、自然観察などさまざまなことを親子で一緒に体験する家族ふれ愛講座を実施

しているところです。

今後も子どもたちの生きる力を育み、また心豊かに育むために、幅広く学校、家庭、地域の皆様のご支援、ご協力をいただけるようPRし、事業を進めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）先ほどの私の趣旨の中で問題点を指摘していなかったもので、それをご紹介したいと思えます。

近年の都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化など、家庭、家族を取り巻く社会状況の変化の中で、そのいわゆる家庭の教育力、これの低下が指摘されているということが大きな私の中での問題、もしくは社会の問題であろうと思っております。

その中で、今おっしゃられましたいろんな活動をされております。熊取町は、やっぱり子育てと言えば熊取というぐらい、なかなか有名になってきた自治体でもあります。そんな中なんですけれども、これは子どもに対するそういった支援というのは、すごく行き届いているかなと。

それで、今、私の問題提起としております、片や家庭、要するに学校での授業がどうこうという子どもの性格というか、生活の上で、やはり家庭教育というのが、人間のそういう人格をつくる上では最も大切なものだと思っております。学校教育、家庭教育、地域教育、そういった中での家庭教育のその低下に対する、要は熊取町として家庭教育に対する支援がどういうふうなものがあるんだろうか、もしくは地域との連携ということで、地域がいかにかそういったところに携わっているかということで、少し今の熊取町の現状をお聞かせいただきたいということです。

先ほどおっしゃった内容もそうなんですけれども、家族ふれ愛講座というのがあんなうんですけれども、これはもう少し詳しくお聞かせ願えたらなと思えます。今も現在やっているんでしょうか。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）毎年、この家族ふれ愛講座については実施をさせていただいております。その年によりまして、回数については大体8回から10回というぐらいの回数で、1年間を通してさまざまなことをやっていただきます。その中には、例えばですけれども、体験でありましたら、藍染めの体験をしたこともありますし、いろいろスポーツをしたこともありますし、あと絵手紙をしたりとか、毎年毎年、少しずつではありますが、内容を変えながら実施をしているところでございます。

その目的といいますのが、このふれ愛講座を通じまして親子で一緒にやっていただくということで、もちろん親子のコミュニケーションをとってもらおうというのは一番なんですけれども、1年間通して行く講座ですので、ご参加する家族単位での交流もだんだんと生まれるようになってきますので、そのあたりも狙っております、そういうきっかけづくりになるような講座として、これまでずっと継続して開催をしているところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）そしたら次、少し視点を変えて、親子ということではなくて、今度は親に特化した親学習というようなもので、講座等は開いていますでしょうか。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）本町では熊取ゆうゆう大学というのを開催しておりますが、その中の一つの講座といたしまして親学習講座を行っております。

この親学習講座につきましては2種類ございます。

1つが、「ざっくばらんに！親育ちサロン」、「親」をまなぶ、「親」を伝える親学習ということで行わせていただいております、毎年3回の連続講座を前期と後期と2回行っております。この講座の中身なんですけれども、一時的にお子さんをお預かりして、子どもから離れていただいて、親学習リーダーという大阪府のほうで講習を受けた方、その方をリーダーとしまして、その方があ

らかじめ用意した教材のテーマをもとに話を進めていく。それで、子育ての不安や悩みなどを親同士がカフェ感覚でお話をしてもらおうと。テーマは、親子で遊ぼうとか、交わるとか、分かち合おうとか、その回その回で違うテーマに沿ってお話をさせていただくというようなものでございます。

あともう1つが、親学習のこのリーダーの養成講座というのがございます。これにつきましては、毎年、今のところ前期、後期で年に2回の講座を開催しているところなんですけれども、大阪府教育委員会が主催しました、かなり古いんですけれども、平成16から18年度にかけて、親学習リーダーの養成講座というのがございまして、その講座を終了していただいた方、町内には6名いらっしゃるんですが、その方が進行役になっていただいて、大阪府のほうで作成をしています親学習教材、これを使用しながら、親学習の講座というのはこういうものですよという体験していただくような、そういう講座をやっております。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。

今、地域で連携したという項目の中での取り組みなんですけれども、これは行政側から提案している親学習であったりということなんですけれども、できる限りその地域を巻き込んだそういった活動というのを、ぜひ何か提案していただけたらありがたいかなと思います。そういったのがもしあるのであればお答えいただきたいし、なければ次へ進みたいと思います。いかがでしょう。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）今、新たなということでおっしゃられましたけれども、この親学習の講座につきまして、なかなか、このリーダー養成講習と行っておるんですけれども、そのリーダーとなっただけの方が少ないのが現状でございます。それで、まずはこのリーダーの方をどう養成していくかということに力を置いて、今後も取り組みたいなと思います。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。ぜひ、その辺も検討のほうをお願いしたいと思います。

2つ目に移ります。

先ほど地域と言いました。次は、これも地域にもなるんでしょうけれど、この学校の取り組みの一つとして、学校協議会というのが平成17年に設置されました。私もそれにも参画をさせていただいておりましたけれども、それを設置してから今までのこの大阪版学校協議会、その主な成果についてお答え願います。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では、佐古議員の学校協議会設置からの主な成果についてご答弁申し上げます。

本町におきましては、学校が保護者や地域住民の意向を把握し、家庭及び地域と連携しながら開かれた学校づくりを進めるため、平成17年度より学校協議会をスタートさせております。

学校協議会は、各校4から6名の協議会委員により構成されており、会議は学期に1回、年間3回開催されております。会議では、校長から学校教育目標や教育計画、教育活動の実施状況、地域との連携等、学校運営に係る事項について説明を行い、校長が意見を求めた事項について、委員から意見や助言をいただく形をとっております。

設置の成果としましては、学校、家庭、地域のさらなる相互理解や協力体制の充実が挙げられます。具体的には、学校の取り組みや子どもの現状等を、保護者のみならず地域の方々に理解いただき、協力を得ることができていることや、大学教員等識見を有する委員からは、学校の課題に対して適切なアドバイスをいただき、そのことを教育活動に反映させることができていることなどでございます。

今後も、学校、家庭、地域が連携、協力しながら子どもの成長を担っていくとともに、保護者や

地域住民等の意向を把握しながら、地域に開かれた学校づくりを進めてまいりたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）この家庭教育支援ということについて、僕、また次の項目で質問させていただくんですけれども、その中で、この学校協議会、これは学校の運営方針であったりとか学力テストの結果であったり、そういったことの主な相談というか、協議をさせていただいたと思っております。学校の中で、いじめの問題であったりとか、それは個々にはやってあったかもしれませんが、それを根本的に、例えばこの会議の中には保健師が入ってあったりとか、そういった取り組みで、まずはしっかりした子どもたちを学校の中で育てることが一つですけれども、ひいては家庭教育のところまで踏み込んだ、そんな会にぜひならないのかなというのがちょっと期待しているところなんですけれども、その辺についていかがでしょう。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）この学校協議会におきましては、今の議員からのお話もございましたとおり、例えば学校の状況、現状等についてお伝えするとともに、地域で感じておられる学校の状況や様子、あるいは出席はされていませんが、つながりのある保護者や地域の方の学校に対するいろんなご意見等も吸い上げさせていただきながら、それに対して取り組みを進めておるといふような状況でございます。

今ございました、家庭教育支援にどういうふうにして踏み込んでいけるかというふうなお話でありますけれども、例えば、1点、学校での子どもたちの状況等をお伝えさせていただく中で、学校の中では、あるいは教職員には見えていない地域の子どもの姿であるとか、家庭での生活の様子であるとかといったものを逆に学校が教えていただく、こういった機会を設けること、また、それを学校教育の中でどう生かしていくか、あるいは子どもにどうアプローチしていくかというふうな視点でも取り組みは進めていけるのかなど。また、それを通じて家庭訪問等を行い、保護者と話をしながら一緒に子育てを考えていきたいと思いますという機会にできるかもしれないということ。

ですから、これはもともと地域の方々のご意見を学校にいただいて、学校運営に生かすというふうな趣旨のものでありますので、そういった意味では、今後活用もしていけるのかなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ぜひそういった取り組みを、この学校協議会、せっかくあるんで、そういった活用もうまくできたらなというのが、これ要望でございます。

3つ目に進んでいくんですけれども、子どもを取り巻く環境、諸問題解決のための支援策ということを考えていきたいなと思っております。その中で、熊取町が今実際にやっておられているスクールソーシャルワーカー、その配置による成果。これは、大阪府内でも熊取町はすぐれていると私自身も思っております。そんな内容の、それを入れたことによる成果と、さらなる有効な支援策というのをどうお考えなのか、その辺をお聞かせください。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）それでは、佐古議員の子どもを取り巻く諸問題解決の支援策についての質問にご答弁いたします。

本町ではスクールソーシャルワーカーを平成22年度から配置しており、平成22年度には1名、平成23年度からは2名、平成28年9月より各中学校区に1名ずつ合計3名を配置し、課題のある子どもや家庭等の支援を日々行っているところです。

本町のスクールソーシャルワーカーの具体的な活動としましては、配置校の実態に応じ、子どもや保護者との相談活動や朝の登校支援、授業に入りにくい子どもへの対応、教職員等との情報交換、関係機関との連絡調整を行うなど、限られた時間の中でさまざまな業務を行っております。

スクールソーシャルワーカー配置による成果としましては、学校に行きにくい子どもに対して朝

の家庭訪問を行い、身支度を手伝い、ともに登校するといった継続的な登校支援の結果、自分で学校に行けるようになった事例や、スクールソーシャルワーカーの丁寧かつ継続的な働きかけにより、保護者が専門機関につながることができ、その家庭が適切な支援を受けることができるようになった事例など、子どもたちがよりよい学校生活を送れるようになっております。

今後もスクールソーシャルワーカーを適切に配置し、本町の特徴でもある教育と福祉が日常的に連携し、充実した体制のもとで適切な支援を実施してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）先ほど答弁ありましたスクールソーシャルワーカーの働きというのは、私自身でもすごくありがたいなと思っております。ただ、今現在は3名、各校区にそれぞれ1名ずつということで、実はスクールソーシャルワーカーというのは、小学校に置くべきなのか、中学校に置くべきなのか、どちらが適しているんであるうとお考えなんでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）まず1点は、学校の状況でありますとか、あるいは地域の状況、あるいは学校の組織、こういった組織で取り組みを進めているかというところにかかわってくるものではないのかなというふうに思っています。ですから、場合によれば、いわゆる1年生、2年生段階からかかわるのがいい場合もあれば、逆に一方で、中学校に入ってなかなかしんどくなった子がいてというような場合には、やっぱり中学からきっちりかかわっていくというふうなことも必要かなと。

それで、学識経験者等と話しする機会の中で、小、中どちらのほうから配置するほうがいいんでしょうというような議論をしたことも実際あるんですけども、やはり結果としましては、どちらがいいという結論ではなくて、やはりその状況等に応じてどこに配置するかを考えていくということが、やはりいいのではないかなというふうなことで、我々は考えておるという状況でございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）熊取町は茨木市と同様の配置型ということで、各校に配置されております。1名の方は中学校に、あと2名は小学校ということなんですけれども、やはりその小学校以外の小学校にもいろんな問題のある子どもがおると思えます。

私自身は、やはりスクールソーシャルワーカー的なものは——的なものと言ったらあれですけど、スクールソーシャルワーカーについては中学校で配置したいなと。それで、小学校はどうすんねんといったら、小学校はそれによる、要するに茨木市版みたいなもの、専門支援員というような形のを設けてはどうなんかなと。だから、各校にスクールソーシャルワーカー3名いらしやるのであれば、それも中学校でしっかりサポートしていただいて、もちろん小学校との連携もしていただけたらと思います。

例えば、スクールソーシャルワーカーが家庭に訪問しなければいけないというのは、もう朝ぐらいしか行けないわけです。例えば、夕方帰ってきてから、ちょっと学校でいろいろ不安なお子さんがいらっしやると。これはどうも家庭的な問題があるのかなということを感じられて、仮にスクールソーシャルワーカーが動こうとしても、やはり時間の勤務内ということであれば動きにくい。

そういったところで、やっぱり訪問型というようなサービスに特化できるような、そういう部隊というのが必要じゃないかなと、要はそういったチームというんですか。それが、小学校であれば専門支援員であったり子育てサポーターであったり、そういった方々で組織するような、そういった方々がスクールソーシャルワーカーをもとに、そういった子どもたちの家庭的な問題の支援に回ると。もちろん、CSW、コミュニティソーシャルワーカーで家庭的な貧困の問題であったり、そういった取り組みもそのチームの中でやっていくような、そういったチームというんですか。要は、訪問型家庭教育支援チーム、そういったのを熊取町も実は21年度に取り組んでいるようなんですけど、その辺についてその経緯と、今現在どうなっているんかというのをお聞かせいただきたいな

と思います。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）今、21年度に行っていたというふうなお話をいただきました。実は、支援員の配置というのが府のほうからそのときございまして、それをいただいて、どんなふうな組織体制づくりをすればいいのかというふうな研究の一つとして実施させていただいていたという状況でございます。

今、中学に配置というふうなお話もいただき、またお話の中で、みんなが協力してチームをつくらせて対応することの重要性というふうなことをお話いただきました。これは、もう議員おっしゃるとおりで、それぞれの役割をしっかりと果たしながらチームで対応すること、これはもう非常に必要だと思っています。

今、スクールソーシャルワーカーに特化してお話をさせていただいておりますが、中学校にはもうご周知のとおり、各校に週に1日スクールカウンセラーというのが配置されています。カウンセラーとソーシャルワーカーは若干仕事の内容というのが実際違うんですけども、ある意味、心理の専門職としてスクールカウンセラーが配置されていると。一方で、小学校にはそのあたりが配置されていないというふうな状況があります。

ただ、本町の場合は、非常に健康福祉部と共同してさせていただいているということで、これはもう非常に大きな強みなんですけれども、子育て支援課のケースワーカー、職員のほうが、中学校区で各担当でケースワークをしてくれています。だから、何かご家庭で心配事があったりとか、何か問題があったときには、すぐに駆けつけるというふうな体制もつくらせていただいているということで、いわゆるスクールソーシャルワーク的な、学校に配置されているわけではないですけども、ソーシャルワーカーとして、ケースワーカーとして活動もしていただいていると。それで、指導主事が子育て支援課の参事を兼務しているというふうな状況もあるという中で、ある意味、家庭教育支援チームというのをわざわざつくらなくても、町のこの組織自体でいわゆるチームというのが構成されているというのが、熊取町の本当の特徴ではないのかなと。これが、全国的にも熊取町は先んじてやっておるといふふうな評価をいただいているということなのかなというふうに思っています。

ですから、学校の教職員、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それと子育て支援課、ケースワーカーと一緒にチームに入りながら、それに加えて今度は子ども家庭センターであるとか、各機関ともネットワークがつながっておりますので、何かあったときには必要な機関とつながって支援をしていくといったような、非常に層の厚いというか、中身の濃いチームで対応はさせていただいているのかなというふうに基本的には思っています。

だから、このソーシャルワーカーもその中の一員として、その学校での役割をしっかりと果たしてもらおうというふうな意味で、取り組みは進めさせていただいているというふうなことでご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）よくわかりました。

今おっしゃられた内容なんですけれども、それが100%全てが機能してうまくいっているということでもなく、より向上するというか、今でさえ、私の身内でも不登校だった子がいます。その子に対する対応にしても、なかなか親御さんがカウンセラーに対しての不信感を抱いてあったりとか、学校に対する不信であったりとか、いろいろなやっぱり親が悩んでいるケースがあります。それに対して、どういうふうな取り組みで親のケアができるのかというところを、一番子どもを見て察知できるというのは、発見できる場所というのは学校しかないと思うんです。その学校の中で、いかに常駐されているような方、配置されているそういう専門の方、スクールソーシャルワーカーも初めですけど、そういった方が、いかに問題のある子ども、家庭を見つけて、そこに的確にフォローできるアウトリーチ型というんですか、そういった支援というんですか、それができるような体制

というのが、まだまだ工夫の余地があるのではないかなというふうに、少し感じております。

確かに、熊取町はすごいと思うんですけども、そういったところの訪問型というのを、泉大津市でもそうですし、ほかの市町でもされているところは、全家庭訪問して、そういった問題解決に取り組んでいらっしゃる場所もございます。そういった取り組みは、今後どのようにお考えなのかだけ、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）今お話いただきましたように、当然ながら我々が行っております取り組み、それが100%であるとは全く思っておりません。やはり、今現在も、いろんな子育ても含め、悩んでいる保護者の方、子ども自身も悩んでいる状況、学校になかなか行けない子どもたち、やはりたくさんおります。

ですから、今我々は組織で、チームでやっていますというふうなお話をさせていただきましたが、このチームを成熟させていこうと思えば、チームを構成している一人一人が、やっぱりしっかりとした力を身につけていかなければならない。また、それぞれが与えられた役割を十二分に発揮できるような環境づくりもしていかなければならない。お互いの情報の交換のやりとりというの、スムーズにスピーディーに、しかもその保護者や子どもを中心に据えた物の考え方をしていかなければならない。

そういった点で、やはり今の状況で完全であるというのは、全く考えておりません。今後、それぞれの構成員の力量アップと、それから組織のより強固なつながりというものをつくっていきながら、常に保護者、子どもに寄り添いながら取り組んでいけるような体制づくりというのを、熊取町ではつくっていききたいなというふうに思っておりますので、またご協力のほどよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）他市町でもいいところ、もしありましたら、ぜひそれを前向きに検討していただくその姿勢が大事やと思いますので、少し安心いたしました。ですので、やはり今の熊取町のこのレベルに満足することなく、ぜひ研究していただきたいなと思います。

次、4つ目に移ります。

そんな家庭での問題解決の一つであろう、こどもレストランの取り組み支援というのが書かれてありましたんで、それについてご答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）それでは、こどもレストランの取り組み支援及び期待する効果につきまして、ご答弁申し上げます。

子どもの豊かな心を育むために、食事を提供するだけではなく、子どもたちの居場所や交流の場を提供することを目的とした「こどもレストラン」の取り組みにつきましては、住民提案協働事業制度による住民提案型協働事業として、平成29年度に事業費補助を行うとともに、今年度におきましても当初から準備会議へ参画するなど、本年4月からの事業実施に向け、住民団体と連携した取り組みを進めているところでございます。

現時点での具体的な事業概要でございますが、南小学校区の地域を対象に、各地域の自治会長及び民生委員児童委員や福祉委員、子ども会の方々など、地域の皆様にご協力いただくことはもちろん、長池地区のご協力により、地区集会所及び老人憩いの家をお借りし、月に2回の開催予定で、食事の提供を行う以外に、夏休み期間中には町内大学の学生ボランティアによる学習支援を実施すべく、各大学とも協議を始めたところでございます。

また、期待する効果についてでございますが、近年の核家族化や共働き世帯などが増加する中、1人で過ごすことが多い子どもに対して、安心して過ごせる居場所等を提供する活動でございます子ども食堂が全国的に広がりつつある状況であり、本町といたしましても、先ほども申し上げましたとおり、さまざまな事情を抱えた子どもや家庭に対する居場所づくりを初め、食事の提供以外に

学習支援などもあわせて行うことにより、健全な子どもの育成を行政だけではなく地域が支援できる場となり、中期的には、このような子どもの居場所が町内のほかの地域に広がることを期待しているところがございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）その南小校区での活動内容なんですけれども、その中での何か問題点とか、これを協働でやる上での問題点というのが、何か懸念されるようなことはあるんでしょうか。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）まだこれからですので、いろんなことがこれから起こってくるかと思いますが、1つ最初に確認しておこうねと言ったのは、最初から大きなことをやるのではなくて、やっぱり継続していくことが大事だよねと。だから、できることからやっつけていこうかというところが1つございました。その中では、やはり食材についてのご提供をいただいたりとか、実際には生協のほうと協定書を締結したりするなどして一定のめどがついておるところですが、1点は、やはり子どもに対する声かけをどんな形でやっつけていこうかというのが、これも今現在も準備会議の中でいろいろ話しているところがございます。やはり、子どもには一定気をかけながら、できれば参加してもらおうような、うまいことやっつけていきたいなというところが、みんなの思っているところがございます、そこはちょっとこれからも考えながらやっつけていきたいなというところがございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）その南小校区のある方から、ちょっとご指摘というか、いただいたんですけど、これをやるに当たってですけど、今でさえ食の安全という面で、これ責任はどこにあるのかということをおっしゃられました。そういったこともやっぱり気にされる方もいらっしゃるということで、その辺についての、もしも何か問題、O157でももし出たらというふうに考えたら、こんなことなかなかできないんですけれども、私自身はこれはもっとどんどん広めていくべきやと思いますけれども、そういったブレーキかけるような意見もあるということをご承知おきいただきたいなと思います。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）1点、先ほど準備会議のお話ししましたが、そこには泉佐野保健所の方にも入っていただきまして、そういう指導もいただきながら準備を進めておるところでございます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）これも要望です。実際に熊取町の中でも子ども食堂をやられている方がいらっしゃいます。町の支援はということでいうと、そういう支援なしで、我々だけで頑張っていくという方もいらっしゃるんで、そういった後方支援的なものが何かありましたら、またその辺もバックアップのほうをお願いしたいと思います。これはもう要望ですので、回答は必要ございません。

次に進みます。

次、2つ目ですけども、スポーツ・レクリエーションの推進についてということで、熊取町もいろいろと計画のほうを立てていただいているようでございます。その中で、熊取町特有の財産と言える4つの大学がございます。その各大学の特色を生かした取り組みというのが、本町でも数多く展開されております。これは、スポーツとか運動に特化したものに限らずですけども。その中でも、大阪体育大学においては、1989年に熊取町に移転されて、本町の地域活性化にも大変貢献されているところであります。

そこで、今回、スポーツ・レクリエーション推進ということをやっている本町の運営方針の関係団体との連携ということに、ちょっとその項目についてお聞きしたいと思います。

まず、1つ目、スポーツ振興を基盤とした大学との連携について。この中で、特に大阪体育大学と熊取町のコラボ、これDASHと書いておりますけれども、これは大阪体育大学が昨年度から取り組み始めたそういうプロジェクトでございます。このことについての熊取町とコラボについて、

熊取町の見解をお聞かせください。

議長（重光俊則君） 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君） それでは、スポーツ・レクリエーションの推進についての1点目、スポーツ振興を基盤とした大学との連携についてご答弁申し上げます。

現在、町内の各大学とは、それぞれの大学が持っている施設や設備の提供、また専門知識や技術を有する人材の派遣など、各大学の特性を生かした中で、本町のさまざまなスポーツ事業の実施にご協力をいただいているところです。

今後も、各大学の専門性を発揮していただき、幅広い世代の方がスポーツを通じて健康増進や体力の向上、仲間づくりや生きがいづくりができるよう、引き続き町内各大学と連携し、生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えています。

次に、大体大と町のコラボ、DASHプロジェクトについてでございますが、本町では、これまでも大阪体育大学とは、くまとりロードレースやLet's SPORTといったスポーツイベントを初め、各種スポーツ教室の講師依頼など、生涯スポーツの振興のための連携はもとより、熊取ゆうゆう大学の講座開催や、くまとり元気広場といった生涯学習分野でも連携し、数多くの事業を実施しているところでございます。

今回、大阪体育大学からご提案いただいた、大体大と町のコラボ企画であるDASHプロジェクトについては、今後も大阪体育大学とさらに協議を重ね、スポーツ関係団体等との連携、協働のあり方や、生涯スポーツの振興の観点はもとより、スポーツを基本としたまちづくりについて、本町としても幅広く検討してまいりたいと考えています。

以上で、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 佐古議員。

11番（佐古員規君） 大阪体育大学の室長とこれのコーディネーターが熊取町と調整、3月1日に町長室に来られてということをお聞きしております。町長、その中での感想をお聞かせ願いたいと思います。

議長（重光俊則君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 体大のコーディネーターに来ていただきまして、いろいろと説明を受けました。

私の感想につきましては、すごく夢のある、そういうプロジェクトかなというふうな思いで聞いておりました。スポーツを核に、大阪体育大学を核として人の交流を盛んにする。日本国内だけではなく、海外からもそういった交流をもとに熊取町へお越し願うという、そういう核になるであろうというふうな構想のもとのお話だったと思います。できれば、早急に協議を進める中で、もう少し具体的な構想が目の前にできるように進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（重光俊則君） 佐古議員。

11番（佐古員規君） 前向きな答弁と私は感じております。ありがとうございます。

まず、こういったスポーツ・レクリエーションということで質問させていただいている背景には、スポーツ、スポーツと言っていますけれど、実は運動なんです。スポーツと言ったら競技というふうな頭があるんですけども、そうではなくて体を動かすこと、それも含めた、運動も含めたスポーツという認識でおっていただけたらと思います。

ぜひ、この体育大学は、熊取町とコラボしてやりたいというふうな、こういったご提案をいただいている中で、熊取町にとって何が不足していて、何がこれがあったらいいんだろうなということや、ぜひ協議しながら、体育大学にももちろんメリットもありますし、熊取町にも大いにメリットがあるというところ、その辺をしっかりと協議していただきたいと思います。

この中で少しだけ注目したいところは、子どもたちへのジュニアスポーツの振興ということや、体育大学の方がうたっておられます。これはどういうことかということ、熊取町への指導者、スタッフの派遣ということで、その先生がおっしゃっていたのは、小学校に対しての体育の授業であったり、

そういった運動であったりサポートに入っていきたいと、入らせていただけないかということのご提案でありました。そんな中に子どもの体力づくりのヒントというか、そういった指導であったり、そういったことができるかなと思っております。ぜひ、子どもたちに運動を習慣づけるということが大切やと思っていますので、そういった取り組みを、せっかく体育大学の方々が言ってくさっているんで、そういった取り組み、今も実際にはされているそうですけれども、より具体的にそういう専門スタッフが教育の場に入り込んでいただきたいなというふうに考えております。

まず、これが1点と、もう1点、ちょっと興味を持ったのが、中高齢者への健康寿命の延伸に係る事業ということで、こちら健康プログラムの実施、介護予防事業の展開ということがうたってありました。ということで、子どもからお年寄りまで幅広くそういう運動、スポーツを何か起用できないかという取り組みを提案していただいているという内容でございます。その子どもたちへの支援ということで、学校教育の中に取り入れるということについて、いかがでしょう。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）教育委員会といたしましても、子どもたちの体力づくり、非常に重要なところかなというふうに思っております。ですから、そういった活用できる人材等を含めて、協力しながらさせていただきたいというふうに、基本的に考えてございます。

後ほどご答弁させていただきますが、現段階でも取り組みも進めているというふうなものもございますので、そういった形で取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）そしたら、次へ進みたいと思います。

町内スポーツ団体や運動を取り入れたい団体との関係を今後どうお考えかについて、ご答弁お願いします。

議長（重光俊則君）亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（亀坂典夫君）それでは、スポーツ・レクリエーションの推進についての2点目、町内スポーツ団体や運動を取り入れたい団体との関係についてご答弁申し上げます。

本町では、住民が生涯にわたってスポーツを楽しみ、健康状態や体力に応じて健康の保持増進や仲間づくりができるよう、体育協会やスポーツ少年団を初め、スポーツ推進委員協議会、また町内大学やひまわりドームの指定管理者とも連携しながら、いつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進しているところです。

具体的には、現在実施している、体育協会の各連盟との連携によるトランポリン、卓球、サッカー、テニスなどのスポーツ教室や体験会、またスポーツ少年団との連携による、軟式野球、少林寺拳法、空手道などのジュニアスポーツ体験会、そのほかにも、スポーツ推進委員協議会との連携によるショートテニス教室や、大阪体育大学との連携によるミニバスケットボール教室の開催など、子どもから大人まで幅広い年齢の方を対象として、スポーツ種目や活動の場の紹介を行っているところでございます。

今後についても、引き続き各スポーツ団体と連携しながら、これまでの取り組みを継続するとともに、各団体の皆様と意見交換しながら、新たな事業にもチャレンジしてまいりたいと考えています。

また、地域で活動されている団体などで、健康増進のために運動を取り入れてみよう、また運動不足の解消のために何かスポーツに取り組んでみたいとお考えの団体がありましたら、当該団体のご意向などを確認させていただき、さきに申しあげました各スポーツ団体等との連携も含め、具体的にどのようなことができるか検討してまいりたいと考えています。

以上で、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。

この活動で、この質問の中で、運動を取り入れたい団体と私が申し上げますのは、例えば個人の

集まった活動団体であったり、長生会であったり、老人クラブの何かの集まりでやっておられる、そういった団体です。それはスポーツというところまでいなくても、運動、健康増進のための運動であったりとかそういったもので、例えば会場がないであったりとか、そういった問題を抱えていらっしゃるところがあるかもしれません。もしくは、指導者が不足しているであったり。それをまとめるようなところというのが、なかなかないわけなんです。今言われた各種団体のスポーツ団体にしたってそうですけれども、再三言っておりますけれども、縦ではつながっていても、横の連携というのはなかなかとれていないのが実情ですので、ぜひそういった横断的などというんですか、そういった取り組みができる場というのをつくっていただきたいというふうに、これはもう要望しておきます。

次、3つ目いきます。

学校体育・部活指導などでの連携活用についてはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）では、佐古議員の学校体育・部活動指導などでの連携活用についての質問にご答弁いたします。

本町の小中学校では、これまでも学校体育・部活動指導におきまして、大阪体育大学の教授を初め、学生の皆さんのお力をおかりして、学校体育の充実並びに部活指導の支援を行っているところでございます。

まず、学校体育でございますが、平成28年10月から大阪体育大学生涯スポーツ実践研究センターと南小学校が検討会議を重ねまして、南小学校体力向上プロジェクト事業を進めております。その一つとしまして、平成29年1月10日に、大阪体育大学において教員を対象に、サッカーの実技指導及びベースボール型授業の研修会を実施したところでございます。また、子どもたちの体力向上を目的として、南小学校で行われるマラソン大会に向けての取り組みの中で、1月下旬から2月下旬にかけて、毎日朝の始業前や長時間の休憩時間に学生が南小学校を訪れ、子どもたちと一緒にマラソンの練習をするという取り組みも行われています。この取り組みは、子どもたちの体力向上やモチベーション維持等につながっていると好評をいただいているところでございます。

さらに、今年度4年生を対象に、新体力テストと同様の種目を実施し、現状と課題を明らかにし、平成29年度5年生の新体力テスト実施時には、その課題に合わせた支援を実施する予定で、子どもたちの記録向上やモチベーションアップが期待されるところでございます。現在は、立地条件から南小学校との取り組みとなっておりますが、今後は各校へ広げ、教員の指導力向上や子どもたちの体力向上を推進してまいります。

続いて、部活動指導における連携でございますが、本町では平成15年度から平成22年度までは、大阪府の市町村支援運動部活動支援事業を活用し、大阪体育大学の学生ほか地域の人材の協力のもと、中学校の部活動の支援を実施してまいりました。しかし、平成22年度末で本事業が打ち切られたことから、平成23年度以降は町単費で本事業を実施しております。

現在、中学校に配置している部活動外部指導者は17名で、そのうち大阪体育大学の学生が7名となっております。今後も大阪体育大学等との連携のもと、生徒がよりよい環境で運動等ができる環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

また、そのほかにも議員ご存じのとおり、現在、大阪体育大学との連携のもと、学生ボランティアの派遣を行っており、学生の支援により、学校体育や部活動指導以外にも学校生活を充実させているところでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）学校体育における取り組み、よくわかりました。

いろいろ分析というか調べていたら、子どもの体力低下に対する取り組みというのがいろんな地域でされております。もちろんそれを読むわけですけれども、熊取町もこの中に引けをとらない内容かなというのが、今お聞きした内容でございます。

そのことについてはさておきで、部活動について、この4月から制度化ということで、学校に外部人材が単独で部活動を指導、引率できる部活動指導員というのが設けられるようになると。1月には、部活動に適切な休養日を設けるよう求める通知も出されているということで、これはどういうことかということ、教員の大きな負担軽減という位置づけやと思います。例えば、強いスポーツのクラブ活動においては、そういう先生がいらっしゃる部はいいんですけども、そうでない担当の先生、専門の先生がいない部活動というのは、やはりやったことのないスポーツの部活動の顧問にならざるを得んとか、そういった部活動以外のスポーツをされている方が全国大会とか行く場合に、必ず引率に今まで行かなかつたらいけなかつたんですけども、そういったのがこれができることで、ある意味、教員の負担軽減になるのではないかなということ、あとこれに予算さえつけばもっといいんであろうと思います。

そういった条件の中で、外部指導員というんですか、こういった起用をもう少しというか、まだこれからもっと積極的に、今17名もおるということなんで、かなりすごいなというふうに感じております。ですから、これも、もっともっと活発化する必要があるのかどうか、その辺も、今の考え、もしありましたら、この4月から制度化ということも含めてお聞かせ願いたいと思います。

議長（重光俊則君）吉田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）今、先ほどご答弁させていただきました、現在の外部指導者17名というお話をさせていただきました。この17名につきましても、今、議員からお話のありました、例えばちょっと専門性がないというか、自分は経験ないので来てもらいたいということに来ていただいている方も実際にいらっしゃいます。ですから、この外部指導者については、うまく学校で活用をしていくことが必要であると我々は考えております。

その中で、次期学習指導要領の中に、このクラブ活動に関しての文言がありますので、ちょっと読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

議長（重光俊則君）簡潔に。

教育委員会事務局理事（吉田茂昭君）簡潔に、はい。

部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等との人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が高いものと指摘されているが、そうした教育が部活動の充実の中だけで図られるのではなく、教育課程内外の学校教育活動との関連を図り、学校の教育活動全体の中で達成されることが重要であるという文言があるんです。

つまり、クラブ活動を行う上で、当然クラブ活動というのは、強くなりたい子もいれば、楽しくクラブをしたい子もいてる。いろんな子たちがいてる中で、みんなの子が満足するクラブをしていかないということを考えたときに、どういった外部指導者を入れるかということも非常に難しい部分があるので、そのあたりはやっぱり考えながら、大いに活用はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ぜひ、期待しております。よろしくお願ひしたいと思います。

4つ目に移ります。

高齢者福祉面での連携活用というのはいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、ご質問の高齢者福祉面での連携活用につきまして、ご答弁申し上げます。

高齢者福祉施策に係る大学との連携につきましては、まず大阪体育大学と協働して取り組んでまいりました「くまとりタピオ元気体操」の普及啓発が挙げられます。この体操は、平成18年の介護予防事業の導入時に同大学のご協力を得て作成したもので、時期を同じくして発足いたしました、くまとりタピオ元気体操ひろめ隊とともに、これまで10年以上の長きにわたり、普及活動に努めて

いただいております。

具体的な取り組みの一つをご紹介しますと、毎月、熊取ふれあいセンターで開催しておりますタピオ体操練習日には、現在でも2カ月に1回、同大学より講師を派遣していただき、毎回40名を超える方々にご参加いただいております。また、今回、新たに作成いたしましたタピオ体操プラスにつきましても、その内容構成の企画立案からDVDの作成まで同大学にご協力をいただき、このほど完成いたしました。今後はこれを各地区にタピオステーションと名づけ、地域展開を進めていくこととなります。

そして、このタピオステーションの立ち上げ支援、継続支援につきましては、関西医療大学の学生の皆さんの参画を視野に調整を行っているところでございまして、学生が地域に出向き、住民の方々と一緒に取り組むことで、地域住民の方の元気と活性化につながるものと大変期待しております。

これらのほか、大阪体育大学との連携といたしましては、熊取ふれあいセンターで毎月2回程度開催しております「楽しく生きる知恵がし」という一般介護予防教室において、講師を派遣していただいていることに加え、学生の方も参加いただき、レクリエーションなどを行っております。また、関西医療大学との連携といたしましては、長生会と相互に連携した「ほっとシニア会」や「和の会」といった地域交流の取り組みも活発に行われております。

このように、町内大学との連携につきましては、高齢者福祉や健康増進などの分野において、多面的に数多く取り組んでいただいているところであり、今後も本町の財産である町内大学との連携の中で、これまで積み上げてきた実績とノウハウを生かしながら、特色ある健康まちづくりをさらに推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）佐古議員。

11番（佐古員規君）ありがとうございます。

この間の、きのうですか、阪口議員の質問の中で、ぴんぴん元気のポイントの付加のやつがありましたけれども、あれもちょうどいい質問をされているなと思って、太極拳を使われている方にはポイントが付加できないみたいな、それはおかしいなと私も常々思っております。加えて、これはもちろん健康の面からのスポーツという観点でございます。これを世の中に広めていこうとした場合、やっぱり民間事業者であったり、そういった協力というのもぜひ必要になってくるんであらうと思われます。学校の協力も必要です。そういった大きな観点を我々捉えていく中で、一番考えているのはスポーツビジネス、スポーツツーリズム、これを今、2025年には10兆円の規模の、要はそういった経済見通しがありますということです。

そういった中で、これを、このタピオというのが、今は熊取町の中だけでやっております。それで、健康増進につなげようとしています。これを、今度は子どもも一緒になってやりたい、そういった健康とスポーツとをまぜ合わせたときに、これ一体どこが音頭をとってやるのかなど。さっきも太極拳の話、出ていましたね、喜多方市と。これ、太極拳の営業するのはどこの部署がするんですかとか、そういったことを考えていくと、このタピオもしかりなんです。

大阪体育大学が、子どもから大人までのそういったスポーツの取り組みをやっている中で、何を言いたいかというと、やはりこれは教育委員会部局です、これは健康福祉部局ですというそういった垣根を取っ払って、こういう健康、スポーツという分野における、そういうスポーツ推進室的なもの、健康スポーツ推進室的なもの、こういったものがぜひ必要ではないかなというふうに考えております。それをすることによって、ビジネスに対しても取り組みしていけますし、そういった観点をぜひ町長部局で考えられないかなという、これ9月議会の質問の続きになります。その辺、どなたかお答えできる方、町長でも結構です。お答え願えたらと思います。

議長（重光俊則君）最後に。時間ですから、最後でよろしいですか。

11番（佐古員規君）はい。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）ありがとうございます。本当に、整理していただいたような質問だったと思います。

シティプロモーションという課がありますけれども、全庁的なそういうコーディネートできる課も必要かなと以前から思っております。ただ、今はタピオステーション、福祉のほうで一生懸命進めさせていただきたいと思います。それができる中で、総合的にコーディネートできるような、そういう部署も考えていかなければならないというふうに思っておりますので、ご理解していただければと思います。

議長（重光俊則君）まとめてください。

11番（佐古員規君）最後のご意見だけ言わせていただきます。

ぜひ、横断的なシティプロモーション的な発想をもとに、30年からはまた総合計画が進みますけれども、それに向けた第一歩、手がかりとして、何かこの29年度にしっかり前向きな意見を形にさせていただきたいなというふうに思っております。これはもう切な要望で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、新守クラブ、佐古議員の質問を終わります。

次に、熊取公明党を代表して、渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）初めに、3.11東日本大震災から間もなく6年を迎えます。改めまして、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。まだたくさんの方が、風化と風評被害と、そしていじめと闘いながら避難生活を余儀なくされておられます。一日も早い復旧・復興を、加速を心から願っております。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、熊取公明党を代表いたしまして、町政運営方針、予算に関する会派代表質問をさせていただきます。

まず初めに、1項目めは、まちの活性化についてです。

我が国の人口は、平成20年をピークに減少局面に入っています。平成27年国勢調査によりますと、我が国の総人口は1億2,709万人で、前回の平成22年国勢調査に比べて約96万人減少しているようです。昨年末、厚生労働省がまとめた人口動態統計によりますと、平成27年の年間出生数は98万1,000人で、一昨年の100万5,656人から2万人以上減っていて、少子化に歯どめがかからない状況であります。

本町におきましても、人口減少が確認されております。少子高齢化と人口減少が同時進行する中、まちの活性化を目指す地方創生の取り組みが急がれます。地方創生は、平成26年、27年の国及び地方の戦略策定を経て、平成28年度から本格的な事業展開に取り組む段階となっており、29年度は平成31年の成果目標の折り返し点となります。

以上のことから、27年度に策定した熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、本格的な事業展開を進めるために、本年、29年度どのように取り組んでいくのかお聞かせください。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、1点目、熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略の本格的な事業展開のための取り組みにつきまして答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、人口減少、少子高齢化が進行する中、将来にわたり活力ある地域社会を維持するため、最上位計画であります第3次総合計画及び第3次実施計画・財政計画に掲載された施策の中から、本町の地方創生の3つの基本目標、魅力ある選ばれ続けるまちづくり、子育て世代の希望を実現するまちづくり、活力あふれるまちづくりの達成に資する事業を抽出し、熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年10月に策定したところでございます。

同戦略策定後は、平成52年の人口目標4万2,000人の達成に向けた取り組みを展開してきたところでございますが、特に交付金の活用におきましては、地方創生先行型交付金の基礎交付分として、子ども医療費助成の拡充や総合戦略策定、また上乗せ交付分として、永楽ゆめの森公園における販売所の整備やBNC Tシンポジウムの開催、加えて加速化交付金におきましては、熊取コロッケに

代表される食のブランド化の取り組み及び町内大学生を主体とした動画、情報誌の作成に活用してきたところでございます。こうした交付金を活用した取り組みとともに、これまで本町が充実させてきた子育て、教育、また安全・安心、健康増進など、本町の活力を維持、発展させる施策を積極的に事業展開してまいりました。

平成29年度につきましては、これまで同様、地方創生の取り組みを積極的に推進することはもとより、町政運営方針の4つの重点テーマを推進することにより、議員ご指摘のまちの活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

今ご答弁いただきました中で、最初にこのまち・ひと・しごと創生戦略、熊取町のこの戦略をつくった中で3つの基本方針を理事のほうからも説明ありましたが、まずその1つ目の魅力ある選ばれ続けるまちづくりの中で、転入・定住促進、これが一丁目一番地だったと思うんです。その分の転入・定住促進、転入促進について、29年度はどう取り組んでいくのかというところが全然今のところ見えていないというところで、今回質問させていただきました。

昨年も、この会派代表で質問させていただいたんですが、そのときは、27年度につきましては、転入促進をしますよということで、7つのインセンティブに力を入れてきたというところの実績につきまして報告いただきました。そのときには、7つのインセンティブ、固定資産税減免とかありましたんで、そのことによりまして27年度は、社会増減数が上下プラス78人で、府内9位の結果だったという、そういった転入の効果があったという、7つのインセンティブによりまして、報告がありました。そして、28年度は、そしたら何をやっていくのかといったときに、住宅リフォーム補助、そして木造耐震改修、出産記念品、クーポンつきマップと、この4つをインセンティブとして転入促進をするんだという答弁あったんですが、その効果はどうでしたか。ちょっとその効果について、転入の社会増減についての結果をご報告お願いしたいと思います。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） すみません、その継続しました4つのインセンティブ効果につきましては、具体的に件数等々の統計はまだ集計中ということで、今、具体的な数値は持ち合わせていないんですけれども、実際のところ、継続した施策につきましては、おおむね、前年、この過去3年間同様並みであったというような、すみません、具体的な数値なくて申しわけないんですけれども、そのようにご理解いただけたらということで、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） また、数値、教えていただきたいんです。昨年ときは、具体的に、新築住宅につきましては296件あって、転入が168件その分あったんですよというふうにご報告ありました。そういった分で分析は常にさせていただき、すぐに答えていただけるように常に意識していただきたいなと。どれだけの転入者があって、促進策として効果はどれだけ上げているんだというところを、やっぱり常に意識していただきたいなというのは思います。

それはなぜかといいますと、今回のこのまち・ひと・しごと戦略の中でのKPIですね。その中でも、その目標、25歳から39歳までの転入者数、その分につきまして、この結果を見たら、26年は586人、27年は568人だったと。そして、今この28年末はどうですか。この転入者数、出ていますか。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） すみません、申しわけございません。こちらはまだ、国のほうがちょうど国勢調査の関係がございまして、集計が例年よりちょっとおくれてございまして、その関係でちょっと集計がおくれてございます。それは、先ほどの件と同様につながるところなんですけれども、集計が出次第、至急取りまとめまして、またご報告のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）今、その分また出たら教えていただきたいんですが、前回の報告の中でも、実績値が27年度は568人ということで報告いただきました。この目標が612人になっているんですよ、目標値が。その差がある中で、K P I 達成に向けた課題というところで、新たな方策を検討していく必要性があるというふうに書いているんです。どんな方策を考えておられますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）その若者の転入・定住につきましては、本当に我々のこれからの人口減少を乗り越えていく上で、これはもう熊取町のみならず、全自治体の課題というふうなところかと思うんですけども、その中で、熊取町といたしましては、今、若者に今ある熊取町の充実した子育て、教育施策、それらをしっかりと訴求していく。それは、大学生、これから結婚していくというような世代でありますとか、また今実際に子育てされております子育て世代、そういったところをしっかりプロモーションしていく必要があるかということで、昨年の加速化交付金のほうを活用いたしまして、現在、3月の下旬に完成予定でございますが、若者を対象にしました動画と情報誌、こちらのほうでしっかりとまた、全ての施策をしっかりとパッケージングしてプロモーションしてまいりますというふうに考えております。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

今、そういった交付金を使ってプロモーションの動画をつくっていただいているので、それでしっかりとプロモーションしていただくというところなんですけれども。

少し泉佐野市の情報なんですけれども、泉佐野市はお隣のまちなので、熊取町の人が隣に行ってしまうのは困ります。転入、転出されては困ります。ですので、意識していただきたいと思うんですけれども、泉佐野市は今回この転入促進ということで、お試し移住支援制度というものを導入するというご存じでしょうか。本当に一定期間ですけれども、家賃を提供しまして移住を促進する、若い人に来ていただくという施策を推進しております。そしてまた、結婚新生活支援事業ということで、若い人たちの出会いの機会の創出事業をやって、そこで出会いを創出して、そこから家庭、新婚生活を、うまくゴールインしたときの住居を提供するというごことで、結婚新生活支援事業も住居費提供ということで、それも考えておられます。そういったこととか、また以前からも言っていますが、3世代同居、近居ということで、そういった事業の継続もやっております。

そういった補助事業を、若者に住居を提供するという、若者が一番困っている、そういった転入を促進するような、そういったことを考えてやっているんですけれども、そういったことを、この今回の転入については、新しい方策、そういったものを考えてないのでしょうか。ちょっとその辺がすごく気になるんです。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）どうもすみません、ありがとうございます。

今おっしゃられました泉佐野市の動きというのは、もう十分、調査、分析のほうは行っておまして、実際のところ、我々のほうも、もうできますれば、今おっしゃられた制度を、本音で言いますと全てやっていきたいというのは、これは私のみならず、恐らく理事者側の全員の気持ちだと思います。

ただ、議員ご指摘の地方創生の、つまり転入促進、地方創生、熊取創生のこの取り組みにつきましては、現時点の考え方なんですけれども、現在の財政状況、これらを視野に入れまして、活用できる交付金、これはしっかりと漏らさずに取りに行くという、広い視点等、積極的な姿勢とともに、これまで、先ほども申し上げました、着実に積み上げてまいりました充実した子育て、教育施策、またこれから積み上げてく近隣自治体と比して優位な施策、これらを柱といたしまして、子育てしやすい教育のまち熊取といった、こういったことに代表される、いわゆるブランドイメージをしっかりとプロモーションして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

本町では、ご存じのとおり、小中学校のエアコン整備、またその他の公共施設の老朽化対応など、今後多額の税金の投入、これが予想されておりまして、財政的に、本当に全ての事業が実施できるという状況でもございません。したがって、選択と集中の観点のもと、引き続き近隣の動向というんでしょうか、本当に財源を見きわめながら、取れるものはしっかり取って、その中で選択と集中の考え方のもと、しっかりと施策のほうを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

財源もあるかと思うんですが、このお試し移住支援制度というのは、府営住宅を、大阪府のほうもあいている府営住宅を提供するというので、手を挙げてくれる、そういった自治体を募集しているみたいなんです。だから、そういったところの、うちは町営住宅もありますけれども、そういった空き室を何か利用して、そこに若者が来てもらえるように推進するという施策みたいですので、それも一定期間ですので、ずっとではないので、そういったお隣がやっていることをちょっと参考にしながら、我が町に合った施策に変えていったらいいかと思いますが、熊取町の人が、いいやないかということで向こうへ、泉佐野市に、やっぱりちょっと意識せなあかん、行ってしまってもまた困りますので。

せっかく7つのインセンティブをして大阪府内で9位の結果だったという結果を出しながら、結局、今何もやっていなかったら、もう全然、この熊取町、せっかく福祉とか教育とか、いいことやっていても、やっぱりそれは住んでいて初めて「ああ、熊取町に住んでよかったな」と思える施策でありまして、転入、若い人を呼び込むというのは、やっぱりちょっと打ち上げ花火みたいな、こういったちょっと違う内容のものを打ち出すほうが、インパクトあるかと思うので、お願いしたいと思います。

今、そして住宅につきましても、今度は秋に、国のほうで秋に、今、熊取町は持ち家率が83%ありますよね。その中で空き家になっている住居もあるかと思うんですが、その空き家をそういったところに提供できる、国のほうもそういったところの補助をするという施策がこの秋に、今、国会のほうで話が出ているみたいなんですけれども、そういった施策もあるみたいなんです。だから、そういったものもまたちょっとアンテナ張って取り入れられたら取り入れていただいたら、若者の支援に、転入支援に使えるかと思うので、お願いしたいと思います。

次、同じあれなんですけれども、同じその中で、基本目標の3つ目の中に活力あふれるということで、活力あふれるまちづくりというのがあるんですけれども、観光プロモーション、きのうも熊取ブランド、熊取コロケの話が出ていたんですけれども、この観光プロモーションというところで、3番目の地場産業のところ、この辺もすごくどうやっていくのかなと、観光産業をどうやって活発に活力あふれるまちづくりにしていくのかなというところをすごく思っていて、この分につきましても、ちょっと次の交付金にも絡んでくるんですけれども。

道の駅、今、永楽ゆめの森の公園ができました。たくさん、28万人の方が開園時に来られたと。今は22万人に減ってきているということでしたけれども、それだけたくさんの方が来られていて、やっぱりその人たちがただ単に公園で遊んだ、帰るというのではなくて、熊取町のもの、物産を買って帰ってもらえる、そういった場所がやっぱり必要かと思うんです。そういった中で、道の駅、これが、まち・ひと・しごと総合戦略の中にも道の駅というもの、地場産業の振興のところ、道の駅の、産業振興拠点づくりにも向けた取り組みを推進していくというふうに書かれておりますが、この辺の検討はどこまで進んでおられますでしょうか。

議長（重光俊則君） 藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君） 道の駅につきましても、以前にもご質問いただいたと記憶しております。

本来、道の駅、永楽には確かに多くの方が来られておりますが、やはり公園を目的に来られる方でございますので、道の駅としては、やはり幹線道路、例えば岸和田市であれば愛彩ランドです、

外環状線であったり、和泉市も同様に外環状線沿いというような形で考えられているようですので、本町もまだまだ先の話になりますけれども、岸和田南海線、やはりこういう幹線の中で検討すべきではないかというふうに関心を持って考えております。

現実的に永楽ゆめの森、本当にそこでまずそういう敷地がとれるのか、駐車場の問題、まだまだ課題がございます。一番の問題は事業主体が、やはり一番の課題であると思っております。

今回、販売所につきましては、管理棟の中でいろんな物品、今、少ないんですけれども、その販売については、JAであり商工会とも多々交渉はさせていただいたんですが、やはり現実的にそれを経営していただけないという残念な結果で今の現状があるということだけご認識いただきたいと思っております。ですので、これが、JAがもし本当にやる気をもってしていただけるようなことであれば、前向きな、進めていくことも容易ではないかなというふうには思っております。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） こちらの思いをしっかりと訴えていけば、JAもやる気になるのではないかなというふうに思います。別に、道の駅のあのエリアにしなくても、ゆめの森公園のあのエリアにしなくてもいいんです。同じ熊取町内なんで、車で来られた方がちょっと足を伸ばせばいいというだけなので。

道の駅というのは、どこ行ってもあると思うんです。そこでその物産を買っていってもらい、それが一番の熊取町のPRになるかと思っております。熊取コロッケもありましたけれども、そこで買って帰ってもらえる、一番のPRになるかと思うんです。物産、地産地消、学校給食でお野菜を使って、お米を食べていただくというのもそうなのですが、やっぱり来て買って帰ってもらうという。

私たちが視察でいろんなところへ行ったりしたときには、やっぱりその道の駅、先般も奈良県のほうに行ってきたんですけれども、奈良県の平群町とか大淀町に行ってきました。でも、やっぱり道の駅に寄って、そのものを買って帰りました。その何がいいのかということで、大淀町は梨が名産ということで、梨を使っただけのケーキを買って帰りました。それと、また平群町はバラの花を買って帰りました。

だから、そういう、ただ単に遊んで、公園で遊んで帰っていくのではなくて、その人たちに熊取町のものを買って帰ってもらえる、それをやっぱりJAの方に協力してもらえるようにしっかりと訴える、こちらの思いというものも必要かと思っておりますので、その辺、またしっかりと検討していただきたいと思っております。

その分の交付金ということで、次、2番目に……。すみません。

議長（重光俊則君） 手短かにお願いします。明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） すみません、先ほど4つの継続したインセンティブの資料なんですけれども、今ちょっと後ろから入りまして、ご報告させていただきます。

まず、出産記念品につきましては、4月からこの1月末までの集計、出ております。こちらのほうが、出産記念品のほうが286件で、うち転入が20でございます。昨年の、27年4月から28年1月末、ですから同時期ですね、同時期が261件の転入が32ということでございます。

同じく、住宅リフォーム補助のほうですけれども、同じく4月から1月末までが64件で、うち転入が3の実績でございます。昨年度の同時期が65件のうち転入が3。

木造住宅耐震改修補助のほうが、実績のほうが4に対して転入は0、これは昨年度も同様で4に対して0ということで、大体先ほどご答弁いたしましたとおりの同数というところでございます。

それと、すみません、ちょっと先ほどの答弁で1点補足させていただきたいんですが、言っている内容は大体同じなんですけれども、要は今ある施策というのを、今後のプロモーションということで私申し上げさせていただいたんですけれども、当然これから行っていく新しい施策というのも熊取町の魅力、当然なっていくます。それで、29年度につきましては、当然中学校のほうにエアコンを全て設置していくと、これは大きな魅力の一つにもつながってまいりますし、また新しい施策としましては、これは安全・安心のほうになってきますけれども、分団庫を全て改修していくとか、

そういった29年度の新規施策、これらも熊取町の魅力になっていきますので、そのあたりのほう、よろしくご理解いただけたらと思います。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。今の言われたのは、町政運営方針でもちゃんと読んでわかっておりますので。

今、そのいただいた住宅リフォームとか、木造耐震とか、出産記念品が、どれだけ転入者の促進になっているかというところを、この数を見て検討してほしいというところですか。それを言いたいです。新たな転入者を促進できる、そういった施策をしっかりと検討してください。

次、今、道の駅の分につきまして、国のほうにおいても地方版総合戦略に基づいて、地方創生推進交付金という、そういったものも取り上げております。地方創生のさらなる深化を推進するとして、平成29年度から交付上限額の引き上げなど運用面を弾力化し、地方創生のさらなる深化を推進しようとしております。

具体的には、都道府県に対して、交付金の上限額を1事業当たり原則として最大2億円から3億円に、また市区町村におきましては1億円から2億円に引き上げ、総事業費に占める施設整備につきましても、ハード事業の割合をこれまでのおおむね半分以下としていましたが、地域への経済効果が高い場合は、特例としてハード事業の割合を高くしても認めるというふうであります。また、女性や若者の活躍を通じた地域活性化策を進めるために、地域で頑張る女性を応援するために地域女性活躍推進交付金を計上し、地域の女性活躍に効果的に取り組む自治体を支援する予算も盛り込まれているようであります。

そういった、国の地方創生推進交付金や地域女性活躍推進交付金などの活用についても検討されておられるのでしょうか。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） それでは、続きまして、2点目の地方創生推進交付金の活用につきまして、まずは企画部のほうより答弁させていただきたいと思っております。

地方創生推進交付金につきましては、議員、今ご紹介いただきましたとおり、平成28年度に引き続き、平成29年度の国の当初予算において、地方創生の深化を目的に、地方創生推進交付金が計上されたところであり、その要件として、総合戦略に位置づけられた事業であり、かつ自立性や官民連携といった条件を満たす先導的な取り組みを支援することというふうにされております。

同交付金の活用方策につきましては、財源となる補助率が50%であるということも踏まえまして、選択と集中の考え方のもと、真に熊取町の地方創生に資する事業の財源として活用のほうをしっかりと図るべく、引き続き検討のほうを深めてまいりたいというふう考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（重光俊則君） 田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君） それでは、議員ご質問の地域女性活躍推進交付金の活用につきましてご答弁申し上げます。

本交付金制度につきましては、平成27年2月に女性の活躍を推進することを目的といたしまして創設されたものでございます。

制度の内容といたしましては、地方公共団体が女性の活躍を推進することを目的として実施される事業のうち、地域の現状の分析や官民連携体制の構築を行った上で、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍推進や、ワンストップでの相談支援体制の整備、あるいは女性が継続就業しやすい環境づくりの検討などの事業が補助対象となっております。平成29年度の補助率は2分の1で、補助金上限額が250万円となっております。

本町は平成26年度の第1回公募時に交付申請を行っておりますが、採択には至らなかったところでございます。その後、平成27年9月に女性の職業生活における活躍推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が制定、施行され、現在では、本交付金の申請要件といたしまして、同法に基づく

市町村推進計画を策定済みか、策定予定であることが挙げられております。

本町におきましては、現時点では本計画は未策定ではあるものの、平成29年度には策定予定でございませう。

本交付金制度の今後の実施有無に関しましては、不透明なところもございませうが、本町推進計画の策定をスピード感をもって進めながら、本交付金の活用について、国の動向を注視し、適時適切に対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

提案していただいたけれども、不採択であったと。今回、また新たに推進計画を策定するということですので、しっかりまたそういった計画を立てて、交付金が取れるようにまた申請をしていただきたいと思うんですが、この女性活躍ということで、昨年のこの会派質問でもさせていただいたんですけども、やっぱり女性の活躍に、まち・ひと・しごとじゃないですが、女性の仕事ということに、活躍というところにこと視点を置きまして、そういったところの女性の力をまちづくりの中に生かしていくという、そういったことに転用していただけたらなというふうに思うんです。

今回、産業活性化基金ですか、昨年ちょっと提案させていただいた、女性起業家に対する育成ということで助成金を出したらどうかということ、昨年のこの会派質問でさせていただいたんですけども、そのときはあれやったんですが、今回、この間の議員全員協議会で説明ありました、産業活性化基金を使って、女性や若者の創業支援を検討しているということのご報告がありました。その分につきましては、本当にそういった形で取り組んでいただくことを大変ありがたいかなというふうに思っております。女性の活躍、起業家、また女性の視点でいろんなイベントをやり、また仕事をつくり、また起業家をつくっていくというところが、やっぱりまちの大きな活性化につながるんじゃないかなというふうに思っております。

ちょっと時間があれなんですけど、ちょっとだけ紹介させてもらいたいですけれども、ある大学の先生が出している月刊誌の中に載っていたんですけども、女性の活躍というところで特集で載っていたんですけども、まちを見たときに、男性服のお店と女性服のお店を見たときに、どっちが多いかといったら、女性服のお店のほうが多いですよ。そして、また理容室と美容室を見たときに美容室のほうが多いですよ。だから、そういうので女性の消費者が多いところなんですよ。だから、皆さん、いろんな買い物、家を買うにしても、車を買うにしても、いろんな買い物にしても、選択するのは奥さんやと思うんです、女性やと思うんです。何を買う、どっちすると、選択するといったら女性なんですよ。奥さんの意見というのがすごく、8割は占めているというんですよ。この方がおっしゃっているんですけども、実際そうかなというふうに思うんです。

だから、消費や購買活動の決定権は女性が持っている、だから、女性に好かれる企業や商品は高い評価を受けると、でも、女性に嫌われる企業や商品は評価されない、だから、女性の視点、目線、女性の力や活躍が評価される、女性が輝いている、そういったところのまちは人が寄ってくるという、そんなふうな思うんです。そういうふうな、女性のこれからいろんな、第3次産業、今第1次・第2次産業来て、今第3次産業になってきたときに、サービス業となってきたときに、やっぱり女性の活力というのが出てくるかと思うんです。

そういった意味で、私自身も思うんですけども、去年も言ったんですが、このプロジェクトチームでもいいです、女性の輝く課という課をつくってくれたら一番いいと思うんですけども、プロジェクトチームでもいいんですけれども、観光大学の女子学生を呼んできて、女性の目線でいろんな政策、グッズでも開発してもらおうんです。だから、熊取コロッケもありました。ただ単に持って行って販売するんじゃなくて、そのパッケージからどんなふうなPRするかとか、女性の意見を聞いて発信するんです。今、フェイスブックとかインスタグラムですか、そんなんもあります。

女性の発信力すごいです。これ、ロコミも、このグルメでもそうです。女性がこれいいと言ったら、もうすごいロコミで広がっていくんです。だから、熊取コロッケいいという、いろんなパッケージも女性に、大体生でもいいです、考えてもらって、それを発信したときに、広がり全然違うと思います。だから、そういった面で女性の視点というんですか、そういうものを生かしていただく、それがまちづくりになり、またそれで商品ができれば、大学生に来てもらって、いろいろ考えてもらって、知恵出してもらってやってもらったら、その女子大生は熊取町に住むと思うんですよ。自分が提案して、自分が考えた施策が生かされたと思ったら。だから、そういうことも考えてやっていただきたいなど。ちょっと時間がないので、すみません。

議長（重光俊則君）藤原住民部理事。

住民部理事（藤原伸彦君）すみません、貴重なご意見ありがとうございます。

コロッケのお話、出ましたんで。実は、コロッケの食のブランド創造会議、観光大の女性の学生に入っていて、本当に忌憚ない意見をいただいています。また、もう1点、スイーツフェア、今回ちょっと先ほど一般質問の中で述べさせていただいたんで、そこにも観光大の女性の学生に入らせていただきまして、さらに学校でもPRいただくなど非常にご尽力いただいたということだけ、ご報告させていただきます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。またそれをもっともっと生かせるように、1つのセクションなりつくるなり、つなげていけるようにしていただけたらなど。コロッケだけじゃなくてと思います。

次、ちょっとすみません、時間がなくて、2項目めにいきます。

2項目めは、健康づくりの充実についてお伺いいたします。

1点目は、29年度町政運営方針に前立腺がん検診を新たに導入するとありました。その実施方法についてお聞かせください。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）それでは、健康づくりの充実についての1点目、前立腺がん検診の実施方法等につきましてご答弁申し上げます。

この前立腺がん検診でございますが、国の指針では積極的な推奨はございませんが、早期発見、早期治療というがん検診の共通原則に基づき、1人でも多くの住民の方が健康で、その生活の質を維持していくことを目的に、町の独自検診として導入するものでございます。

主な実施内容でございますが、罹患リスクが高くなる50歳以上の男性を対象といたしまして、PSA検査により実施いたします。受診頻度は1年度に1回、集団での特定健診の機会と合わせて行います。また、検診費用の一部を自己負担金として、1人当たり1,000円を徴収する予定でございます。なお、精密検査の受け入れ医療機関につきましても、一定確保できる見込みでございます。

以上の枠組みで、しっかりと広報、啓発しながら取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）ありがとうございます。27年12月と28年9月に質問させていただきまして、早速取り組んでいただくこと、大変ありがとうございます。

参考資料につけさせていただきました新聞記事なんですが、10年罹患率でいうところで、やっぱり前立腺がんにつきましては早く早期発見することがいいということで、10年生存率が95%ということですので、やっぱり早期発見が一番の治療かと思っておりますので、しっかりとまたこのPRのほうを、お知らせのほう、こういったことを特定健診の中で実施しますよということをPRしていただけたらなというふうに思いますが、それも中にチラシか何かに入れてされるのでしょうか。特定健診の受診票を郵送しますよね。そこには、印刷という感じですか。何かこの分について特別に入れるとかいうのはあるんですか。

議長（重光俊則君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） ちょっと特別なそういうチラシなどというのは考えていないんですけども、健康カレンダー等々により、今年度新たにPSA検査、また実施しますよという広報は、しっかり取り組んでいきたいなと思っております。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。よろしく願いしておきます。

次に、2点目。2点目は胃がん検診についてです。

町政運営方針に、各種がん検診については、受診しやすい環境づくりに努めるとありますが、胃がん検診について、平成28年9月議会で、胃内視鏡検査についてはできる限り早期に導入するように進めていきたいとのご答弁でしたが、どのように検討が進んでいるのかお聞かせください。また、胃がんリスク検診については、まだ検証しているのかどうかお聞かせください。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） それでは、質問の2点目、胃がん検診での胃内視鏡検査及び胃がんリスク検診につきましてご答弁申し上げます。

まず、胃内視鏡検査でございますが、市町村が行う胃がん検診の一つとして、平成28年2月に国が示す「がん検診実施のための指針」に位置づけられたことを受け、近隣3市3町及び泉佐野泉南医師会とともに導入に向けての検討を始めております。

その進捗状況でございますが、医師会において胃内視鏡検査による検診を導入できる医療機関の調査が行われ、集計を行っているところでございます。そして、3月2日には、3市3町と医師会との間で検討会も開催し、意見交換などを行いました。

一方、国では、胃内視鏡検査は、出血やせん孔、ショック等重篤な偶発症を引き起こす可能性があり、このような偶発症に適切に対応できる体制が整備されないうちは実施すべきではないと定められており、当該検査を導入するには、安全管理のためのマニュアルづくりのほか、内視鏡画像のダブルチェックができる専門医の確保、財政面などまだまだ多くの課題が残っております。

今後は、3市3町、医師会とともに、胃内視鏡検査の導入に向け、しっかり話し合いながら、引き続き課題の解決に取り組んでいきたいと考えております。

次に、胃がんリスク検診についてでございますが、国の見解につきましては、平成28年9月議会での一般質問におけるご答弁以降、さらなる進展がございませんので、本町といたしましては、現時点では当該リスク検診の実施は考えていないところであり、これまでどおり国の指針に基づき、まずは胃内視鏡による胃がん検診の導入に向け、優先的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

内視鏡検査につきましても、まだまだ検証しているというところなんですね。まだ29年度中には、導入は難しいというところですか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 国のほうからの指針がありましたので、動き出している自治体もあるようです。やはり、この医師会とともに取り組んでいかなければいけない。また、熊取町だけというわけではなしに、3市3町の枠組みでということもありますので、しっかりとそこは話し合いながらということで、先ほど答弁させていただきましたけれども、3月2日には意見交換を行ったりとか、問題点などまだまだやはりございますので、しっかり取り組んでいきたいと。

それで、29年度からというのは、やはり予算計上を見てもおわかりかと思うんですけども、ちょっとそこはまだ無理だったんですけども、30年度、31年度、これはいつかということのお約束はできませんけれども、国の指針が示されている以上は、しっかりとそこは医師会とともに話し合いながら、早期の検診実現に向けて取り組んでいるというところで、今のところはその答弁でお許しいただきたいなと思います。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。今の胃がんの検診受診率は何%ですか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） これは、大阪府からの情報発信をさせていただいている部分なんですけれども、27年度の熊取町で6.7%です。ちなみに、大阪府の平均で4.5%と府内平均よりは高いんですけども、でも6.7%ということで低い数値になっております。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

健康くまとり21の目標は何%ですか——もういいです、40%になっております。

議長（重光俊則君） 続けてください。

8番（渡辺豊子君） すみません。この検診の受診、府内では高いかもしれないですが、自分たちが掲げた目標は40%です。その目標に向けて、やっぱり何で低いかというと、受診をしやすい環境にしたいというふうに町政運営方針に載っていましたが、やっぱり受診しやすい環境じゃないから低いのではないかなというふうに思っております。

ですので、内視鏡については今取り組んでいただきながら、受けやすい、バリウムに抵抗のある方以外、内視鏡で受診してもらえるとということで、推進していただいているかと思うんですが、その検診率を上げるために、内視鏡は胃がんの検診ですけども、胃がんリスク検診というのは、胃がんになりやすいかどうかの、まずは網で対象者を絞るというか、そういうものやと思うんです、なりやすい人だけがひっかかってくるという感じで。そういったところのリスク検診ですので、血液検査だけですので、すごく抵抗なく受診できます。

ですので、最近ふえてきていると思います、胃がんリスク検診を取り入れている自治体というのが、この府内では茨木市、和泉市、堺市というふうに聞いているんですが、ことしは京都のほうでも京都市が導入されます。そして、今導入しているところ、和泉市のほうにつきましても、胃がん検診は3%やけれども、リスク検診は2割の方が検診を受けたというふうに聞いております。そこから、その人たちが、またちゃんとした胃がん検診を受けていただく意識づけに、受けなさいよという背中を押してあげられる、そういうことになるかと思うんです。

ですので、このリスクは、死亡減少効果というものはないかもわかりませんが、胃がんになりやすい人を選出できるというところで必要かと思えます。さらに検討のほうはないですか。

議長（重光俊則君） 山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君） 私のほうから、ちょっと2点だけ。

まずは、受診率を上げるための取り組みとして、特定健診と一緒に大腸がん検診とセット検診で行うというセットによることによりまして、受診の勧奨を促していきたいというところで、一定工夫しながら取り組んでまいります。

それと、やはりリスク検診につきましても、国のほうの指針で、そこは死亡率をもとに考えていくところではございますけれども、まずはそのリスク検診をやって、陰性やったからこれ安心やっってしまうということもなきにしもあらずで、そういう意味で、やはりこのリスク検診と胃がん検診とセットでできる、もしくはその因果関係をしっかり国のほうで検証しますというような方向性が示されておりますので、町としては、それを見守っているという立場でございます。それは、3市3町とも、どこも飛び出ることなく考えているところでございますので、そこは一応、足並みもそろえておりますし、見守っていきいたいなというところでご理解いただければと思います。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

資料につけました10年生存率を見たときに、胃がん検診を見たときに、ステージ1のときは93.9ですが、2期になったときには55.8で、ぐんと下がっているんですよ、10年生存率。だから、どれだけ早く発見することが大切かというところにつながるかと思えますので、その辺のところ、この

程度にきょうはしておきますが、またよろしくお願ひします。

次、3つ目。3点目ですが、肝炎や肝臓がん予防についてです。

B型肝炎ワクチン予防接種が、昨年10月1日より0歳児を対象に定期接種化されました。B型肝炎の感染については、血液以外に尿や涙、汗などの体液にもウイルスが存在することから、出産時の母子感染だけでなく、家族やほかの子どもからの感染についても対策が必要です。それで、0歳児への定期接種開始と同時に、キャリア化の危険性が高い3歳未満児に接種を促進するために、独自で助成している市町村もあります。千早赤阪村は、ことしの9月までですが、小学校6年生まで助成しています。

昨年の9月議会でも質問させていただきましたが、そのときのご答弁では、3市3町で協議を行っていきたいとのことでした。協議はどのように進んでいるのかお伺ひいたします。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）B型肝炎ワクチン予防接種の3歳までの公費助成における3市3町の協議につきましてご答弁申し上げます。

B型肝炎の予防接種につきましては、議員、先ほどおっしゃいましたとおり、昨年10月から定期接種として実施しており、接種期間の短い4月から7月生まれのお子さんに対しましては、4カ月児健診やBCG予防接種などの機会に個別指導をしております。さらに、未接種者には、個別に電話による接種勧奨を行うなど、きめ細かい対応を行っており、現段階における未接種者は、対象者282名中、要保護家庭として支援中の方が1名、長期療養中の方が1名、あと接種拒否の方が2名の計4名となっており、ほとんどの対象者が1歳までに接種完了する見込みとなっております。

ご質問の3歳までの公費助成についてでございますが、昨年9月議会での渡辺議員からの一般質問時にご答弁させていただいたとおり、国規定におきまして対象者が1歳までとされておりますのは、厚生労働省の厚生科学審議会において議論され、現時点では1歳までがキャリア化しやすい年齢であるとの判断をしていることや、1歳を過ぎると保育所入所など外での活動を始める時期であることを考慮し、1歳までのできるだけ早い段階で接種を完了することが重要との考えによるものでございます。

また、対象年齢を拡大した場合には、予防接種による健康被害について子どもの身体的影響を考慮する必要があり、本町独自の判断ではなく、専門機関を有する国の判断に準ずることが望ましいと考えており、さらに国の健康被害救済制度が適用されないことから、国の規定に基づき実施すべきであると考えているところでございます。

3市3町での協議の状況につきましては、3市3町での会議などで意見交換をしておりますが、現時点では3市3町ともに本町と同様、国基準に基づき実施するとの考え方でございますが、3歳までの公費助成につきましては、引き続き、国やほかの自治体の動向を注視しながら協議してまいるとともに、満1歳までの接種完了に向け、きめ細かな対応を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

今、大体、昨年10月からでしたので、接種期間の短い4月から7月の対象児につきましては、2名を残し、全ての方が接種できるというところ、しっかりと推進していただき、説明していただき、できるようにしていただいたことはよかったかと思ひます。あと2名の方は、なかなかちょっと難しいというところですね。

その中で、3歳までというのは、これもリスクをなくす肝炎で、将来肝炎にならないように、肝がんにならないようにというところで、小児医師の方が3歳未満までに、集団生活に入るまでというところで提言みたいになされておられまして、できたらこの0歳児、0歳は接種、昨年の10月からは0歳児になっているんですけれども、今の1歳、2歳の子どもはそういった意味で接種できていないというところで、あと2年か3年だけすれば、全て3歳未満の方は接種しているという環境

になる、状況になるかと思いますので、ずっと継続的じゃなくて、この2年間だけでもできたらなということによって要望させていただいております。河南町や太子町につきましても、2歳未満は接種しているというふうに聞いております。

今、補償の話とかもありましたが、今回接種して何か副反応等が出た子どもとかありますか。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）このB型肝炎ワクチンにつきましては、従来からラテックスアレルギー、これのほうに懸念されるというところがございますが、現段階で重症化に至った等の報告は、まだなされていないというところがございます。

議長（重光俊則君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。

ちょっと時間があれなんで、この分につきましても、またしっかりと3市3町でもう一度協議していただき、あと2年でもいいので、検討していただけたらいいかと思っております。お願いします。

次、大きな3項目めへいきます。3項目めは、子ども施策の充実についてです。

出産後の母親が、育児への不安や重圧などによって、精神的に不安定になる産後鬱は、新生児への虐待を招くおそれがあります。こうした事態を防ぐために、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援として「すくすくステーション」、子育て世代包括支援センターを設置して、すくすくサポートプランを作成し、取り組んでおられます。また、産後2週間ころの産婦に対する心身のケアや、乳児の発育状況の確認などが受けられる産後2週間サポート事業を、先進的に昨年4月より実施していただいております。

平成29年度から、国が産婦健康診査事業として、新規事業として、産後2週間と産後1カ月の2回分に係る費用を助成するようであります。本町の産後2週間サポート事業について、国の産婦健康診査事業として、助成を拡充して取り組むよう推進されるのかどうかお伺いいたします。

また、続いてその2番目の、産院等での宿泊または日帰りで助産師等による心身のケア、育児相談等を行う産後ケア体制については、広域で検討が進んでいるのかお伺いいたします。

議長（重光俊則君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）それでは、産後2週間サポート事業における助成拡充の取り組み、また産後ケア体制の検討につきましてご答弁申し上げます。

妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させるため、産後2週間前後の育児不安の高まりやすい時期に支援を行うことで、産婦の心身の健康の向上や育児不安を軽減することを目的といたしました産後2週間サポート事業を、国における妊娠・出産包括支援事業の産前・産後サポート事業として位置づけ、補助制度を活用し、昨年4月から3市3町の広域で実施しているところでございます。

ご質問の平成29年度から国が実施する産婦健康診査事業につきましては、詳細は国からまだ示されておりませんが、産後鬱の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間サポート事業と同様の内容で、産後健診を対象に2回分の費用を助成するもので、健診の結果、支援が必要な母子への心身のケアや育児サポート等の支援につなげるという観点から、妊娠・出産包括支援事業のうち、産院等への宿泊や日帰りにより、医師や助産師による心身のケアなどを行う産後ケア事業を実施することが、国庫補助の要件となっております。

産婦健康診査事業を活用した産後2週間サポート事業の拡充につきましては、前提条件である産後ケア事業が、3市3町では田尻町以外は未実施であるため、現状では困難であることに加え、産後2週間サポート事業が実施から1年が経過し、平成29年度に泉佐野保健所と3市3町で同事業の事業評価を行うべく、現在データ収集の取り組みを始めたところでございまして、今後この結果を3市3町で検証するとともに、産婦健康診査事業の詳細がわかり次第、調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、産後ケア事業につきましては、3市3町の母子保健分野の担当者会議などで意見交換を行

っておりますが、医療機関における病床の確保などの課題が大きく、検討が思うように進んでいない状況であり、引き続き、利用者の多い医療機関から個別に意見を聞くなど、3市3町で調査、研究を行ってまいります。

また一方で、こういった状況や産後ケア事業実施が産婦健康診査事業の補助要件となっていること、さらに産後2週間サポート事業により医療機関から報告があった方に対して、担当保健師が訪問、支援している現状のさらなるブラッシュアップを図りたいというような観点から、現状の対応に加え、大阪府助産師会等との連携等も研究するなど、町単独で産後ケア事業制度が活用できないかというようなところも並行して検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

先進的に、産後2週間サポート事業に取り組んでいただきました。そのことで、本当に産婦さん、お母さんは、お医者さんに診ていただいて、産後2週間の状況を検診していただいて、いろいろアドバイスしていただき、すごくいい事業を推進していただけたというふうに思っております。それが、国も評価してくれて、今回この2回、2週間だけじゃなくて、2週間と1カ月後もやりますよという、こういった新しい事業になったのかなというふうに私自身も理解しております。

そして、この事業につきましては、1回について5,000円、上限ですね、1回5,000円、だから2回5,000円という形でこの事業があるというところで、今回やっていたらこの事業には、条件として、参考資料をつけさせていただいているんですが、今も理事も答弁がありました、産後ケア事業を実施していないと、この国の補助金はいただけないというところになっております。今、理事もご答弁していただきました。この産後、不安になっているお母さんをケアし、そしてまた助産師の支援、また日帰りや宿泊ができる、そういう体制があって初めてこの2つの検診が国からいただけるんだというところがございますので、それであるならば、そういった体制にできるように、今、理事のほうも、助産師会のほうと交渉しながら単独でも取り組みを進めていきたいというようなご答弁いただきました。ぜひとも、熊取町のお母さんが産後、本当に鬱で子どもたちの子育てに行き詰まらないように、そういった産後ケアができる体制にできるように、そして、国が示しているそういった補助金もしっかりといただきながら、推進できるように取り組んでいただくようお願いさせていただきますが、よろしいですか。

議長（重光俊則君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 議員、ほぼ言っていて、全く同感でございます。切れ目のない支援というところで、ママたちの、また子どもたちのケアをしっかりとやっていくという中では、切れ目のない中の一つだという認識はしています。その中で、補助制度をしっかりと活用しながら、また連携できるところは3市3町、連携しながらやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

しっかりとできるところはやっていただきたいと思いますので、熊取町は子育て支援のまちですので、その分もしっかりとPRできる施策の推進をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（重光俊則君） 以上で、熊取公明党、渡辺議員の質問を終わります。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより午後3時15分まで休憩いたします。

（「15時03分」から「15時16分」まで休憩）

議長（重光俊則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会派代表質問を続けます。

次に、未来を代表して、坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） それでは、未来を代表いたしまして会派代表質問をさせていただきます。

まず1点目、熊取創生プロジェクトチームについての1つ目の、プロジェクトチームができてからの成果と現在取り組んでいる事案についてご答弁をお願いします。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） それでは1点目、プロジェクトチームができてからの成果、それと現在取り組んでいる事案について答弁いたします。

平成28年4月20日付でプロジェクトチームを設置し、取り組みを始めたところでございます。具体的には、宿泊施設誘致推進チーム及び公有財産を活用した地域活性化推進チームの2つの推進チームを立ち上げ、先進地の視察や事業者へのヒアリングなどを進めてまいりました。その成果といたしまして、宿泊施設の誘致につきましては宿泊施設誘致条例を制定し、議員の皆様にもご協力をいただきながらさまざまな機会を捉え、町長のトップセールスを初め、宿泊施設誘致推進チーム一丸となって精力的に誘致活動を進めてございます。

また、公有財産の有効活用につきましては、まず、永楽浄水場跡地の有効な利活用を目指した具体的な方策を検討したところですが、民間主導によるビジネスモデルを構築する上で多額の先行投資が必要となることなどから、事業化が困難であるとの結論に至ったところであり、現在は熊取図書館周辺の遊休地を活用した活性化方策について検討しているところでございます。

また、これらの推進チームの取り組みに加え、熊取駅周辺の活性化を図るため、プロジェクトチーム本部から事業担当を事業部と位置づけ、地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>推進協議会の協力により新たに緑化プロジェクトを立ち上げ、町内造園事業者や花卉販売事業者7者のボランティアによる取り組みのもと、個性ある花木の植栽や造作物による華やかで美しい駅前生まれ変わるという成果を上げたところでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君） 坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） このプロジェクトチームができたときのご説明に、町長の肝いりでということが始まったかと思うんですけども、多分これ、僕がこの会派代表質問でしなかったら誰か聞いていたんかなという、忘れられていたんじゃないんかというぐらいのひっそりしたプロジェクトチームになっていたんかなと思うんですけども、その辺のお考えはどうでしょうか。

議長（重光俊則君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） プロジェクトチームの推進項目につきましては、本答弁、先ほど申し上げましたとおり、推進チームを構築したタイプが2本と、事業原課で直轄したタイプが1本でございます。そのうち、推進チームの宿泊施設誘致につきましては、昨年の9月定例会の条例案、あちらのほうのご説明の中で、今後推進チームを中心に営業活動を展開させていただく旨、その機会を持ってご説明をさせていただいたというふうに認識してございます。また、駅前緑化プロジェクト、こちらにつきましては、昨年12月定例会における会期前の議員全員協議会と補正予算の中で、それを機会といたしましてご説明させていただいたかというふうに認識してございます。

ただ、公有財産の有効活用推進チームにつきましては、具体的な成果や報告できるレベルにまではまだ熟成されていなかったということから、ご報告に至っていないという状況であることをご理解いただけたらなというふうに思いますが、今後におきましては、成果のいかんにかかわらず正式な議会という場での報告かはちょっと別にさせていただきます、中間的な報告、これは必ず設定して情報提供の機会を積極的に行ってまいりたいというふうに思いますので、ご理解をよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君） 坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君） 肝いりで始めるということやったので、ぜひその辺は、この事業はプロジェクトチ

ームでやりますというふうなアピールをもうちょっとしてほしいなと思います。

ホテルの誘致条例制定にあったんですけれども、その辺の現在の状況はいかがでしょうか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）ただいまの、先ほど町長のトップセールスを行っているとお申し上げしましたが、具体的なちよっと営業件数のご報告をさせていただきます。

まず、町長みずからのトップセールスとしましては10件、またプロジェクトチームの中心課であるシティプロモーション推進課による不動産業者への営業が26件、また不動産業者などと取引のある金融機関への営業が7件、その他情報提供といたしまして、新聞プレス関係で7件、テレビ局へ6件、ホテル業界紙のほうへ5件、その他大阪府や地元国会議員、大阪観光局など7件の計68件の誘致に係る営業を現在行っているというところでございます。

ただ、感触といいましょうか手応えというんでしょうか、でございますけれども、固定資産税や借地料の免除といった誘致インセンティブがあるということ、また閑空に近いというところで、一定の興味を示していただいているというところではございますけれども、やはり事業として長期的視点で成り立つかどうかであったりとか、また熊取町に対するリサーチ、業者サイドでのご都合、タイミング、そういったことがあることから、即答というのはいただけていないというところで、検討の一つとさせていただくというようなお返事で今現在のところはとどまっているというところでございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）この条例が上程されたときには、どこかしらから話があるからこの条例が出てきたのかなと思ったんですけれども、そういうわけじゃなかったんですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）そうでしたらよかったんですけれども、そういったものではなく、真っさらの状態ですスタートしたというところでございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）営業をかけたところは検討しますということやってみたいなんですけれども、要はていよく断られているのかなという感じもするんですけれども、その辺は実際行った原課としてはどのような印象なんですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）68件ありますので、中にはそういった業者、具体的に言いましたら阪急沿線を中心にされているところも回ったりしたんですが、そういったところにつきましては阪和沿線、南海沿線ということで、そういった対応をされた不動産業者もいらっしゃいます。ただ、全てがそうではございませんでして、本当に積極的にそこの担当、業者名はちょっと相手の影響もありますので伏せさせていただきますが、かなりの大きな大手のホテル事業者が、そのしっかりとした上役でしょうか、30分、1時間というお時間をとっていただきまして、内容をしっかり聞いていただいて、対応としてはそんなに箸にも棒にもかからないといったような対応ではなかったというふうに認識してございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それではそのほうで頑張ってくださいなんですけれども、熊取駅西側の事業で、あっちにロータリーとか道の整備が進むと思うんですけれども、そちらのほうで、多分泉佐野市域のほうになるかと思うんですけれども、そちらのほうでもホテルの誘致の話があるというふうに入ったんですけれども、そのような情報はキャッチされていますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）本当に情報レベルですけれども、そういった話も出ている程度で、まだ確証、裏をとるところまでの確認までには至ってございません。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）駅西側のほうでホテルの話も持ち上がってきたら完全にライバルになると思いますので、その辺を見きわめて、営業に行くにも人件費もかかることですから、やるか、いつやめるかというふうな期限を切ってやっていてもらいたいと思います。

それからその内容で、永楽浄水場なんですけれども、これは浄水場の有効活用ということで、これはだめになった理由は何ですか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）永楽浄水場跡地の有効な利活用の検討でございますが、先ほど答弁がございましたとおり、民間主導によるビジネスモデルを構築するというのを念頭に置いて検討しておったわけでございますが、多額の先行投資が必要だということがわかりましたので、そういうところで事業化が困難という結論に至ったというところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）僕、その話が出たときの議員全員協議会か何かで、何でその浄水場にこだわるんやという質問はかなりしたと思うんですけども、そのときには多額の資金を投入しないと事業化が望めないというふうな考えはなかったんですか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）まず、永楽浄水場を検討対象といたしました理由といたしまして、大きく2つございます。1つは民間主導によるビジネスモデルの構築という観点から検討してまいりたいという、浄水場という特徴のある施設を対象とすることで、非常にこれは話題性があるのではないかと判断でございます。もう1点は、この浄水場につきましては平成27年2月3日から取水、水をとることを停止しておりまして、検討開始の去年の段階ではまだ休止から日も浅くて、既存施設の有効利用、そういったものも含めた検討を進めるに当たって、施設の老朽化がなるべく進行しないうちに検討着手することが望ましいと、このような判断に至ったからでございます。

その時点で、多額の先行投資が必要だったかどうかということにつきましては、その時点ではまだわかっていなかったということでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それがだめだという判断に至るまでの期間はどれぐらいを要していますか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）平成28年4月20日付でプロジェクトチームが設置されまして、その後、5月13日に本件について検討を始める推進チームが設置されまして、検討したところでございます。

最終的にその検討が、事業化が困難という結論に至ったのが8月の中ごろだったと記憶しておりますので、約3カ月間程度の期間を要したということでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）この間、何回ぐらい話し合われたんですか。

議長（重光俊則君）寺中企画部理事。

企画部理事（寺中敏人君）その話し合いというのは内部の話し合いということでよろしいですか。

この間ではなくて、その後のちょっと検討、その結論が出て以降もちょっと会議をやってございますので、トータルで申し上げますと推進チームとしての会議を12回、それから本部会議への報告会議ですけれども3回行っております。ただ、これは正規といいますか、きっちりした形の会議ということでございまして、適宜進捗状況等を町長等へ報告しておる、そういう状況でございます。

以上です。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

それから、緑化プロジェクトのほうなんですけれども、駅前広場のところで、結構和風な感じになったと思うんですけれども、あれはなぜあんな感じの庭になったんですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）こちらのほうにつきましては、この地域の魅力づくりプロジェクト、こちらのほうで事業主管課であります事業部のほうが、その先方7事業者といろんな協議を重ねて、あちらの提案、プロの提案というところで、その提案ではいろんなタイプの提案があったものというふうに伺っております。その中で、最終的に調整の結果、あぁいった和風テストのものも含まれているといったところでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）あそこだけ和風な感じになって、ちょっと浮いているのかなと思うんですけれども、その辺のトータルのことは誰もやらなかったんですか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）緑化プロジェクトにつきましては事業部管轄なんで、私のほうからご答弁させていただきます。

まず、緑化プロジェクトを立ち上げるに際しましては、もともと熊取町周辺で活性化を図ってございます地域の魅力づくりプロジェクト、ここが母体となつてございます。その下部組織としまして緑化プロジェクトチームを発足したところでございます。

緑化プロジェクトチームにつきましては、駅周辺でアドプト・ロードやプログラムに参加して清掃活動を実施していただいている団体が母体となりまして緑化プロジェクトを立ち上げた。そんな中で、まず駅前がもう完成してから数十年、30年程度たつてきて、木も古くなってきていますし、高木も折れた状態とかなつてきていますので、それらを大きくリニューアルしたいというところで、ただ、あれを町費でしますとかなりの金額がかかるというところで、緑化プロジェクトの中で、まずは2年間、ボランティアであそこを管理していただく植木屋さんの方々を募集させていただきました。それに手を挙げていただいたのが7社の方々が手を挙げていただいたと。

先ほど企画部からもご説明があったように、12月議会で100万円の補正をやらせていただきました。その100万円につきましては、あくまでもあそこの土壌の入れかえとか、大体材料費で賄われるということで、あとの維持管理費につきましては、その7社の方々がボランティアで維持管理、また人件費等を投入しまして管理をしていただくと。ただ、7社の方々もプロでございますので、駅前周辺でどういう形に各7社が個性を出してやっていくべきなのかというところで、一定絵も上げていただきまして、緑化プロジェクトの中で、この程度であつたらいいでしょうということである内容で施工されたというところで、確かにおっしゃられるように和風調というところで、なかなかほかの駅前では見られない風景かなと思いますけれども、施工前と施工後をやはり見ますと、私の感覚では明るくなった、見通しもよくなって安全になったというところで、また別の、ほかの駅前ロータリーとは違う味が出ているのじゃないかなというところで、一定地場産業である熊取町の造園業というところでは、一定そういう中では熊取町の独自性が出ているのではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）和風なやつは和風なやつで結構なんですけれども、もうちょっとトータルのコーディネートしたほうが格好いいんじゃないかなと思うところです。実際、あそこの和風な駅前広場の評判とかは聞いていますか。

議長（重光俊則君）泉谷事業部長。

事業部長（泉谷 徹君）以前よりは明るくなったというところで聞いてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

それでは、創生プロジェクトチームの2番と3番、今後の課題とプロジェクトチームの長期ビジョン、戦略の答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、続きまして2点目、3点目の今後の課題について、またプロジェクトチームの長期ビジョンと戦略について答弁申し上げます。

まず1点目で答弁いたしましたとおり、現在プロジェクトチームで検討している項目は、公民連携の考え方のもと民間事業者、民間資本の活用を視野に取り組んでいることから、事業者の意向に左右されてしまうという点で、プロジェクト達成の難しさを感じているところでございます。

今後におきましては、このような課題認識のもと、公民連携を進めるための成功事例や先進事例の調査研究はもとより、持続可能なまちづくりや地域の活性化に資する事業の企画立案に向け、必要に応じて外部の専門家からの意見もいただきながら、戦略的なプロジェクトチームの運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のさらなるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）余り話進んでいないのかなというところで、僕この質問をさせていただきました。

でも、さっきどれぐらいの頻度で会議をしていますかとか、いつだめになりましたかとか聞いたら、そんなにテンポ遅くないのかなとは思いますが、結局、1つのチームは話し合いは進んでいるけれども、まだ何かしら結果が出たわけではないですね。この組織的な、いわば誰も専属の人間がない中でやってる組織的な問題とかというのは感じていますか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）議員のほうからは、専属的な組織がないといったようなお話やったかなとお聞き受けしたんですけれども、実際のところプロジェクトチームというのは、中心課というのは当然でございます。具体的に言いますと、宿泊施設でいいますとシティプロモーション推進課が中心になりまして、その関係課といたしまして自治振興課、それから事業部の道路課、まちづくり計画課、そういったところが関係課としてチームのほうに入っていただきまして、実際のところ、やはり今回の議会でも皆さん縦割りというところのセクショナリズムというようなお話もございましたが、このプロジェクトチームの一番のメリットというところは、そういったところを横断的に行えるように、一つプロジェクトチームリーダーが声をかければ参集して、その一つのことにに対して即座に対応できるという、そういったところでございます。

私も1つのチームリーダーをさせていただいておりますけれども、やはり効果的に、先ほど寺中理事のほうからも回数のお話でしたが、実際宿泊施設のほうにしましても合計で、それこそ小さな会議も入れましたら10回ではきかない、20回相当の回数を重ねて、迅速に打ち合わせ等々を行っているといったところもございまして、議員ご心配いただいているようなそういった問題はないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）適宜集まって話をしているということなんですけれども、わざわざプロジェクトチームを立ち上げている意味は何ですか。別にこのプロジェクトチームというものがなくても、企画部でみんなに声をかけて来てもらったら済む話やと思うんですけれども、プロジェクトチームと銘を打ってやっている意味は何ですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それはもう今の町の課題、また進めていきたい熊取町の創生につながる、そ

ういった課題であったりとか、そういった事業に対して強力に進めていくために、うちの事務分掌条例の第9条でございますその条項を使いまして、プロジェクトチームを立ち上げると。やはりプロジェクトチームというこの第9条を使って立ち上げることによりまして、まずは職員の意識がやはり変わってくるかと思えます。そういったことで、ただシティプロモーションが中心になって声をかけて、企画部が中心になって声をかけてというのではなくて、やはり任命通知を出してプロジェクトチームの一員になったという自覚のもと、職員のほうチーム員になっていただいておりますので、やはりそこは大きな差があるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それでも、任命通知を出すにしても、出すんやったらその専門の部署をつくればいいんじゃないかなと思うんですけれども、先ほど町長の答弁にもありましたように、総合的なコーディネートをやる部署というふうな町長の言葉があったかと思うんですけれども、それって結局創生プロジェクトチームを専属でやるというふうなことではないんですか、意味合いとして。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）そのプロジェクトチーム自身につきましては、一つの事業目的、例えばホテルでしたらホテルという大きな目的に対しまして、プロジェクトチームという枠を使って強力に推進していくんだという、そういったメッセージ性もかなり強いものがあるのかなというふうに考えております。

先ほどの総合的なコーディネートという、先ほどの会派質問でもありましたけれども、あれは例えばタピオ体操というもの、具体的なものについて健康福祉部、それから教育委員会、そういったものを横断的に行っていく一つの例というふうに思えます。ですので、例えばなんですけれども、これは今もう動いている事業ですのでもうないのかなとは思いますが、実際に例えばそういった熊取町の健康づくりに資する、これから体操をつくっていくというそういった段階でしたら、恐らくこのプロジェクトチームの玉になったかと思えます。そういった観点で、熊取町を創生させていくんだといったようなそういったテーマの、これからつくり上げていくといったそういったテーマのものは、どんどんこのプロジェクトチームで上げていくような玉なのかなというふうに考えてございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今、明松理事からの答弁でもありましたけれども、結局やっぱりプロジェクトチームを専門部署として立ち上げたほうが良いということなんじゃないですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）議員おっしゃっている、そのプロジェクトチーム専門部署といいますのは、今事務分掌上でいいますと、役所内のこの事業の総合調整というところは企画部の所管になってございます。

そういった意味で、総合調整の役割は企画部のほうで所管してございますので、そういう全庁的にまたがるような事業構築というんでしょうか、調整というんでしょうか、そういったところにつきましては、当然企画部という組織がございますので、そちらで担っていくんですけれども、我々が今申し上げていますプロジェクトチームというのは、熊取町の創生につながっていく、そういった新しい事業を構築していくんだといったときに、じゃ、それをどこでやるんだというときに、まずはプロジェクトチーム、本部チームで、副町長、企画部長、総務部長の本部チームでまずしっかりともんでいただいて、その結果として、〇〇課がこれはふさわしいだろうということになりましたら〇〇課を決定して、その上で関係部署であるA、B、C、Dの課長にここに入ってもらおうというような、そういった流れで構築しておりますので、おっしゃっている内容とはちょっと違うのかなというふうには考えているところでございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）何となくわかるような、わからないようなという感じなんですけれども、結局それって企画部がやっていることなんじゃないですか、平時から。

議長（重光俊則君）中尾副町長。

副町長（中尾清彦君）いずれの組織であっても対応はできると思うんですけれども、一番の大きな違いというのは、横断的な事柄にかかわる部分についてやるということについて、固定的なそういう課をつくるというのがいいのかどうかということもありますし、そうであれば、もう弾力的に期間も限定せずに、ましてその中心となるものと、それから関係するものがある時期に出入りできるというふうなところが特徴的なところでありますので、所信表明に出ている事柄、あるいはその他重要なテーマということで、これまで町のほうがかかわったことのないいろんな重要テーマが出てまいります。どこの課もやったことがないと、ただ、職員が力を合わせてやればできるというものについては、より適任な者を入れてやっていくと、場合によっては外部の専門家の意見も聞くというふうなことで、比較的弾力的に動ける組織としてチームという形にしているということでございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）プロジェクトチームができるときの説明を聞いていた中で、僕はもつとがしがし動いていくのかなというイメージがあったんです。条例が制定されたりとか緑化プロジェクトだったりとか、ある程度出てきているとは思いますが、何かもつとはじけたことをやるようなイメージがありました。このプロジェクトチームのトップは副町長ということなので、これからもつと何かこちらにもわかるようなアクションでどんどん動いていていただきたいなと思います。

2個目の質問に移らせていただきます。街頭防犯カメラについて、28年度10台設置する分の状況と設置場所の決め方のご答弁をお願いします。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）街頭での防犯カメラの設置について3点ご質問をいただいておりますので、まず1点目、28年度の防犯カメラ10台の設置状況と、設置場所の決め方についてのご質問でございます。

これにつきましては、泉佐野警察を初め町内各小・中学校、各自治会、安全パトロール隊など関係各方面との協議や意見徴取を経て、本年2月に無線通信式の防犯カメラの調達の契約を締結し、目下、大阪府や関西電力株式会社など関係機関と設置に係る手続を進めており、本年3月下旬には設置を完了し、稼働を開始する予定でございます。

また、防犯カメラの設置場所の選定方法につきましては、無線通信式防犯カメラ10台を5つの小学校区に2台ずつ設置する方針のもとに、昨年7月に区長会で説明を行った後、泉佐野警察署と精力的に協議、調整を進めたところでございますが、これに際しては、警察が保有する犯罪発生状況等を踏まえつつ、児童・生徒が多く利用する主要な通学路であって、かつ各小学校区における幹線道路の交差点に設置することが、犯罪抑止や犯罪捜査に係る効果が高いという警察の専門的知見、指導をもとに、各小・中学校及び本町の安全パトロール隊からもご意見等いただきながら選定を進め、あわせて設置場所の所在する関係自治会に事前の了承を得て決定に至ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）各小学校区に2台という方針ということやったんですけれども、各小学校区に2台ずつつくんですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）はい、そのとおりです。まずは今年度、28年度、まず警察の防犯知見、そういった情報等もお持ちですので、まずは警察の主導的なそういった指導のもとに、小学校区で最も効率的な場所を選定いただいて設置しております。またご存じのとおり、29年度は各自治会、39自治会のご意見等々を伺いながら、引き続き合計50台、設置のほうを進めていきたいと考えております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）もう設置完了している分はあるんですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）3月24日が完了日でございますが、まだ現場のほうは、例えば関電への申請であつたりとか岸和田土木のほうとか、まだ現場のほうはかかっておりません。今調達のほうに動いていただいております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

次の2番目、29年度に設置する分と、それ以降はどう考えていますか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、2点目の29年度の設置予定台数と以降の考え方についてのご質問でございますが、29年度におきましては、28年度に設置している10台の無線通信式防犯カメラを補完するものとして、昨年4月に実施した各自治会への防犯カメラ設置の意向調査結果等を踏まえ、SDカード式の防犯カメラ40台の設置を行う予定であり、28年度の10台設置分と合わせますと、先ほど申し上げましたように合計50台の設置となるものでございます。

なお、今後の防犯カメラの設置につきましては、この50台の設置後における泉佐野警察署へのデータの提供の件数等の推移、あるいは犯罪抑止効果などの検証を行うとともに、各自治会からさらなる増設要望があつた場合には、街頭犯罪防止カメラの設置及び管理要綱に基づきまして適切に対応してまいります。増設要望が多数に及ぶ場合等も考えられますので、府下自治体の対応状況等を踏まえつつ、自治会への例えば補助制度の導入など財源措置も含めて慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）自治会の要望という部分で、全部の自治会から要望は出ていますか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今回、昨年4月に調査させていただきまして、おおむね39自治会のほうから回答をいただいておりますけれども、もう既に設置があつたりとかで要らないというところもありましたけれども、おおむね要望のほうはいただいております。台数が未定ということも含めて、いただいております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

それから、50台全部設置が済んでから検証していくということなんですけれども、その検証はいつされる予定ですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）まず、設置して抑止効果等を見ていくことになると思いますので、この28年度分は29年度まで1年状況を見られますし、本格的には40台、29年度の設置でございますので、少なくとも1、2年は状況を見て、また先ほど申し上げたように各自治会のさらなる要望等も踏まえて、総合的に判断してまいりたいと思います。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）その場所の選定の仕方なんですけれども、警察との協議で、警察は熊取町全体として何台ぐらいあつたほうがいいんじゃないかという、そういう話はないんですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）基本的にはその話はなかったように記憶しておりますけれども、ただ、設置の台数等々は、これは際限なく必要となれば何百台つける、北摂のほうでも今回そういう単位でつけるとも聞いておりますし、ただあと予算的なこととかを考える中で、本町としての判断は、人口に対して設置の台数が1台当たりどの程度かなということで、この50台、一番直近のそのときの数字

に照らした場合、現状では8台、不法投棄の分を除いて8台の場合でしたら5,500人程度に1台というところだったんですけれども、58台、最初その8台の既存の分も含めて入れますと、大体七百六、七十人に1台当たりということになりまして、この割合は泉州地域と照らし合わせて大体上から3番目、5市3町の中で3番目に高いといえますか、設置が緻密にされているという位置づけになるんですけれども、これもただ、年度を重ねるごとに各市町もさらに充実していきますので、そういった他自治体の動き等も含めて総合的に検証していきたいと考えております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）確かに泉州でいえば多いほうなのかなと思うんですけれども、実際5つの校区で割ると、10台ずつ新たに設置されることになるんですけれども、10台という感じをイメージするとちょっと少ないかなと思うんですけれども、その辺のお考えは。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）先ほど来申し上げております検証を深めて、必要であれば全て町費でということもなかなか難しいので、そういった自治会、住民と協働で進めていければというふうに考えております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）わかりました。

それでは、3つ目の現在設置されている防犯カメラの稼働状況をお願いします。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）続きまして、3点目の現在設置されている防犯カメラの稼働状況についてのご質問でございます。

各公共施設に設置しているものを除いた街頭での防犯カメラにつきましては、熊取駅前広場に3台、つばさが丘地区の中学生が利用する通学路に2台、そのほか先ほど申し上げた不法投棄防止システムのカメラ2台の計7台を設置しておりまして、加えて、26年度に府の補助制度などを活用して自治会で設置いただいたものとして、青葉台自治会に2台、若葉自治会に1台あり、いずれもSDカード式の防犯カメラで稼働しております。これらは24時間作動、録画しているもので、記録画像は犯罪の発生の抑制、犯罪発生時の確認及び管理上必要な場合にのみ、犯罪捜査に係る警察等からの照会などに応じて活用しており、28年度におきましては、現在までに警察のほうに6回提供しております。

いずれにいたしましても、本町では今後とも安全・安心なまちづくりに資するため、防犯カメラの適時適切な設置、運用に取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いし、答弁いたします。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）まず、自治会が設置している分の街頭防犯カメラなんですけれども、管理はどちらがやっているんですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）基本的には管理は自治会ということになりますけれども、故障等々があれば町に相談いただいて、本格的な部分は町のほうで対応することになるかと考えています。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）この40台をつけた以降も、自治会でつけた分は自治会が管理というふうになるんですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）基本的にはそういう形になりますけれども、そのあたりはまた検討する余地があるかと思えます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）この40台とかも、自治会から要望を受けてそれを検証するんでしょうけれども、受

けて設置した分ですので、自治会で管理するというのも大変やと思うので、一体的に管理していただければありがたいかなと思います。ぜひその辺は検討していただきたいと思います。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）この40台に関しては、少なくとも、先ほど申し上げたように町のほうでお願いして場所を、そのかわり調整等は精力的に自治会に協力は求めますけれども、大体、関電に事前にもしたら、大体防犯カメラというのは、電気代としては1カ月に500円以内程度ということで聞いておりますけれども、そういったあたりは、この分に関してはできるだけ町のほうで負担させていただければと考えております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）それから、40台つける分もSDカードだということなんですけれども、現在ついてあるSDカードの分で、警察から情報の照会があった場合、職員が半日ぐらい時間をとられるというふうに一度担当課の方から聞いたんですけれども、40台ふえた場合、28年度で6回であれば、台数がふえた分単純にふえるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の対応はどうされますか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）そこは、かなり議論はいたしました。また議会方面から、40台設置のときにも経費節減のご指摘等もいただいていたので、今回の28年度に関しては重点地域ということで各校区の最も重要な部分ということで、ですから、あいうWi-Fi式の無線通信式の分をつけております。それは直接町が現場に行ったり、あるいは警察がまた協定を結びますけれども、いとまがないときは警察が直接行って、イメージとしてパソコンを持って行ってデータを取り込むようなそういうイメージで、そういった部分はもう直接警察に対応いただきますので、そういった意味では職員の負担はなくなろうかと考えております。

ただ、自治会でつけた分40台が、単純な掛け算でなる場合は、おっしゃるとおり相当な時間、職員の人件費という部分でもかかりますし、そういったところも内部で議論、検証はしたんですけれども、そこまではふえないだろう、ほかの状況も若干見まして、単純に今8台で28年度は6回ですので、40台あるいは50台にふやしたときにその倍数でいくかということ、そこまでは至らないという判断のもとに考えております。行く場合は職員、おっしゃるとおり3人が現場に行って、警察にも来ていただいて、大体半日、脚立を持って上に上ってSDカードをとって、時間の確認もあるんでコードをつないでやったりとか、結構やはり3時間程度はかかります。そのあたりもちょっと今後検討課題だろうかと認識しておりますが、今時点ではそういうふうな取り扱いでスタートさせていただきたいと考えています。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）Wi-Fiの協定を、警察が勝手に情報をとってこられるほうの協定をするときに、SDカードからも警察が勝手にとってくるようにはできないんですか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）そこは相談ですけれども、事前の話ではそれはやっていただけそうにはちょっとなさそうな、警察はどちらかといえば署として、同じように負担を少なくするためにはWi-Fiのほうを推奨されて、各自治体に対してWi-Fiの形式でというのを推奨されているのは事実ですけれども、本町のほうは経費節減等々のこともありましたので、主のところの10台はWi-Fi、残り各自治会の分はSDカード方式でということで、そういったことで警察のほうにも理解と協力を求めていく考えでございます。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）確かに経費節減ということでSDカードにするのは、要は台数をふやすほうがいいと思うんですけれども、SDカードで勝手に情報をとってくれるふうに、もう少し警察に押したほうがいいと思うんですけれども、その考えはどうでしょうか。

議長（重光俊則君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今ご指摘の点も踏まえて、調整のほうは精力的に行いたいと考えております。

議長（重光俊則君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ぜひそのようになるように期待しています。

以上で会派代表質問を終わらせていただきます。

議長（重光俊則君）以上で、未来、坂上昌史議員の質問を終わります。

次に、熊愛の会を代表して、文野議員。

1番（文野慎治君）それでは、本日最終バッターだと思うんですが、会派代表質問、熊愛の会を代表して行わせていただいております。

今回も質問の通告につきましては、12月議会と大きな項目2つとも一緒になっています。状況が、特に1点目、国民健康保険料の府内統一化の問題点についてについては、年が明けて大分議論をする中身の状況が変わってきたなど、このように感じておりまして、今回の質問にさせていただきたいというふうに思います。

まず1点目、国民健康保険料率の府内統一の検討、都道府県化の大阪方式が進められている、過日新たな国保制度における市町村標準保険料率の仮試算結果が出されました。今後の対応や考え方をお聞きしたいと思っています。1点目として、熊取町は医療費格差の考慮は今後要望しないのか、またそのご答弁の内容によりますが、理由はということであわせてお聞きしたいと思っています。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、国民健康保険料府内統一化の問題点についてのご質問にお答えいたします。

それでは1点目の、熊取町は医療費格差の考慮は要望しないのか、その理由はについてのご答弁でございます。

まず、熊取町の1人当たりの医療費でございますが、これまでも申し上げてまいりましたが、平成27年度は38万円を超えてございます。大阪府の平均より2万円以上上回っておるという現状にございます。そのため、標準保険料率の算定に医療費水準を反映させるということとなりますと、逆に保険料率、熊取町のほうが上がる要因となってしまうことから、特に医療費水準を反映させることについての要望については検討はいたしておりません。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）1点目、ご答弁いただきました。ちょっと先ほども言いましたが、12月にも引き続き、あるいはその前の9月にも引き続きということで質問を上げさせていただいております。特に9月は大阪方式という一つの言葉が出まして、そして、住民の皆さんのほうからも請願という形で出てまいりまして、提案という形で私も紹介議員として、そしてこの問題についてずっと3回の議会にわたって、きょうを入れて続けているんですけども、その大阪方式の理由、何で熊取町の住民の皆さん方がこのことを心配しているかという基本的なまず話をもう一度ちょっと、もうかなりたっていますので。

一つは、医療費水準が考慮されず所得のみを基準とする。従来、医療費水準が50%だったわけですが、2011年から所得が25%加味され、抛出超過が拡大をしました。さらに、国保の共同事業の拡大、一元化によって抛出超過が大幅にふえました。熊取町国保加入者は大阪府下の平均所得より高いため、値上がりする市町村の中でも値上がり率は本当に大きくなるのではないかと、医療費水準を考慮しないと、医療費の節約意識や保険意識が育たないという点でも問題ではないかということが1点目。

2つ目は、大阪方式により法定外繰り入れが原則禁止になり、市町村法定外繰り入れ合計、毎年260億円を各市町村の国保加入者、平均年間1万円を負担することになる。これも一律でなく所得に応じて分担することになるので、熊取町民は平均より大きい負担になるのではないかと。

3点目として、熊取町は収納率が高いのに収納率の低い市町村の保険料未収分の補填を分担する

ことになるのではないかと。

4点目として、熊取町は団塊の世代が多く前期高齢者、65歳から74歳の交付金が大さいが、それが大阪府に吸収されるためメリットが小さくなる分の負担が大きくなるのではないかと。

大きくこの4点を危惧して、平成30年の国保料は平均よりも大幅に値上げになるというふうに推測ができたわけなんですよね。そういうことで、非常に都道府県化ということが国のほうで進んでいる中で、特に大阪府と数県のみがそれぞれ、府でいえば府下統一大阪方式というような形で進んでいることが非常に危惧されたというわけなんです。

今、医療費格差というような形を1点目として挙げさせていただいたんですが、それで経過をもう一度戻ると、こういう疑念、心配があるから請願につながり、そして9月、12月の中で決着がつかなかった。それは、非常にそれを判断する情報が余りにもなかった。もう一つ言えば、9月時点より12月時点ではそういう議論をするいろんな要素が、数字が出てくるのではないかとということが実はなく、そしてまた年も越えて、3月議会までこういう形で来ました。請願自体は、3月定例会の初日の中で、状況の変化が生じているということで請願自体は取り消されたわけなんですけど、このやはり大阪方式をこれからもずっと続けていくという状況の中では、いろいろと周りの情勢は変わってきています。

そういった意味で、心配事は少なくなっているのかもわかりませんが、今出ている数字が、過日その試算ということが出ましたと、2月。しかし、その資料を見せていただくと、そこに粗いという字がついておって、その中で出てきた数字を見ると、熊取町は保険料が下がるというような結果が出てきているわけです。これも、保険課の皆さんで資料提供をいただいて、大阪府がオープンにした、本当にすぐに議員の中でも説明をしていただきました。

新聞等では、もうすぐに大阪府下の中で下がるのはこうやというような形がひとり歩きしています。毎日新聞なんか夕刊に載って、そしたら、まず我々もびっくりしましたし、皆さん方もそうであったかどうかわからないんですけども、今回この質問をあえてまだ入れさせていただいているということについては、もう少し、この1つ目に医療費格差という形で書いていたので、まずお答えは聞いたんですが、その後にも収納率だとかいろいろ話はしていきたいんですけども、まず2月に大阪府から発表のあった粗い試算、それも皆さん方も資料は持っているけれども、中身はなかなかわからないという話があったと思うんですが、今、それからちょっと3週間ほどたっていますので、その状況でお話しいただけるような内容がございましたら、ご答弁として情報提供という形でお話ししたいと思います。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）正直申しまして、議員の皆様方のほうに情報提供した後も、大阪府の担当者のほうに問い合わせの電話等も入れておりますけれども、特に何か新たな、こういうことがわかったよというような、今時点でそういった情報的なものは特にはございません。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）そしたら、議員側に対してもこの前、2月24日でしたよね、資料をいただいたんですけども、それ以降特になんかということですね。

非常にこの問題、住民の皆さん方、先ほど言いましたように請願を出してこられるということからしても、すごく関心事なんですよね。そういう勉強も続けておられますし、情報収集もされておりました。私、今回もこの質問を、この事態に今後どういうふうに対応していくかと、今の試算が、熊取町下がるんやったらそれでええやんみたいな形では、これが確実にこうですということであつたら、保険料だけのことを考えたらそうかもわかれへんねんけれども、粗い数字ですという状況の中で、そして、そのときご説明いただいたこれが資料なんですけれども、ここにインセンティブとかいろんなものが考慮されていかなければいけないけれども、それは表としてはあるけれども、その内容がようわかれへんという話もありましたし、今回その粗い試算で出てきているもの自体が、一番下に書かれていたんですけども、各市町村が大阪府に上げているデータそのものが、市町村

ごとに見込み方が異なるため、実情との乖離や不公平であるとの指摘もあり、今後は決算ベースで算定される方向で検討されている。まさにそのとき、説明で一番わかりやすい言葉で言っていたのは、物差しが違ふんですということをおっしゃりましたよね。

ですから、例えば大阪府が、これ私も12月議会で、そのときにはそういう試算が出てくるんやないかといったときに、大阪府がコンピューター故障しているとか、いろいろそんな話が出てきたんですけれども、ほかの地域では。聞いていた話では、国がそういうシステムを各都道府県におろして、そこへ数字を入れていったら、そのこの県・府のもが出てくるんだと、これが国の求めている標準税率というんですか、そういうことが出てくるシステムとして、その表が、その数字が年末には、11月、12月には出てくる、だから12月議会でできるやろう。それができなくて、年を明けるとのことです。今になっているんですけれども、そういった、大阪府が求めて、こういうところに各市町村、数字を入れてくださいという指示が、普通役所の仕事ですから、逆にきっちりしていると思うんです、そういうことは。

予算ベースでやりなさいとか決算ベースでやりなさいとかそういったことは、本当に皆さん方も指示があったからきっちりそういう形を入れていただいたはずなのに、何か要望した大阪府自体がそんなあやふやとしたことを、今出た、やっと待って出てきた数字について、粗いから、いや、これは物差し違ふからこのとおりじゃないんですというような形を、皆さん方にも府から説明しているわけでしょう。そのことについてどのように考えられますか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ちょっと若干補足だけさせていただきたいんですけれども、今回の試算値で、今、文野議員おっしゃられたとおり、試算の資料の表の一番下の米印のところ、今読んでいただいたとおりなんですけれども、この数字につきましては、これは29年度のいわゆる試算値をはじき出すための指示ではなくて、28年度、今現状それぞれの市町村がどれだけの保険料になっていますかというのを28を出して、そして大阪府が試算する29、それを比較するために28のデータも一緒に出しなさいということでの米印の意味合いになるんです。と申しますのは、28と比較して試算値が上がっているのか下がっているのか、この表の中で三角印がつくのか、そのままふえるという表示になるのか、それを大阪府として示してあげたいということで数字を出しなさいということで出したということになります。

今回その大阪府自身も、その部分はこの表の中にみずから認めて、ちょっとばらつきがあって、次の試算のときには決算という形で指示するというふうに書いておりますので、今回はそういった意味も含めて、比較のもとになる今現状の28もちょっとばらつきのある粗い数字、それから29はもちろんこの表のちょっと上のところで、算入していない公費、経費があるという、この間ちょっとご説明させていただいたと思うんですけれども、その辺も、今度は逆に試算として出される29のほうもそういった要件でちょっと粗い状態になっていると。28の状態もちょっと粗い状態、29もちょっと粗い状態と、そういう粗いもの同士での比較、今回の試算については、こういったイメージで試算が出ますよと、次にというのは、大阪府のほうから聞いた話では、国のほうから投入される公費の額がまだ確定していない、想定できないということであえて入れてないんやと、それが夏ぐらいには一定の数字が示されるであろうということで、夏には29の分についても一定の試算の数字が出されるであろう。28についても、各市町村からデータを出させるに当たっては決算の数字でいきましょうということで、夏にはある程度の試算値になっていくであろうというふうの説明は受けております。

我々としても、議員のほう心配なさっているように、我々としてもこの2月に一定の試算が出されて、こういった形になるんやなという形で我々自身も数字のほうは見たかったんですけれども、出された数字についてはおっしゃられるとおり比較するもとのほうもちょっと粗い数字、そして試算のほうも、これは状況、事情があって粗くならざるを得ないんですけれども粗い数字ということで、イメージとしてこういうような表が今後試算、何回か今後出てまいりますけれども、こういっ

たような形で示されるんやなということをイメージとしてつかむ程度にとどまっているというような今の現状でございます。我々としても、一刻も早く数字のほうは知りたいんですけども、ただ、状況としてわからない不確定な数字がある以上、やむを得ないのかなというところでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）非常に理事、ご自分のご性格も含めて優しい答弁、府の担当のこともはばかって言っているんやと思うけれども、何してんねんと思いませんか。各市町村の国保を預かる、本当にこうやって矢面に立っていただいて、本当にそういうご苦労をかけている形を私はよう見えていますよ。そういう状況で時間がたって、せやけれど、大もとは大阪府が、国で決まったことをうちはこういう形でやりますよということに、まださらに大阪方式やということでやるということで、この大阪府下のそれぞれの国保を担当されている方は、こういう議会対策も含めて大変ご苦労をされておられると思うんですよ。

その中で、いけばやっとなんか大阪方式が、最終はまだわかりませんよ、なったら、保険料ベースで議論ができるよねという時期が12月だったのが、このまた3月になってきていて、その数字をやっぱり待ちに待って今まで来ているわけだけでも、それがまた今のお話では夏というような形になれば、しかしスタートする時期はこうやということは国から言われているんですよ。それでは、何かもう最後に出てきた数字やからこれは決まった日時にスタートやと、年度でスタートやと、そんなことでは、これはやはり我々は熊取町民の皆さん方、この保険に加入をされている方々の信頼がそれぞれなければ、その保険料を払う気にはならないと思うんですよ。

もっと言えば、後のほうにもありますけれども、もう言いますけれども、28年10%上げました。あれは何やったんやろうということになるんですよ。それよりまだ上がるやろうということで、先ほど4つの熊取町の特色というか、熊取町の所得の多い保険の加入者年齢の方が、現役のときに一生懸命やはりやっていた、だから所得も多い、そういう状況の中で、そしてまた医療費ではなくて、この泉州の中での医療圏という問題の中でも、やはり余分な公費を使うのではなくて、賢く医療に携わってもらって、そしてその保険からそういう使っているという状況があると思うんです。

全てやはり役所が保険料を決めるんやから、これは正しいやろうと思って、仕方ないな、保険に入っているんやから、しかし、次また新たな大きな制度改革があるというのを前にしてこんな形で、ましてや府と市町村という役所同士の担当レベルの中で、一旦かき集めてそういう数字を出すのも原課の皆さん大変だと思いますよ。それを出した数字が、こことほかの市町村がやっていた方策が違って、出てきた形が、議会対策も含めて3月にはこういう形で議論できますよねとお互いの了解のもとでこの日を迎えていても、それが粗いんですと言わざるを得ない答弁をされる各市町村の担当者の方の思いが、僕は悔しくて当たり前だと思うし、大阪府は何をしているんだという思いだと思うんですよ。私も本当にそう思っています。

だから、そういう意味合いの中で、だからそれこそ、国が30年にスタートするんやったらもう時間がないわけで、もっと府にもちゃんと働きかけしてもらいたいと思うんです。こういう粗い数字が出てきて、熊取町は下がる、びっくりしました。28年の保険料は大阪府下で2番目に高かったんです。これもびっくりしました。新聞で出たのは、来年4月、37市町村で値上げと書いていて、値上げがないのは熊取町みたいな、泉佐野市とかそういう形で田尻町とか出ていますよね。でも、今それがまたひとり歩きをするんですよ。そしたら、また数字をちゃんとしたやつを集めてください、それ夏に出てきますよというような形になれば、また変な形になるんじゃないかなと思っています。

それと、きょうはもう数字のやりとりをこういう場でやってもあれやと思うので、もうちょっとしゃべらせてほしいんですけども、実は資料の問題なんです。ちょっとこれの確認をさせていただきたいと思うんですけども、2月24日に議員の国保の勉強会という形で、新たな国保制度における市町村標準保険料率の仮試算結果について（概要）、平成29年2月福祉部国民健康保険課とつ

いたやつ、各議員にいただいて、先ほどおっしゃったようなコメントつきでざっと説明されましたね。もう一つ、これは皆さん方お持ちなんですか、国民健康保険制度改革の概要というやつ。1ページから21ページぐらいまでであるやつかな。市町村国保が抱える構造的な課題と社会保障制度改革プログラム法における対応の方向性、ありますよね。これは、私はこの問題を一生懸命やっておられる方から情報提供されたんですよ。これ今言うたのは、国がつくったやつですか。ちょっとその確認。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ベースになっているのは、恐らく厚生労働省が本当によく似た形の、国保改革に至るまでの社会保障プログラム法とかの説明の際のパワーポイントの説明として、非常によく使っている資料です。今提供させていただいた一式の資料は、これは大阪府のほうからいただいた資料ということです。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）これは、議員に提供はしてくれましたか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）議員のほうに提供させていただいたのは、大阪府のほうで主管課長会議が2月16日にありまして、そこで配付された資料一式をお配りさせていただいております。過不足なくお配りさせていただいております、ページ数でいきますと11ページにわたる資料、それ一式でございます。担当課長会議のほうでいただいた資料、それを、次第のほうは当然もうつけておりませんけれども、それ以降の分は過不足なくお配りをさせていただいております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございます。ちょっと確認したかったんです。一番後ろに今後のスケジュールと載っているやつですね。さっき言うたように、2月24日の勉強会でいただいたやつですね。

ちょっと引き続き、先ほど言った国民健康保険制度改革の概要、これ国から各府県へ行っていて、だから、府は各市町村の担当課の方にはこれは渡しておられると思うんです。これを実は今回質問するに当たって見させていただいたら、9月なり12月に理事とご答弁等、ことでやり合うたような内容が、結構解決するんですよ。解決するとか、ご答弁いただいた中で、僕は直感的に返したような言葉で、これは国が都道府県化ということを目指しているやつで、今の国民健康保険の問題点から、だからこうするんですよというアプローチになっているんですよ、読んでいったら。国民健康保険制度自体の、何で30年に国としてこうせないかんねんというようなことが書かれているんですよというふうに思うんですね。今の制度の弱点とか、出ています。

そういう状況の中で、これも議論を2回ほどしたけれど、都道府県化の中で求めているのは全部、一番僕が覚えているのは、だから理事のご答弁の後かみついてしまったんですけども、どこに大阪府下で住んでいても、同じ年齢であつたら保険料は一緒を目指すんですよというようなことをおっしゃられたから、そのときの都道府県化という僕の考えたとか勉強した中でのイメージと、それは国が、ほとんどの都道府県がそうしようとしている方向性は、そうじゃない。それは大阪方式と同じような、奈良だとかほかでやろうとしている、県とか府で一律やという形でやろうとしていることをご答弁いただいたから、それは違いますよということでもっとやりとりしたんやけども、この制度の問題点で、何で30年にこうしていかんねんということ国が目指していきますよということの、この資料をずっと読んでいったら、すごく腑に落ちるんですよ。

弱点を、まずは今国民健康保険制度の制度を守らなかんという状況の中で、国はこういうほうにかじを切りたいんだ、そのかわり、国は平成27年から1,700億円入れて、30年の実施から毎年1,700億円入れますよと。しかしこれは前提が、消費税を今上げる予定がとまっていますけれども、それが上がることを前提としての予算やから、この1,700億円がそのまま確保できるかどうかはわかりません。しかし、そういう状況の中で示されているのは、どの県も、県庁は各県下の市町村に

指導するのは、A市は標準保険料率はこうですよ、あとそれを採用するか、今までの自由な採択で税金を投入していたり、そういったようなところについては、それこそ地方自治だから、一般会計を入れるとかそのことについての、そこまで縛りませんというような形で出すというのがここに書かれているんです。

だからそういう、ここに問題点として目指すところの中で、やはりあるべき保険料率の考え方とかいうのがあって、都道府県、市町村において医療費水準の格差が大きい場合には、医療費水準を反映しない場合、医療費水準の低い市町村の被保険者の納得が得られにくいというような欄もあるんですよ。

そこで、大阪で議論せないかんのは、1対1.2は高いんか低いんかということで、初めてそれぞれの該当するこういう議会で議論ができると思うんです。今、大阪府の考え方は、1.2はイコール1やになっているんです。だから、本当にこういう資料を担当の方、担当課にはあるんであれば、こういうのもっと早く欲しかったなというのが今回質問の準備をされていて、これを手に入れさせていただいてまず思ったことなんです。非常にお互い回り道したなというふうに思っています。後でも結構なんで、一応これ各議員に、そしたら議員も今の国保の問題、あるいは30年に国が目指しているところは何なのかということがよく理解できると思います、よりね。だから、そういう形をもっと出していただけたらなということを、これは要望しておきたいと思うんです。

きょう、1点目で医療費格差の問題を言っていただきました。医療費だけでなく、先ほどもちょっと言葉の中で言いましたけれども、やはりこの泉州地域の医療というものの格差は、北摂地域に比べてやはりあるというふうに思いますから、これもぜひお願いをしたいと思うし、2点目の収納率のインセンティブ、これについてもご答弁を用意していただいていると思うんで、考え方を言っていただけますか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは次に、2点目の保険料収納率のインセンティブはどう考慮されるのかについてでございますが、過去3年の収納率をもとに、その中で最高値を反映させたものを市町村それぞれの実収納率とし、被保険者10万人以上、5万人以上10万人未満、1万人以上5万人未満、1万人未満の4つの規模区分それぞれの調定額と収納額をもとに基準収納率を算出します。

実収納率が基準収納率を上回っている場合は、上回っている値の2分の1または4分の1がインセンティブとされることとなっております。より高い収納率目標に向けた取り組みや、実際に高い収納率を達成している市町村に対しては、新たに導入される保険者努力支援制度等により評価する仕組みを構築していくことが検討されております。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）インセンティブをきかすんだということですね。だから今の試算の中では、粗い中ではまだないわけですよ。

熊取町が、これは規模区分というので10万人以上、5万人以上、1万人以上、1万人未満ですか、そういう形であります。人口が少ないほど収納率は、収納ってしやすいでしょうということの気持ち全体にあふれているんですけども、熊取町は同じ1万人以上という状況の中でも5万人に足らない1万人以上やというような、そういうふうな形も含めて言っていける部分があるんじゃないかなというふうに考えたりもしています。

ですから、今回人口で決まる物差しであるとか、あるいは医療費の問題も含めてなんですが、熊取町は税の徴収率も、これは高いですよ。税務の方の本当にご努力も含めてだと思えますし、年金のほうもそういうことでの理解のもとで。これは、やはり住民の方の民度が高いからだと思います。だから、それは職員の皆さん方も信頼関係を持ってやっていただいている結果もあるけれども、訪ねていく相手にしても、期日内に納めていただける割合にしても、あるいは一回足を運ぶ、あるいは一回電話を入れたら入れていただける、こういう方のやはり非常に公共に対する、そういうご負

担に対する理解が深いからだというふうに、これは思っています。これはみんなのこの地域の特性であります。だから、そういう部分を今後この粗い状況でまた夏に出てくる、そして最終的にいくというような状況の中で、ここでまた大阪だけがというような形になる場合であったら、もっとももっとこういうことは言っていないかんし、各市町村で努力をしているそれぞれの項目の意味合いというのを、府下統一というような形が出たときには、もう少し敏感にやってほしい。

先ほど言いましたように、府がこうやるんだから、僕大変失礼だったけれど、理事のご答弁で言ったか言わないか、僕の気持ちの中ではすごく前のめりしているなと実は思ったんです。だから、府の形を熊取町でそのまま実現するのが皆さん方の仕事ではないわけなんです。あえて言えば、この粗い資料が出て37市町村が値上げやというたことも受けて、それこそ3分の1ぐらいが上がるとなると新聞で出て、市民の方なんかうちも上がるんやというような状況の中では、やはり苦情の電話も出ているやろうし、問い合わせもふえていると思うんです。

そういう状況で、やはり首長が動き、あるいは議会も意見書の採択等も相次いでいますし、そういった状況で、やはり府へ物申す、地方自治とは何ぞやというような形の部分ですよ。国の目指しているのは、何度も言うように国民健康保険制度を守るんやということは、これは賛成です。しかし、それ以上のことを大阪府が無理やりやろうとしている。これは先ほども、くどいようですが、数字を入れるにしても非常にプロの方がやっても、その強引にやろうとしている府の中でコンピューターが壊れたり、出てきた数字に、せっかく出てきて半年待ったのにそれが信用できませんというふうな形に私はつながっているのではないかと、それこそが一番原則の国民健康保険制度を守ろうということの、熊取町の住民の方の収納率が高い、そういう信頼を裏切ることにはなってくると思うんです、これをそのままいけば。ですから、そういうことをもう一度踏まえていただいてもっと連携を、我々にも情報をきっちり先に出していただけるような形でやっていけたらなというふうに思っています。

3点目に、保険料が移行後の値と比べて非常に高い、28年度の保険料ですね、あしたの江川議員、共産党の会派の質問にもかぶっているんですけども、用意していただければ一応考えを聞かせてください。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、ちょっとご質問から離れてしまうんですけども、議員の皆様方には昨年の夏ぐらいから、いわゆる大阪府が進めようとしておる国民健康保険の都道府県化の内容についての情報は、提供はさせていただいております。なおかつ、A3判のざっとした概要もそうでございますが、大阪府の考え方、検討状況という、これはちょっとQアンドAの形になっておりまして、ページ数でいくとかなり詳細の内容になってございます。このあたりの中身について、もう既にこれは昨年よりご提供もさせていただいておりますし、なぜ大阪府統一を言うてるのかというあたりの話については、昨年のそのあたりから随時情報の提供もさせていただいております。

大阪府の考え方の中にも、今、文野議員がおっしゃられたように、法的に縛るという話ではないんやけれども、やはり大阪府一本でやっていく、大阪府のほうでの国保運営方針というのを定めて、統一でやっていくという方針が明確に出され、それに従って市町村も頑張ってやっていきたいと思いますという形で進んでいくよということが、これ書かれておるものでございますので、やはり我々とするれば、そういう方針に従った運営方針ということで考えていかざるを得ない。なおかつ、今回粗い試算なんで、この粗い試算をもとにお話をすると、また数字が変わってまいりますとなかなかややこしいので、我々余りこの試算値を使いたくはないんですけども、この試算の数値の中だけを見ると、単純に上がる下がるの比較ではないんです。

この試算を大阪府のほうから出されているんですけども、今回でいきますと11ページになるんですけども、すみません、ちょっと時間が短い中で申しわけないんですけども、11ページのほうで大阪府が出している分があるんですけども、これは保険料率を統一する場合としない場合の

比較という表がございます。これは何ぞやと申しますと、いわゆる今、文野議員がおっしゃられる大阪府方式と呼ばれる、これは保険料率を統一する場合、11ページの、これ横の表なので一番左のほうになるんですけども、保険料率を統一とした場合A、それから統一しない場合がB、A引くBとなつてございます。ここで熊取町のところを見ていただくと、わずかではございますがマイナス表示になっておると。この分を見て、我々担当者レベルでは大阪府方式、いわゆる統一したほうが若干助かるんやなという印象は受けたものでございます。

ただ、本当はこの粗い数字なんで、こういう場で申し上げるのもなかなかばかられるんですけども、我々とすれば、もう既にかなり長い期間をかけて議論がなされて、統一の方向でやってみようという話になっておって、大阪府のほうの国保の運営の方針なんかも、もう既に素案、たたき台の状態になっておる。そして、今回の試算の数字を見ても、熊取町にとって決して大幅なマイナスな状況にはないんだらうなという推測は今のところしておる、そんなような状況でございます。ちょっとすみません、1点だけ補足させていただきました。

それではすみません、3点目のご質問というところでお答えをさせていただきます。

次に3点目の、28年度の保険料が移行後の値と比べて非常に高い要因は何かについてでございますが、まず本町国保の概況ですが、前期高齢者の増加、つまり高齢化の進展とともに、医療の高度化により医療給付費が年々増加してございます。必要なときに安心して医療機関にかかっていたくためにも、加入者の皆様にも応分のご負担をお願いせざるを得ません。特に、27年度の医療費の伸びは決算ベースで約2億円と、近隣市町と比較しても大きな伸びとなり、平成28年度においても同様であると想定され、昨年6月の保険料の本算定において、国・府の負担金等の伸びも見込みましたが賄い切れず、やむを得ず保険料において応分のご負担をお願いしたものでございます。

そして、今回の仮試算においては、大阪府の指示により平成28年度の保険料額は予算ベースで報告することとなっております。なお、大阪府としても市町村ごとに予算の見込み方が異なっていることは認識しておりまして、次回予定の試算では、決算ベースで報告する方向で検討されると聞いてございます。つまり、今回の仮の試算での平成28年度の保険料額はばらつきがあるとともに、予算ベースの数値でございますので、実際の保険料額より大きな金額となっていることも、差が生じている要因と考えられるものでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）文野議員。

1番（文野慎治君）あすにもまた質問があろうかと思ひますし、この問題については昨年の値上げの問題、それと今後の話、予算の委員会もございまして、そこでしっかり議論をしていきたいと思ひます。

熊取町の要望は、いつどのように集約して府に伝え、その実現を図っていくのかということなんです。12月で国民健康保険広域化調整会議のことを質問させていただきました。この地域では岬町、あるいは泉佐野市が出ているということなんです。今のその粗い中で、熊取町は下がるんやからもう要望はありませんということではないと思うんですけども、どのようにこの設問に対してお答えいただけるか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）続いて、4点目の熊取町の要望は、いつ、どのように集約して大阪府に伝え、要望の実現を図るのかについてでございますが、具体的な要望内容といたしましては、都道府県化に向けて保険料率の急激な上昇や市町村間における保険料負担の不公平が生じないように、また、累積赤字を抱えている団体の赤字補填を他市町村に転嫁することのないよう、大阪府において市町村赤字解消計画の進捗管理の徹底を図るとともに、制度構築に係る費用について全額国庫負担とするよう国に対して働きかけること、これを府内町村の総意として、大阪府町村長会を通しまして要望してございます。これに対しまして大阪府からは、収納率の向上や医療費適正化への取り組みは喫緊の課題であること、収納率の高い市町村や医療費水準の低い市町村に対するインセンティ

ブ方策は大変重要であることは認識しており、保険者努力支援制度等において市町村の努力が適切に評価される仕組みとなるよう、引き続き国に対して要望していく旨の回答を得ているものでございます。

今後ともその動向に注視いたしまして、必要に応じ近隣市町あるいは府内町村などと連携いたしまして情報収集に努め、必要に応じ要望を行うことを検討してまいりたいと考えてございます。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2 点目の談合事件のほうに移らせていただきます。

前定例会において全会一致で採択しました談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願と、談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願を実現するため、町も議会も全力で頑張らなければなりません。

1 点目として、現時点で決定している取り組み内容をお願いいたします。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）それでは、1 点目の現時点で決定している取り組み内容についてはご答弁申し上げます。

平成28年12月議会定例会におきまして審議され、全会一致により採択された談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願及び談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願の対応につきましては、検討を重ね、町顧問弁護士との協議により、本町の顧問弁護士である岩本弁護士と住民訴訟の原告側代理人弁護士を務められた畠田弁護士を中心とした、行政訴訟などに精通した5名の弁護士による検討チームを設置することいたしました。

この検討チームにおいては、請願に示される最強の法的手段についての検討並びに執行に係る効果、問題点の整理及び住民訴訟からの訴訟経過と町の対応を検証することを目的とし、最終的には報告書として取りまとめていただき、町に対し提言いただくものと考えており、議員の皆様へは適宜報告などを行うよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）文野議員の会派代表質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。文野議員。

1 番（文野慎治君）ありがとうございます。

この間、非常に町長のご決断のもと弁護士をかえていただき、そして熊取町のことをよくわかっておられる岩本弁護士を顧問弁護士、そして今回のプロジェクトチームについては、岩本先生を入れて5名といううちの1人も住民訴訟の原告を支えていただいた弁護士だと、このようにお伺いしています。非常にそういう形で、とにかくこの請願の趣旨にのっとってきっちりやろうということだというふうに思って、非常に期待をしているところであります。

すみません、今のあと質問なんですけれども、第1回目というのはいつごろスタートするのでしょうか。

議長（重光俊則君）田宮総務部理事。

総務部理事（田宮克昭君）まだ正式には決定しておりませんが、3月中には第1回目の会合を開きたいというふうに考えております。

議長（重光俊則君）文野議員。

1 番（文野慎治君）28年度中に立ち上げるんだということ、そしてあとはまたスピード感を持ってやっていただきたいと、このように思っています。

あと次、町長にということをお願いしているんですが、請願の内容、答弁の中でもありましたが、1 点目の全額回収というのは、やはり2 億円が回収見込みが立たず、公正な全額回収は実現していないということ、そして、もう一つのほうの調査特別委員会のほうは、やはり今まで何が起って

いたんだ、請願の中にも書かれておりますように、上垣元町長や中西前町長の不作為、職務怠慢を含めて総合的に検証し総括することは、今後の町政にとって大きな重要課題、熊取町の公共工事の入札において、なぜ20年にわたり恒常的談合が繰り返され防止できなかったか、なぜ上垣元町長や中西前町長が恒常的談合の真相解明と損害回収について職務怠慢であったか、それぞれの政治的、道義的責任及び賠償責任の有無と程度はどの程度か、住民が主に刑事判決、刑事確定記録に依拠して訴訟を提起し、談合業者らと争い、地裁と高裁で勝訴したが、なぜ中西町長は業者側に立つ訴訟姿勢を維持したのか、高裁判決後や最高裁決定後に業者らが賠償金納付を始めたが、なぜ中西町長は賠償金請求訴訟の提起が遅延し、和解協議に長々と月日を費やし、町の勝訴確定が確定後も強制執行や債権者破産を含む厳しい姿勢で臨まず、賠償金回収の機会を放棄するかのような姿勢に終始したか。

一方、中西町長は、国や府への補助金返納には熱心であったが、それは他の類似した自治体の事例と比べ適切であったか、平成27年9月以降、新たな賠償金の回収はなく、現時点で未回収の賠償金が幾ら残り、回収可能な金額は幾らか、町が支払った各種訴訟の弁護士報酬を誰が負担すべきなのか、議会において、賠償金を基金として管理運用することを求める請願が可決されたが、それを実現しなかった事情は何か、あるいは藤原町長が就任後も賠償金回収に新たな進展がないのはなぜかというようなことが、この特別PT設置のことで、やはり住民側が知りたいということでございます。ぜひとも、今この3月中に立ち上がるプロジェクトチームの中において、このことも含めて実りある議論、そして住民が納得できるような報告書をまとめていただくべくお願いをしたいと思います。

やはりプロジェクトチームの姿勢は、町長がこれは町を代表する、そしてそのPTの任命者でございますので、最後に町長の決意のほどをお伺いしたいと思います。

議長（重光俊則君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、私より請願の趣旨を実現するための決意というものでございますけれども、これを述べさせていただきたいと思っております。

まず、私が町長に就任してから早くも1年たちました。その中で、昨年4月より本町顧問弁護士、この顧問弁護士に、私が最も信頼できるであろうということで、これまでの本町における談合事件やその後の住民訴訟などを熟知されておられます岩本弁護士にご就任をいただいたところでございます。議会議員の皆さんにおきましても、岩本弁護士に関しましては、その経歴、実績、またその手腕の高さは、これはもうご承知のとおりだと存じます。まず、この岩本弁護士への顧問弁護士委任こそが、私みずからの債権回収に対する決意の表明であると思っております。これはもう皆さん方にそう思うていただくのが、私のこれからの行動にあるのかなと思っております。

今回議員からご質問いただいております請願の趣旨を実現するための決意につきましては、先ほど理事のほうから答弁申し上げましたとおり岩本弁護士、畠田弁護士を中心とする検討チームを結成いたしまして、今後の債権回収並びに過去の訴訟経過などについての調査、検証を行い、的確な提言をいただき、またその経過については、住民の皆様を初め議員各位への情報提供をしっかりと行いながら、意見等を伺う機会も設けまして、今後も債権回収及び過去からの検証につきまして誠心誠意取り組む所存でございます。

以上をもって決意ということで表明させていただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）一言でまとめてください。文野議員。

1番（文野慎治君）ありがとうございました。満額の町長の決意だったというふうに思います。ご期待を申し上げておりますし、議会も一緒になってこのプロジェクトチームを見守りながら、またそういう意思疎通も今後よろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上で熊愛の会の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）以上で、熊愛の会、文野議員の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

なお、13日の予備日でございますが、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

(「17時08分」延会)

3月熊取町議会定例会（第4号）

平成29年3月定例会会議録（第4号）

月 日 平成29年3月13日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治	2番 重光 俊則	3番 浦川 佳浩
4番 阪口 均	5番 坂上 昌史	6番 鱧谷 陽子
7番 二見 裕子	8番 渡辺 豊子	9番 服部 脩二
10番 矢野 正憲	11番 佐古 員規	12番 河合 弘樹
13番 江川 慶子	14番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	企 画 部 理 事	寺中 敏人
総 務 部 長	南 和仁	総 務 部 理 事	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 敦司	住 民 部 長	下中 博之
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	住 民 部 理 事	藤原 伸彦
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕二
事 業 部 長	泉谷 徹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄彦
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	中谷 ゆかり
教育委員会事務局理事	吉田 茂昭		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書	記	阪上 章
-------------	-------	---	---	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算
議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算
議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年3月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）それでは、本日の日程に入ります。

3日目に引き続き、会派代表質問を行います。

日本共産党熊取町会議員団を代表して、江川議員。

13番（江川慶子君）おはようございます。

日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、私から会派代表質問をさせていただきます。

まず初めに、第4次総合計画について質問させていただきます。

来年度2017年度は、みんなが主役「やすらぎと健康文化のまち」、熊取町第3次総合計画の最終年度となります。また新たに、第4次総合計画の審議も始まっています。地方自治法の改正のもと、総合計画の位置づけは市町村に委ねられています。

そこで、3点お聞きします。

まず初めに、総合計画の位置づけについてお伺いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）おはようございます。

それでは、1点目の総合計画の位置づけにつきまして答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、平成23年の地方自治法改正によりまして総合計画の策定義務は廃止されまして、市町村に委ねられたところでございます。

そこで、昨年5月24日の議員全員協議会におきまして、次期総合計画の策定方針を説明させていただきましたとおり、その位置づけといたしましては、人口減少を乗り越え、将来にわたり、活力ある地域社会を維持するため、本町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、また住民の皆様にもまちづくりの長期的な展望を示すまちづくりの総合指標が必要との認識のもと、平成30年から向こう10年間にける本町の最上位計画の位置づけとしまして熊取町第4次総合計画を策定するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

地方自治法から位置づけが外されたわけでありますので、建前は最上位のものではあるんですが、役割が、補助金制度とかの計画のほうが強くなって、弱くなっていくのではないかと思ったんですが、その点はいかがですか。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）この総合計画というのは、ご参考ですけれども、実際、大阪府内の団体におきましても、平成23年のこの策定義務を廃止した以降、大阪府内で8団体ございます。その8団体いずれにおきましても、この自治法は義務づけ廃止されたんですけれども、策定しているという状況でございます。

本町におきましても、当然、今、先ほど答弁申し上げましたとおり、やっぱりしっかりとこの総合的かつ計画的な行政運営を示す必要がある、またそれを住民の皆様にもしっかりとお示しする必要があるという認識のもと、計画は計画としてしっかりと策定いたしまして、そして議員のほう、ご心配されております補助金等々、それらに基づく計画もございしますが、当然しっかりと幹になる計画があってこそというふうに考えておりますので、それは先ほどの府内他団体も同様かと思えます。そういった考え方のもと、しっかりとこの第4次総合計画を柱として組み立てていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

それと、2017年度は総括の年になると思うんです、第3次総合計画の。その総括については、どのようになりますか。2つ目の質問に入ります。よろしく願いします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、2点目のご質問の第3次総合計画の総括につきまして答弁いたします。

第3次総合計画の基本構想で示しております「みんなが主役」という協働の理念、こちらのほうは、平成22年度策定の熊取町協働憲章を基本といたしまして、町職員を初め住民の皆様方にも浸透

し、協働のまちづくりを展開できたものと総括してございます。

また、基本計画・実施計画に基づく具体的な施策につきましては、課題やその背景にある要因を把握し、それらを踏まえた今後の施策の基本的方向性につきまして、議員ご存じのとおり、振り返りシートを取りまとめたところでありまして、江川議員にもご参画いただいております総合計画審議会へも資料として提出させていただいたところでございます。

今後、この振り返りシートによる第3次総合計画を総括した内容を踏まえ、第4次総合計画の基本計画、また実施計画策定時におきまして、その内容をしっかりと反映してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。第4次総合計画の中で現状を総括して、その中で表記していくということですね。それで次の計画を考えていくということですね。ということは、来年度がとても大事な年になるということなんで、その辺よろしくお願ひしたいなと思っております。

3つ目の質問に入りますが、第4次総合計画の進め方、方向性についてお伺ひいたします。

議長（重光俊則君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）それでは、3点目の第4次総合計画の進め方、方向性につきまして答弁いたします。

まず初めに、策定作業といたしまして、さまざまな立場のボランティアで構成されるまちづくり懇話会での議論を経まして、現在、総合計画審議会を開催するとともに、内部組織の策定委員会など、現在、鋭意策定作業を進めているところでありまして、ご存じのとおり、先日、第3回の総合計画審議会におきまして、基本構想のたたき台についてご審議いただいたところでございます。

今後、パブリックコメント手続などを経て、まずは基本構想を策定した後、基本構想に掲げた将来像の実現に向けた基本計画・実施計画を順次、策定工程に基づき策定してまいりたいと考えております。

また、まちづくりの方向性につきましても、選択と集中の考え方のもと、議員ご指摘の子育て支援、また高齢者介護支援の観点など、どのような分野に重点的に取り組むべきかなども含め、総合計画審議会や策定委員会を通じて検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）今、ご説明がありましたように、今、審議会で、総合基本構想でのピラミッドとしてあらわしたら、上の部分の話し合いが進められているんですが、具体的施策はその後の検討になっていくと思います。

子育て支援と高齢者介護支援について、特にそこで質問させていただきたいのですが、熊取町は、今までにも子育て支援に力を入れてきています。これはとても大事なことで、今後も必要なことです。しかしながら、子どもは、大人の事情で転入・転出することが現実には多くあります。そういった中で、ご両親のそばで子育てしたいとか、高齢になっていく両親が心配で近くに住みたい、そういった理由で、家族を思う気持ちが主になって転出・転入が行われているのが現状だと思います。子どもだけでなく、大人も安心して暮らせるまちづくりが求められていると思います。

そこで、2点再質問させていただきますが、子育て支援という部分では、就学援助、入学準備金、それから給食の無償化、子どもの医療費助成、35人学級など充実した子育て支援が必要だと思うんですが、その中でも就学援助、入学準備金についてちょっとお伺ひいたします。

議長（重光俊則君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）総合計画への位置づけ、方向性ということの中で、具体的にはお示しできませんが、29年度の当初予算に反映させていただいている状況といたしましてご報告させていただきたいと思っております。

本町のほうでは、支給額につきましては、要保護児童の補助金の基準単価のほうに合わせさせていただいているということがございまして、今ご指摘の入学準備金に関しましては、29年度、小学校、従前2万470円であったものを4万600円に、中学校が2万3,550円であったものを4万7,400円に引き上げさせていただきまして、予算のほう計上させていただいているところでございます。

こういった状況の中、やはりどのような環境にあっても望むべき教育を受けられるということ、そこを重点的に考えていかなければいけないというふうなことは考えてございます。

なお、入学準備金という名称でございますので、従前より入学前に支給できないかというようなご意見、ずっといただいておりますので、その点についても、先進で前年度に支給されていらっしゃる団体もございまして、今現在、その調査のほう始めさせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、第4次総合計画の中では、先ほども申し上げましたように、どのような環境にあっても望む教育を受けられるような環境整備というものを進めていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、1点、給食の無償化につきましては、学校給食法の関係で、食材は保護者様にご負担いただくということになっている中で、全ての児童・生徒の給食を無償化してまいりますと、非常に高額な金額となってまいります。ざっと試算しているところでも1億4,000万円を超える経費を支出しなければならないということになってございますので、この点につきましては、学校給食法を守っていききたいというふうには考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。入学準備金、早速、国基準まで引き上げて対応してくれるということで、とても助かるなと思います。ありがとうございます。

ちょっと、こちらのほうで情報提供ということなんですけれども、就学援助の入学準備金の支給時期について、全国で約80市町村が入学前に変更しているという報道がなされています。特に、中学生、小学校から中学生になるに当たり、中学生に対しては、入学前に支給することがかなり広がっているみたいですね。ですので、神奈川県大和市では、12月に支給することによって年内に中学校の制服を注文できるということで、安心して入学を迎えられるということで、どんどんそういった生活に困った子どもを持つ世帯に対しての支援ということで改善されておりますので、その辺もご検討よろしくお願ひしたいと思います。

それから、学校給食については、10月に議員も合同視察ということで新潟県見附市へ行ってまいりました。そこでは、出生率を維持するために、方策として、中3以下3人以上の小・中学校の給食費の補助を行っているということも学んできて、とてもいい子育て支援だなと感じて帰ってきたところであります。

この学校給食の無償化、先ほども給食法のご説明やら予算、一応検討させていただいて1億4,000万円ほどかかるということで計算を、前向きに考えてくださったんだということがわかりました。

この学校給食費の無償化についても、全国55市町村に、今、広がっております。この辺も、この第4次総合計画、10年先を見通した計画でありますので、子育て支援について、そういうことも含めた検討をぜひお願ひしたいなと思っております。

それから、高齢者介護支援のところですが、これから在宅介護される方がふえてくるという部分では、両親の介護を考えて熊取町に転入される方もおられると思います。そういう方の支援ということで、一般質問で二見議員が介護給付券の制度のお話をされました。これも、とても大事だなと思ってお話をお伺いしていたんですけれども、これは介護保険制度ではなくて、熊取町の独自の支援だと思んですが、その点と、それ以外の高齢者介護支援、在宅介護支援というのが熊取町独自で行われているのか、その辺をお伺いします。

議長（重光俊則君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）江川議員からご質問の、高齢者のための在宅介護の、特に介護されている

方への支援ということで、今現在行っている事業の内容につきましてご説明させていただきたいと考えております。

まず1つ目でございますけれども、家族介護教室事業といたしまして、こちらのほうにつきまして、要介護の被保険者を現に介護している家族を対象にしまして、要介護の被保険者の状態の維持・改善を目的とした適切な介護知識・技術の習得、サービスの適切な利用方法など、そういった教室というのを、これは今、年1回でございますけれども、開いてございまして、27年度でございますけれども、家族の介護者の健康教室ということで、介護者のための身体のセルフケアということで、講師の方来ていただいて、いろんなそういう内容についてご説明をしていただくと、これは年1回程度、そういう教室を開いているというのが一つでございます。

それと、家族介護者の交流事業としまして、こちらのほうは要介護者を現に介護している家族を対象に、身体的、また精神的負担の軽減を図る目的で、一時的に介護から解放した状態で、日帰り旅行とか施設見学、そういった介護者の方々の相互の交流を図って、心身のリフレッシュの機会を提供している、こういう事業がございまして、こちらのほうは年2回程度、毎年度行っているという状況でございます。こちらのほうも、京都であり奈良であったり、そういったところにあるような施設を見に行かれて、そこでリフレッシュしていただくというような、そういうようなことを行っております。

それと、家族介護用品支給事業、今、先ほど議員のほうからもございましたけれども、家族の方の経済的負担を軽減するというので、介護用品、おむつであったりとか、そういった5品目につきまして、用品について、先ほどの支給券をもって助成しているという、そういうような事業を行っております。

それとあと、認知症高齢者見守り事業ということで、こちらのほうも徘徊SOS事業ということで、介護が必要な高齢の方のそういうSOS、そういうものを受けとめてやるという、そういう事業も行っております。

以上、特に介護をしている家族の方、その方に対しての支援の事業ということで、これからも高齢者の方がふえていくという、そういう状況の中で、今後もそういった、高齢者の方だけでなく、家族の方、そちらの方の負担を軽減していく、こういう事業というのも継続して今後も進めていくように検討していきたいなというふうには考えてございます。

以上でございます。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、大きな2つ目の質問に入ります。文野議員から引き継いで、国保について質問させていただきます。

都道府県単位の統一化が平成30年から予定されています。

大阪府は、保険料、減免制度の統一、医療費水準を加味しない計算方式を示し、2月17日に国民健康保険料率の粗い試算が出されました。これについては、先日の職員の説明では、比較検討に当たらないとのことでありました。確かに、熊取町は、平成28年度、大幅な値上げが行われ、その分、若干減の数字がはじき出されましたが、熊取町の今年度の平均10%の値上げがそれほど異常だったことが示されたように思いました。

また、粗い試算ですので、まだわかりません。平成29年度予算は、これから予算審査特別委員会でも審議されることとなりますが、保険料が若干下がるのではないかと期待しているところです。

そこで、まず初めに、平成28年度の値上げについて、決算の見込み額が出て、若干予算との変化が出ています。現在の状況をお伺いします。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）それでは、国民健康保険についてのご質問にご答弁申し上げます。

まず、大阪府より示されました平成29年度における市町村標準保険料率につきましては、先日、

文野議員からの質問に対する答弁で述べさせていただきましたとおり、平成29年度の仮の試算値には、まだ見込まれていない公費等の影響がございます。また、まだ年度途中であります28年度の保険料額は、市町村間の保険料、必要額の見込み方法に違いがあるということで、いずれも非常に粗い数値となっておりますというふうに考えております。したがって、今回の仮試算について、これ以上の比較検討は、その前提条件が異なれば、おのずと結果も異なってくるということから、あらぬ誤解を生む可能性もございますので、基本的には説明を控えさせていただいたところでございます。

さて、平成28年度の保険料率の値上げについて、現在の考えはどうかというご質問でございますが、今回の仮の試算結果とは関係なく、熊取町国民健康保険事業特別会計といたしまして、単年度収支均衡を目標といたしまして、将来に赤字を残さない健全な保険財政運営を目指した努力を重ねているところでございます。

また、昨年9月議会でもご答弁申し上げましたとおり、前期高齢者の増加、つまり高齢化の進展とともに医療の高度化により医療費がふえ続けております。かかった医療費は、安心して医療機関にかかっていたくためにも、加入者の皆様方にも応分のご負担をお願いせざるを得ません。

平成27年度の医療費の伸びは、ご存じのとおり、決算ベースで約2億円という極めて大きな伸びとなっております。平成28年度においても同程度であると想定され、昨年9月の本算定におきまして、国・府の負担金、これも当然伸びます。それを見込んだ上でも、さらにやむを得ず保険料において応分のご負担をお願いしたものでございます。

なお、現時点ですので確定してございませんが、平成28年度決算見込みにおきましても、累積赤字の解消が難しい見込みとなっております。ご負担をおかけし、心苦しく思いますが、平成28年度における保険料率の値上げについては、必要かつやむを得なかったものというふうに考えてございます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）きょうの参考資料で、先日の3月1日に出していただいた資料をつけさせていただきました。この分です。

これ、平成23年から平成28年の見込みまで、数字を出していただいております。この28年の見込みの数字、予算と比べると、かなり費用的に交付金やら国負担金、府負担金、もろもろ予算書と比べてみると、かなりの数字が見込みのほうでは減額されているんですね。保険料は減額されずに納められていますので、平均10%の値上げで保険料は徴収されているので、この減額傾向があるので、28年度の見込みは、もしかしたら黒字かなというふうに思ったんですが、今の答弁では累積赤字の分を解消するのが難しい見込みだということなんですが、この減少傾向についてはどういうふうに思われますか、この見込み分が。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）まず、ご承知おきいただきたいのは、この制度ももちろんそうなんですけれども、いわゆる予算と決算との数字の差というのが1点あるということをまずご承知おきいただきたいと思います。

予算のほうは、ある程度安全サイドに振らせていただいて、ある意味、少し多目にとらせていただいております。

ここの議員のほうから配付されておりますこの資料の数字は、これは決算の数字でございます。そして、28年見込みにつきましても、いわゆる決算見込みという形で出ささせていただいております。ですので、予算と直接比較すると少なくなっているというのはおっしゃるとおりなんですけれども、決算ベースであるということでごらんいただければ、大きく数字のほうは動いていないのかなというふうに考えます。

なおかつ、28年度決算見込みにおいての特徴といたしましては、そちらのほうごらんいただくと

おわかりだと思うんですけども、特に交付金のほうが、要は保険をかけてもらう分ですね、そのもらう分が27年度決算と比べましてかなり伸びておると、つまり医療費が熊取町、かなりかさんだということで、28年度の決算見込みでは、保険をかけて、もらう分がかなり伸びたというのが、この28年度決算の見込みでござんいただける部分かなというふうに考えております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

これから予算審査にも入りますし、そういったところ、もう少しこちらも勉強していきたいと思うんですが、平成29年度の保険料、今、皆さん、とても関心がありますが、下がる見込みはないということですか、少しは期待してよろしいですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）冒頭、ご説明も申し上げましたとおり、あらぬ誤解を生むという可能性もございますので、基本的にはコメント控えさせていただきたいんですけども、本当に、今時点、予算の数字も、先ほど申しましたように、ある程度安全サイドを振らせていただいて、膨らんだ形でとらせていただいております。

実際に保険料をご負担いただく額を算定するのが6月のいわゆる本算定の時期に、必要な医療費がどれだけの見込みなのか、そして国・府からの負担金、そして前期高齢者交付金がどの程度入ってくるのか、それをある程度きちとした数字を見込んで、その残りを保険料という形でご負担いただくこととなりますので、今時点、すみませんけれども、ちょっとその見込みについては控えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。まだまだ厳しいということですね。

通告ではないので、次、回答は求めませんが、還付金詐欺の電話が町内で、今、多数寄せられて、被害も出ているということを知っています。背景として、それは保険料や医療費が高くなる中で、電話の中で医療費が戻りますという、言葉巧みに職員を装って電話がかかってくるという現状があります。今の国保や後期高齢者医療制度が、住民にとってとてもわかりにくい制度になってきているからだと感じますが、周知徹底して、被害に遭われる方が出ませんように、どうぞよろしく願いいたします。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今、おっしゃっていただいてありがとうございます。この還付金詐欺って、本当に許せない、ひどい詐欺やというふうに考えております。

泉佐野管内、熊取町も含めてですけども、近隣市町においても同様に多発しておるという現状がございます。我々としても、すぐに広報無線を入れたり、あるいは自治会のほうにご苦勞をお願いいたしまして、回覧板で直接見ていただけるようにチラシのほうも配る、そういった作業もさせていただきます。どうぞ、皆様方もご注意のほど、ご協力よろしく願いいたします。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、最後の質問に入らせていただきます。

前回の12月議会で、私の質問の答弁の中で大変気になった数字があります。差し押さえの件数が44件という数字がありました。

その後、情報公開で得た内容をきょうの質問の参考資料としました。この分ですね。もちろん、保険料は支払うのが当たり前で、職員は徴収するのが仕事です。しっかり徴収するのが前提ではありますが、手続に来ない人を一律に差し押さえで対応するのはいかがなことかと思い、質問させていただきます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）丁寧にご回答ありがとうございます。

それで、所得階層別の中で滞納世帯、滞納数、どのぐらいあるのか、わかりましたら教えていただきたいんですが。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）3月1日の事業厚生のおきにお配りした資料をベースにちょっと見させていただいたんですけども、そこでは滞納世帯のほうが781世帯というふうになっております。

そのうちなんですけれども、転出していらっしゃる世帯、これにつきましては所得の状況がつかめないという状況でございます。

それから、781のうち、いわゆる現年分もこれに含まれております。というのは、残高不足で落ちなかったとか、ちょっと今月忘れてしまったわというような現年度分も含まれておまして、それが267世帯になっております。

先ほど申しました、転出して所得の状況をつかみ切れないのが176世帯、差し引き338のいわゆる過年度分の滞納がある世帯の所得の状況でございますが、100万円以下のところが235で、100万円から200万円が70、200万円から300万円が22、300万円から400万円の間が5、400万円から500万円の間が3、それから1つ飛びまして600万円から700万円の間が3と、合わせて338の世帯の所得階層は、今時点でございますけれども、そのような状況になってございます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

これ、3月1日の事業厚生常任委員会のおきに数がわかれば教えてほしいとお願いしたら、とても難しい作業があって、数は出しにくいんだと言われて、今回、数字を聞いたらきちんと出させていただいたということで、本当にありがとうございます。

今、聞くところによると、転出先がわからないという方が176世帯もあるんだということで、これもちょっと驚いたんですが、あと100万円以下の世帯が、この中で滞納世帯が235もあるという現実にもちょっと驚いた次第であります。大変だなと、所得のない方にも応能の負担ということで保険料は課せられるわけですので、そういう部分がやっぱり生活苦しい部分で払えないということが実際にあるんだろうなということを認識するわけなんですけど、差し押さえ、きょう、つけさせていただいた資料、こちらを見てほしいんですが、生命保険が7件、年金が2件、不動産が2件、あとは預貯金ということなんですけど、徴収法の第76条ですか、給料等の差し押さえ禁止という部分では、生活費だとか、そういう部分の差し押さえはできないはずなんですけど、そういう配慮といいますか、法に抵触していることはございませぬか。その辺の説明をお願いします。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、ちょっと1点だけ、先ほど転出した部分で、どこに転出しているかわからないというわけではなくて、転出先1回目については当然我々も情報つかんでおります。したがって、その方に対しての納付の関係書類というのはきっちり送らせていただいておりますし、場合によったら、町外であっても臨戸訪問というのも当然させていただいておりますので、その点につきましては1点補足させていただきます。

それから、差し押さえの基準でございますが、ご心配なさっている給料からの差し押さえ、法に抵触していないかという、これはもちろんその法令を我々遵守して、差し押さえをしてはいけない部分について、全て計算した上で、残った財産についての差し押さえという形で対応をさせていただいております。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）今、答弁では、残った上ということなんです、この方たちには、催促しても連絡がとれない、話をしたことがない方たちですよ。相談に来られなかった、分納しても約束を果たさなかったということですよ。そういった方の財産の中で、生活費を除いた上でこの差し押さえに至ったという、その判断ですね、相手とは話しできていないわけですよ。それは、こういった形になっているんですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）これは、国税徴収法、先ほど議員ご指摘の第76条のほうに給与の差し押さえ禁止ということで、何を差し押さえしたらあかんのかというのが順次詳しく書かれています。我々、これに従って、給料等の差し押さえ金額計算書なるものをつくってございます。

差し押さえ、あかんのが、源泉徴収税額、都道府県民の税額、それから社会保険料、それから最低生活維持費ということで、本人10万円、4万5,000円掛ける本人を除く家族分と、それから対面維持費というのも考慮させていただいて、それを差し押さえしたらあかん金額といたしまして、給与を調査して、その中から今の分を差し引いた残り、それを差し押さえ金額としておるものがございます。したがって、調査により、その辺の数字については、我々、把握することができるものでございます。

それから、先ほど、連絡もとれないのというお話ではございますが、当然、これ具体的事例というところとちょっとまずいので、ざっくりとした例なんですけれども、この方は平成23年5月から納付がとまっていらっしゃる方でございまして、電話での催促が38回、文書が9回、それから訪問も2回、その結果、来庁していただいたことが10回あります。そして、調査を2回、銀行、それから預貯金の関係、そして給与の関係、会社、その調査もさせていただいて、そして差し押さえも、この方は3回させていただいた経過がございます。というのは、差し押さえをした直後、ご来庁いただいて、ご納付いただいて、分納誓約をいただくんですけども、また何回か後には滞ってしまうというような、そんなケースがございます。

ですので、全く連絡とれないというわけではなくて、我々、常に連絡をとる努力をいたしております。そして、最終やむを得ないときに限り、こういった差し押さえということをさせていただいております。この差し押さえをすることで、ご本人もちょっと納めやんとまずいなということでご来庁いただけているということで、それをもとに納付相談あるいはそこでの完納ということを、我々、目指しておるものでございます。

以上です。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）そういったふうに手順を踏まえて、そこに至っているんだというご説明なんです、私が相談受けた件ですが、その方はとても生活に困っていて、仕事が途中まであったんですけども、途中でなくなると、それで生活に困ったんで、どうにか改善できるように手助けしてほしいということで、通帳とかを記帳しに行ったら、差し押さえという金額がぼんと出てきたんですね。

驚いてしまって、それは何でその預金に入れていたかというたら、電気・水道がとまると大変だからお金を入れていたんだと。ところが、その差し押さえによって、電気・水道が落ちなくなった、それで電気・水道がとまりそうになって、ずっとあるときはコンビニ払いしていたんですけども、もうにっちもさっちもいかないという形でご相談に来られたんですけども、その方というのは、それだけのお金しか通帳に入っていないのに、それは生活給は残っていて、徴収法第76条ですか、それに抵触しないというふうに言えるんですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）月額給料、そこから我々その計算をさせていただきますので、やはりそれは必要に応じて、その方、それよりも先におろしておるケースも当然あるでしょうし、そこはケース・バイ・ケースだと思います。

ただ、我々、これ申し上げたいのは、いきなり差し押さえをしておるわけでは決してございませ

ん。先ほどのようなご答弁の中でも、差し押さえの事前通知を必ず行っております。当然、それに至るまでに何回も電話もかけさせていただいて、何回もこちらから接触をとらせていただいております。その時点でご相談をいただければ、例えば所得が大幅に減少しておるといふご相談であれば、所得減少に伴う減免の制度の相談もさせていただきます。また、どうしても生活のほうがお苦しいということであれば、また違う制度のご案内も、これさせていただいております。そういったことでご相談をいただければ、その時点で解決するというところでございますので、ぜひともご相談いただきたい。

我々も、決して無理な差し押さえをしておるわけではなくて、生活が成り立つ、生活ができるようなことを考えた上でさせていただいておりますので、ぜひとも、議員のほうにご相談ということでございますけれども、我々、何回もご本人のほうにご通知申し上げて、ご相談あれば保険年金課のほうにお願いいたしますとお願いしておりますので、ぜひとも窓口のほうにご一報いただければ、決して生活を破綻さすような、そんな差し押さえは一切行いませんので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）そういうふうにご相談に乗っていくんだと、相談に来てくればそうするんだということで理解します。

それで、私も、そういった方々にそういう相談に行くように声をかけたいと思うんですが、私、その方の家に行ったときに、ポスト山積みだったんです。結局、チラシだとか、いろんなものがいっぱいで、送ってきたものも開封せずにとまっている、もうすごい状況だったんです。そういったものは、戸別訪問したときには、職員もそういった状況というのは見たらわかると思うんですね。そういったことに、これはちょっと異常だとか、ご近所の人に聞いてみるとか、封書をあけない、もう督促とわかっているからあけないという人たちもいるんですね。やっぱり、差し押さえというのがぼんと来て、それで驚いてしまって、余計によう行かんという人もいるんですね。

それで、わかっているとは思いますが、そういった手続だとか、そういうことをどうしたらいいのかという段取り、苦手な部分を持っている人もおられるので、そういったこともやはり支援がここの家庭では必要なんだなと思ったときには、そういった支援も含めた実態を把握して対応していただきたいなと思っております。その辺はいかがですか。

議長（重光俊則君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今のお話ですけれども、居所不明あるいはいらっしゃるのか、いらっしゃらないかわからない、ただ住民登録はある、あるいは水道の使用メーターは少しは動いている、あるいは電気は少し動いている、そういった、いわゆる突然死も含めて、そういうようなケースも、我々、経験することがございます。そういった場合には、例えば福祉関係の連絡網で協力して、あるいは警察のほうに通報して、直接家のほうに緊急突入という形で中に入ったこともございます、現実。そういうふうな形で、我々、できる範囲、最大限させていただいております。

ただ、いかんせん、我々、できる範囲もこれは当然限られております。やはり、最後は自主納付というところで、制度を維持するためには、みんなの助け合いの制度であるということをご認識いただいて、お支払いいただくざるを得ないというふうに思います。ご協力よろしくお願いたします。

議長（重光俊則君）江川議員。

13番（江川慶子君）これから、国保が都道府県下で統一された場合、保険加入者の生活実態を今のように見ることよりも、徴収率を上げることだけに力が入っていくような、そういう取り組みにならないかと心配に感じております。今のところは、そういったふうな状況でやっているということで一定理解しました。

先日、国保の統一化に向けて、大阪社保協で担当職員が説明されたことの報告をお聞きしました。大阪府下で統一に反対している自治体がある、保険料賦課決定権限は市町村長にあり、大阪府は市

町村がやることを制限できないとはっきり言ったことは、去年と全く違う態度に変わってきたと聞きました。実態が見えてきて、大阪方式に関心が高まっています。

熊取町の住民の様子が一番わかっているのは熊取町です。大阪方式による国保の丸投げでなく、保険料、繰り入れ、減免制度の拡充、徴収方法等に自治体として決定権を持って、統一化に当たってもらいたいことを述べまして、私からの日本共産党熊取町会議員団の会派代表質問を終わります。ありがとうございました。もう結構です。ありがとうございました。

議長（重光俊則君）いいんですか。発言許します。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、お時間超過しているところ申しわけございません。

先ほど、大阪府の態度が変わってきたというお話でありますが、それは決してございません。市町村に最終の決定権限があるというのは、この間もご案内させていただきました大阪府が作成したQ&A、これは議員の皆様方にもお配りしておりますけれども、その中にもはっきりと書かれています。それは、去年の夏にお配りしたものでございます。大阪府の考え方というのは、基本的に何も変わるところはございません。それだけ、すみません、補足させていただきます。

以上です。

議長（重光俊則君）以上で、日本共産党熊取町会議員団、江川議員の質問を終わります。

これをもちまして、会派代表質問を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。議案第19号から議案第25号までの7件につきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、議会会議規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本7件については、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議長が指名いたします。

予算審査特別委員会委員に議席3番 浦川議員、議席6番 鱧谷議員、議席8番 渡辺議員、議席10番 矢野議員、議席11番 佐古議員、議席13番 江川議員、そして私、議席2番 重光、以上7名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7名を予算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、予算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法については、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

（「11時03分」から「11時05分」まで休憩）

議長（重光俊則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長

に鱧谷議員、副委員長に浦川議員、以上のおりでございます。

議長（重光俊則君）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

（「11時07分」散会）

3月熊取町議会定例会（第5号）

平成29年 3 月 定例会 会議録（第 5 号）

月 日 平成29年 3 月 30 日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1 番 文野 慎治	2 番 重光 俊則	3 番 浦川 佳浩
4 番 阪口 均	5 番 坂上 昌史	6 番 鱧谷 陽子
7 番 二見 裕子	8 番 渡辺 豊子	9 番 服部 脩二
10 番 矢野 正憲	11 番 佐古 員規	12 番 河合 弘樹
13 番 江川 慶子	14 番 坂上巳生男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	中尾 清彦
教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良夫
企 画 部 理 事	明松 大介	総 務 部 長	南 和仁
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 敦司
総 務 部 理 事	田宮 克昭	住 民 部 長	下中 博之
住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔	住 民 部 理 事	藤原 伸彦
健 康 福 祉 部 長	小山 高宏	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕二
事 業 部 長	泉谷 徹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄彦
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	中谷ゆかり	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	吉田 茂昭
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典夫		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	阪上 清隆	書	記	阪上 章
-------------	-------	---	---	------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

- 議案第 1 号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 事務分掌条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議について
- 議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 4 号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 議案第 5 号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第 6 号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 議案第 7 号 保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例
議案第11号 町道路線認定について
議案第12号 町道路線認定及び廃止について
議案第15号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第16号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第17号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第18号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）
議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算
議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算
議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算
議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算
議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算
議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算

追加付議議案

- 委員会提出議案第1号 議会委員会条例の一部を改正する条例
議員提出議案第1号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書
議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について

議長（重光俊則君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年3月熊取町議会定例会第5日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（重光俊則君）本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る3月15日午後1時30分から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成29年3月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、委員会提出の議案として、議会委員会条例の一部を改正する条例の件、議員提出議案として、無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の件、以上2件を追加議案といたします。

なお、本2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（重光俊則君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、委員会提出議案の議会委員会条例の一部を改正する条例の件及び議員提出議案の無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の件並びに議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上3件を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加することに決定いたしました。

議長(重光俊則君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例の件、日程第4 議案第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議についての件及び日程第5 議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算(第5号)についての件、以上5件を一括して議題といたします。

これらの議案は、総務文教常任委員会に付託され、審査を終わっております。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。服部総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(服部脩二君) それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る3月8日の本会議において本委員会に付託されました議案5件の審査を行うため、3月17日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算(第5号)の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長(重光俊則君) 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、採決を行います。

初めに、議案第1号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第2号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第3号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第13号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、議案第14号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、日程第6 議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件、日程第7 議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件、日程第8 議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件、日程第9 議案第7号 保育所条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第8号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第11号 町道路線認定についての件、日程第14 議案第12号 町道路線認定及び廃止についての件、日程第15 議案第15号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第16 議案第16号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第17 議案第17号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件及び日程第18 議案第18号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）の件、以上13件を一括して議題といたします。これらの議案は、事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わっております。

本13件に関し、委員長の報告を求めます。江川事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（江川慶子君） それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る3月8日の本会議において本委員会に付託されました議案13件の審査を行うため、3月15日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 保育所条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 町道路線認定についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 町道路線認定及び廃止についての件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第4号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第5号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第6号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第7号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号 保育所条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第8号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件について、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）日本共産党熊取町会議員団といたしまして、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

昨年、国民健康保険料賦課限度額を、医療分を1万円引き上げて52万円、支援分を1万円引き上げて17万円、介護分を2万円引き上げて16万円とし、4万円引き上げて合計で85万円に引き上げとしました。

今年度は、医療分を2万円引き上げて54万円、支援分を2万円引き上げて19万円、合計4万円引き上げて国基準と同額の89万円となります。平成20年度以来、毎年引き上げで、58万円だった賦課限度額が、平成29年度には89万円という高い水準になっています。

国保運営協議会の試算では、所得500万円の3人世帯では1万7,670円の負担増となります。しかも、所得500万円の3人世帯は、今年度の大幅引き上げで大打撃を受けています。平成27年度に比べ、約6万6,000円の負担増で、総額83万5,500円という大きな金額を払っています。このような世帯にさらに負担を求めるのが今回の改定であります。

賦課限度額の引き上げは、所得500万円台の中間層所得者への負担を押しつけるやり方であり、このような方法で保険料抑制を図ることは、国保加入者に責任を転嫁する手段だと言わなければなりません。

国民健康保険料は、組合健保などに入れない非正規の方や年金の方が多く、医療費高騰のもと、国保財政は構造的な問題を抱えております。国からは低所得者への軽減措置がされていますが、根本解決のためには国保負担割合をもっと大幅にふやす必要があります。

国への要求を続けるとともに、軽減措置から外れる低所得者、扶養家族の多い方の減免を自治体独自としての対策として取り組むべきであり、中間所得層への負担押しつけは、とるべき方法ではありません。

以上をもって、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対する討論といたしま

す。

議長（重光俊則君）次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 10名）

起立多数であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第10号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第11号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第12号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第15号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第16号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第17号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第18号について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、日程第19 議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算の件、日程第20 議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算の件、日程第21 議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第22 議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第23 議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程

第24 議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第25 議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算の件、以上7件を一括して議題といたします。

これらの議案は、予算審査特別委員会に付託され、審査を終わっております。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。鱧谷予算審査特別委員会委員長。

予算審査特別委員会委員長（鱧谷陽子君） 予算審査特別委員会報告をいたします。

去る3月13日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算の件ほか6件の審査を行うため、3月22日、23日、24日及び28日の4日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

その審査の中で出された意見、要望及び審査の結果について報告いたします。

まず、議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算の件について審査を行いました。

一般会計予算については、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項ごとでそれぞれ2班ずつ、計4班に区分して審査を行いました。

審査において活発な質疑応答があり、会派から意見、要望が提出されましたので、その報告をいたします。

まず、新政クラブ・新守クラブ代表からは、1、家庭教育・学校教育支援について、さまざまな問題を抱えている家庭への福祉的支援も含め、スクールソーシャルワーカー、ケースワーカー等の配置強化及び人材育成確保に努めていただきたい。また、自習室及び放課後学習の充実継続と、部活動支援として外部指導者などの積極的活用を拡大されたい。また、次期学習指導要領先行実施・全面実施に対応すべく、教職員の指導力向上に向けた研修会等の充実、ALTの増員など引き続き「教育のまち・熊取町」を確立していただきたい。

2、学校教育環境改善について、小学校普通教室へのエアコン設置、小・中学校のトイレの洋式化に向けて国からの補助を確保していただきたい。

3、スポーツ推進について、熊取町の恵まれたスポーツ環境から、子どもの体力の底上げや将来のアスリート創出、高齢者の介護予防、スポーツツーリズムの視点で地域活性化などを目的として、大阪体育大学（DASHプロジェクトと連携）初め各大学や各種団体、機関との連携をより密にし、合宿施設や国際規格に沿った施設導入等、思い切った施策を実施していただきたい。

4、特化した部署の組織見直しについて、前項実現に向けて、各部署横断的な施策を迅速に遂行するためにも、健康・スポーツを核とした町長部局での（仮称）健康スポーツ推進室の新設による業務の統合化をしていただきたい。

5、防災対策について、自主防災組織の設置率100%化と、情報共有意見交換の場として協議会の設置と、避難所へのWi-Fiを設置していただきたい。

6、熊取アトムサイエンスパーク構想について、BNCT実用化、治療施設の実現に向けての取り組みや、熊取アトムサイエンスパーク構想の実現に向けて、しっかりとした取り組みを進めていただきたい。

次に、熊取公明党代表からは、1、転入・定住促進策について、加速化交付金でこのたび作成したPR動画を活用しながら、新築住宅の固定資産税減免制度の再構築や若者の移住支援制度、三世同居・近居支援制度、結婚新生活支援制度等を創設し、若年層の転入・定住を積極的に推進されたい。また、出産記念品の贈呈についても、町全体で出産を奨励し、少子化対策を推進するために再構築を図られたい。

2、活力あふれるまちづくりについて、交流人口の拡大を図るため、永楽ゆめの森公園の来園者等の拡大につながるよう、道の駅について積極的に取り組まれたい。

3、小学校普通教室へのエアコン設置について、ボイラー使用禁止の中、エアコン整備が急がれる。国の交付金を活用してエアコン整備ができるように速やかに準備を進められたい。また、くまとりふるさと応援基金について、良好な教育環境づくりや、まちの活性化、子育て支援に基金を活用できるように条例改正についても取り組みを進め、小・中学校へのエアコン設置やトイレの洋式

化に活用できるように図られたい。

4、学校教育の充実について、いじめを断じて許さない環境づくり、他人を思いやる環境づくりを推進し、きめ細かな相談体制に積極的に取り組むためにスクールソーシャルワーカーを拡充し、いじめゼロ、不登校児ゼロを目指されたい。また、放課後の全ての子どもの安全な居場所づくりとして、放課後子ども教室の拡充に取り組まれたたい。

5、健康づくりの充実について、新たに導入された前立腺がん検診の周知徹底と胃がん検診の内視鏡検査及び胃がんリスク検診の導入を図り、がん検診受診率の向上に積極的に取り組まれたたい。また、健康ポイントアップ制度の拡充や中学生へのがん教育についても積極的に取り組まれたたい。

6、障がい者福祉の充実について、ヘルプマーク、ヘルプカードの導入を早急に図り、障がい福祉の向上に取り組まれたたい。また、手話言語条例に基づく手話の理解と普及及び人工内耳装着者のスピーチプロセッサの補装具としての取り扱い、専用ボタン電池への補助についても積極的に取り組まれたたい。

7、子育て支援について、B型肝炎ワクチン予防接種の3歳までの公費助成、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援として産婦健康診査事業の取り組み、産後ケア事業の実施について積極的に取り組みを進められたたい。また、不妊・不育治療費助成事業についても周知徹底を図られたたい。

8、防災・減災対策の充実について、各地区の自主防災組織の情報交換と育成を図るため、協議会の立ち上げに積極的に取り組まれたたい。また、被災者支援システムの導入についても早期に進められたたい。

9、町内を循環するひまわりバスについて、利用者へのアンケート調査を適宜実施し、駅西開発に伴い、駅への乗り入れやフリー乗降制度の拡充など、利便性の向上を図られたたい。

10、道路整備及び交通安全対策について、町道貝塚日根野線・東和苑西交差点右折レーン設置、そして長年の懸案であった町道小谷穴釜線の道路拡幅等について計画的に事業実施に取り組まれたたい。ひまわりドーム下通学路については、カーブで見通しが悪い中で、自転車と歩行者がカラー化で区別したとしても、同じ歩行空間を走歩行することは大変危険ではないかと思うので、しっかり対策を検討されたい。また、路面下空洞調査についても計画的に事業実施を進められたたい。

11、BNCT実用化の推進について、熊取アトムサイエンスパーク構想実現への取り組みを積極的に推進されたい。

次に、未来代表からは、1、転入・定住促進策について、自主財源の確保及び若者の転入増に伴う活力向上のため、近居支援政策の導入等、新たな政策導入を求める。

2、地方創生推進事業について、熊取町活性化に向け、大胆な施策実施に挑戦していただきたい。

3、地域活性化事業について、交流人口の増加に向けて、町内事業者がオール熊取で取り組める環境を整備していただきたい。

4、国際交流事業について、テレビ会議システムを導入し、訪問年には、事業に参加できない99%の子どもたちにも交流の機会を与え、事業の全容の周知活動にも取り組んでいただきたい。

5、住民提案協働事業について、住民協働のまちづくりを推進するため、住民が利用しやすい制度への改善に取り組んでいただきたい。

6、ひまわりバスについて、住民ニーズの多様化に伴う乗り継ぎに向けた改善や、駅前への乗り入れ等、利用者がさらにふえる取り組みを検討いただきたい。

7、永楽ゆめの森公園について、ゆめの森公園だけにとらわれず、公園周辺の自然を活用した施策の導入及び夏・秋の熱中症の予防、利用者増に向けた対策としての水遊び場の設置をお願いしたい。

8、小学校のエアコン設置及び小・中学校のトイレの洋式化について、早期実現に向けた計画を策定いただきたい。

9、防犯カメラについて、引き続き犯罪の抑止力につながる防犯カメラの増設及び設置したカメラの検証を行っていただきたい。

10、熊取図書館について、引き続き図書館の利用者拡大に向けて、大胆な発想を持って新しい施策を導入できるよう、図書館司書の視察費用の増額を検討していただきたい。

11、英語教育について、引き続き外国語指導助手（ALT）を活用した英語教育の充実や、放課後学習への支援をお願いしたい。

12、青年団について、活動の活性化や住民同士の交流が拡大していくよう、積極的な働きかけをお願いしたい。

13、談合問題について、徹底した債権回収に取り組んでいただきたい。

次に、熊愛の会代表からは、1、防犯カメラの設置、小・中学校のエアコン設置、消防団器具庫の耐震補強の予算化は、熊取町として重要な施策である。早期の実施と拡充に努めていただきたい。

2、熊取町の将来ビジョンを明確にして、地方創生戦略の見直しを行い、重要施策を早急に定めて、国・府に交付金や補助金の要望を行っていただきたい。

3、住民が納得できる談合事件の債権回収とこれまでの町政の評価に全力を挙げていただきたい。

4、泉州南消防組合の運営に関し、今後の町負担に関し、事前に町内で十分な検討評価を行い、適切な提言を行っていただきたい。

5、手軽に行き来できる英語圏の国との国際交流を早期に実現していただきたい。

6、京都大学の広大な敷地を活用するアトムサイエンスパークの早期実現に向け、京都大学原子炉実験所との連携協議を行っていただきたい。

7、熊取駅西開発に関して、ホテル誘致を含めた熊取駅周辺の再整備計画を早急に構築するとともに、ひまわりバスの駅乗り入れを早期に実現していただきたい。

8、町内の桜の木の再生及び将来を見越した桜ともみじの植樹計画を早急に定めていただきたい。また、奥山・雨山を関西で有数の桜ともみじの山とすべく、環境整備計画を早急に立案していただきたい。

9、高齢者、幼児、障がい者のためにも、永楽ゆめの森公園のバス停を早急に公園入り口に移動していただきたい。

10、大阪体育大学の協力を得て、中学校のクラブ活動を充実させるとともに、先生の負担軽減に取り組んでいただきたい。

11、町民体育大会、熊取ロードレースのさらなる活性化のためにも、南中学校に陸上部を設置していただきたい。

12、熊取町民が熊取町に誇りを持てるよう、小・中学生と大人の歴史の教育と学習環境を整備していただきたい。

13、鳥獣被害防止のため、猟友会のメンバーの若返りを促進するよう、資格取得などのための費用補助を充実していただきたい。

14、高齢者の健康維持のための事業体系を整理するとともに、健幸福祉創業事業を強化し、より多くの住民が参加できるようにしていただきたい。

15、熊取コロッケの熊取ブランドの確立を向けて、独自戦略の見直しをしていただきたい。

16、より多くの町民の方に町情報を見ていただくために、町広報のカラー化とA4サイズへの切りかえを早期に実現していただきたい。同時に、議会だよりのカラー化実現も要望します。

17、子育て世代の定住促進に向けて、転入優遇策を復旧していただきたい。

18、熊取町のイメージ向上に向け、自信を持ってシティプロモーションの活動ができるように、熊取町の魅力づくりとPRに全力を挙げていただきたい。

19、町職員の事務効率を改善し、現在よりも多くの事業に従事できるようにし、町民へのサービスを拡充していただきたい。

20、熊取町の魅力を向上させるためにも、他市町村からぬきんでた児童の英語力の育成や、全教科の学習レベルを向上させるために、放課後学習等での児童の学習支援の強化に向けて、住民の皆さんの力をフルに活用できるシステムを整備していただきたい。

21、各地域の老人憩の家は、日常の人の交流だけでなく、災害発生時の重要拠点として機能する必要がある。耐震化を含めた老朽化対策の早期実施をお願いしたい。

22、こども会、青年団、婦人会の活動の再活性化に向けた支援を強化していただきたい。

次に、日本共産党熊取町会議員団代表からは、1、職員の非正規率が56.3%となっています。恒常的な業務は正職員を基本とし、サービス残業が発生しないよう勤務の実態把握に努め、適正な人員配置に努められたい。特に、保育士、図書館司書の欠員を非正規職員で穴埋めしている状況が恒常化しないよう、年度途中でも対応を図られたい。

2、徴収向上に努めることは必要な課題ではありますが、滞納に至った経過をきちんと調査し、差し押さえなどによって住民が生活困難に陥ることのないよう配慮されたい。

3、学童保育については、大規模化に対応した施設整備など、子どもたちが安心して放課後を過ごせるよう、保育環境の改善に努められたい。

4、学校施設については、小学校のエアコン設置やトイレの洋式化など、学習環境の改善に努められたい。就学援助については、入学準備に間に合うよう支給されたい。特に、中学校の入学準備金の支給を早められたい。

5、ごみの不法投棄対策を強め、小型不燃ごみの定期収集を検討されたい。

6、永楽ゆめの森公園の管理、運営については、利用者と地域住民にとって安全で快適な公園となるよう、万全の体制で臨まれたい。駐車場有料化については、利用者の意見を十分に反映されたい。

7、安全第一の道路整備、交差点改良、歩道確保に努め、路面標示など交通安全施設の適正管理に努められたい。

8、地元業者の育成と定住促進を進めるリフォーム助成の復活を求める。

以上の意見、要望が出されました。

そして、採決の結果、議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算の件、議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算の件、議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算の件、以上6件についての審査を行い、活発な質疑応答の後、会派から意見、要望が出されましたので、その報告をいたします。

まず、熊取公明党代表から、下水道事業特別会計について、下水道整備について、事業認可区域の拡大を含めた事業計画変更業務に取り組まれることを大変評価いたします。普及率や使用料が拡大する地域へ整備計画の拡大を図り、より効果的・効率的な事業運営になるよう積極的に取り組まれたい。公営企業法の適用についても、平成30年度からの導入に向け、計画的に効率的に取り組まれたい。

国民健康保険事業特別会計について、健康ポイントアップ事業を積極的に推進し、特定健診の受診率向上を図られたい。また、ジェネリック医薬品個別差額通知のさらなる拡充等、医療費抑制にも取り組まれたい。平成30年度からの都道府県化については、住民への情報提供やきめ細かな説明等、適切な対応を図られたい。

介護保険特別会計について、今年度は第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の最終年度となります。介護保険制度の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業が実施されます。タピオ体操プラスの地域展開による介護予防事業を積極的に推進されたい。認知症予防については、認知症簡易チェックシステムを導入し、認知症の早期発見に努められたい。また、徘徊高齢者等SOSネットワーク支援事業や認知症カフェ、高齢者見守りネットワークの構築等、高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らすことができるように地域包括ケアシステムの構築に計画的に取り組み

を進められたい。

墓地事業特別会計について、永楽ゆめの森公園の駐車場の有料化に伴い、車での墓苑来園者には専用カードでの対応を図られていますが、ひまわりバス利用者は、バス停が平成28年8月から移動し、墓苑入り口まで緩やかな坂道を歩かなければならなくなっています。墓苑を来苑する高齢者や障がい者の方への配慮としての対策を検討されたい。

次に、日本共産党熊取町会議員団代表から、国民健康保険事業特別会計について、国庫負担の増額が必要であるが、住民生活を守る自治体として、保険料軽減のため、一般会計からの繰り入れ増額を検討されたい。共同事業の拠出金超過については、国・府に対し財政措置を要求しつつ、広域化に当たっては、保険料の抑制が実現できるよう大阪府に要望されたい。資格証明書や短期証の発行は極力抑え、きめ細かい納付相談、減免制度の拡充を求める。生活に影響を及ぼす差し押さえはやめられたい。

介護保険特別会計について、国の制度改革で要支援の方がサービスを受けられなくなるおそれがある。町の事業に移行してもサービス低下とならないよう、最大限の努力を求める。地域包括支援センターとは、連携をとりつつ、町の公的責任で安心のできる運営を維持されたい。保険料減免制度の周知に努め、利用料減免も検討されたい。

墓地事業特別会計について、墓地と公園の一体的な管理が行われている。永楽公園の駐車場有料化によって墓地利用者に影響が出ないように、公園担当課と調整しながら運営に努められたい。共同墓地の設置も検討されたい。

水道事業会計、下水道事業特別会計について、低所得者などへの減免制度を検討されたい。水道の安全性のPRに努め、引き続き耐震管路への更新に努められたい。また、下水道整備完了地区における水洗化促進に努め、未整備地区については、国の交付金を活用しながら整備促進に努められたい。

次に、熊愛の会代表から、国民健康保険事業特別会計について、税金や保険料の収納は、住民の行政に対する信頼に基づくものである。国民健康保険の保険料額の算出と周知に当たっては、算出根拠と値上げ（値下げ）の理由を、町民が理解できるまで、わかりやすくかつ漏れなく説明していただきたい。また、平成30年度からの大阪府国民健康保険料統一に関しては、できるだけ早期に試算値とその根拠情報を町民にわかりやすく説明していただきたい。

介護保険特別会計について、介護予防、生活支援サービス並びに一般介護予防事業の体制と人を拡充し、多くの高齢者が元気に暮らせるまちづくりを目指していただきたい。

墓地事業特別会計について、多くの重要な個人情報が含まれている墓苑の使用許可や返却手続等の事務を、永楽ゆめの森公園の維持管理者に委託しないでいただきたい。また、墓苑利用の高齢者や小さな子ども連れの方は、ひまわりバスを利用しても、現状では長い坂道を歩いて上がりおりしなくてはならない。住民サービスの低下を容認している現状は、早急に改善していただきたい。

以上の意見、要望が出されました。

そして、本6件について採決を行った結果、議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算の件については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算の件については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算の件については、賛成全員で原案のと

おり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（重光俊則君）以上で、予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

それでは、質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第19号から議案第25号までの7件について、一括して討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第25号までの7件について、一括して討論を行います。

初めに、これら7件について、原案に反対の方の発言を許します。江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして、私から熊取町平成29年度予算に対する反対討論を行います。

2017年度、平成29年度予算は、藤原町長2年目の本格予算となります。町長の所信表明の中に、中学校の1・2年生の普通教室と特別教室へエアコンの整備、大規模地震などの災害発生時に備えて消防団の分団器具庫の耐震改修等が計上され、歓迎するところであります。

しかし、平成29年度予算については、前年度予算と比べ、基本的な問題は解決されていないと判断し、一般会計と国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の3つの特別会計に反対の意思を表明いたします。

まず、一般会計ですが、第1に、職員の非正規率が56.3%と増加し、非正規職員への依存がますます大きくなっていること、そのことが正規職員の負担を大きくしている懸念があります。恒常的に発生している業務は正職員を基本とすべきであり、安易な嘱託、臨職への置きかえは、職場全体の士気にもかかわり、ひいては住民サービスの低下につながります。

第2は、超過勤務抑制の問題です。残業のない勤務体制は大切であります。極端な残業抑制はサービス残業につながります。残業のない職員配置と職員の自主的な勤務改善を求めます。

第3に、国保会計への法定外繰り入れが少ないことです。国保料の負担を国保加入者だけで解決すべしとの姿勢に終始していることです。

第4に、徴収業務は大切なことですが、窓口相談へ来ることを前提とした相談業務では滞納者の実態がつかめません。通帳などの差し押さえの増加により、生活困窮に陥るケースが生まれています。

次に、国民健康保険事業特別会計については、保険料の値上げで払いたくても払えない状況が生まれています。国に対して国庫負担の増額が必要であります。住民生活を守る自治体として、一般会計からの繰り入れを増額し、減免制度の拡充など住民負担の軽減に最大限の力を注ぐべきであります。

介護保険特別会計については、国の制度改革で要支援の方がサービスを受けられなくなるおそれがあります。国保同様に負担の大きさが問題です。利用料減免の創設、保険料減免の拡充などの課題が残されています。

後期高齢者医療特別会計についても、制度開始当初に比べ、保険料が随分高くなっています。高齢者だけの別枠医療保険制度であり、制度の廃止を求める立場から、この予算には反対します。

以上で、日本共産党熊取町会議員団を代表しての反対討論といたします。

議長（重光俊則君）次に、原案に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）私は、議案第19号から第25号までの平成29年度熊取町一般会計予算、各特別会計予

算、水道事業会計予算につきまして、熊取公明党を代表いたしまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計についてですが、骨格予算であった前年度に比べて、約1.3%減の予算となっております。国の地方財政計画の見通し等により、地方消費税交付金や配当割交付金が減少し、その財源不足を財政調整基金から7億3,500万円繰り入れ、収支の均衡を図っている状況で、決して財政状況はよいとは言えない状況です。

そのような中、平成29年度予算は、行財政改革を基本として、人口減少問題等を見据え、地方創生による財源確保やまちの活性化をいかに推進していくかが問われる予算となっております。

地方創生戦略の転入・定住促進策として、加速化交付金で作成したPR動画を活用し、若年層のさらなる転入・定住の推進、熊取町ブランドの熊取コロケによるまちのにぎわいづくり、永楽ゆめの森公園による交流人口の拡大に大いに期待するものでございます。

主要施策についてですが、町立中学校普通教室へのエアコン設置については評価するものでありますが、小学校普通教室については、ボイラー使用禁止のため、国の交付金を活用して早期にエアコン整備できるように、速やかに準備を進められることを強く要望いたします。また、トイレの洋式化についても、計画的に進められることを望みます。

学校教育の充実については、全小・中学校に外国人指導助手の配置、各中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置、放課後学習等、評価するものでありますが、子どもたちの安全な居場所づくりとして、全ての小学校で放課後子ども教室が取り込まれるように望むものであります。

子ども施策の充実については、すすすくステーションによる相談支援や、産後2週間サポート事業、不妊・不育治療費助成事業等、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援が取り込まれ、大変評価できるものですが、今後は産後ケア事業の実施、産婦健康診査事業の導入、B型肝炎ワクチン予防接種の3歳までの公費助成等と、さらなる施策の充実を望むものであります。

健康づくりの充実については、前立腺がん検診の導入、健康ポイントアップ事業の拡充、がん検診の受診勧奨など、評価できるものでありますが、さらに受診しやすい環境づくりとして、胃内視鏡検査及び胃がんリスク検診の導入を望むものであります。

障がい者福祉の充実については、手話言語条例に基づき、手話への理解と普及を推進するために、手話に関する施策を総合的・計画的に取り組んでいかれることについては大変評価できるものですが、障がい者の方への理解と協力を推進するためのヘルプマーク、ヘルプカードの導入についても早急に取り組まれることを望むものであります。

安全・安心なまちづくりとして、犯罪の抑止力となる防犯カメラについて、28年度は10台設置し、29年度は40台の設置、LED防犯灯の新設を図るなど大変評価するものであります。

また、交通安全対策として、路側帯のカラー化についても、順次取り組みを進められることを望むものであります。

道路整備については、町道小谷穴釜線道路改良事業や町道貝塚日根野線交差点改良事業等が前進しているようで、着実なる事業の実施に大いに期待するものです。

また、ひまわりドーム下通学路の安全・安心な歩行空間の確保のための詳細設計、道路舗装修繕工事、道路橋梁修繕事業、道路陥没を未然に防ぐための路面下空洞調査の実施など、計画的に事業を推進されることを望むものであります。

住民サービス向上として、小型不燃ごみの拠点回収については、役場と駅下にぎわい館に加え、3カ所の拠点の増設に取り込まれ、大変評価するものです。今後は、煉瓦館や図書館等も拠点に追加されることを望むものです。

また、ひまわりバスについては、昨年より土日運行が開始され、利便性向上に積極的に取り組まれており、評価するものですが、今後は、駅西開発に伴い、駅への乗り入れやフリー乗降制度のさらなる拡充、住民アンケート等を実施し、適宜見直しを望むものであります。

なお、全般として、今後におきましても厳しい財政状況ではありますが、さらなる転入・定住促

進策の拡充、熊取アトムサイエンスパーク構想の実現に向けた取り組み、永楽ゆめの森公園を基軸とした観光プロモーション事業、道の駅の導入など、わくわく、どきどきするような地方創生、まちの活性化に全力で取り組んでいただくことを強く要望いたします。

次に、下水道事業特別会計についてです。

下水道整備について、事業認可区域の拡大を含めた事業計画変更業務に取り組まれることを大変評価するものであります。普及率や使用量が拡大する地域への整備計画の拡大を図り、より効果的・効率的な事業運営になるよう積極的に取り組まれることを望むものです。

また、地方公営企業法の適用についても、平成30年度予算から導入されますが、持続可能な下水道事業の推進に期待するものです。

次に、国民健康保険事業特別会計についてです。

特定健診の受診率向上を推進するために、健康ポイントアップ事業の導入、未受診者への電話勧奨などに取り組み、またジェネリック医薬品個別差額通知の実施、29年度は重複・頻回受診訪問指導の取り組みを図るなど、医療費適正化のための対策を講じられていることを大変評価するものです。

平成30年度からの都道府県化については、住民の皆様への情報提供やきめ細かな説明等、適切に対応され、より一層の国保財政の健全化に努めていただくことを望むものであります。

次に、介護保険特別会計についてです。

介護保険制度の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業が実施されます。タピオ体操プラスの地域展開による介護予防事業に大変期待しております。

また、認知症施策については、徘徊高齢者SOSネットワーク支援事業、認知症カフェ、認知症初期集中支援チームの設置など評価するものですが、さらなる認知症予防として、認知症簡易チェックシステムを導入し、認知症の早期発見に努められることを望むものです。

また、高齢者見守りネットワークの構築など、高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らすことができるように、地域包括ケアシステムの構築に計画的に取り組まれることを望むものです。

次に、墓地事業特別会計についてです。

永楽ゆめの森公園の駐車場の有料化に伴い、車での墓苑来園者には専用の駐車カードでの対応が図られており、大変評価するものですが、ひまわりバス利用者については、バス停が昨年8月より移動し、墓苑入り口まで緩やかな坂道を歩かなければなりません。墓苑を来苑する高齢者や障がい者の方への配慮としての対策を望むものです。

また、永楽ゆめの森公園と一体管理するために、指定管理者制度の導入について準備を進められているようですが、情報管理の徹底と住民サービスの向上に努められることをあわせて望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計については、高齢者の皆様が安心して医療を受けることができるように、制度の継続ときめ細やかな相談体制を願うものです。

最後に、水道事業会計については、水道事業計画の給水人口等を見直し、30年度からの国の交付金確保に向けた整備計画の策定等、大変評価するものです。今後も引き続き、南海トラフ巨大地震に備え、水道施設の耐震化をより一層進めながら、熊取町水道事業ビジョンに基づき、安全で安心な水を安定的に供給できるように取り組んでいただくとともに、より一層の健全な企業経営に努められることを望むものであります。

以上、熊取公明党の賛成討論とさせていただきます。

議長（重光俊則君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、採決を行います。

議案第19号から議案第25号までの7件について、順次採決を行います。

初めに、議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 10名)

起立多数であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 10名)

起立多数であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 10名)

起立多数であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 10名)

起立多数であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、追加議事日程第1 委員会提出議案第1号 議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）委員会提出議案第1号 議会委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

追加議案書の追-1ページをお開きください。

この条例案につきましては、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により議会運営委員会から提出するものでございます。

提案理由ですが、事務分掌条例の一部が改正されることに伴い、議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

改正内容ですが、説明につきましては、ピンク色の分界紙の後ろの資料追-1、議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表により行います。

それでは、資料追-1をごらんください。

右が現行、左が改正案となっております。

現行の第2条第2号中、下線部分「事業部」を、改正案の下線部分「都市整備部」に改めるものです。

本文の追-2ページにお戻りください。

附則ですが、この条例は平成29年4月1日から施行すると規定するものです。

以上で、委員会提出議案第1号 議会委員会条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 議会委員会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（重光俊則君）次に、追加議事日程第2 議員提出議案第1号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。坂上議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（坂上巳生男君）それでは、議員提出議案第1号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追-3ページをお開きください。

議員提出議案第1号 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	坂上巳生男
賛成者	熊取町議会議員	文野 慎治
同じく		阪口 均
同じく		鱧谷 陽子
同じく		渡辺 豊子
同じく		矢野 正憲
同じく		佐古 員規

でございます。

案文の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、通信環境の整備、とりわけ無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備は喫緊の課題となっています。

2014年度に観光庁が行った「平成26年度訪日外国人旅行者の国内における受入環境整備に関する現状調査結果」によると、旅行中最も困ったこととして、無料公衆無線LAN環境が30.2%と最も高く、特に公共施設や観光施設におけるWi-Fi環境の普及や利用手続きの簡便性の面での課題が指摘されています。

政府は、防災の観点から、2020年までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指しており、また空港や駅・鉄道、宿泊施設など人が多く出入りする場所には、民間での設置を働きかけています。

Wi-Fi環境の整備促進は、インバウンドのさらなる増加だけでなく、防災拠点となる公共施設等の災害時における通信手段の確保にも大きく貢献することから、以下の項目について強く要望します。

記

1. 鉄道・バス等の公共交通機関やホテル・旅館等の宿泊施設などの民間施設に対するWi-Fi整備支援事業を一層拡充すること。
2. 日本遺産・国立公園等の観光拠点や観光案内所におけるWi-Fi環境の整備を一層促進し、観光地の機能向上や利便性向上及びセキュリティ面の強化を図ること。
3. 防災の観点から、避難所・避難場所の学校、市民センター、公民館等の防災拠点や、博物館・自然公園等の被災場所として想定される公的拠点へのWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体に対して、財政的支援措置を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年3月30日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上、1件についてよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（重光俊則君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省

略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議員提出議案第1号 無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長(重光俊則君)次に、追加議事日程第3 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、平成29年3月定例会閉会から平成29年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、平成29年3月定例会閉会から平成29年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(重光俊則君)お諮りいたします。以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。よって、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございました。平成29年度におきましても、限られた財源の中で計画的かつ効率的な行財政運営を進めてまいります。また、本定例会においてご指摘、ご要望いただきました事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、桜も咲き始め、いよいよ春らしい時期となりました。この週末には、春の風物詩、永楽さくら祭りが始まります。さまざまなイベントも企画されておりますので、議員の皆様方におかれましては、ぜひ足をお運びいただければと存じます。

最後に、今後とも町政の運営並びに事務事業の執行に際しまして、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、まことにありがとうございました。

議長(重光俊則君)以上で、平成29年3月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「11時45分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成29年3月30日

熊取町議会

議 長

重 光 俊 則

議 員

坂 上 昌 史

議 員

鱧 谷 陽 子